

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (米ドルコース)(円ヘッジコース)

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月15日に関東財務局長に提出しており、2026年4月16日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2026年4月15日
発行者名	: アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)	: 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所	

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	46
第3【ファンドの経理状況】	52
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	126
第三部【委託会社等の情報】	127
約款	184

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）」を「米ドルコース」または「毎月分配型（米ドルコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」を「円ヘッジコース」または「毎月分配型（円ヘッジコース）」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2026年4月16日から2026年10月15日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(1 0) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(1 1) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(1 2) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(債券 公債))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月) 年12回 (毎月)	欧州 アジア オセアニア		
不動産投信	日々	中南米		
その他資産 (投資信託証券(債券 公債))	その他 ()	アフリカ 中近東 (中東)		
資産組合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング	ファンド・オブ・ファンズ	なし

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産(投資信託証券(債券 公債))

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産(収益の源泉)」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回(毎月)

目論見書または投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジあり(フルヘッジ)

目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行なう旨の記載があるものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

③ ファンドの特色

特 長
1

**米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、幅広く分散投資を行ないます。
なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を含む場合があります。**

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、アモーヴァ・アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特 長
2

毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、ブラジルリアルコース、トルコリラコース）の各コース間で、スイッチングが可能です。

※原則として毎月（原則15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行えない場合があります。

特 長
3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。

円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。

ブラジルリアルコース、トルコリラコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

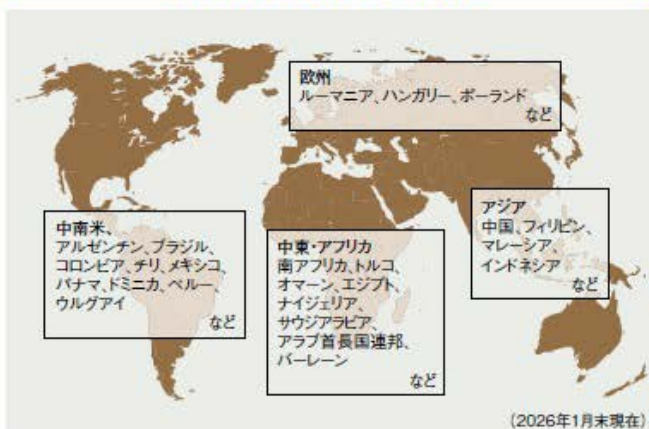
（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円をかう取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行いません。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り(%)



- ※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。
- ※利回りは切り捨てにて端数処理しています。
- ※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
- ※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
- ※当資料に示す各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

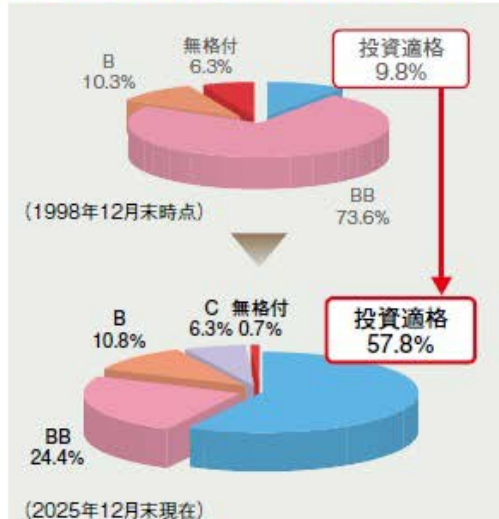
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2026年1月末現在)		格付
先進国		
ドイツ	AAA	
米国	AA+	
日本	A+	
新興国		
新興国の平均	BB+	
アラブ首長国連邦	AA	
中国	A+	
チリ	A+	
サウジアラビア	A+	
ポーランド	A	
メキシコ	BBB+	
フィリピン	BBB+	
インドネシア	BBB	
オマーン	BBB-	
コロンビア	BB+	
ブラジル	BB	
トルコ	BB-	

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



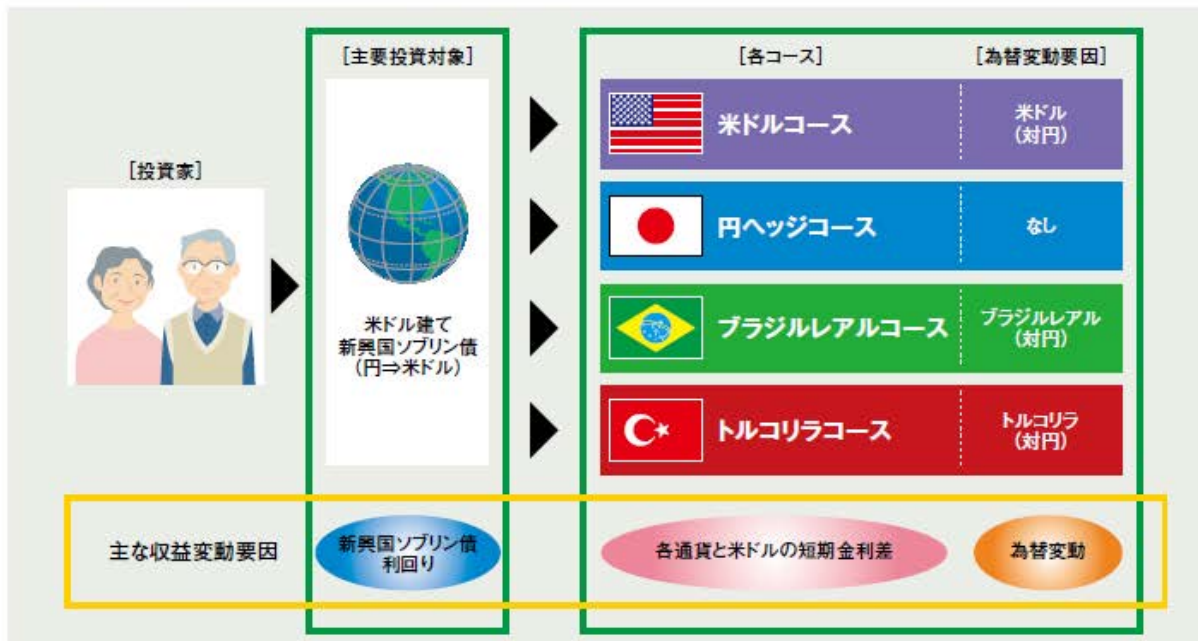
- ※各国の格付はスタンダード・アンド・プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。
- ※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイドの平均格付です。
- ※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
- ※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

- ※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。
- ※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。
- ※JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。
- ※信頼できると判断したデータをもとにアモューヴァ・アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

- 「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」では、米ドル売り^注／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

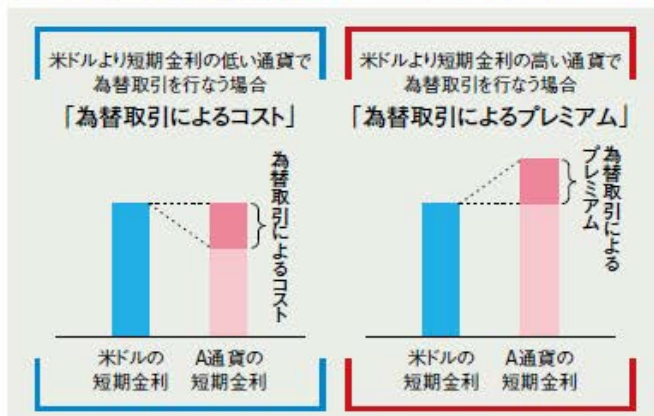
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

- 当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待されます。一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

(米ドル資産に対する)為替取引によるコスト/プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することあれば、その逆に縮小すること考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

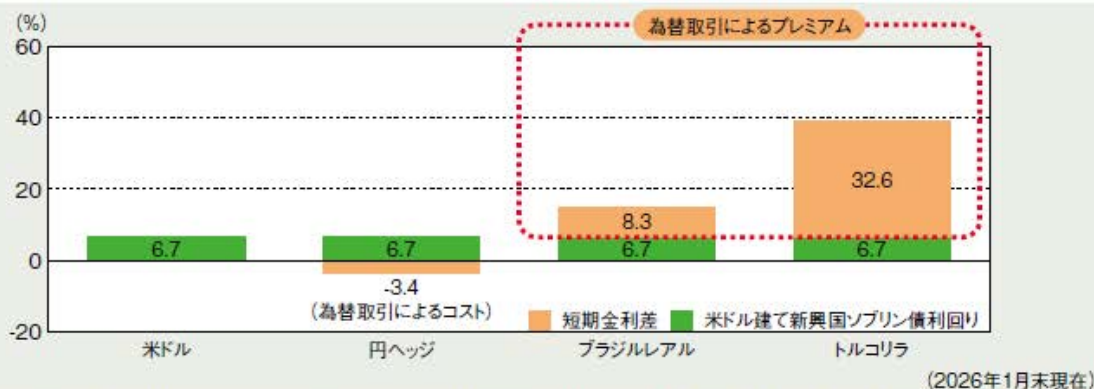


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

＜ご参考＞ 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)／プレミアム(金利差相当分の収益)を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト／プレミアム



- ※為替取引によるプレミアム(コスト)の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。なお、上記グラフの短期金利差は、各国通貨のフォワードレートとスポットレートから算出した数値を用いています。
- ※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケッツ・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイドの最終利回り
- ※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト／プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。
- ※上記は切り捨てにて端数処理しています。
- ※為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

- 各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

基準価額の上昇要因 ↑		各コース	基準価額の下落要因 ↓	
米ドル建て新興国債券の利回り低下(価格上昇)	円安／米ドル高	毎月分配型(米ドルコース)	円高／米ドル安	米ドル建て新興国債券の利回り上昇(価格下落)
	(円安／米ドル高でもプラスの影響はありません) 米ドル短期金利 < 円短期金利	毎月分配型(円ヘッジコース)	(円高／米ドル安でもマイナスの影響はありません) 米ドル短期金利 > 円短期金利	
新興国の信用格付の引き上げ	円安／ブラジルレアル高 米ドル短期金利 < ブラジルレアル短期金利	毎月分配型(ブラジルレアルコース)	円高／ブラジルレアル安 米ドル短期金利 > ブラジルレアル短期金利	新興国の信用格付の引き下げ
	円安／トルコリラ高 米ドル短期金利 < トルコリラ短期金利	毎月分配型(トルコリラコース)	円高／トルコリラ安 米ドル短期金利 > トルコリラ短期金利	

- ※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。
- ※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。
- ※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
- ※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているかにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

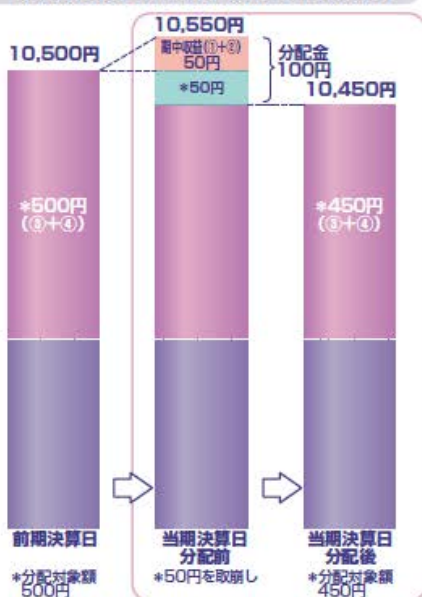
投資信託で分配金が支払われるイメージ



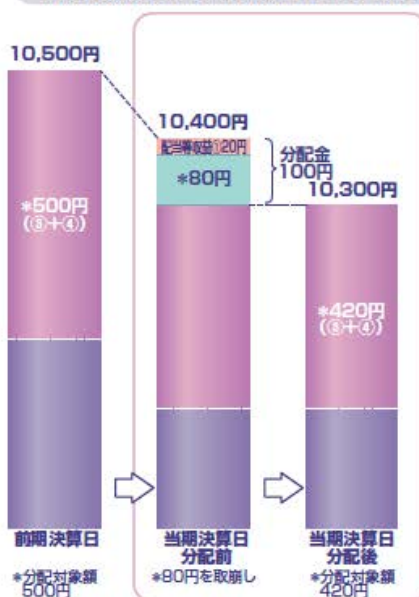
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※ 上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



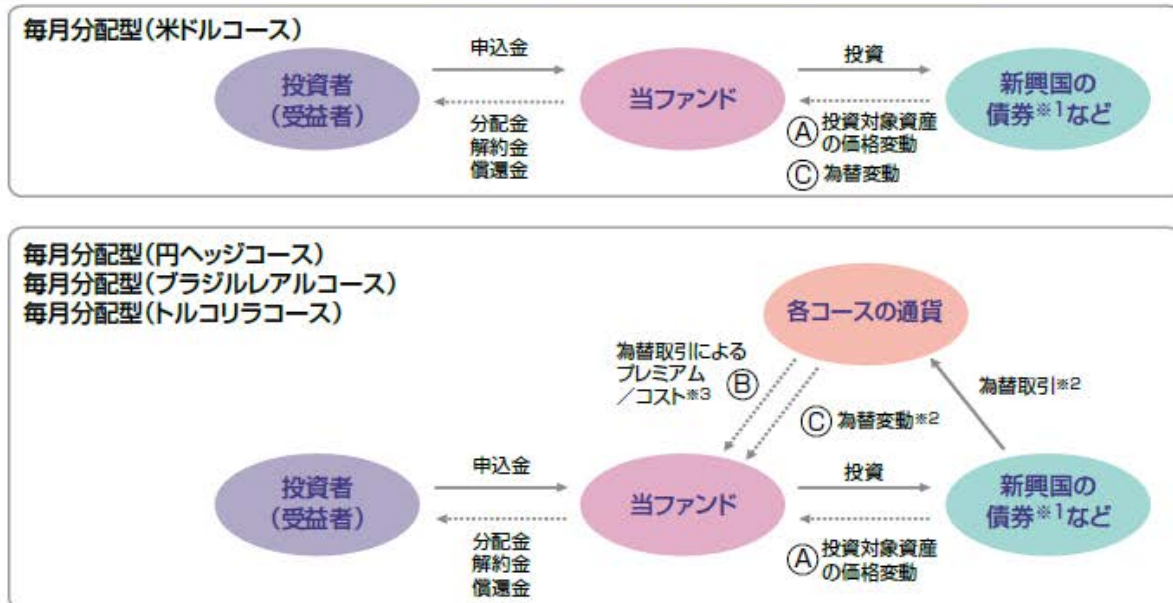
※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・ 普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※¹ 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行います。

※² 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り/円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。

※³ 為替取引によるプレミアム/コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益/費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉		①	②	③
収益の源泉		債券の値上がり/値下がり	為替ヘッジプレミアム/コスト	為替差益/差損
毎月分配型 (米ドル コース)	収益を得られる ケース	債券価格の上昇	為替ヘッジを 行なわないので ありません。	為替差益の発生 原資産通貨に対して 円安
	損失やコストが 発生するケース	債券価格の下落		為替差損の発生 原資産通貨に対して 円高
収益の源泉		①	②	③
収益の源泉		債券の値上がり/値下がり	為替ヘッジプレミアム/コスト	為替差益/差損
毎月分配型 (円ヘッジ コース)	収益を得られる ケース	債券価格の上昇	ヘッジプレミアムの発生 円の金利 - 原資産通貨の金利 が プラス	原則として 為替ヘッジを行ない、 為替変動リスクの 低減を図ります。
	損失やコストが 発生するケース	債券価格の下落	ヘッジコストの発生 円の金利 - 原資産通貨の金利 が マイナス	

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

収益の源泉		=	①	+	②	+	③
毎月分配型 (ブラジルリアルコース) ・ 毎月分配型 (トルコリラコース)	収益を 得られる ケース		債券価格の上昇		プレミアム(金利差相当分の 収益)の発生 各コースの通貨の金利 — 原資産通貨の 金利 が プラス		為替差益の発生 各コースの通貨に対して 円安
	損失や コストが 発生する ケース		債券価格の下落		コスト(金利差相当分の 費用)の発生 各コースの通貨の金利 — 原資産通貨の 金利 が マイナス		為替差損の発生 各コースの通貨に対して 円高

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

■為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

「日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」のことを「毎月分配型(米ドルコース)」、
「日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」のことを「毎月分配型(円ヘッジコース)」、
「日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」のことを「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、
「日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」のことを「毎月分配型(トルコリラコース)」、
とすることがあります。

④ 信託金限度額

- ・各ファンド毎に、5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）>

2003 年 9 月 30 日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2006 年 2 月 17 日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド（毎月分配型）

2009 年 6 月 16 日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 A（ヘッジなし）

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

2006 年 3 月 7 日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2009 年 6 月 16 日

- ・ファンド名称変更

新名称：日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

旧名称：日興・ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 B（ヘッジあり）

2010 年 7 月 15 日

- ・信託期間の更新（信託終了日を 2011 年 7 月 15 日から 2016 年 4 月 15 日へ変更）

2014 年 4 月 16 日

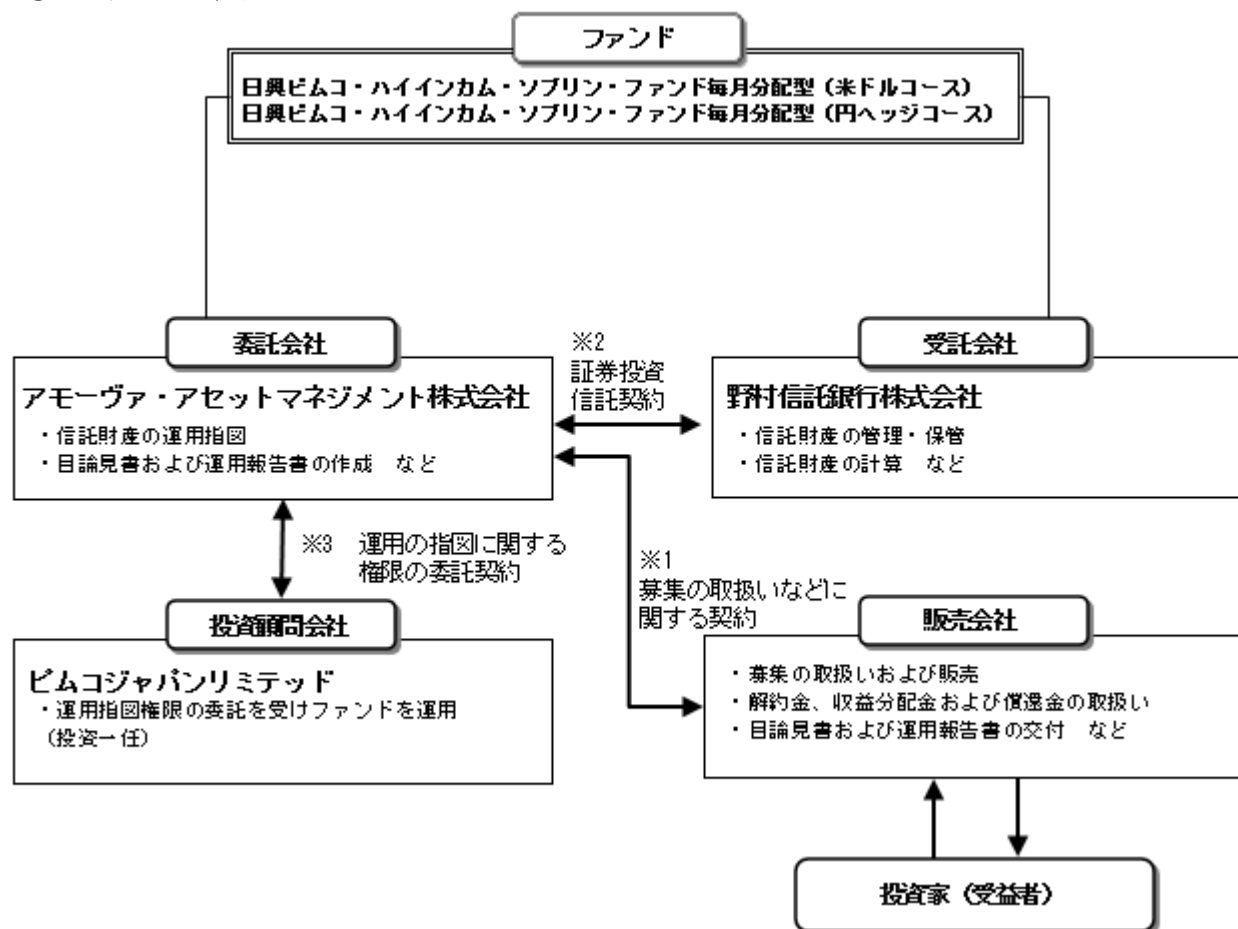
- ・信託期間の更新（信託終了日を 2016 年 4 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）

2023 年 4 月 15 日

- ・信託期間の更新（信託終了日を 2024 年 1 月 15 日から 2029 年 1 月 15 日へ変更）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況 (2026 年 1 月末現在)

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興証券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025 年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	192,211,000 株	97.562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

- ・以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。
- ・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。
- ・ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) ＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」

2) 証券投資信託 「マネー・オープン・マザーファンド」

3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

- 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

＜PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

＜PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）＞（バミューダ籍円建外国投資信託）

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	＜PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド＞ ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券を主要投資対象とし、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。 ＜PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）＞ ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券を主要投資対象とし、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジあり・円ベース）をベンチマークとして、これを上回る投資成果をめざしつつ、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替ヘッジを行ないます。なお、ヘッジコストなどを勘案して、当該外貨建資産と異なる通貨により為替ヘッジを行なうことがあります。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

(ご参考)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D >

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびC P 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	・ J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・ 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・ B 格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% まで可能とします。 ・ ファンドの平均デュレーションは、通常的环境下、ベンチマークの平均デュレーション±2 年以内とします。 ・ ファンドは、1 発行体に資産の 10% を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・ 原則として、ファンドの純資産総額の 95% 以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・ 流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% までとします。 ・ ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100% を超えないものとします。 ・ 資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10% を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。

その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

<マネー・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行いません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。

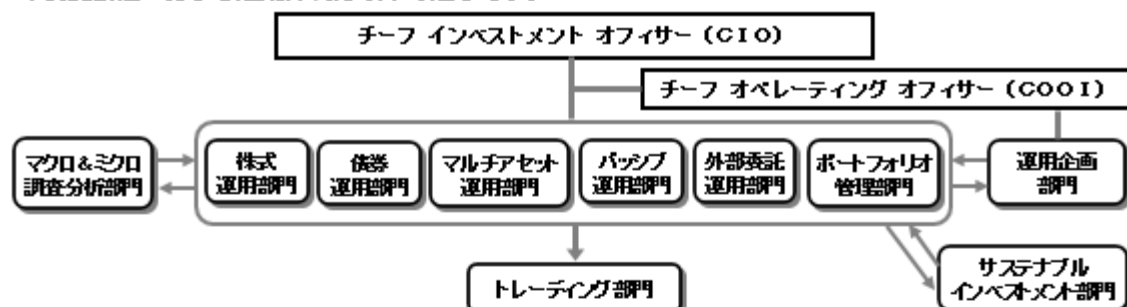
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。

その他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003 年 3 月 28 日設定）
決算日	毎年 1 月 15 日（休業日の場合は翌営業日）

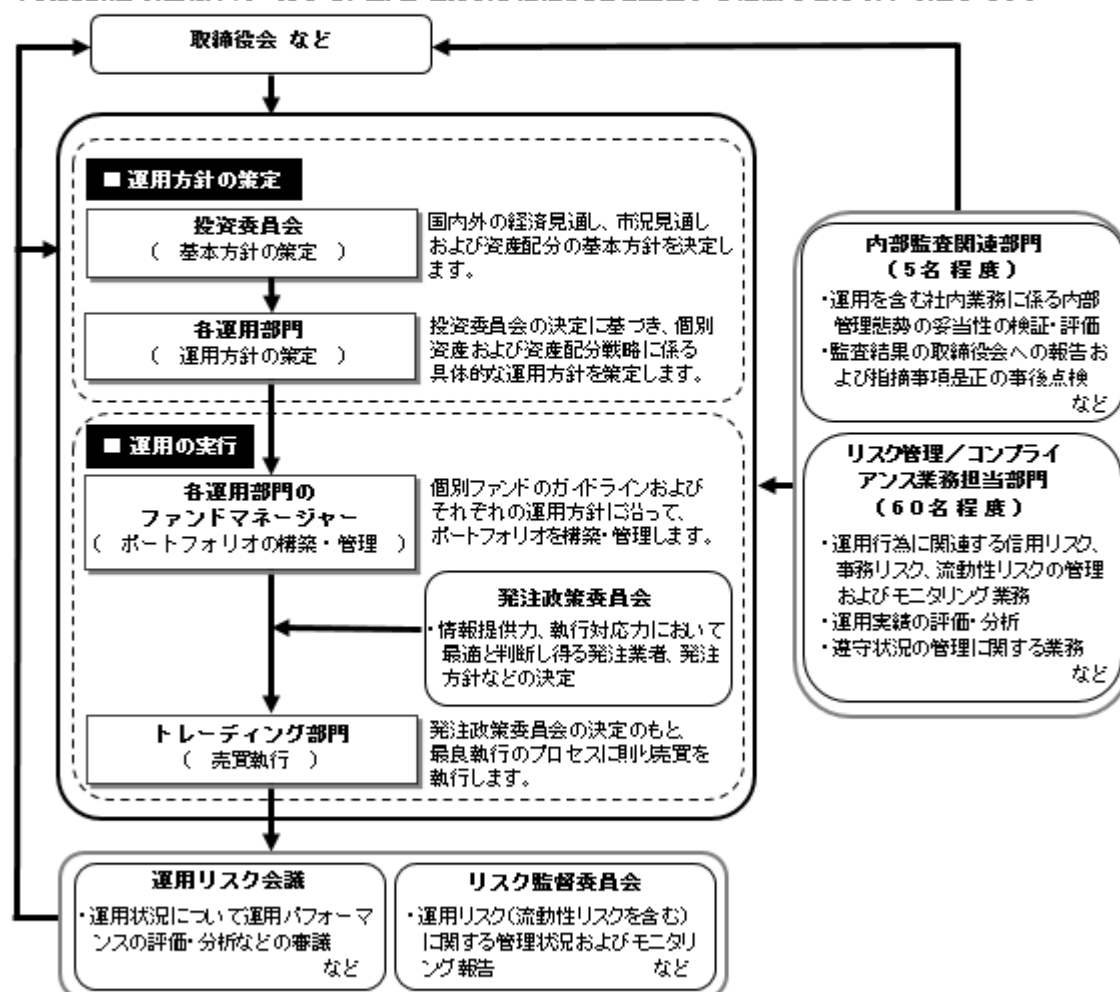
(3)【運用体制】

<委託会社における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

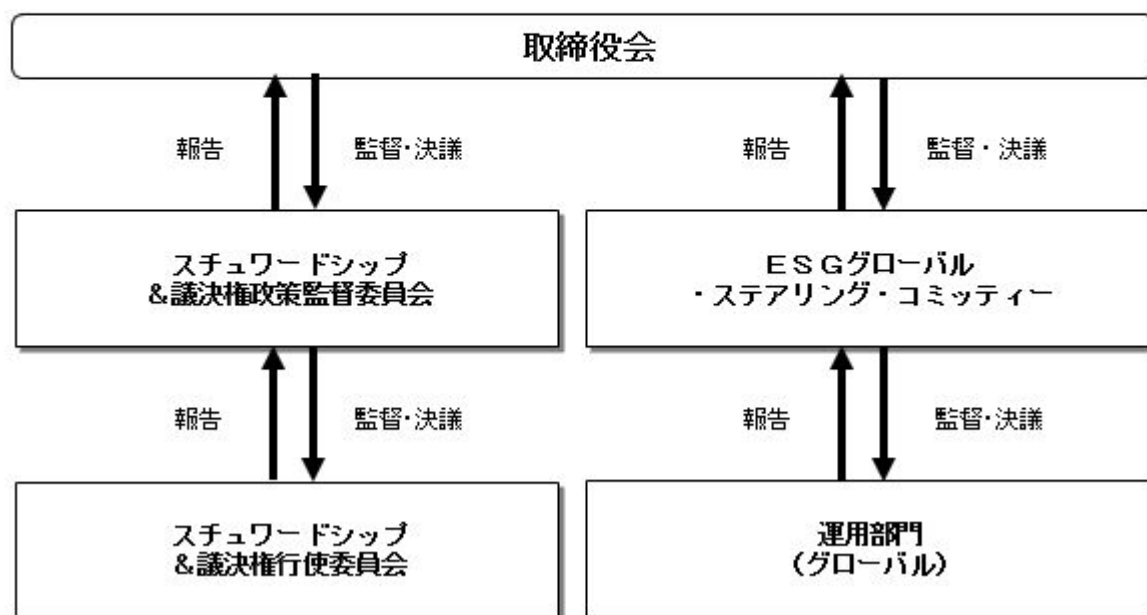
「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2026年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの運用は、委託会社であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
- ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」および「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」は、PIMCOが運用します。

< PIMCOにおける運用体制 >

< 優位性を発揮するPIMCOのエマージング債券運用プロセス >

PIMCOは、魅力的な投資機会を発掘するとともに、投資対象のデフォルト・リスクの回避をめざし、以下のような運用プロセスを構築しています。

ファンダメンタルズ分析

経済および金融市場のファンダメンタルズ、社会的政治的安定度、長期的な経済成長の可能性などの分析に基づいた長期予測を行ないます。

外部環境の評価

エマージング市場が先進国の経済成長および金利動向、商品市場などから受ける影響を予測します。

マーケットのテクニカル分析

流動性、エクスポージャーの集中、レバレッジ、投資家基盤の構造を含む市場ダイナミックスの分析を行ないます。

付加価値の源泉を多様化、ポートフォリオの最適化を行ないます。

※上記は 2025 年 12 月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

4) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

5) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を

割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

◆米ドルコース

投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として為替ヘッジを行なわないため、米ドルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場が米ドルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

◆円ヘッジコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、円買いの為替ヘッジを行なうことで組入資産に対する為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、円の金利が米ドル金利より低い場合、米ドルと円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。為替および金利の動向によっては、為替ヘッジに伴うヘッジコストが予想以上に発生する場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。

- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項

- ◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。

- ◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項

一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。

- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項

ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。

- ・運用制限や規制上の制限に関する事項

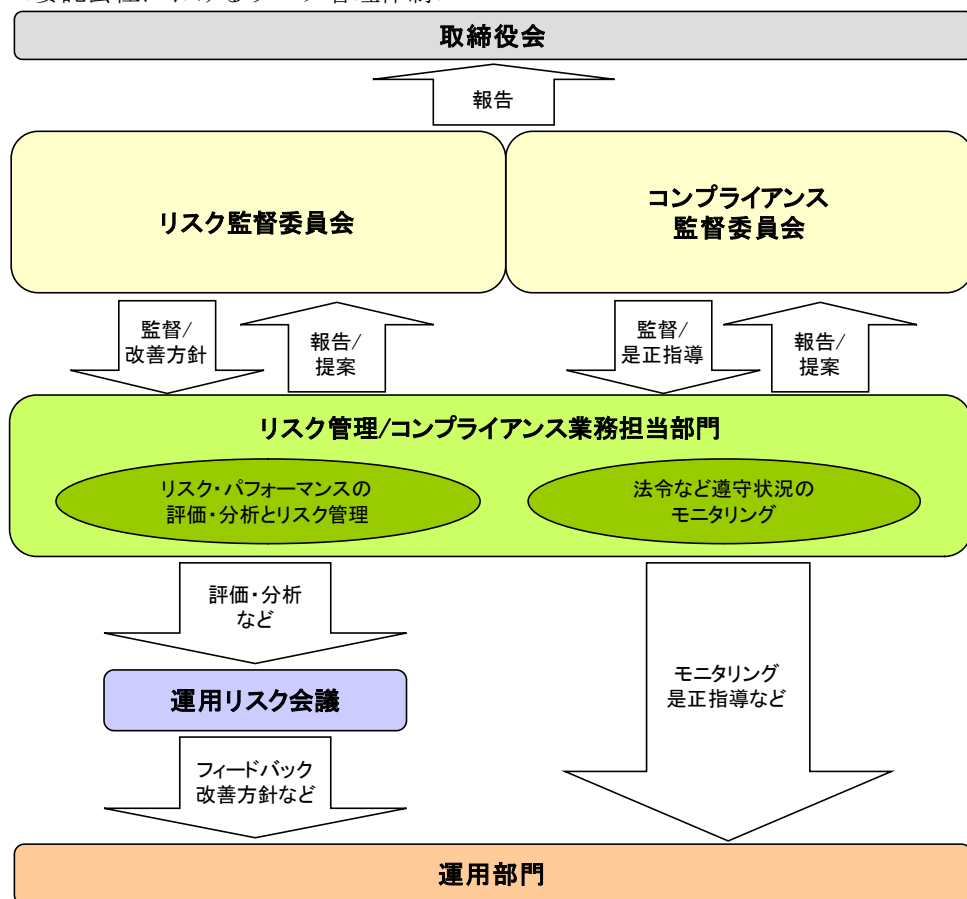
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。

- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

<委託会社におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

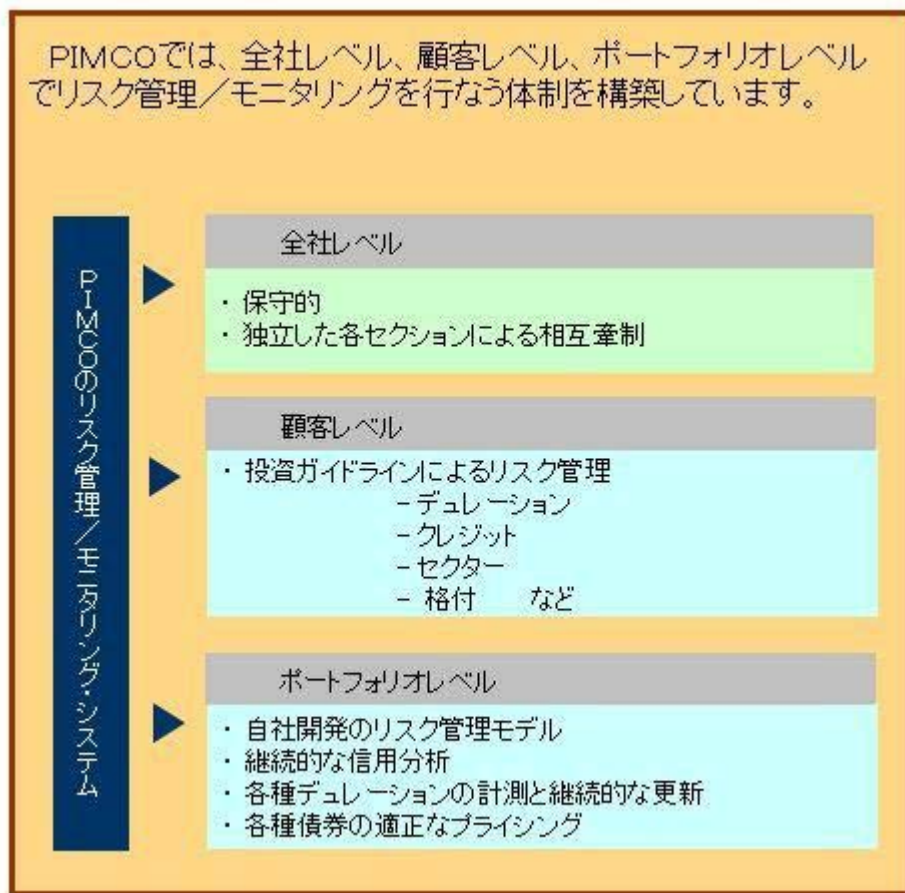
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2026年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<PIMCOにおけるリスク管理体制>

ポートフォリオのリスク管理体制について、PIMCOは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

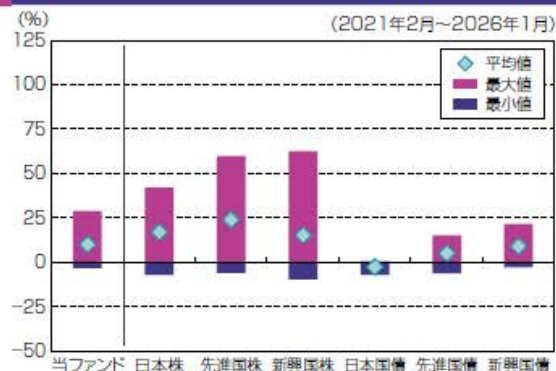


※上記は 2025 年 12 月末現在のものです。

(参考情報)

毎月分配型(米ドルコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	10.1%	17.1%	23.9%	15.2%	-2.5%	5.1%	9.1%
最大値	28.9%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-3.3%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

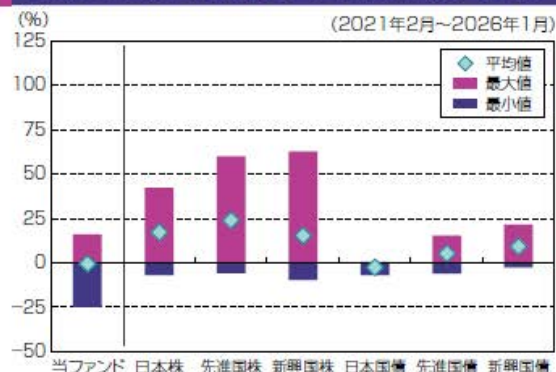
※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型(円ヘッジコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	-0.6%	17.1%	23.9%	15.2%	-2.5%	5.1%	9.1%
最大値	15.9%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-24.9%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

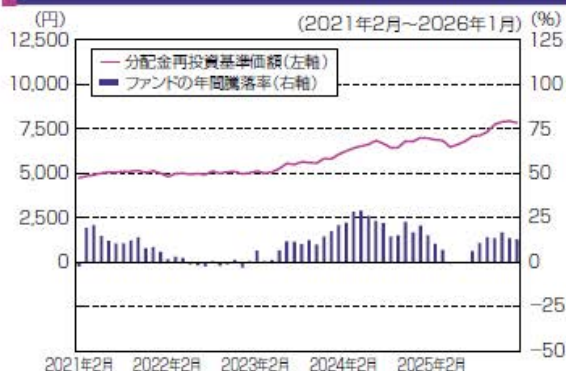
先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

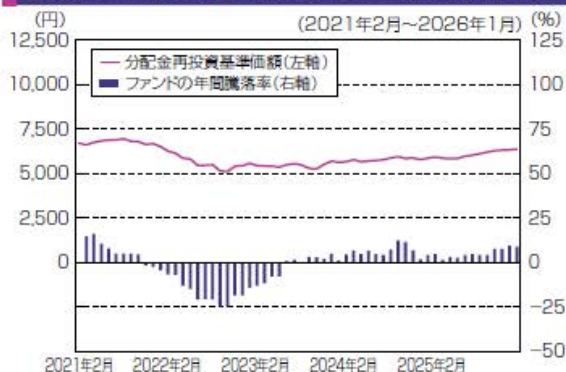
※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2021年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2021年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債……NOMURA-BPI国債

先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバルディバースファイド(円ヘッジなし、円ベース)

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモヴァ・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.76%（税抜1.6%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の各ファンド毎の 純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100億円超 300億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300億円超 1,000億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（日々、計上されます。）。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

＜投資対象とする投資信託証券に係る費用＞

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」
「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）」

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※監査費用、売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISA の対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値とな

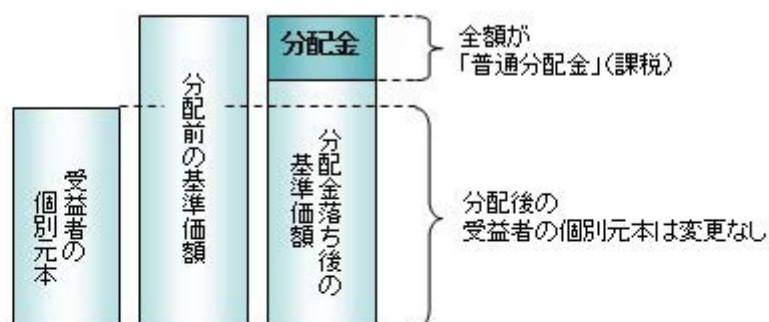
ります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

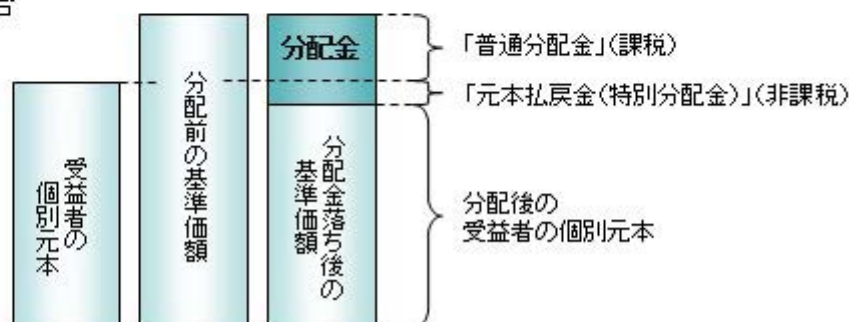
- 1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。
- 2) 受益者が収益分配金を受け取る際
 - イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
 - ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2026 年 4 月 15 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

対象期間: 2025年7月16日~2026年1月15日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド 毎月分配型(米ドルコース)	2.17%	1.76%	0.41%
日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド 毎月分配型(円ヘッジコース)	2.17%	1.76%	0.41%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）】

以下の運用状況は 2026 年 1 月 30 日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	15,140,597,742	98.44
親投資信託受益証券	日本	15,508,542	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	224,062,134	1.46
合計（純資産総額）		15,380,168,418	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	2,576,246	6,044	15,570,830,824	5,877	15,140,597,742	98.44
日本	親投資信託受益証券	マナー・オープン・マザーファンド	15,194,026	1.0205	15,505,503	1.0207	15,508,542	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.44
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.54

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 26 特定期間末 (2016 年 7 月 15 日)	26,803	26,994	0.5618	0.5658
第 27 特定期間末 (2017 年 1 月 16 日)	25,827	26,000	0.5963	0.6003
第 28 特定期間末 (2017 年 7 月 18 日)	23,559	23,718	0.5925	0.5965
第 29 特定期間末 (2018 年 1 月 15 日)	22,351	22,504	0.5848	0.5888
第 30 特定期間末 (2018 年 7 月 17 日)	20,140	20,288	0.5466	0.5506
第 31 特定期間末 (2019 年 1 月 15 日)	18,224	18,368	0.5063	0.5103
第 32 特定期間末 (2019 年 7 月 16 日)	19,153	19,298	0.5290	0.5330
第 33 特定期間末 (2020 年 1 月 15 日)	19,578	19,725	0.5328	0.5368
第 34 特定期間末 (2020 年 7 月 15 日)	17,076	17,219	0.4786	0.4826
第 35 特定期間末 (2021 年 1 月 15 日)	16,412	16,499	0.4716	0.4741
第 36 特定期間末 (2021 年 7 月 15 日)	16,244	16,327	0.4919	0.4944
第 37 特定期間末 (2022 年 1 月 17 日)	15,106	15,187	0.4667	0.4692
第 38 特定期間末 (2022 年 7 月 15 日)	13,917	13,995	0.4457	0.4482
第 39 特定期間末 (2023 年 1 月 16 日)	13,159	13,235	0.4329	0.4354
第 40 特定期間末 (2023 年 7 月 18 日)	13,825	13,900	0.4644	0.4669
第 41 特定期間末 (2024 年 1 月 15 日)	14,225	14,297	0.4935	0.4960
第 42 特定期間末 (2024 年 7 月 16 日)	15,341	15,411	0.5490	0.5515
第 43 特定期間末 (2025 年 1 月 15 日)	14,884	14,952	0.5469	0.5494
第 44 特定期間末 (2025 年 7 月 15 日)	14,130	14,197	0.5270	0.5295
第 45 特定期間末 (2026 年 1 月 15 日)	15,852	15,918	0.5984	0.6009
2025 年 1 月末日	14,844	—	0.5457	—
2 月末日	14,588	—	0.5368	—
3 月末日	14,414	—	0.5307	—
4 月末日	13,569	—	0.4997	—
5 月末日	13,746	—	0.5078	—
6 月末日	13,965	—	0.5194	—
7 月末日	14,433	—	0.5389	—
8 月末日	14,453	—	0.5397	—
9 月末日	14,736	—	0.5527	—
10 月末日	15,370	—	0.5811	—
11 月末日	15,587	—	0.5906	—
12 月末日	15,672	—	0.5902	—

2026 年 1 月末日	15,380	—	0.5817	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 26 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	0.0330
第 27 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0.0240
第 28 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	0.0240
第 29 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	0.0240
第 30 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	0.0240
第 31 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	0.0240
第 32 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	0.0240
第 33 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	0.0240
第 34 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	0.0240
第 35 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	0.0225
第 36 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0.0150
第 37 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	0.0150
第 38 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0.0150
第 39 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0.0150
第 40 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	0.0150
第 41 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	0.0150
第 42 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	0.0150
第 43 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	0.0150
第 44 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	0.0150
第 45 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	0.0150

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 26 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	2.27
第 27 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	10.41
第 28 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	3.39
第 29 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	2.75
第 30 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	△2.43
第 31 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	△2.98
第 32 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	9.22
第 33 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	5.26
第 34 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	△5.67
第 35 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	3.24
第 36 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	7.49
第 37 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	△2.07

第 38 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	△1. 29
第 39 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0. 49
第 40 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	10. 74
第 41 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	9. 50
第 42 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	14. 29
第 43 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	2. 35
第 44 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	△0. 90
第 45 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	16. 39

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 26 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	2, 462, 130, 309	7, 253, 836, 069
第 27 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	1, 618, 544, 694	6, 019, 604, 586
第 28 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	1, 105, 503, 031	4, 656, 609, 067
第 29 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	1, 264, 653, 127	2, 804, 971, 516
第 30 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	1, 039, 995, 300	2, 412, 212, 069
第 31 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	1, 214, 318, 026	2, 066, 466, 757
第 32 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	2, 588, 683, 924	2, 380, 042, 277
第 33 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	2, 751, 360, 500	2, 211, 886, 031
第 34 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	2, 836, 972, 464	3, 901, 947, 600
第 35 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	1, 468, 419, 004	2, 349, 019, 588
第 36 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	1, 250, 362, 536	3, 025, 869, 868
第 37 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	1, 335, 094, 452	1, 989, 063, 154
第 38 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	1, 098, 264, 513	2, 245, 255, 964
第 39 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	887, 642, 490	1, 712, 619, 152
第 40 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	1, 489, 091, 121	2, 113, 580, 887
第 41 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	1, 233, 731, 972	2, 180, 250, 298
第 42 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	487, 337, 053	1, 371, 279, 068
第 43 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	448, 003, 243	1, 174, 368, 729
第 44 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	357, 235, 488	760, 255, 955
第 45 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	848, 637, 886	1, 171, 771, 517

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）】

以下の運用状況は 2026 年 1 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	1,625,741,343	98.68
親投資信託受益証券	日本	1,642,115	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	20,033,850	1.22
合計（純資産総額）		1,647,417,308	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）	310,671	5,214	1,619,838,594	5,233	1,625,741,343	98.68
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	1,608,813	1.0205	1,641,794	1.0207	1,642,115	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.68
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.78

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第21 特定期間末	(2016 年 7 月 15 日)	9,523	9,571	0.7992	0.8032
第22 特定期間末	(2017 年 1 月 16 日)	8,052	8,094	0.7783	0.7823
第23 特定期間末	(2017 年 7 月 18 日)	6,950	6,985	0.7879	0.7919
第24 特定期間末	(2018 年 1 月 15 日)	6,060	6,091	0.7876	0.7916
第25 特定期間末	(2018 年 7 月 17 日)	5,289	5,318	0.7312	0.7352
第26 特定期間末	(2019 年 1 月 15 日)	4,820	4,848	0.7003	0.7043
第27 特定期間末	(2019 年 7 月 16 日)	5,054	5,082	0.7293	0.7333
第28 特定期間末	(2020 年 1 月 15 日)	4,797	4,824	0.7197	0.7237
第29 特定期間末	(2020 年 7 月 15 日)	4,306	4,332	0.6701	0.6741
第30 特定期間末	(2021 年 1 月 15 日)	4,163	4,187	0.6842	0.6882
第31 特定期間末	(2021 年 7 月 15 日)	4,031	4,056	0.6679	0.6719
第32 特定期間末	(2022 年 1 月 17 日)	3,515	3,538	0.6095	0.6135
第33 特定期間末	(2022 年 7 月 15 日)	2,579	2,601	0.4696	0.4736
第34 特定期間末	(2023 年 1 月 16 日)	2,556	2,578	0.4728	0.4768
第35 特定期間末	(2023 年 7 月 18 日)	2,328	2,348	0.4475	0.4515
第36 特定期間末	(2024 年 1 月 15 日)	2,103	2,122	0.4316	0.4356
第37 特定期間末	(2024 年 7 月 16 日)	2,008	2,020	0.4256	0.4281
第38 特定期間末	(2025 年 1 月 15 日)	1,868	1,879	0.4083	0.4108
第39 特定期間末	(2025 年 7 月 15 日)	1,713	1,724	0.4081	0.4106
第40 特定期間末	(2026 年 1 月 15 日)	1,649	1,659	0.4187	0.4212
2025 年 1 月末日		1,893	—	0.4158	—
2 月末日		1,828	—	0.4178	—
3 月末日		1,784	—	0.4106	—
4 月末日		1,741	—	0.4061	—
5 月末日		1,717	—	0.4049	—
6 月末日		1,727	—	0.4106	—
7 月末日		1,725	—	0.4123	—
8 月末日		1,736	—	0.4158	—
9 月末日		1,758	—	0.4189	—
10 月末日		1,763	—	0.4224	—
11 月末日		1,737	—	0.4212	—
12 月末日		1,655	—	0.4200	—

2026 年 1 月末日	1,647	—	0.4199	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 21 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	0.0270
第 22 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0.0240
第 23 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	0.0240
第 24 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	0.0240
第 25 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	0.0240
第 26 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	0.0240
第 27 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	0.0240
第 28 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	0.0240
第 29 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	0.0240
第 30 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	0.0240
第 31 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0.0240
第 32 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	0.0240
第 33 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0.0240
第 34 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0.0240
第 35 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	0.0240
第 36 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	0.0240
第 37 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	0.0150
第 38 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	0.0150
第 39 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	0.0150
第 40 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	0.0150

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 21 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	13.07
第 22 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0.39
第 23 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	4.32
第 24 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	3.01
第 25 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	△4.11
第 26 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	△0.94
第 27 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	7.57
第 28 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	1.97
第 29 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	△3.56
第 30 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	5.69
第 31 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	1.13
第 32 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	△5.15

第 33 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	△19.02
第 34 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	5.79
第 35 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	△0.27
第 36 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	1.81
第 37 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	2.09
第 38 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	△0.54
第 39 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	3.62
第 40 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	6.27

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 21 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	401,884,945	2,569,955,229
第 22 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	534,810,098	2,104,365,170
第 23 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	392,330,898	1,918,858,762
第 24 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	264,753,392	1,390,907,845
第 25 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	283,141,619	744,047,437
第 26 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	342,247,378	691,979,487
第 27 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	996,949,133	950,198,100
第 28 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	1,216,605,214	1,480,712,738
第 29 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	870,897,985	1,110,125,663
第 30 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	632,688,606	974,965,007
第 31 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	820,636,469	868,533,785
第 32 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	346,995,172	616,311,919
第 33 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	286,732,115	560,396,163
第 34 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	574,757,688	660,415,203
第 35 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	825,454,334	1,031,242,071
第 36 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	803,942,019	1,134,067,375
第 37 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	131,108,452	283,922,060
第 38 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	220,250,081	364,643,574
第 39 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	65,539,451	441,187,698
第 40 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	122,815,160	381,929,347

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は 2026 年 1 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	299,848,541	123.24
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	△56,537,957	△23.24
合計（純資産総額）		243,310,584	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第457回利付国債 (2年)	150,000,000	100.00	150,001,541	100.00	150,001,541	0.100	2026/2/1	61.65
日本	国債証券	第460回利付国債 (2年)	150,000,000	99.89	149,847,000	99.89	149,847,000	0.300	2026/5/1	61.59

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	123.24
合 計	123.24

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績(毎月分配型(米ドルコース))

2026年1月30日現在



基準価額・純資産の推移



基準価額 5,817円

純資産総額 153.80億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、2016年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	直近1年間累計	設定来累計
25円	25円	25円	25円	25円	300円	13,555円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	98.4%
マネー・オープン・マザー・ファンド	0.1%
現金その他	1.5%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	70%
現金その他	30%
組入銘柄数	648
平均デュレーション	6.24年
平均最終利回り	7.34%
平均格付	BB+

<国別投資比率(上位10カ国)>

国	比率
1 メキシコ	5.0%
2 南アフリカ	4.7%
3 トルコ	4.4%
4 パナマ	3.6%
5 エジプト	3.6%
6 ナイジェリア	3.5%
7 コロンビア	3.4%
8 ハンガリー	3.2%
9 アルゼンチン	3.0%
10 ペルー	2.9%

<通貨別構成比率>

通貨	比率
1 米ドル	98%
2 その他	2%

※債券比率には債券とその他の金融商品が含まれます。
※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2026年は、2026年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額 4,199円

純資産総額 16.47億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2016年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	直近1年間累計	設定来累計
25円	25円	25円	25円	25円	300円	9,270円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)	98.7%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.2%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド(円ヘッジ)」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	70%
現金その他	30%
組入銘柄数	648
平均デュレーション	6.24年
平均最終利回り	7.34%
平均格付	BB+

<国別投資比率(上位10カ国)>

国	比率
1 メキシコ	5.0%
2 南アフリカ	4.7%
3 トルコ	4.4%
4 パナマ	3.6%
5 エジプト	3.6%
6 ナイジェリア	3.5%
7 コロンビア	3.4%
8 ハンガリー	3.2%
9 アルゼンチン	3.0%
10 ペルー	2.9%

<通貨別構成比率>

通貨	比率
1 日本円	100%
2 その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

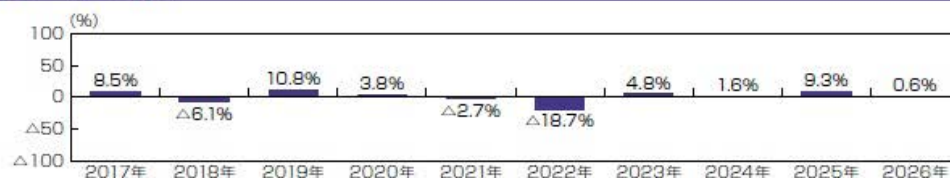
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2026年は、2026年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

- ・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。
- ・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。
- ・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。
 - 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
 - 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
 - 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
 - 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2 【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基つき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

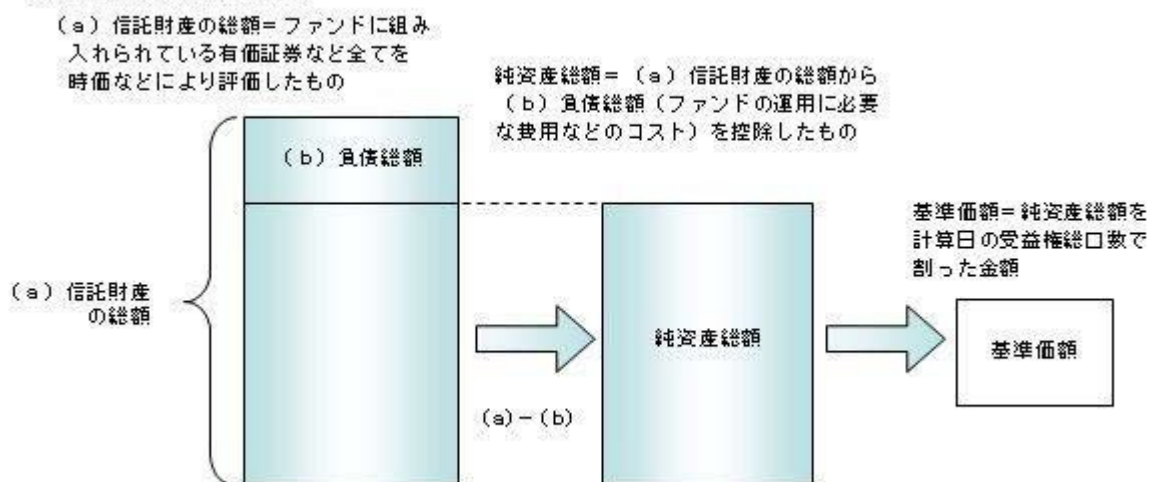
3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ③ 基準価額の照会方法
販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）＞

無期限とします（2003年9月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）＞

2029年1月15日までとします（2006年3月7日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ) 受益者の解約により各ファンドの受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき

ハ) やむを得ない事情が発生したとき

- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）

- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合

ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき

ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）

ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。

・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更

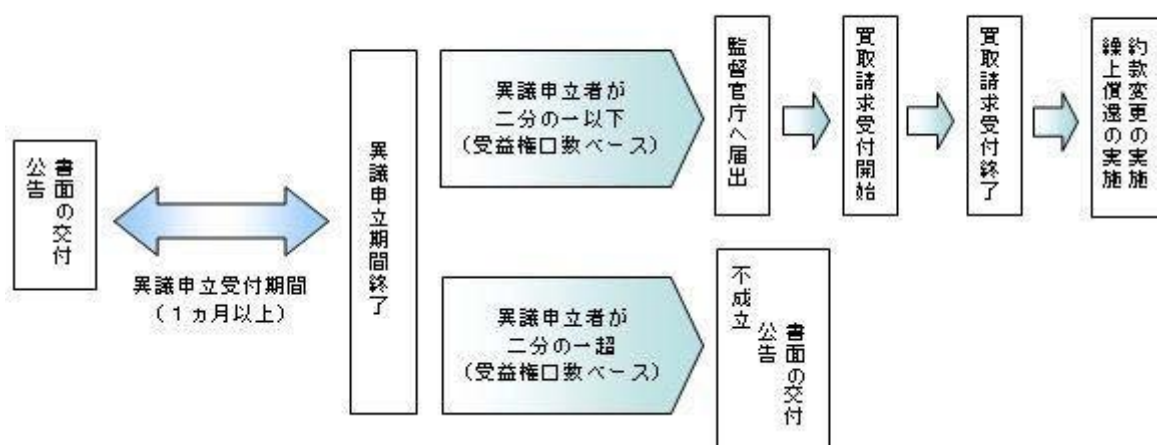
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。(後述の「異議の申立て」をご覧ください。)
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行いません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して提供されます。
- ・法令で定められた所要の要件^{※1}を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法^{※2}により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。

※1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行いません。

※2 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。

ホームページ アドレス www.amova-am.com

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）>

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）>

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2025 年 7 月 16 日から 2026 年 1 月 15 日までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年4月1日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）の2025年7月16日から2026年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）の2026年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	333,369,761	365,660,541
投資信託受益証券	13,870,373,440	15,570,830,824
親投資信託受益証券	13,813,114	15,505,503
未収利息	4,431	7,383
流動資産合計	14,217,560,746	15,952,004,251
資産合計	14,217,560,746	15,952,004,251
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	67,035,510	66,227,676
未払解約金	37,809	9,718,521
未払受託者報酬	366,843	440,411
未払委託者報酬	19,198,668	23,048,734
その他未払費用	48,905	58,714
流動負債合計	86,687,735	99,494,056
負債合計	86,687,735	99,494,056
純資産の部		
元本等		
元本	26,814,204,372	26,491,070,741
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△12,683,331,361	△10,638,560,546
（分配準備積立金）	336,073,109	219,954,663
元本等合計	14,130,873,011	15,852,510,195
純資産合計	14,130,873,011	15,852,510,195
負債純資産合計	14,217,560,746	15,952,004,251

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日	当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日
営業収益		
受取配当金	323,699,240	312,706,860
受取利息	522,634	623,195
有価証券売買等損益	△339,106,922	2,118,591,141
営業収益合計	△14,885,048	2,431,921,196
営業費用		
受託者報酬	2,310,320	2,497,662
委託者報酬	120,909,838	130,714,080
その他費用	307,991	332,968
営業費用合計	123,528,149	133,544,710
営業利益又は営業損失 (△)	△138,413,197	2,298,376,486
経常利益又は経常損失 (△)	△138,413,197	2,298,376,486
当期純利益又は当期純損失 (△)	△138,413,197	2,298,376,486
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	762,879	7,271,585
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△12,333,159,229	△12,683,331,361
剰余金増加額又は欠損金減少額	366,094,197	516,898,313
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	366,094,197	516,898,313
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	171,196,651	364,409,410
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	171,196,651	364,409,410
分配金	405,893,602	398,822,989
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△12,683,331,361	△10,638,560,546

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
1.	期首元本額	27,217,224,839 円	26,814,204,372 円
	期中追加設定元本額	357,235,488 円	848,637,886 円
	期中一部解約元本額	760,255,955 円	1,171,771,517 円
2.	受益権の総数	26,814,204,372 口	26,491,070,741 口
3.	元本の欠損		
	純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	12,683,331,361 円	10,638,560,546 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日		当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	48,483,632 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	52,170,780 円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 2 月 17 日		自 2025 年 7 月 16 日 至 2025 年 8 月 15 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	31,061,718 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	50,586,800 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	8,054,240,752 円	C 信託約款に定める収益調整金	7,951,110,091 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	515,102,268 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	334,554,547 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	8,600,404,738 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	8,336,251,438 円
F 分配対象収益 (1 万口当たり)	3,165 円	F 分配対象収益 (1 万口当たり)	3,110 円
G 分配金額	67,930,489 円	G 分配金額	67,010,802 円
H 分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H 分配金額 (1 万口当たり)	25 円
自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 3 月 17 日		自 2025 年 8 月 16 日 至 2025 年 9 月 16 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	35,033,326 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	48,881,925 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	8,045,619,139 円	C 信託約款に定める収益調整金	7,931,526,786 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	476,703,113 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	316,594,961 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	8,557,355,578 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	8,297,003,672 円
F 分配対象収益 (1 万口当たり)	3,153 円	F 分配対象収益 (1 万口当たり)	3,103 円
G 分配金額	67,849,664 円	G 分配金額	66,839,650 円
H 分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H 分配金額 (1 万口当たり)	25 円
自 2025 年 3 月 18 日 至 2025 年 4 月 15 日		自 2025 年 9 月 17 日 至 2025 年 10 月 15 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	34,291,962 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	49,862,214 円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	8,041,895,873 円	C	信託約款に定める収益調整金	7,869,961,499 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	442,578,103 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	295,731,758 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	8,518,765,938 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	8,215,555,471 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	3,140 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	3,097 円
G	分配金額	67,809,417 円	G	分配金額	66,316,041 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円
	自 2025 年 4 月 16 日 至 2025 年 5 月 15 日			自 2025 年 10 月 16 日 至 2025 年 11 月 17 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	52,369,592 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	49,483,626 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	8,033,929,213 円	C	信託約款に定める収益調整金	7,839,111,075 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	407,740,761 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	275,664,243 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	8,494,039,566 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	8,164,258,944 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	3,135 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	3,090 円
G	分配金額	67,734,912 円	G	分配金額	66,035,000 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円
	自 2025 年 5 月 16 日 至 2025 年 6 月 16 日			自 2025 年 11 月 18 日 至 2025 年 12 月 15 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	32,615,334 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	47,776,535 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	8,010,890,853 円	C	信託約款に定める収益調整金	7,884,658,552 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	390,371,906 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	257,672,390 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	8,433,878,093 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	8,190,107,477 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	3,122 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	3,083 円
G	分配金額	67,533,610 円	G	分配金額	66,393,820 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円
	自 2025 年 6 月 17 日 至 2025 年 7 月 15 日			自 2025 年 12 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	51,109,986 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	48,638,762 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	7,952,643,813 円	C	信託約款に定める収益調整金	7,865,840,195 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	351,998,633 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	237,543,577 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	8,355,752,432 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	8,152,022,534 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	3,116 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	3,077 円
G	分配金額	67,035,510 円	G	分配金額	66,227,676 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日	当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2025 年 7 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	476, 827, 200
親投資信託受益証券	6, 783
合計	476, 833, 983

当期 (2026 年 1 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	348, 025, 073
親投資信託受益証券	7, 598
合計	348, 032, 671

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2025 年 7 月 15 日現在		当期 2026 年 1 月 15 日現在	
1 口当たり純資産額	0.5270 円	1 口当たり純資産額	0.5984 円
(1 万口当たり純資産額)	(5,270 円)	(1 万口当たり純資産額)	(5,984 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド	2,576,246	15,570,830,824	
投資信託受益証券 合計		2,576,246	15,570,830,824	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	15,194,026	15,505,503	
親投資信託受益証券 合計		15,194,026	15,505,503	
合計		17,770,272	15,586,336,327	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

独立監査人の監査報告書

2026年4月1日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）の2025年7月16日から2026年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）の2026年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	43,432,780	43,260,943
投資信託受益証券	1,682,105,184	1,617,758,208
親投資信託受益証券	1,710,415	1,649,500
未収入金	-	6,338
未収利息	577	873
流動資産合計	1,727,248,956	1,662,675,862
資産合計	1,727,248,956	1,662,675,862
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,499,498	9,851,713
未払解約金	580,052	411,249
未払受託者報酬	45,253	46,420
未払委託者報酬	2,368,709	2,429,797
その他未払費用	6,023	6,182
流動負債合計	13,499,535	12,745,361
負債合計	13,499,535	12,745,361
純資産の部		
元本等		
元本	4,199,799,597	3,940,685,410
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,486,050,176	△2,290,754,909
元本等合計	1,713,749,421	1,649,930,501
純資産合計	1,713,749,421	1,649,930,501
負債純資産合計	1,727,248,956	1,662,675,862

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日	当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日
営業収益		
受取配当金	41,976,580	39,247,140
受取利息	65,923	76,431
有価証券売買等損益	38,203,075	82,536,224
営業収益合計	80,245,578	121,859,795
営業費用		
受託者報酬	290,225	287,469
委託者報酬	15,191,667	15,047,224
その他費用	38,641	38,277
営業費用合計	15,520,533	15,372,970
営業利益又は営業損失 (△)	64,725,045	106,486,825
経常利益又は経常損失 (△)	64,725,045	106,486,825
当期純利益又は当期純損失 (△)	64,725,045	106,486,825
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	1,795,014	601,122
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△2,707,224,102	△2,486,050,176
剰余金増加額又は欠損金減少額	261,278,245	222,606,093
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	261,278,245	222,606,093
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,804,495	71,688,105
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,804,495	71,688,105
分配金	64,229,855	61,508,424
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△2,486,050,176	△2,290,754,909

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
1.	期首元本額	4,575,447,844 円	4,199,799,597 円
	期中追加設定元本額	65,539,451 円	122,815,160 円
	期中一部解約元本額	441,187,698 円	381,929,347 円
2.	受益権の総数	4,199,799,597 口	3,940,685,410 口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	2,486,050,176 円	2,290,754,909 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日		当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	6,289,447 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	6,229,645 円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 2 月 17 日		自 2025 年 7 月 16 日 至 2025 年 8 月 15 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	6,752,462 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	6,347,936 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	785,432,409 円	C 信託約款に定める収益調整金	719,507,474 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	0 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	0 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	792,184,871 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	725,855,410 円
F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,809 円	F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,739 円
G 分配金額	10,947,284 円	G 分配金額	10,431,380 円
H 分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H 分配金額 (1 万口当たり)	25 円
自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 3 月 17 日		自 2025 年 8 月 16 日 至 2025 年 9 月 16 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,722,339 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	6,131,746 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	775,909,625 円	C 信託約款に定める収益調整金	719,721,864 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	0 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	0 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	780,631,964 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	725,853,610 円
F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,794 円	F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,729 円
G 分配金額	10,872,628 円	G 分配金額	10,494,046 円
H 分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H 分配金額 (1 万口当たり)	25 円
自 2025 年 3 月 18 日 至 2025 年 4 月 15 日		自 2025 年 9 月 17 日 至 2025 年 10 月 15 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,527,047 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	4,230,747 円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	759, 842, 086 円	C	信託約款に定める収益調整金	714, 780, 356 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	764, 369, 133 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	719, 011, 103 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1, 780 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1, 714 円
G	分配金額	10, 732, 541 円	G	分配金額	10, 485, 547 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円
	自 2025 年 4 月 16 日 至 2025 年 5 月 15 日			自 2025 年 10 月 16 日 至 2025 年 11 月 17 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6, 499, 133 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5, 874, 801 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	747, 081, 875 円	C	信託約款に定める収益調整金	699, 676, 027 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	753, 581, 008 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	705, 550, 828 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1, 770 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1, 703 円
G	分配金額	10, 639, 192 円	G	分配金額	10, 354, 575 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円
	自 2025 年 5 月 16 日 至 2025 年 6 月 16 日			自 2025 年 11 月 18 日 至 2025 年 12 月 15 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	6, 057, 994 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	4, 680, 130 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	735, 925, 368 円	C	信託約款に定める収益調整金	664, 083, 743 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	741, 983, 362 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	668, 763, 873 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1, 760 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1, 690 円
G	分配金額	10, 538, 712 円	G	分配金額	9, 891, 163 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円
	自 2025 年 6 月 17 日 至 2025 年 7 月 15 日			自 2025 年 12 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5, 981, 177 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	5, 068, 989 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	728, 722, 783 円	C	信託約款に定める収益調整金	656, 249, 338 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	734, 703, 960 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	661, 318, 327 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1, 749 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1, 678 円
G	分配金額	10, 499, 498 円	G	分配金額	9, 851, 713 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	25 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日	当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2025 年 7 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	13,543,520
親投資信託受益証券	839
合計	13,544,359

当期 (2026 年 1 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	7,136,256
親投資信託受益証券	807
合計	7,137,063

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2025 年 7 月 15 日現在		当期 2026 年 1 月 15 日現在	
1口当たり純資産額	0.4081 円	1口当たり純資産額	0.4187 円
(1万口当たり純資産額)	(4,081 円)	(1万口当たり純資産額)	(4,187 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)	310,272	1,617,758,208	
投資信託受益証券 合計		310,272	1,617,758,208	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	1,616,365	1,649,500	
親投資信託受益証券 合計		1,616,365	1,649,500	
合計		1,926,637	1,619,407,708	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド
PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）

同投資信託はバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（2024 年 6 月 1 日から 2025 年 5 月 31 日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「資産・負債計算書」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した 2025 年 5 月 31 日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書

2025 年 5 月 31 日現在

(金額単位：受益証券 1 口当たり金額を除き、千米ドル)	P I M C O エ マーキング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド	P I M C O エ マーキング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド (M)	P I M C O エ マーキング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド (円ヘッ ジ)
資産：			
投資 (公正価値)			
投資有価証券*	\$ 585	\$ 199,569	\$ 875
親投資信託受益証券	93,322	0	11,010
金融デリバティブ商品			
上場または中央清算	0	82	0
店頭	0	689	32
現金	2	0	1
取引相手先預け金	0	2,304	0
外貨 (公正価値)	0	809	0
投資売却に係る未収金	0	755	0
TBA 投資売却に係る未収金	0	5,334	0
未収利息・配当金	0	3,076	0
	93,909	212,618	11,918
負債：			
借入およびその他の金融取引			
リバースレボ契約に係る未払金	\$ 0	\$ 15,528	\$ 0
金融デリバティブ商品			
上場または中央清算	0	61	0
店頭	0	894	181
投資購入に係る未払金	0	1,385	0
TBA 投資購入に係る未払金	0	8,598	0
未払利息	0	1	0
取引相手先からの預かり金	0	130	0
保管会社からの当座借越	0	14	0
未払税金	0	13	0
	0	26,624	181
純資産	\$ 93,909	\$ 185,994	\$ 11,737
投資有価証券 (原価)	\$ 585	\$ 217,762	\$ 875
親投資信託受益証券 (原価)	\$ 77,264	\$ 0	\$ 9,344
保有外国通貨 (原価)	\$ 0	\$ 809	\$ 0
金融デリバティブ商品の取得原価または プレミアム (純額)	\$ 0	\$ (600)	\$ 0
純資産：	\$ 93,909	N/A	\$ 11,737
米ドル	N/A	\$ 185,994	N/A
発行済受益証券数：	2,699	N/A	346
米ドル	N/A	9,126	N/A
受益証券 1 口当たりの純資産価額および 買戻価格：			
(機能通貨表示)	\$ 34.79	N/A	\$ 33.95
(純資産価額報告通貨表示)	¥ 5,020	N/A	¥ 4,899
米ドル			
(機能通貨表示)	N/A	\$ 20.38	N/A

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

損益計算書

2025 年 5 月 31 日に終了した会計年度

	P I M C O エ マージング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド		P I M C O エ マージング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド (M)		P I M C O エ マージング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド (円ヘッ ジ)	
(金額単位：千円ドル)						
投資収益：						
受取利息(外国源泉税控除後*)	\$	24	\$	14,589	\$	39
その他収益		0		25		0
収益合計		24		14,614		39
費用：						
支払利息		0		789		0
その他費用		0		1		0
費用合計		0		790		0
投資純利益（費用）		24		13,824		39
実現純利益（損失）：						
投資有価証券		0		(6,115)		0
親投資信託受益証券		3,228		0		852
上場または中央清算金融デリバティブ商品		0		388		0
店頭金融デリバティブ商品		(9)		(157)		335
外貨		8		(170)		69
実現純利益（損失）		3,227		(6,054)		1,256
未実現評価益（評価損）の純変動額：						
投資有価証券		0		10,128		0
親投資信託受益証券		5,997		0		274
上場または中央清算金融デリバティブ商品		0		185		0
店頭金融デリバティブ商品		(1)		1		7
外貨建資産および負債		1		1		0
未実現評価損の純変動額		5,997		10,315		281
純利益（損失）		9,224		4,261		1,537
運用による純資産の純増加（減少）額	\$	9,248	\$	18,085	\$	1,576
* 外国税	\$	0	\$	7	\$	0

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

純資産変動計算書

2025 年 5 月 31 日に終了した会計年度

	P I M C O エ マーキング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド	P I M C O エ マーキング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド (M)	P I M C O エ マーキング・ マーケット・ ボンド・ファ ンド (円ヘッ ジ)
(金額単位：千米ドル)			
純資産の増加（減少）の内訳：			
運用：			
投資純利益（費用）	\$ 24	\$ 13,824	\$ 39
実現純利益（損失）	3,227	(6,054)	1,256
未実現評価損の純変動額	5,997	10,315	281
運用による純増加（減少）額	9,248	18,085	1,576
受益者への分配金：			
分配金合計	(4,426)	N/A	(605)
ファンド受益証券取引：			
ファンド受益証券取引による純増加（減少）額*	(6,455)	(13,806)	(1,935)
純資産の増加（減少）額合計	(1,633)	4,279	(964)
純資産：			
期首残高	95,542	181,715	12,701
期末残高	\$ 93,909	\$ 185,994	\$ 11,737

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

* 財務書類に対する注記の注 12 を参照のこと。

添付の注記参照

投資明細表

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド

(金額は千単位*、ただし株式、契約、受益証券およびオンス（もしあれば）の数を除く）

2025年5月31日現在

	元本金額 (単位：千)	評価額 (単位：千)
投資有価証券 0.6%		
短期金融商品 0.6%		
定期預金 0.6%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd. 3.830% due 06/02/2025	\$ 13	\$ 13
Bank of Nova Scotia 3.830% due 06/02/2025	11	11
Brown Brothers Harriman & Co. 3.830% due 06/02/2025	4	4
Citibank N.A. 3.830% due 06/02/2025	88	88
DBS Bank Ltd. 3.830% due 06/02/2025	49	49
DnB Bank ASA 3.830% due 06/02/2025	313	313
JPMorgan Chase Bank N.A. 3.830% due 06/02/2025	23	23
Royal Bank of Canada 3.830% due 06/02/2025	11	11
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd. 3.830% due 06/02/2025	73	73
		<u>585</u>
短期金融商品合計 (取得原価 \$ 585)		<u>585</u>
投資有価証券合計 (取得原価 \$ 585)		<u>585</u>
	口数	
親投資信託受益証券 99.4%		
その他の投資会社(a) 99.4%		
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M) (取得原価 \$ 77,264)	4,579,098	93,322
親投資信託受益証券合計 (取得原価 \$ 77,264)		<u>93,322</u>
投資合計 100.0% (取得原価 \$ 77,849)	\$	93,907
その他の資産および負債（純額） 0.0%		2
純資産 100.0%	\$	<u>93,909</u>

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 米ドルクラス受益証券

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクに関しては財務書類に対する注記の注 7、主なおよびその他のリスクを参照のこと。

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2025 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					合計
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (9)	\$ 0	\$ (9)
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (1)	\$ 0	\$ (1)

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2025 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル 1	レベル 2	レベル 3	公正価値 (2025 年 5 月 31 日現在)
投資有価証券（公正価値）				
短期金融商品	\$ 0	\$ 585	\$ 0	\$ 585
親投資信託受益証券（公正価値）				
その他の投資会社	93,322	0	0	93,322
投資合計	\$ 93,322	\$ 585	\$ 0	\$ 93,907

2025 年 5 月 31 日に終了した年度においてレベル 3 で重要な移動はなかった。

添付の注記参照

投資明細表

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）

（金額は千単位*、ただし株式、契約、受益証券およびオンス（もしあれば）の数を除く）

2025年5月31日現在

	元本金額 (単位：千)	評価額 (単位：千)
投資有価証券 7.5%		
短期金融商品 7.5%		
定期預金 1.5%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd. 3.830% due 06/02/2025	\$ 4	\$ 4
Bank of Nova Scotia 3.830% due 06/02/2025	3	3
Brown Brothers Harriman & Co. 3.830% due 06/02/2025	1	1
Citibank N.A. 3.830% due 06/02/2025	27	27
DBS Bank Ltd. 3.830% due 06/02/2025	15	15
DnB Bank ASA 3.830% due 06/02/2025	96	96
JPMorgan Chase Bank N.A. 3.830% due 06/02/2025	7	7
Royal Bank of Canada 3.830% due 06/02/2025	4	4
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd. 3.830% due 06/02/2025	23	23
		<u>180</u>
米国短期国債(a) 6.0%		
4.245% due 07/31/2025	600	596
4.255% due 07/10/2025	100	99
		<u>695</u>
短期金融商品合計 (取得原価 \$ 875)		<u>875</u>
投資有価証券合計短期金融商品合計 (取得原価 \$ 875)		<u>875</u>
	口数	
親投資信託受益証券 93.8%		
その他の投資会社(b) 93.8%		
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M) (取得原価 \$ 9,344)	540,262	11,010
親投資信託受益証券合計 (取得原価 \$ 9,344)		<u>11,010</u>
投資合計 101.3% (取得原価 \$ 10,219)	\$	11,885
金融デリバティブ商品(c) (1.3%) (取得原価またはプレミアム (純額) \$ 0)		(149)
その他の資産および負債 (純額) 0.0%		1
純資産 100.0%	\$	<u>11,737</u>

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

- (a) クーポンは最終利回りである。
- (b) 米ドルクラス受益証券
- (c) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価（損）益	
				資産	負債
BOA	06/2025	JPY	18,978 \$	130 \$	0 \$ (2)
BPS	06/2025		21,126	146	0 (1)
BPS	06/2025	\$	3,366 JPY	481,520	0 (29)
BRC	06/2025		1,394	198,187	0 (21)
FAR	06/2025	JPY	533,863 \$	3,709	9 0
FAR	06/2025	\$	2,243 JPY	320,177	0 (24)
FAR	07/2025		3,709	532,111	0 (9)
MBC	06/2025	JPY	527,803 \$	3,660	2 0
MBC	06/2025	\$	3,006 JPY	428,428	0 (37)
MBC	07/2025		3,660	526,071	0 (2)
MYI	06/2025	JPY	254,900 \$	1,759	0 (8)
MYI	07/2025	\$	1,759 JPY	254,063	8 0
SCX	06/2025		42	6,123	0 0
UAG	06/2025	JPY	300,362 \$	2,068	0 (13)
UAG	06/2025	\$	2,031 JPY	287,938	0 (35)
UAG	07/2025		2,068	299,376	13 0
外国為替先渡契約合計				\$ 32	\$ (181)

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2025 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

金融デリバティブ資産						金融デリバティブ負債						店頭 デリ バテ ィブ の市 場価 格（純 額）	差入 （受 取） 担保	ネッ ト・ エク スポ ージ ャー (1)
取 引 相手	外国 為替 先渡 契約	買 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店 頭 合 計	外国 為替 先渡 契約	売 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店頭 合計						
BOA	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (2)	\$ 0	\$ 0	\$ (2)	\$ (2)	\$ 0	\$ (2)			
BPS	0	0	0	0	(30)	0	0	(30)	(30)	0	(30)			
BRC	0	0	0	0	(21)	0	0	(21)	(21)	0	(21)			
FAR	9	0	0	9	(33)	0	0	(33)	(24)	0	(24)			
MBC	2	0	0	2	(39)	0	0	(39)	(37)	0	(37)			
MYI	8	0	0	8	(8)	0	0	(8)	0	0	0			
SCX	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
UAG	13	0	0	13	(48)	0	0	(48)	(35)	0	(35)			
店 頭 合計	\$ 32	\$ 0	\$ 0	\$ 32	\$ (181)	\$ 0	\$ 0	\$ (181)						

- ⁽¹⁾ ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネットティングの取決めに参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクに関しては財務書類に対する注記の注 7、主なおよびその他のリスクを参照のこと。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2025 年 5 月 31 日現在）：

		ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ											
		コモディティ契約		クレジット契約		エクイティ契約		外国為替契約		金利契約	合計		
金融デリバティブ商品													
資産													
店頭													
外国為替先渡契約		\$	0	\$	0	\$	0	\$	32	\$	0	\$	32
金融デリバティブ商品													
負債													
店頭													
外国為替先渡契約		\$	0	\$	0	\$	0	\$	(181)	\$	0	\$	(181)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2025 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ											
	コモディティ契約		クレジット契約		エクイティ契約		外国為替契約		金利契約	合計		
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）												
店頭												
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	335	\$	0	\$	335
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額												
店頭												
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	7	\$	0	\$	7

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2025 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル 1	レベル 2	レベル 3	公正価値 (2025 年 5 月 31 日現在)
投資有価証券（公正価値）				
短期金融商品	\$ 0	\$ 875	\$ 0	\$ 875
親投資信託受益証券（公正価値）				
その他の投資会社	11,010	0	0	11,010
投資合計	\$ 11,010	\$ 875	\$ 0	\$ 11,885
金融デリバティブ商品 – 資産				
店頭	\$ 0	\$ 32	\$ 0	\$ 32
金融デリバティブ商品 – 負債				
店頭	\$ 0	\$ (181)	\$ 0	\$ (181)
合計	\$ 11,010	\$ 726	\$ 0	\$ 11,736

2025 年 5 月 31 日に終了した年度においてレベル 3 で重要な移動はなかった。

添付の注記参照

投資明細表

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

(金額は千単位*、ただし株式、契約、受益証券およびオンス (もしあれば) の数を除く)

2025 年 5 月 31 日現在

	元本金額 (単位：千)	評価額 (単位：千)
投資有価証券 107.3%		
アンゴラ 0.7%		
ソブリン債 0.7%		
Angolan Government International Bond		
8.000% due 11/26/2029	\$ 200	\$ 171
8.250% due 05/09/2028	200	181
8.750% due 04/14/2032	200	164
9.125% due 11/26/2049	400	288
9.375% due 05/08/2048	700	514
アンゴラ合計		1,318
(取得原価 \$ 1,584)		
アルゼンチン 2.7%		
ソブリン債 2.7%		
Argentina Government International Bond		
0.750% due 07/09/2030	801	629
1.000% due 07/09/2029	963	795
3.500% due 07/09/2041	1,065	664
4.125% due 07/09/2035 (i)	1,000	675
4.125% due 07/09/2046	1,349	884
5.000% due 01/09/2038 (i)	1,385	989
Provincia de Buenos Aires		
6.625% due 09/01/2037	94	68
Provincia de la Rioja		
8.500% due 02/24/2028	400	266
アルゼンチン合計		4,970
(取得原価 \$ 3,890)		
アルメニア 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Armenia Government International Bond		
3.600% due 02/02/2031	500	426
3.950% due 09/26/2029	300	271
アルメニア合計		697
(取得原価 \$ 790)		
アゼルバイジャン 0.5%		
社債等 0.5%		
Southern Gas Corridor CJSC		
6.875% due 03/24/2026	1,000	1,011
アゼルバイジャン合計		1,011
(取得原価 \$ 1,023)		
バーレーン 0.7%		
ソブリン債 0.7%		
Bahrain Government International Bond		
4.250% due 01/25/2028	800	766
5.625% due 09/30/2031	600	568
バーレーン合計		1,334
(取得原価 \$ 1,418)		

ベナン 0.1%			
ソブリン債 0.1%			
Benin Government International Bond			
7.960% due 02/13/2038		200	184
ベナン合計			184
(取得原価 \$ 194)			
バミューダ 0.2%			
社債等 0.2%			
Star Energy Geothermal Darajat II			
4.850% due 10/14/2038		500	464
バミューダ合計			464
(取得原価 \$ 500)			
ブラジル 2.4%			
社債等 1.0%			
Banco do Brasil S.A.			
8.500% due 07/29/2026	MXN	16,000	826
CSN Inova Ventures			
6.750% due 01/28/2028	\$	400	379
Unigel Luxembourg S.A. (a) (b)			
11.000% due 12/31/2028		305	94
13.500% due 12/31/2027		143	130
Vale Overseas Ltd.			
6.400% due 06/28/2054		500	479
			1,908
ソブリン債 1.0%			
Brazil Government International Bond			
4.750% due 01/14/2050		700	481
5.000% due 01/27/2045		400	296
6.125% due 01/22/2032		200	202
7.125% due 05/13/2054		200	186
Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais			
5.333% due 02/15/2028		608	605
			1,770
仕組債 0.4%			
Vale S.A.			
1.955% due 03/31/2174 (c)	BRL	13,080	767
ブラジル合計			4,445
(取得原価 \$ 5,426)			
ブルガリア 0.9%			
ソブリン債 0.9%			
Bulgaria Government International Bond			
4.125% due 05/07/2038	EUR	400	463
4.250% due 09/05/2044		300	346
5.000% due 03/05/2037	\$	800	774
ブルガリア合計			1,583
(取得原価 \$ 1,560)			
カメルーン 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
Republic of Cameroon International Bond			
5.950% due 07/07/2032	EUR	200	176

9.500% due 11/19/2025	\$	67	67
9.500% due 07/31/2031		500	461
カメルーン合計			704
(取得原価 \$ 782)			
 カナダ 0.2%			
社債等 0.2%			
Ivanhoe Mines Ltd.			
7.875% due 01/23/2030		300	292
カナダ合計			292
(取得原価 \$ 300)			
 ケイマン諸島 4.5%			
社債等 4.2%			
Bioceanico Sovereign Certificate Ltd.			
0.000% due 06/05/2034		1,584	1,253
FWD Group Holdings Ltd.			
7.635% due 07/02/2031		500	542
Gaci First Investment Co.			
5.000% due 10/13/2027		200	201
5.125% due 02/14/2053		800	666
Interoceanica V Finance Ltd.			
0.000% due 05/15/2030		1,107	901
7.860% due 05/15/2030		185	192
Kaisa Group Holdings Ltd. (a)			
9.375% due 06/30/2049		300	14
9.750% due 09/28/2049		300	14
11.250% due 04/09/2049		300	14
11.700% due 11/11/2025		200	9
Kingston Airport Revenue Finance Ltd.			
6.750% due 12/15/2036		200	198
Lima Metro Line 2 Finance Ltd.			
5.875% due 07/05/2034		477	481
MAF Sukuk Ltd.			
4.638% due 05/14/2029		800	792
Melco Resorts Finance Ltd.			
5.250% due 04/26/2026		200	199
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.			
0.000% due 06/02/2025		127	127
Poinsettia Finance Ltd.			
6.625% due 06/17/2031		680	622
QNB Finance Ltd.			
4.875% due 01/30/2029		500	504
SRC Sukuk Ltd.			
5.375% due 02/27/2035		500	503
Suci Second Investment Co.			
6.000% due 10/25/2028		450	467
Sunac China Holdings Ltd. (a)			
6.000% due 09/30/2025		124	15
6.250% due 09/30/2026		124	14
6.500% due 09/30/2027		249	29
6.750% due 09/30/2028		375	44
7.000% due 09/30/2029		376	44
7.250% due 09/30/2030		177	22
			7,867
 ソブリン債 0.3%			

RAK Capital		
5.000% due 03/12/2035	500	506
ケイマン諸島合計		8,373
(取得原価 \$ 9,903)		
チリ 1.7%		
社債等 1.4%		
Banco del Estado de Chile		
7.950% due 05/02/2029 (c) (d)	300	310
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
3.700% due 01/30/2050	300	198
6.300% due 09/08/2053	300	289
6.330% due 01/13/2035	300	307
6.440% due 01/26/2036 (i)	300	308
6.780% due 01/13/2055	300	296
Empresa de los Ferrocarriles del Estado		
3.068% due 08/18/2050	500	290
3.830% due 09/14/2061	400	251
Empresa Nacional del Petroleo		
6.150% due 05/10/2033	200	203
Engie Energia Chile S.A.		
6.375% due 04/17/2034	200	204
		2,656
ソブリン債 0.3%		
Chile Government International Bond		
3.250% due 09/21/2071	500	295
4.340% due 03/07/2042	200	170
		465
チリ合計		3,121
(取得原価 \$ 3,757)		
中国 0.0%		
社債等 0.0%		
Yango Justice International Ltd.		
7.500% due 04/15/2049 (a)	200	0
中国合計		0
(取得原価 \$ 200)		
コロンビア 3.0%		
社債等 0.5%		
Ecopetrol S.A.		
5.875% due 05/28/2045	100	67
7.750% due 02/01/2032	500	485
8.375% due 01/19/2036	400	381
		933
ソブリン債 2.5%		
Colombia Government International Bond		
3.250% due 04/22/2032	700	551
4.125% due 05/15/2051	600	337
5.200% due 05/15/2049	1,000	659
5.625% due 02/26/2044	700	511
7.375% due 09/18/2037	1,400	1,328
7.500% due 02/02/2034	300	297
8.000% due 11/14/2035	300	301
8.375% due 11/07/2054	300	280

8.750% due 11/14/2053		400	392
			<u>4,656</u>
コロンビア合計			<u>5,589</u>
(取得原価 \$ 6,687)			
コスタリカ 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Costa Rica Government International Bond			
7.300% due 11/13/2054		400	410
コスタリカ合計			<u>410</u>
(取得原価 \$ 379)			
チェコ共和国 0.2%			
社債等 0.2%			
EPH Financing International A/S			
5.875% due 11/30/2029	EUR	300	362
チェコ共和国合計			<u>362</u>
(取得原価 \$ 323)			
ドミニカ共和国 3.0%			
ソブリン債 3.0%			
Dominican Republic Central Bank Notes			
13.000% due 12/05/2025	DOP	34,000	576
13.000% due 01/30/2026		6,400	108
Dominican Republic International Bond			
5.875% due 01/30/2060	\$	700	576
6.400% due 06/05/2049		1,100	1,007
6.600% due 06/01/2036		150	150
6.850% due 01/27/2045		700	679
6.950% due 03/15/2037		400	402
7.050% due 02/03/2031		150	156
7.150% due 02/24/2055		400	393
8.625% due 04/20/2027		333	346
10.500% due 03/15/2037	DOP	8,000	134
10.750% due 06/01/2036		35,500	605
13.625% due 02/03/2033		18,100	351
13.625% due 02/10/2034		7,200	146
ドミニカ共和国合計			<u>5,629</u>
(取得原価 \$ 5,830)			
エクアドル 1.8%			
ソブリン債 1.8%			
Ecuador Government International Bond			
0.000% due 07/31/2030	\$	856	540
5.000% due 07/31/2040		1,692	913
5.500% due 07/31/2035		1,975	1,234
6.900% due 07/31/2030		791	615
エクアドル合計			<u>3,302</u>
(取得原価 \$ 3,393)			
エジプト 4.0%			
ソブリン債 4.0%			
Egypt Government Bond			
21.954% due 03/04/2028	EGP	88,300	1,778
Egypt Government International Bond			
4.750% due 04/16/2026	EUR	600	684
5.875% due 06/11/2025	\$	300	301

6.375% due 04/11/2031	EUR	2,200	2,249
7.500% due 02/16/2061	\$	200	138
7.903% due 02/21/2048		900	651
8.625% due 02/04/2030		400	397
8.875% due 05/29/2050		1,000	793
9.450% due 02/04/2033		400	388
エジプト合計			7,379

(取得原価 \$ 6,973)

エルサルバドル 0.9%

ソブリン債 0.9%

El Salvador Government International Bond

7.625% due 09/21/2034		1,000	965
8.250% due 04/10/2032		30	30
9.250% due 04/17/2030		500	525
9.650% due 11/21/2054		150	150

エルサルバドル合計

1,670

(取得原価 \$ 1,655)

フランス 0.1%

社債等 0.1%

New Immo Holding S.A.

2.750% due 11/26/2026	EUR	200	223

フランス合計

223

(取得原価 \$ 198)

ガボン 0.5%

ソブリン債 0.5%

Gabon Government International Bond

6.625% due 02/06/2031	\$	200	150
9.500% due 02/18/2029		800	722

ガボン合計

872

(取得原価 \$ 889)

ジョージア 0.1%

ソブリン債 0.1%

Georgia Government International Bond

2.750% due 04/22/2026		200	193

ジョージア合計

193

(取得原価 \$ 194)

ガーナ 0.9%

ソブリン債 0.9%

Republic of Ghana International Bond

0.000% due 07/03/2026		103	99
0.000% due 01/03/2030		230	188
1.500% due 01/03/2037		500	221
5.000% due 07/03/2029		1,085	994
5.000% due 07/03/2035		338	252

ガーナ合計

1,754

(取得原価 \$ 1,709)

グアテマラ 0.7%

ソブリン債 0.7%

Guatemala Government Bond

4.650% due 10/07/2041		300	235
6.125% due 06/01/2050		700	620

6.550% due 02/06/2037		300	301
6.600% due 06/13/2036		200	201
グアテマラ合計			1,357
(取得原価 \$ 1,500)			
ホンジュラス 0.1%			
ソブリン債 0.1%			
Honduras Government International Bond			
8.625% due 11/27/2034		200	203
ホンジュラス合計			203
(取得原価 \$ 200)			
香港 0.8%			
社債等 0.7%			
Fortune Star BVI Ltd.			
3.950% due 10/02/2026	EUR	100	110
5.000% due 05/18/2026	\$	200	195
5.050% due 01/27/2027		200	191
MTR Corp. Ltd.			
5.250% due 04/01/2055		700	674
			1,170
ソブリン債 0.1%			
Hong Kong Government International Bond			
3.750% due 06/07/2032	EUR	200	237
香港合計			1,407
(取得原価 \$ 1,360)			
ハンガリー 2.8%			
社債等 0.2%			
MVM Energetika Zrt			
7.500% due 06/09/2028	\$	400	419
ソブリン債 2.6%			
Hungary Government International Bond			
1.625% due 04/28/2032	EUR	100	97
1.750% due 06/05/2035		200	176
2.125% due 09/22/2031	\$	500	411
3.125% due 09/21/2051		200	117
4.000% due 07/25/2029	EUR	200	233
5.250% due 06/16/2029	\$	400	402
6.125% due 05/22/2028		200	206
6.750% due 09/25/2052 (i)		1,000	1,003
7.625% due 03/29/2041		100	111
Magyar Export-Import Bank Zrt			
6.000% due 05/16/2029	EUR	500	609
6.125% due 12/04/2027	\$	300	306
MFB Magyar Fejlesztési Bank Zrt			
6.500% due 06/29/2028		1,000	1,028
			4,699
ハンガリー合計			5,118
(取得原価 \$ 4,983)			
インド 0.4%			
社債等 0.4%			
Adani Transmission Step-One Ltd.			
4.250% due 05/21/2036 (i)		278	235

IIFL Finance Ltd.		
8.750% due 07/24/2028	300	294
Indian Railway Finance Corp. Ltd.		
3.950% due 02/13/2050	300	223
インド合計		752
(取得原価 \$ 878)		
インドネシア 2.4%		
社債等 1.9%		
Bank Mandiri Persero Tbk PT		
4.900% due 03/24/2028	500	501
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT		
5.280% due 04/05/2029	300	302
Freeport Indonesia PT		
5.315% due 04/14/2032	500	494
Pertamina Hulu Energi PT		
5.250% due 05/21/2030	500	502
Pertamina Persero PT		
6.450% due 05/30/2044	500	504
Perusahaan Perseroan Persero PT Perusahaan Listrik Negara		
4.000% due 06/30/2050	500	343
4.375% due 02/05/2050	500	370
5.250% due 05/15/2047	200	170
6.150% due 05/21/2048	500	476
		3,662
ソブリン債 0.5%		
Indonesia Government International Bond		
1.100% due 03/12/2033	EUR 200	186
3.875% due 01/15/2033	300	344
4.125% due 01/15/2037	300	336
		866
インドネシア合計		4,528
(取得原価 \$ 4,709)		
アイルランド 1.5%		
社債等 0.8%		
Alfa Bank A0 Via Alfa Bond Issuance PLC		
5.950% due 04/15/2030 (a) (d)	\$ 500	30
CIMA Finance DAC		
2.950% due 09/05/2029	284	257
Iridium Capital PLC		
9.250% due 06/18/2029	EUR 900	1,102
		1,389
ソブリン債 0.7%		
Avenir Issuer III Ireland DAC		
6.000% due 03/22/2027	\$ 517	495
Republic of Angola Via Avenir Issuer II Ireland DAC		
6.927% due 02/19/2027	914	862
		1,357
アイルランド合計		2,746
(取得原価 \$ 3,118)		
イスラエル 1.0%		

社債等 0.2%

ICL Group Ltd.

6.375% due 05/31/2038 200 200

Leviathan Bond Ltd.

6.125% due 06/30/2025 99 99

299

ソブリン債 0.8%

Israel Government International Bond

5.000% due 10/30/2026 EUR 500 584

5.500% due 03/12/2034 (i) \$ 300 297

5.625% due 02/19/2035 500 495

5.750% due 03/12/2054 (i) 300 267

1,643

イスラエル合計

1,942

(取得原価 \$ 1,886)

コートジボワール 0.9%

ソブリン債 0.9%

Ivory Coast Government International Bond

4.875% due 01/30/2032 EUR 150 150

5.250% due 03/22/2030 250 269

5.875% due 10/17/2031 200 211

6.625% due 03/22/2048 200 173

6.875% due 10/17/2040 200 186

7.625% due 01/30/2033 \$ 400 388

8.075% due 04/01/2036 200 189

8.250% due 01/30/2037 200 189

コートジボワール合計 **1,755**

(取得原価 \$ 1,853)

ジャマイカ 0.1%

社債等 0.1%

TransJamaican Highway Ltd.

5.750% due 10/10/2036 172 159

ジャマイカ合計 **159**

(取得原価 \$ 172)

ヨルダン 0.7%

ソブリン債 0.7%

Jordan Government International Bond

5.750% due 01/31/2027 (i) 750 747

5.850% due 07/07/2030 200 188

7.375% due 10/10/2047 400 345

ヨルダン合計 **1,280**

(取得原価 \$ 1,376)

カザフスタン 1.5%

社債等 1.2%

KazMunayGas National Co. JSC

3.500% due 04/14/2033 400 337

5.750% due 04/19/2047 500 421

6.375% due 10/24/2048 400 356

Tengizchevroil Finance Co. International Ltd.

3.250% due 08/15/2030 200 175

4.000% due 08/15/2026 1,000 984

2,273

ソブリン債 0.3%		
Development Bank of Kazakhstan JSC		
5.500% due 04/15/2027	500	503
カザフスタン合計		2,776
(取得原価 \$ 2,795)		
ケニア 1.0%		
ソブリン債 1.0%		
Republic of Kenya Government International Bond		
8.000% due 05/22/2032	500	458
9.500% due 03/05/2036	400	366
9.750% due 02/16/2031	1,000	999
ケニア合計		1,823
(取得原価 \$ 1,936)		
ラトビア 0.3%		
ソブリン債 0.3%		
Latvia Government International Bond		
5.125% due 07/30/2034	500	493
ラトビア合計		493
(取得原価 \$ 495)		
レバノン 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Lebanon Government International Bond (a)		
6.400% due 05/26/2049	900	158
8.250% due 05/17/2034	2,330	408
8.250% due 04/12/2049	600	105
レバノン合計		671
(取得原価 \$ 501)		
ルクセンブルク 1.7%		
社債等 1.7%		
Chile Electricity Lux Mpc II Sarl		
5.580% due 10/20/2035	391	389
5.672% due 10/20/2035	200	199
Chile Electricity Lux MPC Sarl		
6.010% due 01/20/2033	465	479
Greensaif Pipelines Bidco Sarl		
5.853% due 02/23/2036	300	301
6.103% due 08/23/2042	300	295
6.129% due 02/23/2038	200	203
6.510% due 02/23/2042	400	409
Guara Norte Sarl		
5.198% due 06/15/2034	160	150
Petrorio Luxembourg Holding Sarl		
6.125% due 06/09/2026	500	505
Saavi Energia Sarl		
8.875% due 02/10/2035	300	307
ルクセンブルク合計		3,237
(取得原価 \$ 3,213)		
マレーシア 1.4%		
社債等 1.4%		
Khazanah Capital Ltd.		
4.876% due 06/01/2033	400	392

Khazanah Global Sukuk Bhd		
4.687% due 06/01/2028	500	500
Petronas Capital Ltd.		
3.404% due 04/28/2061	1,500	944
5.848% due 04/03/2055	700	694
マレーシア合計		2,530
(取得原価 \$ 3,055)		
マーシャル諸島 0.0%		
社債等 0.0%		
Nakilat, Inc.		
6.267% due 12/31/2033	56	59
マーシャル諸島合計		59
(取得原価 \$ 63)		
メキシコ 3.6%		
社債等 1.5%		
Banco Nacional de Comercio Exterior SNC		
5.875% due 05/07/2030	300	302
BBVA Mexico S.A. Institucion de Banca Multiple		
Grupo Financiero BBVA Mexico		
7.625% due 02/11/2035 (d)	300	304
Petroleos Mexicanos		
6.625% due 06/15/2038	780	566
6.700% due 02/16/2032	195	174
6.950% due 01/28/2060	200	135
7.690% due 01/23/2050	1,717	1,264
		2,745
ソブリン債 2.1%		
Mexico Government International Bond		
2.750% due 11/27/2031 (e)	MXN	11,021
3.000% due 12/03/2026 (e)		24,886
4.000% due 11/30/2028 (e)		8,477
4.000% due 03/15/2115	EUR	200
5.000% due 04/27/2051	\$	200
5.750% due 10/12/2110		700
6.875% due 05/13/2037		700
7.375% due 05/13/2055		300
		4,017
メキシコ合計		6,762
(取得原価 \$ 8,110)		
モンゴル 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
City of Ulaanbaatar Mongolia		
7.750% due 08/21/2027	400	400
Mongolia Government International Bond		
3.500% due 07/07/2027	400	373
7.875% due 06/05/2029	200	205
モンゴル合計		978
(取得原価 \$ 998)		
モロッコ 0.8%		
社債等 0.7%		
OCP S.A.		
3.750% due 06/23/2031	300	265

5.125% due 06/23/2051		1,200	880
6.700% due 03/01/2036		200	197
			<u>1,342</u>
ソブリン債 0.1%			
Morocco Government International Bond			
4.000% due 12/15/2050		300	198
モロッコ合計			<u>1,540</u>
(取得原価 \$ 1,874)			
ナミビア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Namibia Government International Bond			
5.250% due 10/29/2025		600	594
ナミビア合計			<u>594</u>
(取得原価 \$ 600)			
オランダ 0.9%			
社債等 0.9%			
Metinvest BV			
8.500% due 04/23/2026		200	181
NE Property BV			
1.875% due 10/09/2026	EUR	600	673
Prosus NV			
1.539% due 08/03/2028		300	324
2.031% due 08/03/2032		100	99
Unigel Netherlands Holding Corp. BV			
15.000% due 12/31/2044 (a) (b)	\$	263	9
Yinson Boronia Production BV			
8.947% due 07/31/2042		297	310
オランダ合計			<u>1,596</u>
(取得原価 \$ 1,707)			
ナイジェリア 2.4%			
社債等 0.4%			
BOI Finance BV			
7.500% due 02/16/2027	EUR	700	800
ソブリン債 2.0%			
Nigeria Government International Bond			
6.125% due 09/28/2028	\$	300	280
6.500% due 11/28/2027		2,100	2,040
7.375% due 09/28/2033		500	426
8.250% due 09/28/2051		200	157
8.747% due 01/21/2031		300	290
9.625% due 06/09/2031		200	200
10.375% due 12/09/2034		300	301
			<u>3,694</u>
ナイジェリア合計			<u>4,494</u>
(取得原価 \$ 4,472)			
北マケドニア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
North Macedonia Government International Bond			
6.960% due 03/13/2027	EUR	500	594
北マケドニア合計			<u>594</u>
(取得原価 \$ 531)			

オマーン 1.3%			
ソブリン債 1.3%			
Oman Government International Bond			
5.625% due 01/17/2028	\$	700	708
6.750% due 01/17/2048		1,100	1,107
7.000% due 01/25/2051		500	516
オマーン合計			<u>2,331</u>
(取得原価 \$ 2,187)			

パキスタン 1.0%			
ソブリン債 1.0%			
Pakistan Government International Bond			
6.000% due 04/08/2026		400	391
6.875% due 12/05/2027		500	465
7.375% due 04/08/2031		400	342
8.250% due 09/30/2025		200	200
8.875% due 04/08/2051 (i)		400	314
Pakistan Water & Power Development Authority			
7.500% due 06/04/2031		200	155
パキスタン合計			<u>1,867</u>
(取得原価 \$ 1,571)			

パナマ 2.4%			
バンクローン債務 0.5%			
Panama Government International Bond			
4.103% due 03/07/2027	EUR	900	<u>1,021</u>
社債等 0.4%			
Aeropuerto Internacional de Tocumen S.A.			
5.125% due 08/11/2061		300	204
Banco General S.A.			
5.250% due 05/07/2031 (c)		700	613
			<u>817</u>

ソブリン債 1.5%			
Panama Government International Bond			
4.500% due 01/19/2063		200	121
6.400% due 02/14/2035		800	756
6.700% due 01/26/2036		800	774
6.853% due 03/28/2054		300	261
7.875% due 03/01/2057		500	488
8.000% due 03/01/2038		200	207
			<u>2,607</u>
パナマ合計			<u>4,445</u>
(取得原価 \$ 4,743)			

パラグアイ 0.7%			
ソブリン債 0.7%			
Paraguay Government International Bond			
4.700% due 03/27/2027		143	142
5.400% due 03/30/2050		300	253
5.850% due 08/21/2033		200	201
6.650% due 03/04/2055		200	195
8.500% due 03/04/2035	PYG	4,496,000	546
パラグアイ合計			<u>1,337</u>
(取得原価 \$ 1,470)			

ペルー 2.0%			
社債等 1.6%			
ALICORP SAA			
6.875% due 04/17/2027	PEN	2,400	663
Credicorp Capital Sociedad Titulizadora S.A.			
10.100% due 12/15/2043		1,600	474
InRetail Consumer			
3.250% due 03/22/2028	\$	400	376
Kallpa Generacion S.A.			
5.875% due 01/30/2032		200	202
Niagara Energy SAC			
5.746% due 10/03/2034		300	295
Petroleos del Peru S.A.			
4.750% due 06/19/2032		200	150
5.625% due 06/19/2047		1,300	793
			2,953
ソブリン債 0.4%			
Peru Government International Bond			
3.230% due 07/28/2121		150	79
5.375% due 02/08/2035 (i)		220	217
5.875% due 08/08/2054 (i)		370	350
6.900% due 08/12/2037	PEN	500	137
			783
ペルー合計			
(取得原価 \$ 4,374)			3,736
フィリピン 1.1%			
社債等 0.5%			
PLDT, Inc.			
3.450% due 06/23/2050	\$	800	536
San Miguel Global Power Holdings Corp.			
8.125% due 12/02/2029 (c)		400	394
			930
ソブリン債 0.6%			
Philippines Government International Bond			
2.650% due 12/10/2045		200	127
3.200% due 07/06/2046		600	415
5.000% due 07/17/2033		500	500
			1,042
フィリピン合計			
(取得原価 \$ 2,538)			1,972
ポーランド 2.1%			
社債等 0.1%			
ORLEN S.A.			
6.000% due 01/30/2035		200	203
ソブリン債 2.0%			
Bank Gospodarstwa Krajowego			
4.375% due 03/13/2039	EUR	400	453
5.750% due 07/09/2034	\$	400	405
6.250% due 07/09/2054		400	388
Poland Government International Bond			
4.125% due 01/11/2044	EUR	350	393

4.875% due 02/12/2030	\$	200	202
5.125% due 09/18/2034		300	297
5.375% due 02/12/2035		400	400
5.500% due 04/04/2053 (i)		650	593
5.500% due 03/18/2054		700	635

3,766

ポーランド合計

(取得原価 \$ 4,032)

3,969

カタール 1.4%

社債等 0.9%

Qatar Energy

3.125% due 07/12/2041		2,000	1,452
3.300% due 07/12/2051		300	197

Qatar Energy LNG S3

5.838% due 09/30/2027		141	143

1,792

ソブリン債 0.5%

Qatar Government International Bond

4.400% due 04/16/2050		300	251
4.875% due 02/27/2035		200	202
5.750% due 01/20/2042		400	422

875

カタール合計

(取得原価 \$ 2,944)

2,667

ルーマニア 1.9%

ソブリン債 1.9%

Romania Government International Bond

2.625% due 12/02/2040	EUR	400	280
2.750% due 04/14/2041		300	210
2.875% due 04/13/2042		400	281
3.375% due 01/28/2050		200	136
3.750% due 02/07/2034		300	286
4.625% due 04/03/2049		300	250
5.250% due 03/10/2030		300	342
5.625% due 05/30/2037 (i)		400	419
6.375% due 09/18/2033 (i)		700	805
7.625% due 01/17/2053	\$	600	581

3,590

ルーマニア合計

(取得原価 \$ 4,171)

サウジアラビア 1.9%

社債等 0.9%

Saudi Arabian Oil Co.

3.500% due 11/24/2070		1,300	760
5.875% due 07/17/2064		400	359
6.375% due 06/02/2055 (f)		500	491

1,610

ソブリン債 1.0%

Saudi Government International Bond

3.250% due 10/22/2030		200	186
5.000% due 01/16/2034 (i)		200	198
5.375% due 01/13/2031		500	515
5.625% due 01/13/2035 (i)		500	517

5.750% due 01/16/2054 (i)	500	466
		<u>1,882</u>
サウジアラビア合計		<u>3,492</u>
(取得原価 \$ 4,005)		
セネガル 0.9%		
ソブリン債 0.9%		
Senegal Government International Bond		
4.750% due 03/13/2028	EUR	900 877
5.375% due 06/08/2037		300 221
7.750% due 06/10/2031	\$	800 649
セネガル合計		<u>1,747</u>
(取得原価 \$ 2,226)		
セルビア 0.9%		
ソブリン債 0.9%		
Serbia Government International Bond		
1.650% due 03/03/2033	EUR	300 274
3.125% due 05/15/2027		400 450
6.000% due 06/12/2034	\$	400 397
6.250% due 05/26/2028		200 206
6.500% due 09/26/2033 (i)		300 310
セルビア合計		<u>1,637</u>
(取得原価 \$ 1,607)		
シンガポール 0.6%		
社債等 0.6%		
Cathaylife Singapore Pte Ltd.		
5.950% due 07/05/2034		400 409
Medco Bell Pte Ltd.		
6.375% due 01/30/2027		200 201
Singapore Airlines Ltd.		
3.375% due 01/19/2029		400 384
Yinson Production Financial Services Pte Ltd.		
9.625% due 05/03/2029		200 208
シンガポール合計		<u>1,202</u>
(取得原価 \$ 1,195)		
スロベニア 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Slovenia Government International Bond		
5.000% due 09/19/2033	700	705
スロベニア合計		<u>705</u>
(取得原価 \$ 695)		
南アフリカ 3.8%		
社債等 1.3%		
Eskom Holdings SOC Ltd.		
4.314% due 07/23/2027	800	774
6.350% due 08/10/2028	1,000	1,003
8.450% due 08/10/2028	400	415
Sasol Financing USA LLC		
8.750% due 05/03/2029	300	295
		<u>2,487</u>
ソブリン債 2.5%		
South Africa Government International Bond		

4.300% due 10/12/2028		200	192
4.850% due 09/30/2029 (i)		1,000	954
5.750% due 09/30/2049		1,300	944
5.875% due 04/20/2032		200	192
7.100% due 11/19/2036		300	291
7.300% due 04/20/2052		300	260
7.950% due 11/19/2054		300	276
8.500% due 01/31/2037	ZAR	3,800	180
8.875% due 02/28/2035		24,400	1,246
			<u>4,535</u>

南アフリカ合計

(取得原価 \$ 7,509)

韓国 0.5%

社債等 0.3%

KODIT Global Co. Ltd.

4.954% due 05/25/2026 \$ 200 200

SK On Co. Ltd.

5.375% due 05/11/2026 300 302

502

ソブリン債 0.2%

Korea National Oil Corp.

4.875% due 04/03/2029 500 506

韓国合計

1,008

(取得原価 \$ 997)

スリランカ 1.0%

ソブリン債 1.0%

Sri Lanka Government International Bond

3.100% due 01/15/2030 228 199

3.350% due 03/15/2033 576 452

3.600% due 06/15/2035 144 98

3.600% due 05/15/2036 343 268

3.600% due 02/15/2038 586 461

4.000% due 04/15/2028 350 328

1,806

(取得原価 \$ 1,673)

トリニダードトバゴ 0.3%

社債等 0.1%

National Gas Co. of Trinidad & Tobago Ltd.

6.050% due 01/15/2036 200 182

ソブリン債 0.2%

Trinidad & Tobago Government International Bond

5.950% due 01/14/2031 300 292

474

(取得原価 \$ 483)

トルコ 3.7%

バンクローン債務 1.0%

SOCAR Turkey Enerji A/S

5.931% due 08/11/2026 1,600 1,811

社債等 0.5%

Turkcell Iletisim Hizmetleri A/S

7.450% due 01/24/2030	400	406
Turkiye Varlik Fonu Yonetimi A/S		
8.250% due 02/14/2029	500	518
		924

ソブリン債 2.2%

Turkey Government International Bond

4.875% due 04/16/2043	700	474
5.750% due 05/11/2047 (i)	1,100	791
6.500% due 01/03/2035	200	184
7.125% due 02/12/2032	500	492
7.125% due 07/17/2032	200	196
7.625% due 05/15/2034	800	801

Turkiye Government Bond

48.800% due 05/20/2026	TRY	1,400	36
48.800% due 08/19/2026		3,100	80
48.800% due 05/17/2028		30,000	753

Turkiye Ihracat Kredi Bankasi A/S

7.500% due 02/06/2028	\$	300	305

			4,112

			6,847

トルコ合計
(取得原価 \$ 7,052)

ウガンダ 0.1%

ソブリン債 0.1%

Republic of Uganda Government Bond

15.000% due 06/18/2043	UGX	644,300	147
15.800% due 06/23/2039		355,000	89

			236

ウガンダ合計
(取得原価 \$ 235)

ウクライナ 1.3%

ソブリン債 1.3%

Ukraine Government International Bond

0.000% due 02/01/2030 (g)	\$	142	69
0.000% due 02/01/2034 (g)		532	201
0.000% due 02/01/2035 (g)		340	166
0.000% due 08/01/2041		420	307
1.750% due 02/01/2029 (i)		781	480
1.750% due 02/01/2034		796	393
1.750% due 02/01/2035		792	385
1.750% due 02/01/2036		698	333

			2,334

ウクライナ合計
(取得原価 \$ 2,282)

アラブ首長国連邦 2.2%

社債等 2.1%

Abu Dhabi Developmental Holding Co. PJSC

5.250% due 10/02/2054	400	361
5.500% due 05/08/2034	200	206

Abu Dhabi National Energy Co. PJSC

4.696% due 04/24/2033	400	391

Adnoc Murban Rsc Ltd.

5.125% due 09/11/2054	1,000	893

DP World Ltd.

5.625% due 09/25/2048	500	458

Masdar Abu Dhabi Future Energy Co.

4.875% due 05/21/2030	200	201
4.875% due 07/25/2033	700	687
5.375% due 05/21/2035	300	301
MDGH GMTN RSC Ltd.		
5.875% due 05/01/2034	300	315
		3,813

ソブリン債 0.1%

Abu Dhabi Government International Bond

5.500% due 04/30/2054	200	195
アラブ首長国連邦合計		4,008

(取得原価 \$ 4,198)

英国 1.7%

社債等 1.5%

Antofagasta PLC

6.250% due 05/02/2034	200	204

Azule Energy Finance PLC

8.125% due 01/23/2030	300	293

NAK Naftogaz Ukraine via Kondor Finance PLC

7.125% due 07/19/2026 (b)	EUR 116	114

Panama Infrastructure Receivable Purchaser PLC

0.000% due 04/05/2032	\$ 1,300	912

Ukraine Railways Via Rail Capital Markets PLC

8.250% due 07/09/2026	946	808

Vedanta Resources Finance II PLC

9.475% due 07/24/2030	200	190

9.850% due 04/24/2033	200	190

2,711

モーゲージ担保証券 0.2%

Canada Square Funding 6 PLC

5.159% due 01/17/2059	GBP 142	192

Rochester Financing No.3 PLC

5.171% due 12/18/2044	127	171

Tower Bridge Funding PLC

5.104% due 12/20/2063	72	98

461

英国合計

(取得原価 \$ 3,182)		3,172

米国 13.6%

バンクローン債務 0.6%

Republic of Cote d'Ivoire

5.403% due 02/11/2034	\$ 1,000	1,133

社債等 0.7%

DAE Funding LLC

3.375% due 03/20/2028	200	192

Rio Oil Finance Trust Series 2014-3

9.750% due 01/06/2027	219	226

Rio Oil Finance Trust Series 2018-1

8.200% due 04/06/2028	473	482

Rutas 2 & 7 Finance Ltd.

0.000% due 09/30/2036	537	379

1,279

モーゲージ担保証券 1.6%

Adjustable Rate Mortgage Trust

4.050% due 01/25/2036 4 3

Alternative Loan Trust

4.922% due 11/25/2035 40 37

Banc of America Mortgage Trust

5.062% due 02/25/2036 6 6

Benchmark Mortgage Trust

3.666% due 01/15/2051 1,000 974

Chase Mortgage Finance Trust

4.737% due 03/25/2037 11 10

Citigroup Mortgage Loan Trust

5.616% due 07/25/2046 11 10

6.757% due 03/25/2034 2 2

Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.

4.254% due 12/25/2035 58 35

Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust

4.862% due 09/25/2047 6 5

Credit Suisse Mortgage Capital Trust

2.000% due 01/25/2060 505 444

GSMPS Mortgage Loan Trust

4.789% due 01/25/2036 108 88

IndyMac INDX Mortgage Loan Trust

4.076% due 09/25/2035 43 35

4.579% due 06/25/2035 15 14

Luminent Mortgage Trust

4.799% due 12/25/2036 4 4

Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust

4.365% due 04/25/2037 17 15

Morgan Stanley Mortgage Loan Trust

6.212% due 06/25/2036 3 3

Sequoia Mortgage Trust

4.800% due 01/20/2047 6 4

SG Residential Mortgage Trust

5.353% due 08/25/2062 861 860

Structured Asset Mortgage Investments II Trust

4.739% due 02/25/2037 306 291

WaMu Mortgage Pass-Through Certificates

4.809% due 05/25/2034 48 45

WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust

3.401% due 05/25/2037 20 16

3.754% due 04/25/2037 12 10

3.814% due 01/25/2037 17 15

4.300% due 12/25/2036 37 33

4.353% due 12/25/2036 11 10

4.825% due 09/25/2036 14 12

2,981

米国政府機関債 1.7%

Fannie Mae, TBA (f)

3.500% due 07/01/2055 1,300 1,152

4.000% due 07/01/2055 400 366

4.500% due 07/01/2055 400 377

5.000% due 07/01/2055 650 629

5.500% due 07/01/2055 750 742

3,266

米国財務省債務証券 9.0%

U. S. Treasury Bonds		
1.750% due 08/15/2041	2,200	1,430
2.000% due 11/15/2041 (i)	5,400	3,641
2.750% due 11/15/2042	900	672
2.875% due 05/15/2043	300	227
3.125% due 11/15/2041	1,500	1,206
3.250% due 05/15/2042	700	568
3.375% due 08/15/2042	900	741
U. S. Treasury Notes		
2.375% due 05/15/2029 (i) (k)	5,100	4,815
3.125% due 08/31/2029	3,700	3,584
		16,884
米国合計		25,543
(取得原価 \$ 29,028)		
ウルグアイ 0.9%		
ソブリン債 0.9%		
Uruguay Government International Bond		
4.975% due 04/20/2055 (i)	700	603
5.442% due 02/14/2037	200	201
7.625% due 03/21/2036	688	811
ウルグアイ合計		1,615
(取得原価 \$ 1,745)		
ウズベキスタン 0.9%		
社債等 0.4%		
Ipoteka-Bank ATIB		
5.500% due 11/19/2025	500	498
Uzbek Industrial & Construction Bank ATB		
8.950% due 07/24/2029	200	206
		704
ソブリン債 0.5%		
National Bank of Uzbekistan		
8.500% due 07/05/2029	500	517
Republic of Uzbekistan International Bond		
3.700% due 11/25/2030	200	171
Uzbekneftegaz JSC		
4.750% due 11/16/2028	400	362
		1,050
ウズベキスタン合計		1,754
(取得原価 \$ 1,701)		
ベネズエラ 0.8%		
社債等 0.4%		
Petroleos de Venezuela S.A. (a)		
5.375% due 04/12/2027	3,950	473
6.000% due 05/16/2034	810	98
8.500% due 10/27/2049	200	187
		758
ソブリン債 0.4%		
Venezuela Government International Bond (a)		
7.000% due 03/31/2038	2,430	406
7.650% due 04/21/2035	2,025	316
9.250% due 05/07/2028	60	10
11.950% due 08/05/2031	20	4

			736
ベネズエラ合計			1,494
(取得原価 \$ 5,449)			
ザンビア 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Zambia Government International Bond			
0.500% due 12/31/2053	206		126
5.750% due 06/30/2033	208		187
ザンビア合計			313
(取得原価 \$ 533)			
短期金融商品 1.1%			
仕組債 0.2%			
Pakistan Credit Linked Notes (Issuer Standard Chartered Bank) (h)			
22.242% due 12/01/2025	PKR	63,300	196
22.246% due 11/03/2025		55,500	173
			369
定期預金 0.9%			
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			
2.820% due 06/02/2025	AUD	65	42
3.830% due 06/02/2025	\$	27	27
Bank of Nova Scotia			
3.830% due 06/02/2025		22	22
BNP Paribas Bank			
1.320% due 06/02/2025	SEK	1	0
2.250% due 06/03/2025	NZD	2	1
2.820% due 06/02/2025	AUD	103	67
3.480% due 06/02/2025	NOK	6	1
5.700% due 06/02/2025	ZAR	1,453	80
Brown Brothers Harriman & Co.			
0.120% due 06/02/2025	¥	3	0
3.830% due 06/02/2025	\$	7	7
Citibank N.A.			
1.330% due 06/02/2025	EUR	26	29
3.420% due 06/02/2025	GBP	4	5
3.830% due 06/02/2025	\$	177	177
DBS Bank Ltd.			
3.830% due 06/02/2025		99	99
DnB Bank ASA			
1.320% due 06/02/2025	SEK	4	0
1.330% due 06/02/2025	EUR	9	10
2.820% due 06/02/2025	AUD	35	22
3.830% due 06/02/2025	\$	628	628
HSBC Bank			
0.890% due 06/02/2025	SGD	4	3
HSBC Bank PLC			
1.330% due 06/02/2025	EUR	24	27
3.420% due 06/02/2025	GBP	4	6
JPMorgan Chase Bank N.A.			
3.830% due 06/02/2025	\$	46	46
MUFG Bank Ltd.			
0.120% due 06/02/2025	¥	174	1
Royal Bank of Canada			

1.330% due 06/02/2025	EUR	92	104
3.420% due 06/02/2025	GBP	17	23
3.830% due 06/02/2025	\$	22	22
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
0.120% due 06/02/2025	¥	799	6
1.330% due 06/02/2025	EUR	1	1
3.420% due 06/02/2025	GBP	1	1
3.830% due 06/02/2025	\$	147	147
			1,604
短期金融商品合計			1,973
(取得原価 \$ 1,995)			
投資有価証券合計 107.3%		\$	199,569
(取得原価 \$ 217,762)			
金融デリバティブ商品 (j) (1) (0.1%)			(184)
(取得原価またはプレミアム (純額) \$ (600))			
その他の資産および負債 (純額) (7.2%)			(13,391)
純資産 100.0%		\$	185,994

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

- (a) 債務不履行証券
- (b) 現物配当証券
- (c) 永久債（記載日は次回の契約上の償還日）である。
- (d) 偶発転換社債
- (e) 当有価証券の元本金額は、インフレの状況に合わせて調整される。
- (f) 発行日取引証券
- (g) 本有価証券は将来の特定の日に利付証券となる。
- (h) 利率は最終利回りである。

借入れおよびその他の金融取引

リバース・レポ契約：

取引相手	借入金利 ⁽¹⁾	決済日	満期日	借入金額 ⁽¹⁾	リバース・レポ契約に係る未払金
BRC	1.750%	04/23/2025	TBD ⁽²⁾	\$ (290)	\$ (329)
BRC	4.150%	04/28/2025	TBD ⁽²⁾	(752)	(755)
BRC	4.150%	05/02/2025	TBD ⁽²⁾	(384)	(385)
BRC	4.200%	12/20/2024	TBD ⁽²⁾	(211)	(215)
BRC	4.500%	05/14/2025	TBD ⁽²⁾	(190)	(191)
JML	4.350%	01/17/2025	TBD ⁽²⁾	(475)	(483)
JPS	4.450%	05/14/2025	06/04/2025	(5,174)	(5,186)
MEI	3.700%	05/09/2025	06/23/2025	(223)	(224)
MEI	4.250%	05/14/2025	06/23/2025	(569)	(570)
MEI	4.290%	05/14/2025	06/23/2025	(520)	(521)
MEI	4.350%	05/09/2025	06/23/2025	(284)	(285)
MYI	3.250%	05/23/2025	TBD ⁽²⁾	(255)	(255)
MYI	4.100%	04/17/2025	TBD ⁽²⁾	(658)	(661)
MYI	4.350%	02/27/2025	TBD ⁽²⁾	(543)	(549)
MYI	4.400%	02/27/2025	TBD ⁽²⁾	(1,034)	(1,046)
MYI	4.450%	02/27/2025	TBD ⁽²⁾	(866)	(876)
SCX	2.150%	05/14/2025	TBD ⁽²⁾	(574)	(652)
SCX	4.200%	05/12/2025	TBD ⁽²⁾	(242)	(243)
SCX	4.250%	02/14/2025	TBD ⁽²⁾	(824)	(835)
SCX	4.500%	02/27/2025	TBD ⁽²⁾	(588)	(595)
SCX	4.650%	12/20/2024	TBD ⁽²⁾	(658)	(672)

担保付き借入れとして会計処理される特定の取引

	翌日物および継続	契約の残存期間			合計
		30 日以下	31-90 日	90 日以上	
リバース・レポ契約					
Non - U.S. Corporate Debt	\$ 0	\$ (509)	\$ 0	\$ 0	(509)
Non-U.S. Government Debt	0	(1,092)	0	(8,742)	(9,834)
U.S. Government Debt	0	(5,185)	0	0	(5,185)
リバース・レポ契約合計	\$ 0	\$ (6,786)	\$ 0	\$ (8,742)	\$ (15,528)
借入合計	\$ 0	\$ (6,786)	\$ 0	\$ (8,742)	\$ (15,528)
リバース・レポ契約に係る未払金				\$	(15,528)

借入れおよびその他の金融取引要約

以下は、2025 年 5 月 31 日現在の借入れおよびその他の金融取引ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(i) 2025 年 5 月 31 日現在、下記マスター契約の条件に基づき市場価格合計 \$ 15,957 の有価証券および \$ 280 の現金が担保として差し入れられている。

取引相手	レポ契約に係る未収金	リバース・レポ契約に係る未払金	セール・バイバック取引に係る未払金	空売りに係る未払金	借入れおよびその他の金融取引合計	差入（受入）担保	ネット・エクスポージャー ⁽³⁾
グローバル／マスター・レポ契約							
BRC	\$ 0	\$ (1,875)	\$ 0	\$ 0	\$ (1,875)	\$ 1,839	\$ (36)
JML	0	(483)	0	0	(483)	517	34
JPS	0	(5,186)	0	0	(5,186)	5,142	(44)
MEI	0	(1,600)	0	0	(1,600)	1,713	113
MYI	0	(3,387)	0	0	(3,387)	3,721	334
SCX	0	(2,997)	0	0	(2,997)	3,305	308
借入れおよびその他の金融取引合計	\$ 0	\$ (15,528)	\$ 0	\$ 0	\$ (15,528)		

(1) 2025 年 5 月 31 日に終了した会計期間中の平均借入額は \$ 16,428 で、加重平均金利は 4.709%であった。セール・バイバック取引とリバース・レポ契約が会計期間中に保有されていた場合、平均借入額にはそれらが含まれる。

(2) 満期の定めのないリバース・レポ契約

(3) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入れおよびその他の金融取引のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引に限り相殺することができる。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネットティングの取決めに参照のこと。

(j) 金融デリバティブ商品：上場または中央清算

先物取引：

銘柄名	売買区分	消滅日	契約数	未実現評価 (損) 益	変動証拠金	
					資産	負債
Euro-BTP 10-Year Bond September Futures	買建	09/2025	2	\$ 0	\$ 0	0
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	売建	06/2025	2	1	0	(1)

Euro-OAT 10-Year Bond June Futures	売建	06/2025	2	0	0	0
U. S. Treasury 2-Year Note September Futures	買建	09/2025	15	4	1	0
U. S. Treasury 5-Year Note September Futures	買建	09/2025	101	67	9	0
U. S. Treasury 10-Year Note September Futures	買建	09/2025	278	289	17	0
U. S. Treasury Ultra 30-Year Bond September Futures	売建	09/2025	19	(43)	3	0
先物契約合計				\$ 318	\$ 30	\$ (1)

スワップ契約：

クレジット・インデックスのクレジット・デフォルト・スワップ - 買建プロテクション⁽¹⁾

インデックス/ト ランシェ	固定約定（支 払）レート	満期日	想定元 本 ⁽³⁾	市場価 格 ⁽⁴⁾	未実現評価 （損）益	変動証拠金	
						資産	負債
CDX. EM-38 Index	(1.000%)	12/20/2027	\$ 6,800	\$ 0	\$ (211)	\$ 3	\$ 0
CDX. EM-42 Index	(1.000%)	12/20/2029	800	15	(3)	0	0
				\$ 15	\$ (214)	\$ 3	\$ 0

クレジット・インデックスのクレジット・デフォルト・スワップ - 売建プロテクション⁽²⁾

インデックス/ト ランシェ	固定約定受取 レート	満期日	想定元 本 ⁽³⁾	市場価 格 ⁽⁴⁾	未実現評価 （損）益	変動証拠金	
						資産	負債
CDX. EM-40 Index	1.000%	12/20/2028	\$ 900	\$ (8)	\$ 15	\$ 0	\$ 0
CDX. EM-41 Index	1.000%	06/20/2029	1,300	(16)	29	0	(1)
CDX. EM-43 Index	1.000%	06/20/2030	300	(9)	2	0	0
				\$ (33)	\$ 46	\$ 0	\$ (1)

金利スワップ

変動金利支 払/受取	変動金利 インデックス	固定金 利	満期日	想定元本	市場価 格	未実現評 価（損） 益	変動証拠金	
							資産	負債
Pay	6-Month CZK- PRIBOR	4.250%	04/18/2029	CZK 12,000	\$ 21	\$ 6	\$ 1	\$ 0
Pay	6-Month CZK- PRIBOR	3.530%	07/15/2029	52,800	66	66	5	0
Pay	6-Month CZK- PRIBOR	3.080%	10/03/2029	32,000	10	10	3	0
Receive	6-Month CZK- PRIBOR	3.325%	05/09/2030	49,000	(2)	(2)	0	(6)
Receive ⁽⁵⁾	6-Month EURIBOR	2.000%	09/17/2027	EUR 2,300	(4)	(20)	0	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.818%	06/26/2029	300	(15)	(7)	0	0
Receive ⁽⁵⁾	6-Month EURIBOR	2.250%	09/17/2030	7,700	(13)	(136)	0	(8)
Receive ⁽⁵⁾	6-Month EURIBOR	2.250%	09/17/2035	320	9	1	0	(1)
Receive	6-Month EURIBOR	2.250%	03/20/2044	100	8	2	0	0
Receive ⁽⁵⁾	6-Month EURIBOR	2.250%	09/17/2055	2,530	214	3	0	(2)
Pay	6-Month HUF- BUBOR	5.955%	05/08/2030	HUF 881,000	(17)	(17)	1	0
Pay	6-Month PLN- WIBOR	4.855%	02/10/2030	PLN 5,100	41	34	8	0
Receive	6-Month PLN- WIBOR	4.075%	04/11/2030	5,100	2	2	0	(8)
Receive	BRL-CDI- Compounded	14.470%	06/02/2025	BRL 101,600	1	1	0	0
Receive	BRL-CDI- Compounded	14.690%	07/01/2025	100,500	0	0	0	0
Pay	BRL-CDI- Compounded	9.842%	01/04/2027	22,000	(265)	(265)	0	(3)
Receive	BRL-CDI- Compounded	11.253%	01/04/2027	17,700	121	121	3	0
Pay	BRL-CDI- Compounded	11.550%	01/04/2027	1,200	(7)	(7)	0	0

Pay	BRL-CDI- Compounded	11.570%	01/04/2027		15,800	(89)	(89)	0	(3)
Receive	BRL-CDI- Compounded	13.055%	01/04/2027		8,500	(2)	(2)	2	0
Pay	BRL-CDI- Compounded	13.615%	01/02/2029		4,900	2	2	0	(2)
Receive	IBMEXID1	8.873%	11/23/2034	MXN	54,800	(136)	(136)	0	(2)
Pay	IBMEXID1	9.080%	11/23/2034		7,900	25	25	0	0
Pay	IBMEXID1	9.265%	11/23/2034		20,800	80	80	1	0
Pay	IBMEXID1	9.335%	11/23/2034		8,500	35	35	0	0
Pay	IBMEXID1	9.375%	11/23/2034		16,100	68	47	1	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.000%	06/20/2026	\$	5,600	(45)	(41)	1	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	4.000%	12/20/2026		6,400	(7)	5	0	(2)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	06/20/2029		1,500	5	(3)	0	(1)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/18/2029		2,825	11	28	2	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/18/2029		4,120	(17)	112	0	(3)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.000%	03/19/2030		1,700	(49)	38	1	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	12/20/2030		8,700	89	(156)	0	(8)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.730%	08/03/2033		200	(2)	(2)	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.735%	08/07/2033		200	(2)	(2)	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.165%	09/27/2033		400	10	10	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.155%	10/02/2033		400	10	10	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.170%	10/03/2033		600	16	16	1	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.030%	10/04/2033		200	3	3	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.175%	10/10/2033		600	16	16	1	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.150%	10/12/2033		400	10	10	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.220%	10/20/2033		700	22	22	1	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.230%	10/23/2033		100	3	3	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.255%	10/23/2033		100	3	3	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.393%	10/25/2033		200	9	9	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.450%	10/31/2033		300	15	15	0	0
Pay	Secured	3.500%	12/20/2033		730	(18)	22	1	0

	Overnight Financing Rate Secured											
Receive	Overnight Financing Rate Secured	4.250%	03/20/2034		2,900	(99)	24	0	(3)			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.750%	06/20/2034		2,800	40	(4)	0	(2)			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.750%	12/18/2034		300	3	(3)	0	0			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.250%	03/19/2035		1,300	66	(27)	0	(1)			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.750%	06/20/2036		400	9	10	0	0			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.750%	06/20/2039		100	4	(2)	0	0			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.750%	12/18/2039		500	17	19	0	0			
Pay	Overnight Financing Rate Secured	3.830%	10/12/2053		100	(4)	(4)	0	0			
Pay	Overnight Financing Rate Secured	3.880%	10/16/2053		100	(3)	(3)	0	0			
Pay	Overnight Financing Rate Secured	3.870%	10/17/2053		100	(3)	(3)	0	0			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.500%	06/20/2054		1,080	113	67	2	0			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.500%	12/18/2054		2,200	212	205	3	0			
Receive	Overnight Financing Rate Sinacofi Chile Interbank Rate	3.250%	03/19/2055		200	28	0	0	0			
Receive	Average Sinacofi Chile Interbank Rate	5.511%	11/13/2033	CLP	670,200	(27)	(27)	0	(2)			
Pay	Average Sterling Overnight Interbank	4.855%	12/18/2033		600,000	(6)	(6)	2	0			
Receive	Average Rate Sterling Overnight Interbank	3.750%	03/19/2027	GBP	5,500	28	(10)	0	(2)			
Pay	Average Rate	3.500%	03/19/2030		3,400	(83)	10	9	0			
					\$	530	\$	118	\$	49	\$	(59)
スワップ契 約合計					\$	512	\$	(50)	\$	52	\$	(60)

金融デリバティブ商品：上場または中央清算要約

以下は、2025 年 5 月 31 日現在の市場または中央清算金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の要約である。

(k) 2025 年 5 月 31 日現在、上場および中央決済金融デリバティブ商品に関して市場価格合計 \$ 483 の有価証券および \$ 1,855 の現金が担保として差し入れられている。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネットティングの取決めに参照のこと。

金融デリバティブ資産

金融デリバティブ負債

	市場価格				変動証拠金負債			
	買建オプション	先物	スワップ契約	合計	売建オプション	先物	スワップ契約	合計
上場または中央清算合計	\$ 0	\$ 30	\$ 52	\$ 82	\$ 0	\$ (1)	\$ (60)	\$ (61)

- (1) ファンドがプロテクションの買い手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい額を受け取り、参照債務を引き渡すかもしくは参照インデックスを構成する有価証券を引き渡す、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で受け取る。
- (2) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかもしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。
- (3) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。
- (4) クレジット・デフォルト・スワップ契約の価格およびその結果の価値は、当該クレジット・デリバティブに関して支払い/履行リスクの現状の指標としての役割を果たし、当該クレジット・デリバティブの想定元本が期末に清算/売却された場合に予想される負債(または利益)の可能性を表す。スワップの想定元本と比較した市場価額の絶対額の増加は、参照組織の信用の健全性の悪化を表し、デフォルトまたは当該契約の条件で定義されたその他の信用事由の発生の可能性またはリスクの増大を表す。
- (5) この金融商品の発効日は将来の特定の日に開始する。詳細に関しては財務書類に対する注記の注 2、有価証券取引および投資利益を参照のこと。

(1) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価 (損) 益	
				資産	負債
BOA	06/2025	DOP	4,632 \$	78 \$	0 \$
BOA	06/2025	\$	21,271 EUR	18,743	7
BOA	07/2025	DOP	3,286 \$	55	0
BOA	07/2025	EUR	18,615	21,166	0 (6)
BOA	10/2025	\$	28 PEN	102	0
BOA	02/2026	TRY	12,146 \$	254	10
BPS	06/2025	INR	25,832	304	3
BPS	06/2025	TRY	13,166	331	0 (4)
BPS	06/2025	\$	30 CAD	42	0
BPS	06/2025	703 INR	60,055	0	0 (2)
BPS	07/2025	THB	233 \$	7	0
BPS	07/2025	TRY	8,391	202	0 (4)
BPS	08/2025	CZK	224	10	0
BPS	05/2026	\$	47 KWD	14	0
BPS	06/2026	14	4	0	0
BPS	05/2029	KWD	57 \$	197	6
BPS	05/2029	57	197	6	0
BPS	05/2029	57	197	6	0
BPS	05/2029	40	136	4	0
BPS	07/2029	58	201	6	0

BRC	06/2025	ILS	103		29	0	0
BRC	06/2025	TRY	2,258		56	0	0
BRC	06/2025		1,459		37	0	0
BRC	06/2025		1,062		27	0	0
BRC	06/2025		994		25	0	0
BRC	06/2025	\$	185	MXN	3,789	10	0
BRC	06/2025		2	MYR	8	0	0
BRC	06/2025		22	PLN	85	1	0
BRC	06/2025		21	TRY	857	0	0
BRC	06/2025		44		1,776	0	0
BRC	07/2025		45		1,840	0	0
BRC	07/2025		539		24,494	61	0
BRC	08/2025	CZK	2,206	\$	99	0	(1)
BRC	02/2026	\$	254	TRY	12,159	0	(10)
BSS	06/2025	PEN	2,808	\$	768	0	(5)
BSS	06/2025	PLN	20		5	0	0
BSS	06/2025	\$	683	PEN	2,522	11	0
BSS	09/2025		768		2,814	5	0
BSS	11/2025		54		201	1	0
CBK	06/2025	EUR	649	\$	736	0	(1)
CBK	06/2025	GBP	352		469	0	(6)
CBK	06/2025	MXN	1,928		95	0	(4)
CBK	06/2025	\$	58	EGP	3,060	3	0
CBK	06/2025		653	EUR	577	1	0
CBK	06/2025		11	INR	919	0	0
CBK	06/2025		79	PEN	289	1	0
CBK	07/2025	PEN	847	\$	233	0	0
CBK	07/2025	TRY	15,985		395	3	0
CBK	09/2025	PEN	8,951		2,421	0	(38)
CBK	09/2025	\$	1	KZT	559	0	0
DUB	06/2025		12	EGP	647	1	0
DUB	06/2025		11	INR	978	0	0
DUB	06/2025		244	KZT	125,924	1	0
DUB	07/2025	KES	9,372	\$	71	0	(1)
DUB	09/2025	\$	1	KZT	401	0	0
DUB	09/2025		5		2,801	0	0
DUB	10/2025	EGP	1,348	\$	24	0	(2)
DUB	11/2025	PKR	20,331		69	0	(2)
DUB	11/2025	\$	60	NGN	116,756	9	0
DUB	12/2025	UGX	245,946	\$	66	1	0
DUB	12/2025	\$	55	KZT	29,481	0	(1)
FAR	06/2025	AUD	203	\$	129	0	(1)
FAR	06/2025	BRL	666		117	1	0
FAR	06/2025	PLN	58		15	0	0
FAR	06/2025		36		9	0	0
FAR	06/2025	\$	131	AUD	203	0	0
FAR	06/2025		117	BRL	666	0	0
FAR	06/2025		15	PLN	58	0	0
FAR	07/2025	AUD	203	\$	131	0	0
FAR	07/2025	\$	117	BRL	670	0	(1)
GLM	06/2025	PLN	34	\$	9	0	0
GLM	07/2025	DOP	49,406		834	8	0
GLM	08/2025	HUF	23,906		66	0	(1)
GLM	09/2025	DOP	449		7	0	0
GLM	09/2025		13,687		212	0	(13)
GLM	09/2025		15,262		238	0	(13)
GLM	09/2025	\$	300	DOP	19,358	19	0
GLM	09/2025		2	KZT	1,046	0	0
JPM	06/2025	EGP	1,961	\$	38	0	(2)
JPM	06/2025	ILS	294		83	0	(1)
JPM	06/2025		100		29	0	0
JPM	06/2025	INR	36,896		434	3	0
JPM	06/2025	MXN	77,166		3,788	0	(182)
JPM	06/2025	PLN	30		8	0	0
JPM	06/2025	TRY	773		19	0	0
JPM	06/2025	\$	0	EGP	2	0	0
JPM	06/2025		29	ILS	100	0	0
JPM	06/2025		632	MXN	12,925	33	0
JPM	06/2025		248	NGN	383,378	0	(7)
JPM	06/2025	ZAR	21,827	\$	1,132	0	(76)
JPM	11/2025	PKR	39,664		134	0	(4)
JPM	11/2025	\$	60	NGN	116,472	8	0

MBC	06/2025	CAD	42	\$	30	0	0
MBC	06/2025	\$	25	EGP	1,331	2	0
MBC	06/2025		1,179	EUR	1,060	24	0
MBC	07/2025		30	CAD	42	0	0
MBC	08/2025		20	EGP	1,123	1	0
MYI	06/2025	EGP	1,966	\$	37	0	(2)
SCX	06/2025	BRL	664		116	0	0
SCX	06/2025	EGP	2,430		46	0	(2)
SCX	06/2025	\$	112	BRL	664	4	0
SCX	06/2025		28	EGP	1,465	2	0
SCX	06/2025		0		0	0	0
SCX	06/2025		11	INR	965	0	0
SCX	06/2025		108	MXN	2,213	6	0
SCX	06/2025		61	NGN	104,806	5	0
SCX	06/2025		166		268,392	2	0
SCX	06/2025		133		215,525	1	0
SCX	11/2025		53		105,927	10	0
SCX	12/2025	UGX	245,950	\$	66	1	0
SCX	03/2026	\$	495	NGN	850,818	0	(22)
SOG	08/2025	HUF	1,128	\$	3	0	0
SSB	06/2025	\$	477	GBP	352	0	(2)
SSB	07/2025	GBP	352	\$	477	2	0
UAG	06/2025	\$	10	PLN	38	0	0
UAG	08/2025		63	TRY	2,797	3	0
UAG	11/2025		71		3,365	1	0
WST	06/2025	EUR	19,731	\$	22,462	62	0
外国為替先渡契 約合計						\$ 355	\$ (416)

売建オプション：

外国為替オプション

取引相手	銘柄名	行使価格	満期日	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受取)	市場価格
BOA	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	TRY 56.500	01/12/2026	1,497	\$ (60)	\$ (60)
BOA	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	56.750	02/03/2026	1,864	(67)	(84)
BOA	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	43.000	01/12/2026	3,340	(75)	(21)
UAG	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	51.750	08/11/2025	396	(9)	(4)
UAG	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	56.900	11/12/2025	420	(12)	(10)
UAG	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	39.750	08/11/2025	396	(12)	0
UAG	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	41.600	11/12/2025	420	(16)	(1)
売建オプション 合計						\$ (251) \$ (180)

スワップ契約：

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ - 買建プロテクション⁽²⁾

				インプライド・クレジット・スプレッド (2025年5月31日現在) ⁽⁴⁾				スワップ契約 (公正価値)			
取引相手	参照組織	固定約定 (支払) レート	満期日	想定元本 ⁽⁵⁾	プレミアム支払額 (受取額)	未実現評価 (損益)	資産	負債	資産	負債	
BOA	Oman Government International Bond	(1.000%)	12/20/2027	0.644%	\$ 100	\$ 3	\$ (4)	\$ 0	\$ (1)		

BPS	Oman Government International Bond	(1.000%)	12/20/2027	0.644%	100	3	(4)	0	(1)
BRC	Saudi Government International Bond	(1.000%)	06/20/2034	1.065%	2,000	(22)	27	5	0
GST	Saudi Government International Bond	(1.000%)	06/20/2034	1.065%	700	(8)	10	2	0
MYC	Saudi Government International Bond	(1.000%)	06/20/2034	1.065%	1,200	(13)	17	4	0
						\$ (37)	\$ 46	\$ 11	\$ (2)

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ — 売建プロテクション⁽³⁾

取引相手	参照組織	固定約定受取レート	満期日	インプライド・クレジット・スプレッド (2025年5月31日現在) ⁽⁴⁾	想定元本 ⁽⁶⁾	プレミアム支払額 (受取額)	スワップ契約 (公正価値)		
							未実現評価 (損) 益	資産	負債
BOA	Chile Government International Bond	1.000%	12/20/2027	0.324%	\$ 2,100	\$ (26)	\$ 65	\$ 39	\$ 0
BOA	Egypt Government International Bond	1.000%	06/20/2025	2.943%	300	(1)	1	0	0
BOA	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	300	1	2	3	0
BPS	Brazil Government International Bond	1.000%	06/20/2035	2.597%	100	(14)	2	0	(12)
BPS	Colombia Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.850%	300	(3)	4	1	0
BPS	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	300	1	2	3	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2025	0.349%	450	2	0	2	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.484%	200	0	2	2	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.579%	400	0	4	4	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2027	0.716%	400	1	3	4	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2028	0.776%	500	(1)	5	4	0
BPS	Romania Government International Bond	1.000%	12/20/2025	0.879%	900	2	1	3	0
BPS	Serbia Government International Bond	1.000%	12/20/2027	0.963%	200	(18)	18	0	0
BPS	Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2027	2.089%	600	(119)	107	0	(12)

BRC	Benin Government International Bond	1.000%	06/20/2026	2.135%	200	(7)	5	0	(2)
BRC	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	300	1	3	4	0
BRC	Ivory Coast Government International Bond	1.000%	06/20/2026	2.681%	100	(3)	2	0	(1)
BRC	Nigeria Government International Bond	1.000%	12/20/2029	5.696%	800	(120)	(17)	0	(137)
BRC	Saudi Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.722%	3,200	45	2	47	0
CBK	Benin Government International Bond	1.000%	06/20/2026	2.135%	25	(1)	1	0	0
CBK	Israel Government International Bond	1.000%	06/20/2025	0.488%	100	0	0	0	0
CBK	Ivory Coast Government International Bond	1.000%	06/20/2026	2.681%	150	(5)	3	0	(2)
CBK	Ivory Coast Government International Bond	1.000%	06/20/2030	4.257%	100	(13)	(1)	0	(14)
CBK	Panama Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.887%	1,600	20	(15)	5	0
CBK	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.351%	1,400	10	2	12	0
DUB	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	600	1	6	7	0
DUB	Nigeria Government International Bond	1.000%	12/20/2029	5.696%	200	(33)	(1)	0	(34)
DUB	Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2030	3.198%	700	(69)	5	0	(64)
GST	Chile Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.247%	1,700	18	5	23	0
GST	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	1,900	5	17	22	0
GST	Israel Government International Bond	1.000%	12/20/2025	0.519%	400	0	1	1	0
GST	Israel Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.578%	100	0	1	1	0
GST	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.351%	1,200	12	(1)	11	0
GST	Petroleos Mexicanos	3.750%	12/24/2025	---	584	0	1	1	0
GST	Petroleos Mexicanos	4.850%	05/07/2026	---	1,000	0	12	12	0
GST	Qatar Government International Bond	1.000%	12/20/2029	0.317%	1,300	36	4	40	0

GST	Saudi Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.722%	2,800	41	0	41	0
GST	Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2027	2.089%	400	(78)	70	0	(8)
JPM	Ivory Coast Government International Bond	1.000%	06/20/2030	4.257%	50	(6)	0	0	(6)
JPM	Poland Government International Bond	1.000%	06/20/2028	0.472%	100	0	2	2	0
MYC	China Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.514%	700	12	5	17	0
MYC	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	200	0	2	2	0
MYC	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.579%	200	1	1	2	0
MYC	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2027	0.627%	100	0	1	1	0
MYC	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2028	0.776%	100	(2)	3	1	0
MYC	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2029	0.972%	500	1	1	2	0
MYC	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2029	1.097%	200	(2)	2	0	0
MYC	Nigeria Government International Bond	1.000%	06/20/2030	5.882%	20	(5)	1	0	(4)
MYC	Qatar Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.144%	300	4	0	4	0
MYC	Saudi Government International Bond	1.000%	06/20/2025	0.254%	150	0	0	0	0
						\$ (312)	\$ 339	\$ 323	\$ (296)
スワップ契約合計						\$ (349)	\$ 385	\$ 334	\$ (298)

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2025 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

2025 年 5 月 31 日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約に従い、金融デリバティブ商品について \$ 169 の現金が担保として差し入れられている。

金融デリバティブ資産					金融デリバティブ負債					店頭 デリ バテ ィブ の市 場 価 格 (純 額)	差入 (受 取) 担保	ネッ ト・ エク スポ ージ ャー (⁶⁾)
取引 相手	外国 為替 先渡 契約	買 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店 頭 合 計	外国 為替 先渡 契約	売 建 オ プ シ ョ ン	スワ ッ プ 契 約	店頭 合計				

BOA	\$	17	\$	0	\$	42	\$	59	\$	(6)	\$	(165)	\$	(1)	\$	(172)	\$	(113)	\$	0	\$	(113)
BPS		31		0		23		54		(10)		0		(25)		(35)		19		0		19
BRC		72		0		56		128		(11)		0		(140)		(151)		(23)		0		(23)
BSS		17		0		0		17		(5)		0		0		(5)		12		0		12
CBK		8		0		17		25		(49)		0		(16)		(65)		(40)		0		(40)
DUB		12		0		7		19		(6)		0		(98)		(104)		(85)		0		(85)
FAR		1		0		0		1		(2)		0		0		(2)		(1)		0		(1)
GLM		27		0		0		27		(27)		0		0		(27)		0		0		0
GST		0		0		154		154		0		0		(8)		(8)		146		0		146
JPM		44		0		2		46		(272)		0		(6)		(278)		(232)		169		(63)
MBC		27		0		0		27		0		0		0		0		27		0		27
MYC		0		0		33		33		0		0		(4)		(4)		29		0		29
MYI		0		0		0		0		(2)		0		0		(2)		(2)		(50)		(52)
SCX		31		0		0		31		(24)		0		0		(24)		7		0		7
SOG		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0
SSB		2		0		0		2		(2)		0		0		(2)		0		0		0
UAG		4		0		0		4		0		(15)		0		(15)		(11)		0		(11)
WST		62		0		0		62		0		0		0		0		62		(80)		(18)
店 頭 合 計	\$	355	\$	0	\$	334	\$	689	\$	(416)	\$	(180)	\$	(298)	\$	(894)						

- (1) 想定元本は契約件数を表す。
- (2) ファンドがプロテクションの買い手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい額を受け取り、参照債務を引き渡すかもしくは参照インデックスを構成する有価証券を引き渡す、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で受け取る。
- (3) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。
- (4) インプライド・クレジット・スプレッドは、絶対値で表示され、社債、米国地方債、またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップの期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルトの可能性やリスクを表す。特定の参照組織のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建／売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照組織の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由の可能性やリスクの拡大を表す。
- (5) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。
- (6) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注8、マスター・ネットティングの取決めに参照のこと。

* 公正価値評価において重要な観察不能なインプットが使用されているため、インプライド・クレジット・スプレッドは入手できない。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクに関しては財務書類に対する注記の注 7、主なおよびその他のリスクを参照のこと。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2025 年 5 月 31 日現在）：

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ										
	コモディティ 契約		クレジット 契約		エクイティ 契約		外国為替 契約		金利契約	合計
金融デリバティブ商品 – 資産										
上場または中央清算										
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	30
スワップ契約		0		3		0		0		49
	\$	0	\$	3	\$	0	\$	0	\$	79
店頭										
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	355	\$	0
スワップ契約		0		334		0		0		0
	\$	0	\$	334	\$	0	\$	355	\$	0
	\$	0	\$	337	\$	0	\$	355	\$	79
金融デリバティブ商品 – 負債										
上場または中央清算										
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(1)
スワップ契約		0		(1)		0		0		(59)
	\$	0	\$	(1)	\$	0	\$	0	\$	(60)
店頭										
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(416)	\$	0
スワップ契約		0		0		0		(180)		0
店頭		0		(298)		0		0		0
	\$	0	\$	(298)	\$	0	\$	(596)	\$	0
	\$	0	\$	(299)	\$	0	\$	(596)	\$	(60)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2025 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ										
	コモディティ契約		クレジット契約		エクイティ契約		外国為替契約		金利契約		合計
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）											
上場または中央清算											
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(223)	\$ (223)
スワップ契約		0		14		0		0		597	611
	\$	0	\$	14	\$	0	\$	0	\$	374	\$ 388
店頭											
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(411)	\$	0	\$ (411)
売建オプション		0		0		0		53		0	53
スワップ契約		0		201		0		0		0	201
	\$	0	\$	201	\$	0	\$	(358)	\$	0	\$ (157)
	\$	0	\$	215	\$	0	\$	(358)	\$	374	\$ 231
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額											
上場または中央清算											
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	322	\$ 322
スワップ契約		0		(43)		0		0		(94)	(137)
	\$	0	\$	(43)	\$	0	\$	0	\$	228	\$ 185
店頭											
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(118)	\$	0	\$ (118)
売建オプション		0		0		0		71		0	71
スワップ契約		0		48		0		0		0	48
	\$	0	\$	48	\$	0	\$	(47)	\$	0	\$ 1
	\$	0	\$	5	\$	0	\$	(47)	\$	228	\$ 186

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2025 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

				公正価値 (2025 年 5 月 31 日現在)				
カテゴリー	レベル 1		レベル 2		レベル 3			
投資有価証券（公正価値）								
アンゴラ								
ソブリン債	\$	0	\$	1,318	\$	0	\$	1,318
アルゼンチン								
ソブリン債		0		4,970		0		4,970
アルメニア								
ソブリン債		0		697		0		697
アゼルバイジャン								
社債等		0		1,011		0		1,011
バーレーン								
ソブリン債		0		1,334		0		1,334
ベナン								
ソブリン債		0		184		0		184
バミューダ								
社債等		0		464		0		464
ブラジル								
社債等		0		1,908		0		1,908
ソブリン債		0		1,770		0		1,770
仕組債		0		767		0		767
ブルガリア								
ソブリン債		0		1,583		0		1,583
カメルーン								
ソブリン債		0		704		0		704
カナダ								
社債等		0		292		0		292
ケイマン諸島								
社債等		0		7,867		0		7,867
ソブリン債		0		506		0		506
チリ								
社債等		0		2,656		0		2,656
ソブリン債		0		465		0		465
中国								
社債等		0		0		0		0
コロンビア								
社債等		0		933		0		933
ソブリン債		0		4,656		0		4,656
コスタリカ								
ソブリン債		0		410		0		410
チェコ共和国								
社債等		0		362		0		362
ドミニカ共和国								
ソブリン債		0		5,629		0		5,629
エクアドル								
ソブリン債		0		3,302		0		3,302
エジプト								
ソブリン債		0		7,379		0		7,379
エルサルバドル								
ソブリン債		0		1,670		0		1,670
フランス								
社債等		0		223		0		223
ガボン								
ソブリン債		0		872		0		872
ジョージア								
ソブリン債		0		193		0		193
ガーナ								
ソブリン債		0		1,754		0		1,754
グアテマラ								
ソブリン債		0		1,357		0		1,357
ホンジュラス								

ソブリン債	0	203	0	203
香港				
社債等	0	1,170	0	1,170
ソブリン債	0	237	0	237
ハンガリー				
社債等	0	419	0	419
ソブリン債	0	4,699	0	4,699
インド				
社債等	0	752	0	752
インドネシア				
社債等	0	3,662	0	3,662
ソブリン債	0	866	0	866
アイルランド				
社債等	0	1,359	30	1,389
ソブリン債	0	1,357	0	1,357
イスラエル				
社債等	0	299	0	299
ソブリン債	0	1,643	0	1,643
コートジボワール				
ソブリン債	0	1,755	0	1,755
ジャマイカ				
社債等	0	159	0	159
ヨルダン				
ソブリン債	0	1,280	0	1,280
カザフスタン				
社債等	0	2,273	0	2,273
ソブリン債	0	503	0	503
ケニア				
ソブリン債	0	1,823	0	1,823
ラトビア				
ソブリン債	0	493	0	493
レバノン				
ソブリン債	0	671	0	671
ルクセンブルク				
社債等	0	3,237	0	3,237
マレーシア				
社債等	0	2,530	0	2,530
マーシャル諸島				
社債等	0	59	0	59
メキシコ				
社債等	0	2,745	0	2,745
ソブリン債	0	4,017	0	4,017
モンゴル				
ソブリン債	0	978	0	978
モロッコ				
社債等	0	1,342	0	1,342
ソブリン債	0	198	0	198
ナミビア				
ソブリン債	0	594	0	594
オランダ				
社債等	0	1,596	0	1,596
ナイジェリア				
社債等	0	800	0	800
ソブリン債	0	3,694	0	3,694
北マケドニア				
ソブリン債	0	594	0	594
オマーン				
ソブリン債	0	2,331	0	2,331
パキスタン				
ソブリン債	0	1,867	0	1,867
パナマ				
バンクローン債務	0	0	1,021	1,021
社債等	0	817	0	817
ソブリン債	0	2,607	0	2,607
パラグアイ				
ソブリン債	0	1,337	0	1,337
ペルー				
社債等	0	2,953	0	2,953
ソブリン債	0	783	0	783
フィリピン				
社債等	0	930	0	930
ソブリン債	0	1,042	0	1,042

ポーランド								
社債等	0	203	0	203				
ソブリン債	0	3,766	0	3,766				
カタール								
社債等	0	1,792	0	1,792				
ソブリン債	0	875	0	875				
ルーマニア								
ソブリン債	0	3,590	0	3,590				
サウジアラビア								
社債等	0	1,610	0	1,610				
ソブリン債	0	1,882	0	1,882				
セネガル								
ソブリン債	0	1,747	0	1,747				
セルビア								
ソブリン債	0	1,637	0	1,637				
シンガポール								
社債等	0	1,202	0	1,202				
スロベニア								
ソブリン債	0	705	0	705				
南アフリカ								
社債等	0	2,487	0	2,487				
ソブリン債	0	4,535	0	4,535				
韓国								
社債等	0	502	0	502				
ソブリン債	0	506	0	506				
スリランカ								
ソブリン債	0	1,806	0	1,806				
トリニダードトバゴ								
社債等	0	182	0	182				
ソブリン債	0	292	0	292				
トルコ								
バンクローン債務	0	1,811	0	1,811				
社債等	0	924	0	924				
ソブリン債	0	4,112	0	4,112				
ウガンダ								
ソブリン債	147	89	0	236				
ウクライナ								
ソブリン債	0	2,334	0	2,334				
アラブ首長国連邦								
社債等	0	3,813	0	3,813				
ソブリン債	0	195	0	195				
英国								
社債等	0	2,711	0	2,711				
モーゲージ担保証券	0	461	0	461				
米国								
バンクローン債務	0	0	1,133	1,133				
社債等	0	1,279	0	1,279				
モーゲージ担保証券	0	2,981	0	2,981				
米国政府機関債	0	3,266	0	3,266				
米国財務省債務証券	0	16,884	0	16,884				
ウルグアイ								
ソブリン債	0	1,615	0	1,615				
ウズベキスタン								
社債等	0	704	0	704				
ソブリン債	0	1,050	0	1,050				
ベネズエラ								
社債等	0	758	0	758				
ソブリン債	0	736	0	736				
ザンビア								
ソブリン債	0	313	0	313				
短期金融商品	0	1,604	369	1,973				
投資合計	\$	147	\$	196,869	\$	2,553	\$	199,569
金融デリバティブ商品　－　資産								
上場または中央清算	0	82	0	82				
店頭	0	676	13	689				
	\$	0	\$	758	\$	13	\$	771
金融デリバティブ商品　－　負債								
上場または中央清算	(1)	(60)	0	(61)				
店頭	0	(894)	0	(894)				
	\$	(1)	\$	(954)	\$	0	\$	(955)
合計	\$	146	\$	196,673	\$	2,566	\$	199,385

以下は、2025 年 5 月 31 日に終了した年度において、ファンドのために重要な観察不能の情報(レベル 3)を使用した公正価値の購入、発行および振替の要約である。

カテゴリー	純購入額		発行		レベル 3 へ振替		レベル 3 から振替
投資有価証券（公正価値）							
ルクセンブルク							
社債等	\$	(197)	\$	0	\$	0	0
パナマ							
バンクローン債務		967		0		0	0
米国							
モーゲージ担保証券		0		0		0	(18)
短期金融商品		351		0		0	0
合計	\$	1,121	\$	0	\$	0	(18)

以下は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類された資産と負債の公正価値評価に使用された重要な観察不能な情報の要約である。

カテゴリー	期末残高（2025 年 5 月 31 日現在）		評価手法	観察不能な情報	入力値（別段 の注記のない 限り%）
投資有価証券（公正価値）					
アイルランド					
社債等	\$	30	Third Party Vendor	Expected Recovery	6.00
パナマ					
			Discounted Cash		
バンクローン債務		1,021	Flow	Discount Rate	3.83
米国					
			Discounted Cash		
バンクローン債務		1,133	Flow	Discount Rate	5.79
			Other Valuation		
短期金融商品		369	Techniques ⁽¹⁾	-	-
金融デリバティブ商品 - 資産					
			Indicative Market		
店頭		13	Quotation	Broker Quote	0.08-0.90
合計	\$	2,566			

⁽¹⁾ 財務諸表に対する注記において定義されていない評価方法を含むが、これは、当該方法を使用して評価される有価証券は本ファンドにとって重要性が乏しいとみなされるからである。

添付の注記参照

財務諸表に対する注記

2025 年 5 月 31 日現在

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という）に準拠した財務諸表を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。各ファンドは米国 GAAP の報告規定（ASC 946 を含むが、これに限定されない）に該当する投資会社として扱われている。米国 GAAP に従い財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、決算日現在の資産・負債の計上金額および偶発資産・債務の開示事項、ならびに決算期間中における運用による純資産の増加および減少の計上金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

(a) 被取得ファンド

受託会社およびマネージャーは、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、および PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド II（これらは他のファンドに対する投資を行うもので、以下では、「ファンド・オブ・ファンズ」または「取得ファンド」という）の資産の全部または一部を、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下では、「被取得ファンド」という）に振り替えることができる。振り替えられた資産は、直接受領されたものと同様に保有される。資産がそのように振り替えられた場合、被取得ファンドは、対応する取得ファンドへの受益証券の発行を当該受益証券の 1 口当たりの発行価格で計上し、当該受益証券の買戻し時には、受益証券 1 口当たり買戻し価格で当該受益証券の買戻しを行う。

財務ハイライトに記載の比率は被取得ファンドの費用を含んでいない。ファンドの報酬に関しては財務諸表の注記を適宜参照のこと。

(b) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告上、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、当該有価証券の約定日から標準決済期間を経過した後で決済されることがある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当収入は、配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券からの配当で配当落ち日を過ぎたと思われる一部配当金については、ファンドが配当落ち日の通知を受領次第計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却が反映され、決済日から発生基準で計上される。ただし、先スタート発効日のある有価証券は例外で、その受取利息は発効日から発生基準で計上される。転換型証券の転換権に係るプレミアムは償却されない。特定の外国有価証券に係る見積税金債務は発生基準で計上され、損益計算書において場合に依じて受取利息の構成要素または投資に係る未実現評価益（評価損）の純変動額として反映される。かかる有価証券売却の結果実現する税金債務は損益計算書において投資に係る実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。

継続して適用している手続きに基づき利息の全部または一部の回収が疑わしくなった場合、債務証券は不良債権に分類することができ、関連する受取利息は経過利息の計上を停止し未収利息を償却することによって減額できる。発行体が利息の支払を再開した場合または利息の回収可能性が高まった場合は不良債権の分類から除かれる。債務証券は、一定の状況下で、契約後に支払日の履行が期待される利払いに関して契約または非契約上の支払猶予が認められる場合がある。

(c) 現金および外貨

各ファンドの財務諸表は、主たる営業の場所において使用されている通貨（以下「機能通貨」という）で表示されている。各ファンドの機能通貨は下記の表に記載されている。

外国有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、各営業日現在の為替レートに基づき各ファンドの機能通貨に換算される。外貨建ての有価証券の売買および収益費用項目は、取引日における実勢為替レートで各ファンドの機能通貨に換算される。ファンドは外国為替レートの変動の影響を保有有価証券の市場価格の変動と区別して報告していない。かかる変動は損益計算書において投資に係る実現純損益および未実現損益の純変動額に含まれている。ファンドは外貨建ての有価証券に投資することができ、かつ、取引時点の実勢為替レートでスポット（現金）ベースでも外国為替先渡契約によっても外貨取引を行うことができる。スポット外貨の売却から発生する実現外国為替損益、有価証券取引に係る取引日と決済日の間に実現した為替損益、ならびに配当金、利息および外国源泉徴収税の計上額と実際に受け取ったまたは支払った金額の機能通貨相当額との間の差額は損益計算書の外貨取引に係る実現純損益に含まれている。決算期間末に保有されている投資有価証券以外の外貨建て資産および負債に係る外国為替レートの変動に起因する未実現外国為替純損益は、損益計算書の外貨資産および負債に係る未実現評価損益の純変動額に含まれている。

特定のファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の純資産価額およびトータル・リターンは現在の目論見書で詳述されている通り純資産価額が報告される通貨（以下「報告通貨」という）で表示されている。純資産価額およびトータル・リターンの日本円による表示目的のため、期末純資産価額は期首と期末日それぞれの為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。各ファンドの報告通貨は下表の通りである。

ファンド/クラス:	報告通貨	機能通貨
PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)		
・ USD	米ドル	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II		
・ J (BRL)	日本円	米ドル
・ J (TRY)	日本円	米ドル
PIMCOリアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
PIMCOショート・ターム・ストラテジー		
・ AUD	豪ドル	米ドル
・ C (USD)	米ドル	米ドル
・ J (JPY)	日本円	米ドル
・ J (USD)	日本円	米ドル
・ JPY	日本円	米ドル
・ K (USD)	米ドル	米ドル
・ USD	米ドル	米ドル

(d) 複数のクラスによる運用

トラストにより提供されるファンドの各クラスは、該当する場合、そのファンドの資産に関して同一ファンドの他のクラスと同じ権利を保有する。ただし、通貨ヘッジ取引に関連して帰属クラスが特定されている資産ならびにキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスを除く。収益、クラス特有ではない費用、実現および未実現のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、該当する場合、それぞれのファンドの各クラスの純資産価額に応じて受益証券の各クラスに按分される。クラス特有の費用は、現在、運用報酬、投資顧問報酬、代理店報酬および販売報酬である。

(e) 配分方針

次の表は、各ファンドの予定分配頻度を表示している。各ファンドからの分配は、マネージャーにより承認された場合にのみ公表されかつ受益者に分配され、またマネージャーの裁量により承認が保留されることもある。

毎月分配:

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II
PIMCOショート・ターム・ストラテジー
・ J (JPY)
・ J (USD)

四半期分配:

PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド
PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド
PIMCOショート・ターム・ストラテジー
・ K (USD)

毎年分配:

PIMCOリアル・リターン・ファンド
PIMCOショート・ターム・ストラテジー
・ AUD
・ C (USD)
・ JPY
・ USD

マネージャーは下記ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）について分配の公表を予定していない。ただし、その裁量でいつでも受益者に分配することができる。

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

分配（もしあれば）は、通常、関連したファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の投資純利益から行われる。また、マネージャーは、分配に使用可能な実現純キャピタル・ゲインの支払を認めることもある。追加分配は、マネージャーが適切と考えた場合に公表されることがある。あるファンド（あるいは、該当する場合はクラス）に関して分配が支払われた場合は、そのファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券 1 口当たり純資産価額が減少する。受益証券保有者はその裁量で、ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）からの分配金をファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券に追加して再投資するか、あるいは現金で受領することができる。現金の支払は、ファンドの報告通貨で行われる。各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の妥当な分配水準を維持するために必要と考えた場合は、追加分配を公表することができる。目論見書により要求されているファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、マネージャーは、そのファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の資本金の一部を分配金として支払うことができる。期日から 6 年を過ぎてなお受領されていない分配金は失効し、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に帰属する。

(f) 受益証券の発行および買戻し

ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が業務を開始後、マネージャーは各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の受益証券をそのファンドの受益証券の発行時の 1 口当たりの純資産価額で継続的に発行することができる。ただし、マネージャーまたはその指定代理人は、マネージャーの単独の裁量により当該発行を一時的に中止する権利を有するものとする。関連する目論見書に別段の記載がない限り、各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に関して、当該受益証券の各受益証券 1 口当たり発行価格は、下記の「純資産価額の決定」に定められた通り各取引日に決定される受益証券 1 口当たり純資産価額である。ただし、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）S.C.A.（以下、「BBH」という）が受け入れ可能な形式の受益証券購入依頼書を正午 12:00（東部時間）より前に BBH が受領しなかった場合、関連するファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の受益証券 1 口当たり発行価格は、翌取引日に決定される受益証券 1 口当たり純資産価額である。

日本での直接販売のために日本で登録された受益証券の購入の場合、当該受益証券の購入価格は現金で支払われるものとする。当該受益証券を現物で購入することはできない。日本での直接販売のために日本で登録されたトラストの中のファンドの受益証券の買戻しまたは終了の場合、当該ファンドの受益証券は受益者から現金で買い戻すものとする。当該ファンドにおいて現物による買戻しはできない。

関連する目論見書に別段の規定がない限り、買戻し価格の支払は、BBH によって買戻し価格が受領される、または受領されたとみなされる、取引日後通常四（4）営業日以内に受託会社またはその指定代理人が銀行送金で行うものとする。ただし、一定の状況下では、支払は当該取引日後最長八（8）営業日かかる場合がある。

関連する目論見書に別段の記載がない限り、ファンドに申込手数料も買戻し手数料もかからない。ただし、ファンドが販売される法域で指定された販売会社は、マネージャーと受託会社が合意した金額の申込手数料または買戻し手数料を徴収することができる。

(g) 新しい会計原則および規制アップデート

2022 年 6 月、財務会計基準審議会（以下、「FASB」という）は、会計基準更新書（以下、「ASU」という）2022-03「公正価値測定（トピック 820）」を発行した。これは、公正価値で測定した持分証券であって、契約上の売却制限が付された持分証券に対する投資を保有しているすべての事業体に影響を与える。持分証券に対する契約上の売却制限は、持分証券の別個の会計処理単位とみなすべきではなく、したがって、公正価値測定において考慮されないことを、ASU 2022-03 における修正は明確化している。修正はトピック 820 に従って公正価値測定される契約上の売却制限が付された持分証券に関する追加の開示も要求している。ASU 2022-03 の修正の発効日は、2024 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度およびそれらの会計年度中の中間期である。経営陣は、同規則に関連する変更を実施し、ファンドの財務諸表に重大な影響は生じていないと判断した。

2023 年 12 月、FASB は ASU 2023-09 を発行した。これは、開示の一貫性を高め、法人所得税情報を管轄区域別に区分し、もはや有益ではない情報を削除するため、法人所得税の定量的・定性的な開示要件を修正するものである。この ASU は、2025 年 12 月 15 日後に開始する年度から有効で、早期適用も認められる。現在、経営陣は、当該変更が財務諸表に及ぼす影響について評価している。

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2025 年 7 月 15 日現在	2026 年 1 月 15 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,824,147	89,364,953
国債証券	149,980,012	149,979,776
未収利息	2,707	31,324
前払費用	1,828	39,040
流動資産合計	240,808,694	239,415,093
資産合計	240,808,694	239,415,093
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	6,338
流動負債合計	-	6,338
負債合計	-	6,338
純資産の部		
元本等		
元本	236,538,352	234,608,107
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	4,270,342	4,800,648
元本等合計	240,808,694	239,408,755
純資産合計	240,808,694	239,408,755
負債純資産合計	240,808,694	239,415,093

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2025 年 7 月 15 日現在	2026 年 1 月 15 日現在
1.	期首	2025 年 1 月 16 日	2025 年 7 月 16 日
	期首元本額	268,676,073 円	236,538,352 円
	期首からの追加設定元本額	3,233,074 円	3,286,669 円
	期首からの一部解約元本額	35,370,795 円	5,216,914 円
	元本の内訳 ※		
	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）E F u n d C S I 3 0 0	198,295 円	198,295 円
	上場インデックスファンド海外債券（F T S E W G B I）毎月分配型	19,740 円	19,740 円
	高金利先進国債券オープン（毎月分配型）	4,461,861 円	4,376,147 円
	世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	8,652,379 円	8,652,379 円
	高金利先進国債券オープン（資産成長型）	486,180 円	498,915 円
	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルリアル・コース	5,520,841 円	5,520,841 円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース	2,135,869 円	2,851,504 円
	グローバル3倍3分法ファンド（1年決算型）	120,696,902 円	116,843,470 円
	グローバル3倍3分法ファンド（隔月分配型）	54,327,153 円	53,668,720 円
	グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）	5,192,792 円	4,999,195 円
	グローバル3倍3分法オープン（適格機関投資家専用）	405,184 円	405,184 円
	日興・G S 世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	5,617,532 円	5,887,667 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）	13,567,542 円	15,194,026 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）	1,680,007 円	1,616,365 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）	1,869,012 円	2,168,596 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）	11,297,264 円	11,297,264 円
	日興・世界ソブリン・ファンド V A（適格機関投資家転売制限付）	409,799 円	409,799 円
	計	236,538,352 円	234,608,107 円
2.	受益権の総数	236,538,352 口	234,608,107 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日	自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2025 年 7 月 15 日現在	2026 年 1 月 15 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025 年 7 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	122,512
合計	122,512

(2026 年 1 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	110,276
合計	110,276

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025 年 7 月 15 日現在		2026 年 1 月 15 日現在	
1口当たり純資産額	1.0181 円	1口当たり純資産額	1.0205 円
(1万口当たり純資産額)	(10,181 円)	(1万口当たり純資産額)	(10,205 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第457回利付国債(2年)	150,000,000	149,979,776	
合計		150,000,000	149,979,776	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年1月30日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	15,395,071,078円
II 負債総額	14,902,660円
III 純資産総額（I－II）	15,380,168,418円
IV 発行済口数	26,439,807,111口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.5817円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	1,651,073,717円
II 負債総額	3,656,409円
III 純資産総額（I－II）	1,647,417,308円
IV 発行済口数	3,923,417,412口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.4199円

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	393,200,507円
II 負債総額	149,889,923円
III 純資産総額（I－II）	243,310,584円
IV 発行済口数	238,376,626口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0207円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2026年1月末現在	資本金	17,363,045,900円
	発行可能株式総数	230,000,000株
	発行済株式総数	197,012,500株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2026年1月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2026年1月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2026年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	743	376,277
株式投資信託	699	333,315
単位型	236	5,896
追加型	463	327,418
公社債投資信託	44	42,961
単位型	31	868
追加型	13	42,093

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 66 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 67 期中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 12 月 5 日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（旧社名日興アセットマネジメント株式会社）の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 67 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検

討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		-
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	※ 3	647	※ 3	900
立替金		1,089		1,214
その他	※ 2	2,011	※ 2	3,024
流動資産合計		61,434		71,969
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	233	※ 1	187
器具備品	※ 1	134	※ 1	108
有形固定資産合計		368		295
無形固定資産				
ソフトウェア		438		478
無形固定資産合計		438		478
投資その他の資産				
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		-		496
その他投資		-		765
投資その他の資産合計		66,398		65,006
固定資産合計		67,205		65,781
資産合計		128,640		137,750

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	451	1,631
未払金	9,211	9,544
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,330	8,462
その他未払金	803	1,002
未払費用 ※ 3	4,082	4,202
未払法人税等	1,644	3,378
未払消費税等 ※ 4	620	693
関係会社短期借入金	-	6,690
賞与引当金	2,619	2,881
役員賞与引当金	232	225
その他	683	44
流動負債合計	19,547	29,291
固定負債		
退職給付引当金	1,448	1,455
賞与引当金	565	529
役員賞与引当金	56	121
繰延税金負債	295	-
その他	251	231
固定負債合計	2,617	2,337
負債合計	22,165	31,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	82,591	83,753
利益剰余金合計	82,591	83,753
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	103,107	104,269
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,523	2,466
繰延ヘッジ損益	△1,155	△ 615
評価・換算差額等合計	3,367	1,851
純資産合計	106,475	106,120
負債純資産合計	128,640	137,750

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 65 期		第 66 期	
	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		75,874		83,264
その他営業収益	※1	3,714	※1	4,604
営業収益合計		79,588		87,869
営業費用				
支払手数料		32,917		37,898
広告宣伝費		711		645
公告費		3		5
調査費		17,736		18,976
調査費		1,266		1,433
委託調査費		16,445		17,516
図書費		23		26
委託計算費		610		617
営業雑経費		881		867
通信費		135		136
印刷費		308		278
協会費		48		50
諸会費		11		18
その他		375		382
営業費用計		52,860		59,011
一般管理費				
給料		10,550		11,085
役員報酬		459		592
役員賞与引当金繰入額		273		289
給料・手当		6,791		7,151
賞与		277		216
賞与引当金繰入額		2,747		2,835
交際費		71		49
寄付金		22		22
旅費交通費		260		273
租税公課		389		646
不動産賃借料		906		836
退職給付費用		388		403
退職金		36		38
固定資産減価償却費		199		193
福利費		1,208		1,187
諸経費		4,661		4,821
一般管理費計		18,694		19,559
営業利益		8,033		9,298

(単位：百万円)

	第 65 期		第 66 期	
	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		4		10
受取配当金	※2	4,946	※2	4,356
デリバティブ収益		-		193
有価証券評価益	※3	1,113	※3	3,063
金銭の信託運用益		399		170
時効成立分配金・償還金		2		2
為替差益		-		162
その他		50		81
営業外収益合計		6,517		8,039
営業外費用				
支払利息		569	※2	907
デリバティブ費用		3,494		-
時効成立後支払分配金・償還金		1		2
為替差損		165		-
その他		0		9
営業外費用合計		4,231		919
経常利益		10,319		16,418
特別利益				
投資有価証券売却益		815		210
特別利益合計		815		210
特別損失				
投資有価証券売却損		174		81
固定資産処分損		52		10
損害賠償損失		167		-
特別損失合計		394		91
税引前当期純利益		10,740		16,537
法人税、住民税及び事業税		2,415		4,349
法人税等調整額		△51		△ 157
法人税等合計		2,364		4,192
当期純利益		8,376		12,345

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	3,284	3,284	—	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

第 66 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107
当期変動額							
剰余金の配当				△11,183	△11,183		△11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	1,162	1,162	－	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△2,067	104,269

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	4,523	△1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				△11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,056	539	△1,516	△1,516
当期変動額合計	△2,056	539	△1,516	△354
当期末残高	2,466	△615	1,851	106,120

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・ 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日) 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,482 百万円 器具備品 920 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 248 百万円 (流動負債) 未払費用 1,873 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 493 百万円(5 百万豪ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,484 百万円 器具備品 872 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりであります。 (流動資産) 未収収益 282 百万円 (流動負債) 未払費用 1,921 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエクイティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 469 百万円(5 百万豪ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,889 百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上しております。	※ 1 営業収益合計には、成功報酬 354 百万円が含まれております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 4,048 百万円 支払利息 286 百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額 3,063 百万円を営業外収益に計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	217, 000	—	96, 000	121, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	752, 000	—	406, 000	346, 000	—
合計		969, 000	—	502, 000	467, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5, 092	26. 23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11, 183	57. 60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

第 66 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	121, 000	—	121, 000	—	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	346, 000	—	154, 000	192, 000	—
合計		467, 000	—	275, 000	192, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017 年度ストックオプション(1)192, 000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	11, 183	57. 60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 486	38. 56	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	891 百万円	1 年内	916 百万円
1 年超	2, 613 百万円	1 年超	6, 829 百万円
合計	3, 505 百万円	合計	7, 745 百万円

(金融商品関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	3,899	—	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	—	25,927
資産計	7,785	22,041	—	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△309	—	—	△309
通貨関連(*3)	—	△367	—	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	2,418	14,651	—	17,070
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	4,097	11,342	—	15,440
資産計	6,516	25,994	—	32,510
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	159	—	—	159
通貨関連(*3)	—	341	—	341
デリバティブ取引計	159	341	—	501

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	—	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

(有価証券関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	12,903	9,123	3,780
	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	2,536	2,809	△273
	小計	2,536	2,809	△273
合計		15,440	11,933	3,506

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,571 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	△45
合計	5,849	764	△45

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3,899	399

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17,070	170

(デリバティブ取引関係)

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15,077	—	△ 309	△ 309
合計		15,077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
合計			12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 66 期(2025 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	—	159	159
合計		17,846	—	159	159

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	—	△39	△39
合計		6,696	—	△39	△39

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,651	—	326
	豪ドル		180	—	1
	ユーロ		2,796	—	△2
	香港ドル		1,067	—	38
	人民元		1,473	—	18
合計			12,167	—	381

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 5,342 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 17,691 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,474	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 5,341 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 18,436 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,427

(退職給付関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランズプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率

0.7%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	△34
退職給付の支払額	△133
退職給付債務の期末残高	1,387

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455
退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,409,000 株	普通株式 4,422,000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 104 百万円

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	121, 000	346, 000
付与	0	0
失効	121, 000	154, 000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192, 000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 58 百万円

(税効果会計関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
	繰延税金資産		繰延税金資産
	賞与引当金 975		賞与引当金 1,047
	投資有価証券評価損 8		投資有価証券評価損 8
	関係会社株式評価損 52		関係会社株式評価損 54
	退職給付引当金 443		退職給付引当金 457
	固定資産減価償却費 80		固定資産減価償却費 69
	繰延ヘッジ損益 510		繰延ヘッジ損益 283
	その他 679		その他 828
	繰延税金資産小計 2,750		繰延税金資産小計 2,748
	評価性引当金 △52		評価性引当金 △54
	繰延税金資産合計 2,697		繰延税金資産合計 2,694
	繰延税金負債		繰延税金負債
	その他有価証券評価差額金 2,044		その他有価証券評価差額金 1,221
	その他 948		その他 976
	繰延税金負債合計 2,992		繰延税金負債合計 2,198
	繰延税金負債の純額 295		繰延税金資産の純額 496
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
	法定実効税率 30.6%		法定実効税率 30.6%
	(調整)		(調整)
	交際費等永久に損金に算入されない項目 1.2%		交際費等永久に損金に算入されない項目 0.6%
	受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △10.9%		受取配当金等永久に益金に算入されない項目 △6.3%
	その他 1.1%		その他 0.4%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率 22.0%		税効果会計適用後の法人税等の負担率 25.3%
		3	法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正
			「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が 2025 年 3 月 31 日に成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の 30.6%から、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については 31.5%になります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債を控除した金額）が 26 百万円減少し、法人税等調整額は 2 百万円減少し、その他有価証券評価差額金が 32 百万円減少し、繰延ヘッジ損失は 8 百万円減少しております。

(関連当事者情報)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポ ール国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の返済 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	3,318 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	22 (SGD 223 千)	未収収益	—
							関係会社株式 の取得 (注 2)	13,412	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	2,950 (USD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 4)	1,828	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322 百万円
負債合計	8,314 百万円
純資産合計	33,008 百万円

営業収益	18,682 百万円
税引前当期純利益	6,005 百万円
当期純利益	4,538 百万円

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポ ール国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の借入 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	6,690 (SGD 60,000 千)	関係会社 短期 借入金	6,690 (SGD 60,000 千)
							借入金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	286 (SGD 2,532 千)	未払費用	286 (SGD 2,532 千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 2)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	2,641 (USD 18,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 3)	7,360	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 70 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
3. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 7,360,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2024 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	46,582 百万円
負債合計	7,834 百万円
純資産合計	38,748 百万円

営業収益	18,712 百万円
税引前当期純利益	6,127 百万円
当期純利益	4,588 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	548 円 41 銭	546 円 58 銭
1株当たり当期純利益金額	43 円 14 銭	63 円 58 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (2) 121,000 株、 2017 年度ストックオプション (1) 346,000 株	2017 年度ストックオプション (1) 192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間
(2025 年 9 月 30 日)

資産の部

流動資産

現金・預金		22,067
金銭の信託		21,408
有価証券		9
未収委託者報酬		19,210
未収収益		1,242
その他	※ 2	5,000
流動資産合計		68,938

固定資産

有形固定資産	※ 1	292
無形固定資産		526
投資その他の資産		
投資有価証券		17,477
関係会社株式		44,701
長期差入保証金		685
繰延税金資産		665
投資その他の資産合計		63,529
固定資産合計		64,348
資産合計		133,286

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間
(2025 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

未払金	9,717
未払費用	3,334
未払法人税等	2,614
未払消費税等	※ 3 511
関係会社短期借入金	6,917
賞与引当金	1,652
役員賞与引当金	180
その他	827
流動負債合計	25,756

固定負債

退職給付引当金	1,476
賞与引当金	373
役員賞与引当金	113
その他	216
固定負債合計	2,179

負債合計	27,935

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	83,350
利益剰余金合計	83,350

自己株式	△2,067

株主資本合計	103,866

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,728
繰延ヘッジ損益	△244
評価・換算差額等合計	1,484

純資産合計	105,351

負債純資産合計	133,286

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)		
営業収益		
委託者報酬		42,808
その他営業収益		2,243
営業収益合計		45,051
営業費用及び一般管理費	※ 1	40,760
営業利益		4,291
営業外収益	※ 2	7,437
営業外費用	※ 3	3,012
経常利益		8,717
特別利益	※ 4	937
特別損失	※ 5	51
税引前中間純利益		9,602
法人税等	※ 6	2,519
中間純利益		7,083

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 67 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△ 2,067	104,269
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 7,486	△ 7,486		△ 7,486
中間純利益				7,083	7,083		7,083
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 403	△ 403	—	△ 403
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	83,350	83,350	△ 2,067	103,866

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,466	△ 615	1,851	106,120
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 7,486
中間純利益				7,083
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△ 738	371	△ 366	△ 366
当中間期変動額合計	△ 738	371	△ 366	△ 769
当中間期末残高	1,728	△ 244	1,484	105,351

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ

	れ、日次で収益を認識しております。
	(2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。
	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。
5	ヘッジ会計の方法 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引細則等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6	その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項 (1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当中間会計期間の費用として処理しております。 (2) 税金費用の計算方法 税金費用については、当中間会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前中間純利益に、当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(中間貸借対照表関係)

第 67 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,394 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド（旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 489 百万円（5 百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(中間損益計算書関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 43 百万円 無形固定資産 61 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 金銭の信託運用益 3,837 百万円 受取配当金 2,598 百万円 有価証券評価益 953 百万円 有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。
※ 3	営業外費用のうち主要なもの デリバティブ費用 2,675 百万円 支払利息 174 百万円 為替差損 147 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 713 百万円 関係会社株式売却益 223 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 51 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	192, 000	—	—	192, 000	—
合計		192, 000	—	—	192, 000	—

(注) 1 2017 年度ストックオプション(1) 192,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	7, 486	38. 56	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	983 百万円
1 年超	6, 295 百万円
合計	7, 279 百万円

(金融商品関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	3,407	18,001	—	21,408
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	2,259	11,805	—	14,064
資産計	5,666	29,806	—	35,473
デリバティブ取引(※1、2)				
株式関連	△122	—	—	△122
通貨関連	—	△189	—	△189
デリバティブ取引計	△122	△189	—	△311

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 2 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に、△124 百万円は、流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち△189 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	3,422
子会社株式	26,065
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注)子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係)金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	11,774	9,262	2,512
	小計	11,774	9,262	2,512
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,290	2,457	△167
	小計	2,290	2,457	△167
合計		14,064	11,720	2,344

(注)1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額3,422百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(金銭の信託関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	21,408	3,837

(デリバティブ取引関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	18,941	—	△122	△122
合計		18,941	—	△122	△122

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,929	—	△26	△26
合計		6,929	—	△26	△26

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,877	—	△98
	豪ドル		146	—	△3
	ユーロ		3,242	—	△50
	香港ドル		495	—	△10
合計			9,761	—	△162

(持分法損益等)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,345 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	18,450 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,313 百万円

(収益認識関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1株当たり純資産額	542 円 62 銭
1株当たり中間純利益金額	36 円 48 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	7,083
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	7,083
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まなかった潜在株式の概要	2017 年度ストックオプション(1)192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	105,351
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	105,351
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行ないました。

- ・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

運 用 の 基 本 方 針

約款第20条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド 円建受益証券
証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1) 上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

(4) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

毎決算時に、原則として次の通り、収益分配を行なう方針です。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金40億9,191万6,889円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第40条、第41条第1項、第42条第1項および第44条第2項の規定による解約の日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については40億9,191万6,889口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとしします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第36条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第36条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。

- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第36条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の手料は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第36条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第30条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑧ 証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において

同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。以下この項において同じ。)について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日(この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。)を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第14条 (削 除)

(記名式の受益証券の再交付)

第15条 (削 除)

(毀損した場合等の再交付)

第16条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第17条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。)は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券

2. 金銭債権

3. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第19条 委託者(第21条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第20条、第25条、第26条および第28条について同じ。)は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券およびアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド(その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド

2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド

3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー

4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第19条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第22条において同じ。)、第22条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第25条から第27条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第20条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

第21条 委託者は、運用の指図(第19条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。)に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第33条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項により委託を受けた者への報酬は、信託期間中の毎年3月15日および9月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第22条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者（第21条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第23条 （削 除）

（混蔵寄託）

第23条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第24条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第25条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第26条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第28条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第29条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第30条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2003年9月30日から2003年12月15日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第31条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第32条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第34条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第35条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第36条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第36条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第36条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第38条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第39条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益

権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第36条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、第39条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、
- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第36条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（受益証券の保護預り等）

第37条 （削 除）

（収益分配金および償還金の時効）

第38条 受益者が、収益分配金については第36条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第36条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第39条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、
- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の第1号または第2号に該当する場合は、受益権の一部解約の請求の実行を受け付けられないものとし、

1. ニューヨーク証券取引所の休業日

2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第36条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定め

る各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第40条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第39条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

- 第40条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行ないません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第41条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第45条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第42条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第45条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い）

- 第43条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第44条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第45条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
(信託約款の変更)

第45条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。
- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第46条 第40条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第40条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(公告)

第47条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第47条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第48条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第36条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2003年 9 月30日

委託者 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託者 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第39条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

運 用 の 基 本 方 針

約款第21条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド
（円ヘッジ） 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1) 上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

(4) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

第1計算期から第2計算期までは、収益分配を行ないません。第3計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り、収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者としします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金1,096万9,462円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを受け受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については1,096万9,462口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することがで

きるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在のすべての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約に係る一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとし、振替受入簿に記載または記録された受益権に係る受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日に係る収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとし、なお、第37条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第37条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとし、

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得の申込に応ずることができます。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとし、
- ③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第37条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとし、ただし、第37条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。
- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益証券の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑥ 前項の手数は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとし、
- ⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第37条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第31条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑧ 証券投資信託の受益証券または受益権を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券または受益権を保有した受益者をい

います。以下本項において同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券または受益権の買取約定日または一部解約請求日を含みます。)の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券または受益権を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券または受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約金ををもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託(この信託を除きます。以下この項において同じ。)について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日(この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。)を取得申込日とする取得の申込とみなします。

- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(無記名式の受益証券の再交付)

第14条 (削 除)

(記名式の受益証券の再交付)

第15条 (削 除)

(毀損した場合等の再交付)

第16条 (削 除)

(受益証券の再交付の費用)

第17条 (削 除)

(投資の対象とする資産の種類)

第18条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券

2. 金銭債権

3. 約束手形

② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。

1. 為替手形

(運用の指図範囲)

第19条 委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第21条、第26条、第27条および第29条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券およびアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド
(円ヘッジ)

2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド

3. 短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することの指図ができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第20条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第23条において同じ。）、第23条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第18条ならびに第19条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

② 前項の取扱いは、第26条から第28条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行いません。

(運用指図権限の委託)

第22条 委託者は、運用の指図（第19条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。）に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第34条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。
- ③ 第1項により委託を受けた者への報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第23条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者（第22条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第24条 （削 除）

（混蔵寄託）

第24条の2 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第25条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を

明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券の売却等の指図)

第26条 委託者は、信託財産に属する投資信託受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第27条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託受益証券に係る収益分配金および有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第29条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第30条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第31条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2006年3月7日から2006年3月15日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第32条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用)

第33条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息、信託財産の財務諸表の監査に要する費用ならびに当該費用に係る消費税等相当額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額)

第34条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第31条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(収益分配)

第35条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1および第2計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第36条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1および第2計算期間を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第37条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第37条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第37条 収益分配金は、第1および第2計算期間を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第37条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第39条に規定する時効前の収益分配金に係る収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1および第2計算期間を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第40条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとし、当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第40条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰

属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

- ④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第37条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ⑤ 一部解約金は、第40条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

- ⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとし、

- ⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

（委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関）

第37条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

（受益証券の保護預り等）

第38条 （削 除）

（収益分配金および償還金の時効）

第39条 受益者が、収益分配金については第37条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第37条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（一部解約）

第40条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとし、ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

- ③ 前2項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が次の第1号または第2号に該当する場合は、受益権の一部解約の請求の実行を受け付けないものとし、

1. ニューヨーク証券取引所の休業日

2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第37条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行

を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。

- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下ることとなった場合には、第41条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第40条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

- 第41条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- ② 委託者は、前項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約を行いません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約を行なわないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 前3項の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合は、適用しないものとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第42条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第46条の規定に従うものとします。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第43条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第46条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第44条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第45条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第46条の規定に従い新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第46条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更を行いません。

- ⑤ 委託者は、前項の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第47条 第41条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第41条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(信託期間の延長)

第48条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(公告)

第49条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

第49条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第50条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第37条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 第3条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条および第12条から第17条までの規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2006年3月7日

委託者 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第40条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (ブラジルリアルコース)(トルコリラコース)

追加型投信／海外／債券

◆この目論見書により行なう「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」および「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年4月15日に関東財務局長に提出しており、2026年4月16日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2026年4月15日
発行者名	: アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長 ステファニー・ドゥルーズ
本店の所在の場所	: 東京都港区赤坂九丁目7番1号
有価証券届出書(訂正届出書を含みます。)	: 該当事項はありません。
の写しを縦覧に供する場所	

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

－ 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	3
第1【ファンドの状況】	3
第2【管理及び運営】	44
第3【ファンドの経理状況】	50
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	127
第三部【委託会社等の情報】	128
約款	185

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

- ・以下、上記を総称して、また各々を指して「ファンド」ということがあります。また、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）」を「ブラジルリアルコース」または「毎月分配型（ブラジルリアルコース）」、「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」を「トルコリラコース」または「毎月分配型（トルコリラコース）」ということがあります。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド毎に、5兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

(5)【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。

申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。

(6)【申込単位】

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

2026年4月16日から2026年10月15日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

主として、米ドル建ての新興国ソブリン債を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざして運用を行ないます。

② ファンドの基本的性格

1) 商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
追加型投信	海 外	不動産投信
	内 外	その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

◇追加型投信

一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

◇海外

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇債券

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米		
債券	年6回	欧州	ファミリーファンド	あり
一般	(隔月)	アジア		()
公債	年12回	オセアニア		
社債	(毎月)	中南米		
その他債券	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ファンズ	なし
クレジット属性	その他	中近東		
()	()	(中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産				
(投資信託証券(債券 公債))				
資産複合				
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

◇その他資産（投資信託証券（債券 公債））

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行ないます。よって、商品分類の「投資対象資産（収益の源泉）」においては、「債券」に分類されます。

「公債」とは、目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

◇年12回（毎月）

目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

◇エマージング

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◇ファンド・オブ・ファンズ

「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

◇為替ヘッジなし

目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいいます。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記は、一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法に基づき記載しています。

上記以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) をご参照ください。

③ ファンドの特色

特 長

1

**米ドル建ての新興国ソブリン債を中心に、
幅広く分散投資を行ないます。
なお、組入債券は、米ドル以外の通貨建て債券を
含む場合があります。**

※当ファンドは、PIMCOが運用するバミューダ籍外国投資信託と、アモーヴァ・アセットマネジメントが運用する証券投資信託「マネー・オープン・マザーファンド」に投資するファンド・オブ・ファンズです。

特 長

2

**毎月分配型（米ドルコース、円ヘッジコース、
ブラジルリアルコース、トルコリラコース）の
各コース間で、スイッチングが可能です。**

※原則として毎月（原則15日）決算を行ないます。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。

特 長

3

ピムコジャパンリミテッドに運用を委託します。

ピムコジャパンリミテッドは、米国債券運用最大手の一社であるPIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本の拠点です。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

各通貨コース

当ファンドが投資を行なう外国投資信託においては、主に米ドル建ての新興国ソブリン債に投資を行ないます。

円ヘッジコースでは、米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ないます。

ブラジルリアルコース、トルコリラコースでは、米ドル売り／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

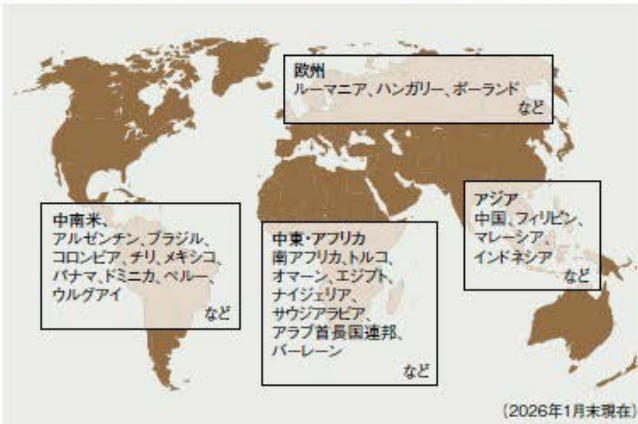
（用語説明）

ここでいう為替取引とは、「原資産通貨を売り、別の通貨を買う取引」をいいます。また、為替取引のうち、「原資産通貨を売り、円をかう取引」を為替ヘッジといいます。

主要投資対象国

- 当ファンドは、主に米ドル建ての新興国のソブリン債に投資を行いません。
- 当ファンドは、「JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイド」を参考指数としています。

投資対象となる主な新興国



主要国の国債利回り(%)



- ※各国国債利回りは、米国、ドイツ、日本は残存5年の国債利回り、新興国はJPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドにおける各国の国債利回りです。「新興国の平均」は、同指数の最終利回りです。
- ※利回りは切り捨てにて端数処理しています。
- ※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
- ※上記データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
- ※当資料に示す各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

<ご参考>ファンダメンタルズと信用力

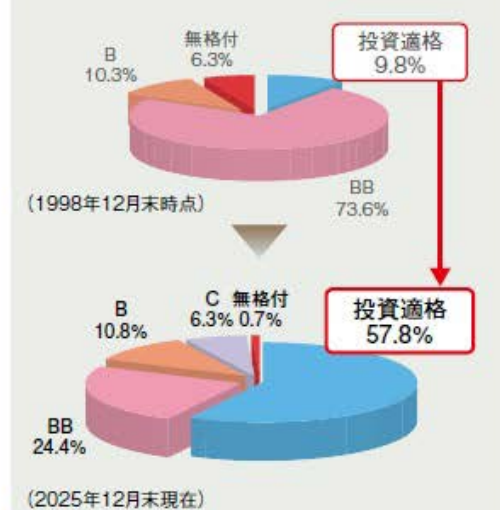
債券の信用格付と利回り



主要国の格付

(2026年1月末現在)		格付
先進国		
	ドイツ	AAA
	米国	AA+
	日本	A+
新興国		
	新興国の平均	BB+
	アラブ首長国連邦	AA
	中国	A+
	チリ	A+
	サウジアラビア	A+
	ポーランド	A
	メキシコ	BBB+
	フィリピン	BBB+
	インドネシア	BBB
	オマーン	BBB-
	コロンビア	BB+
	ブラジル	BB
	トルコ	BB-

新興国ソブリン債市場の格付別内訳



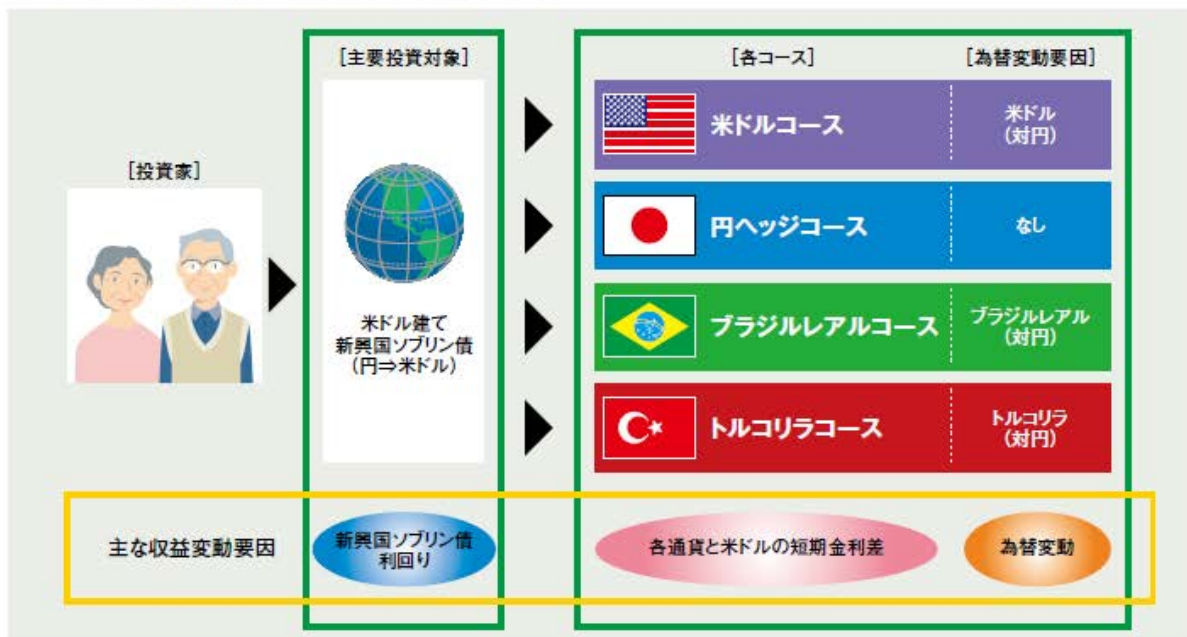
- ※各国の格付はスタンダード・アンド・プアーズ社が自国通貨建て長期債に付与しているものです。
- ※「新興国の平均」は、JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバーシファイドの平均格付です。
- ※上記の国と実際の投資対象国は異なる場合があります。
- ※上記グラフ・データは過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

- ※投資適格とは、AAA～BBB格相当の格付を付与された債券を指します。
- ※表示単位未満の数値の四捨五入により、構成比率の合計が100%にならない場合があります。
- ※JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルの構成比率です。
- ※信頼できると判断したデータをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成。

各通貨コースについて

- 「ブラジルリアルコース」「トルコリラコース」では、米ドル売り^注／各新興国通貨買いの為替取引を行ないます。これにより、各コースは米ドル／円の変動に代えて、各新興国通貨／円の変動の影響を受けることになります。

注:当ファンドの実質的な投資対象(原資産)が米ドル建て資産のため。



※上記はイメージ図であり、実際と異なる場合があります。

※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。

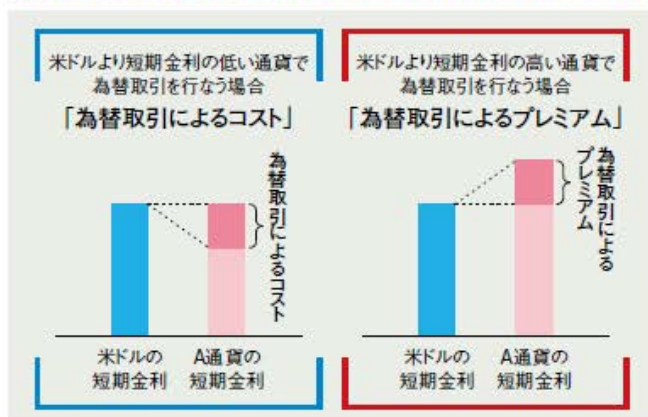
※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

各通貨と米ドルの短期金利差が及ぼす影響

- 当ファンドの実質的な投資対象である米ドル建て資産に対し、米ドルと各コースの通貨で為替取引を行なう際に、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合、「為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)」が期待されます。一方、米ドルより各コースの通貨の短期金利が低い場合、「為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)」が発生します。

※為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、米ドルより各コースの通貨の短期金利が高い場合でも、それを十分に享受できない可能性があります。

(米ドル資産に対する)為替取引によるコスト/プレミアムのイメージ



変動する短期金利差

「為替取引によるプレミアム」は、大きな魅力と考えられます。

ただし、その水準は、両国通貨の短期金利の変化によって影響を受けるため、拡大することあれば、その逆に縮小すること考えられます。さらに、将来、短期金利差が逆転し、「為替取引によるコスト」となる可能性もあります。

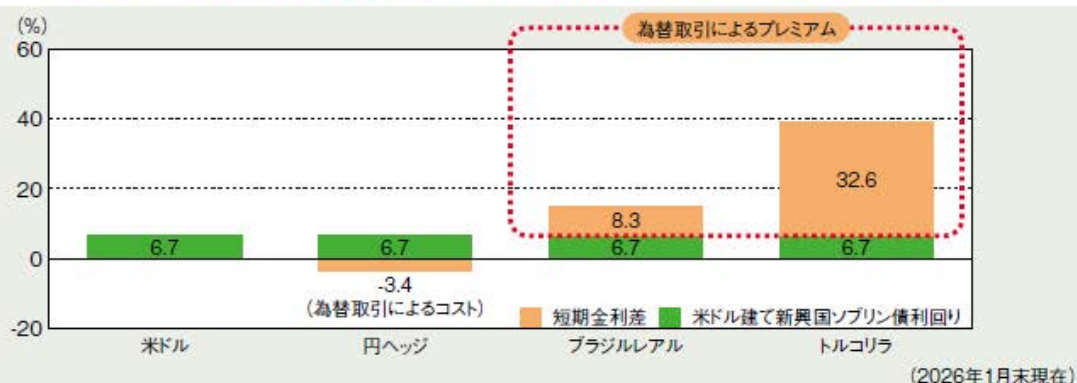


※上記はイメージ図であり、実際の金利水準や将来の運用成果等を示すものではありません。

<ご参考> 主な収益変動要因

- 債券の売買損益や為替の損益の他に、米ドル建て新興国ソブリン債からの金利と、為替取引によるコスト(金利差相当分の費用)／プレミアム(金利差相当分の収益)を加えた部分が当ファンドの主な収益変動要因であり、分配金の原資になります。

米ドル建て新興国ソブリン債利回りと為替取引によるコスト／プレミアム



- ※為替取引によるプレミアム(コスト)の水準は、各国通貨の短期金利の変化によって影響を受けます。なお、上記グラフの短期金利差は、各国通貨のフォワードレートとスポットレートから算出した数値を用いています。
- ※米ドル建て新興国ソブリン債利回り:JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースィファイアの最終利回り
- ※上記は、ファンドの運用における為替取引によるコスト／プレミアムとは異なるため、当ファンドの金利水準や運用成果等を示すものではありません。
- ※上記は切り捨てにて端数処理しています。
- ※為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

基準価額の主な変動要因について

- 各コースの基準価額には、主に以下のような変動要因があります。

↑ 基準価額の上昇要因 ↑		各コース	↓ 基準価額の下落要因 ↓	
米ドル建て 新興国債券の 利回り低下 (価格上昇)	円安／米ドル高	 毎月分配型 (米ドルコース)	円高／米ドル安	米ドル建て 新興国債券の 利回り上昇 (価格下落)
	(円安／米ドル高でも プラスの影響はありません) 米ドル 短期金利 < 円短期金利	 毎月分配型 (円ヘッジ コース)	(円高／米ドル安でも マイナスの影響はありません) 米ドル 短期金利 > 円短期金利	
新興国の 信用格付の 引き上げ	円安／ブラジルレアル高 米ドル < ブラジルレアル 短期金利 短期金利	 毎月分配型 (ブラジル レアルコース)	円高／ブラジルレアル安 米ドル > ブラジルレアル 短期金利 短期金利	新興国の 信用格付の 引き下げ
	円安／トルコリラ高 米ドル < トルコリラ 短期金利 短期金利	 毎月分配型 (トルコリラ コース)	円高／トルコリラ安 米ドル > トルコリラ 短期金利 短期金利	

- ※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。
- ※上記は基準価額の主な変動要因の概要であり、ファンドの運用成果を約束するものでも、全ての変動要因を網羅したものでもありません。
- ※為替ヘッジは、為替変動の影響を完全に排除できるわけではありません。
- ※為替取引を完全に行なうことができるとは限りませんので、各コースの通貨と完全に連動するわけではありません。

ファンドの仕組み

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けた購入・換金申込みの受付を取り消した場合、もう一方のスイッチング対象ファンドに関して、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる購入・換金申込みの受付を中止、もしくは、既に受付けたスイッチングによる購入・換金申込みの受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

■主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャルペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への直接投資は行ないません。

■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。
- ※「原則として、安定した分配を行なう」方針としていますが、これは、運用による収益が安定したものになることや基準価額が安定的に推移することなどを示唆するものではありません。また、基準価額の水準、運用の状況などによっては安定した分配とならない場合があることにご留意ください。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

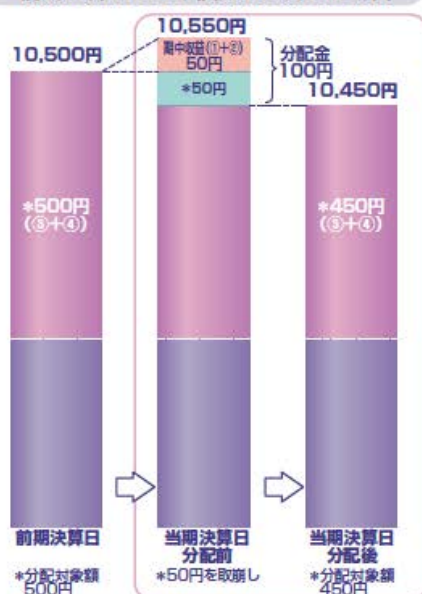
投資信託で分配金が支払われるイメージ



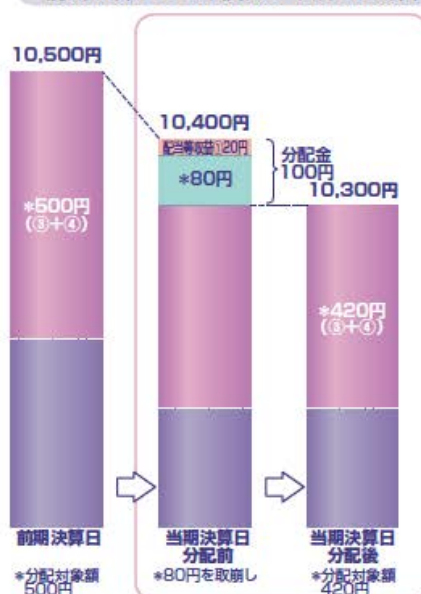
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合



(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



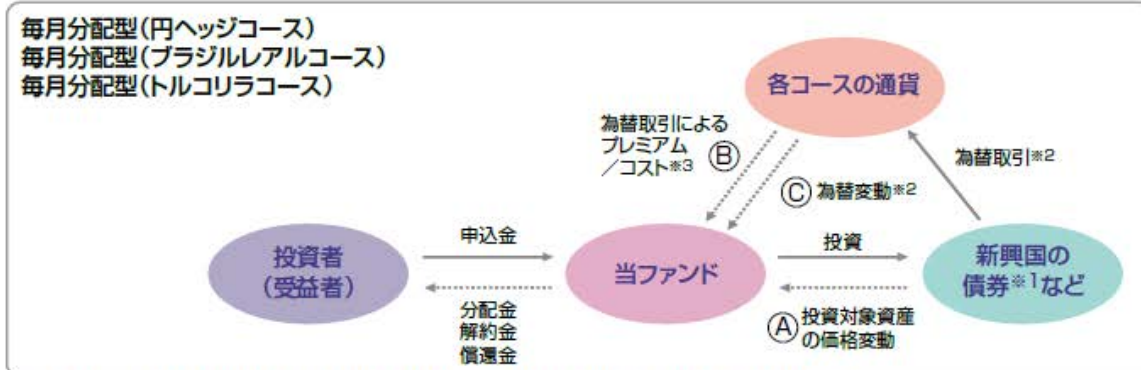
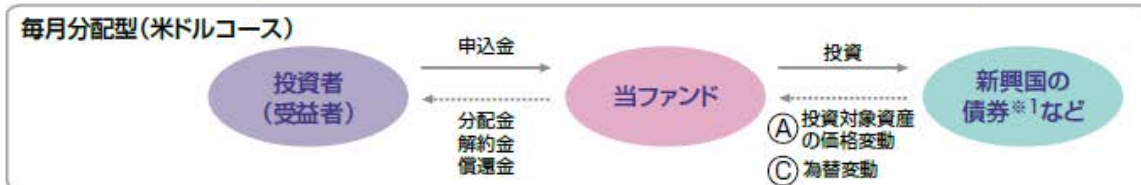
※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

- ・普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・元本払戻金: 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

通貨選択型ファンドの収益に関する留意事項

- 通貨選択型の投資信託は、投資対象資産(株式や債券など)の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行っており、為替取引の対象となる通貨を選択することができます。

通貨選択型の投資信託のイメージ図



※1 当ファンドは、外国投資信託を通じて米ドル建ての新興国の債券に投資を行いません。

※2 円ヘッジコースは、原則として米ドル売り／円買いの為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。各コースの通貨が円以外の場合には、各コースの通貨と円の為替変動リスクがあります。

※3 為替取引によるプレミアム／コストは、為替取引を行なう通貨間の金利差相当分の収益／費用です。

- 通貨選択型の投資信託の収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。なお、収益源である3つの要素にはリスクが内在しています。詳しくは、後述の「投資リスク」をご覧ください。

収益の源泉		= 債券の値上がり／値下がり + 為替ヘッジプレミアム／コスト + 為替差益／差損	
		(A)	(B)
毎月分配型 (米ドル コース)	収益を得られる ケース	債券価格の上昇	為替ヘッジを 行なわないので ありません。
	損失やコストが 発生するケース	債券価格の下落	為替差益の発生 原資産通貨に対して 円安 為替差損の発生 原資産通貨に対して 円高

収益の源泉		= 債券の値上がり／値下がり + 為替ヘッジプレミアム／コスト + 為替差益／差損	
		(A)	(B)
毎月分配型 (円ヘッジ コース)	収益を得られる ケース	債券価格の上昇	ヘッジプレミアムの発生 円の金利 - 原資産通貨の金利 がプラス
	損失やコストが 発生するケース	債券価格の下落	ヘッジコストの発生 円の金利 - 原資産通貨の金利 がマイナス

※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。



※市況動向によっては、上記の通りにならない場合があります。

通貨運用に関する留意事項

- 各通貨の運用に当たっては、直物為替先渡取引(NDF取引)を活用する場合があります。
- NDF取引とは、投資対象通貨を用いた受渡を行わず、主に米ドル等による差金決済のみを行なう取引のことを言います。
- NDF取引では、需給や規制などの影響により、為替取引によるプレミアム(金利差相当分の収益)／コスト(金利差相当分の費用)が、短期金利から算出される理論上の水準から乖離する場合があります。そのため、想定している投資成果が得られない可能性があります。

■為替取引には、為替ヘッジ(原資産通貨を売り、円を買う取引)が含まれています。為替ヘッジの場合、「為替取引によるプレミアム／コスト」を「為替ヘッジプレミアム／コスト」といいます。

「日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(米ドルコース)」のことを「毎月分配型(米ドルコース)」、
 「日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(円ヘッジコース)」のことを「毎月分配型(円ヘッジコース)」、
 「日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(ブラジルリアルコース)」のことを「毎月分配型(ブラジルリアルコース)」、
 「日興ビムコ・ハインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型(トルコリラコース)」のことを「毎月分配型(トルコリラコース)」、
 と言うことがあります。

④ 信託金限度額

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）＞

- ・ 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞

- ・ 1 兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

(2) 【ファンドの沿革】

2009 年 7 月 10 日

- ・ ファンドの信託契約締結、運用開始

2014 年 4 月 16 日

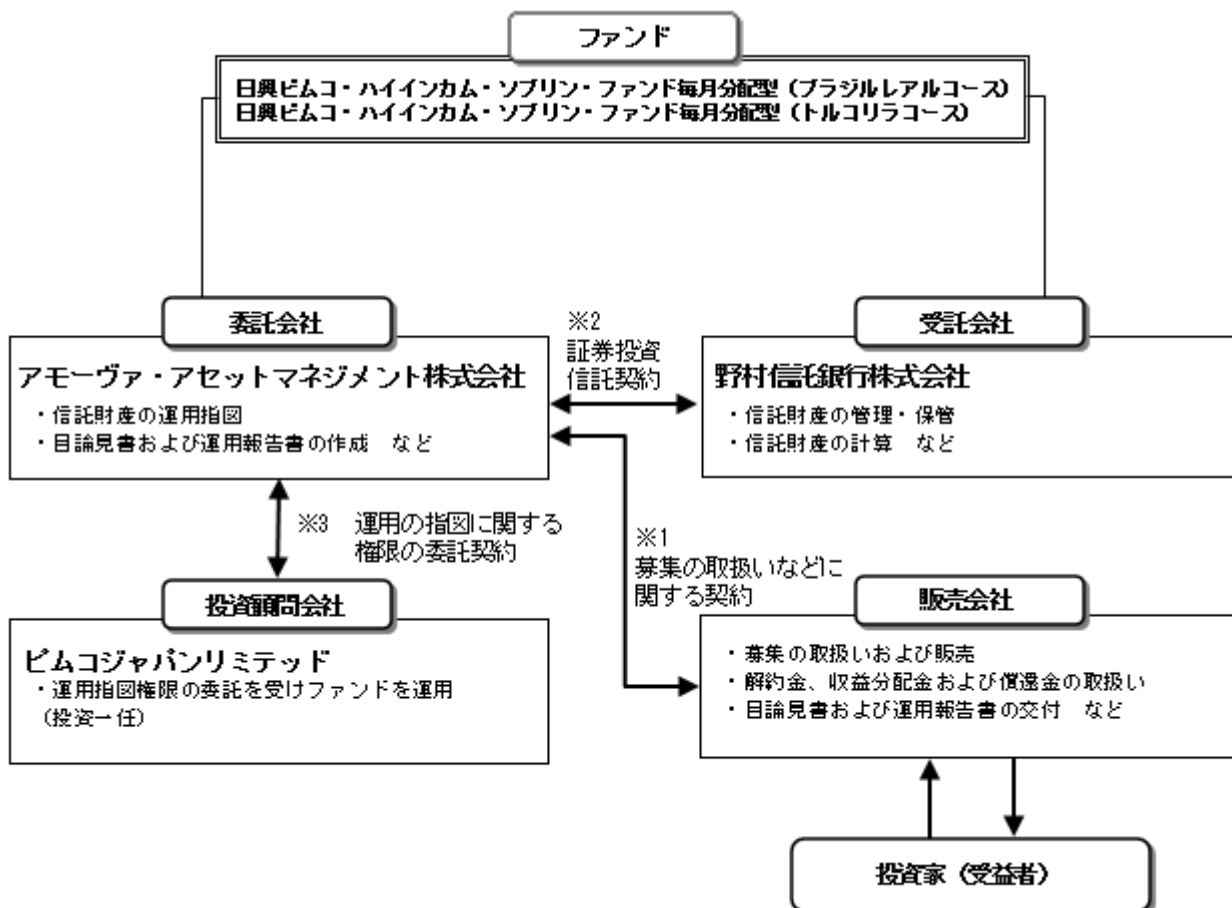
- ・ 信託期間の更新（信託終了日を 2019 年 1 月 15 日から 2024 年 1 月 15 日へ変更）

2023 年 4 月 15 日

- ・ 信託期間の更新（信託終了日を 2024 年 1 月 15 日から 2029 年 1 月 15 日へ変更）

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



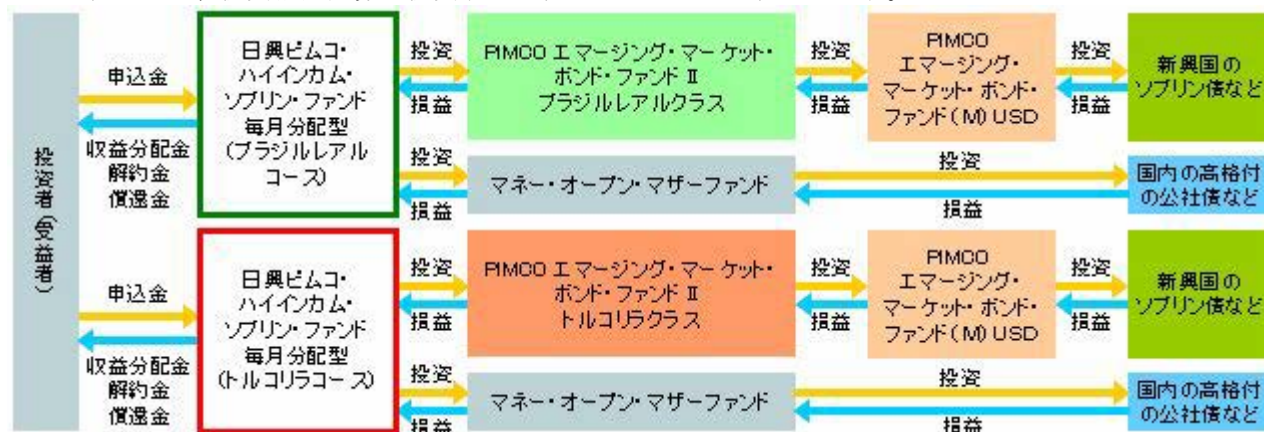
※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

※3 投資顧問会社に運用の指図に関する権限を委託するにあたり、そのルールを委託会社と投資顧問会社との間で規定したもの。委託する業務内容、報酬の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

当ファンドは、投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



② 委託会社の概況 (2026 年 1 月末現在)

1) 資本金

17,363 百万円

2) 沿革

1959 年：日興證券投資信託委託株式会社として設立

1999 年：日興国際投資顧問株式会社と合併し「日興アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025 年：「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」に社名変更

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
三井住友トラストグループ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号	192,211,000 株	97.562%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

・以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をめざし運用を行ないます。

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (ブラジルリアルコース)>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型 (トルコリラコース)>

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

・各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

・なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

以下の投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」

証券投資信託

「マネー・オープン・マザーファンド」

① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 有価証券
- 2) 金銭債権
- 3) 約束手形
- 4) 為替手形

② 主として次の外国投資信託の受益証券および次のマザーファンドの受益証券ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

1) ＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」

＜日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）＞

バミューダ籍円建外国投資信託

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」

2) 証券投資信託 「マネー・オープン・マザーファンド」

3) 短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー

4) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③ 次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

④ 次の取引ができます。

- 1) 資金の借入

◆投資対象とする投資信託証券の概要

<PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス> (バミューダ籍円建外国投資信託)

<PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス> (バミューダ籍円建外国投資信託)

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券を主要投資対象とします。
投資方針	<PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス> ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券を主要投資対象とします。 ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド (ブラジルリアルヘッジ・円ベース) を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、ブラジルリアル買いの為替取引を行ないます。 <PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス> ・「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券を主要投資対象とします。 ・JPモルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド (トルコリラヘッジ・円ベース) を参考指数とし、トータルリターンの最大化をめざします。 ・原則として、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) USD」受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境などにより、組入比率を引き下げる場合もあります。 ・原則として、ファンドの純資産相当額の米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行ないます。
主な投資制限	・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・デリバティブおよび外国為替予約取引の利用は、原則としてヘッジ目的および資産の効率的な運用に資することを目的とします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行ないます。

(ご参考)

< P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M) U S D >

運用の基本方針	
基本方針	トータルリターンの最大化をめざして運用を行ないます。
主な投資対象	・通常、主として新興国のソブリン債およびソブリン債に準ずる発行体が発行する債券に投資をします。これら債券には、米ドル建てのものも、米ドル以外の通貨建てのものも含まれます。 ・また、ファンドはこの他以下の債券などに投資します。 1. 米国以外の政府、その政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 2. 国際機関の発行する債券 3. 米国の発行体および米国以外の発行体の社債およびC P 4. 政府および企業が発行するインフレ連動債 5. 仕組債 6. ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ 7. 譲渡性預金、定期預金および銀行引受手形 8. 現先取引および逆現先取引 9. 州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関の発行する債券 10. 米国政府、政府機関、政府企業が発行または保証する証券
投資方針	・ J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・ディバースファイド（ヘッジなし・円ベース）をベンチマークとし、これを上回る投資成果をめざすとともに、トータルリターンの最大化をめざします。 ・ 外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行ないません。
主な投資制限	・ B 格（ムーディーズ社、スタンダード&プアーズ社、フィッチ社による同等格の格付、またはこれらの格付会社による格付が無い場合でも、投資顧問会社が同等格の信用度を有すると認めたもの）未満の債券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% まで可能とします。 ・ ファンドの平均デュレーションは、通常的环境下、ベンチマークの平均デュレーション±2 年以内とします。 ・ ファンドは、1 発行体に資産の 10% を限度として投資することができます。ただし、政府証券、政府機関証券などへの投資には制限を設けません。 ・ 原則として、ファンドの純資産総額の 95% 以上が実質米ドル資産となるように投資をします。 ・ ファンドは、オプション取引、先物取引、スワップ取引などの派生商品に投資をします。 ・ 流動性の乏しい証券への投資は、ファンドの純資産総額の 15% までとします。 ・ ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行なうことができます。ただし、ファンドの純資産総額の 100% を超えないものとします。 ・ 資金の借入れの合計金額がファンドの純資産総額の 10% を超える借入残高が生じる借入れは行なわないものとします。
収益分配	毎月、原則として利子収入および売買益から分配を行なう方針です。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。
ファンドに係る費用	
信託報酬など	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	有価証券売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用など。
その他	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー
管理会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー

信託期間	無期限
決算日	原則として、毎年5月末日

※上記の投資対象とする投資信託証券については、日々の基準価額が取得できるため、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、当ファンドにおいてデリバティブ取引等の投資制限に係る管理を行いません。

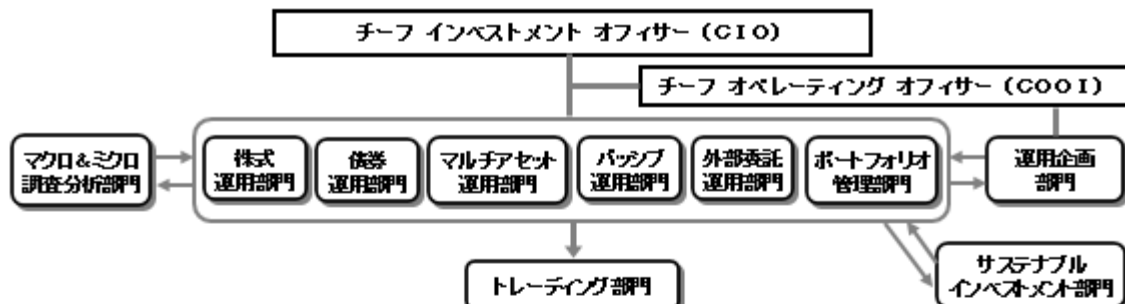
<マネー・オープン・マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行いません。
主な投資対象	わが国の国債および格付の高い公社債を主要投資対象とします。
投資方針	・わが国の国債および格付の高い公社債に投資を行ない、利息等収益の確保をめざして運用を行いません。 ・ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	・株式（新株引受権証券、新株予約権証券および新株引受権付社債券を含みます。）への投資は行ないません。 ・外貨建資産への投資は行ないません。 ・デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ・一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
収益分配	収益分配は行ないません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
信託期間	無期限（2003年3月28日設定）
決算日	毎年1月15日（休業日の場合は翌営業日）

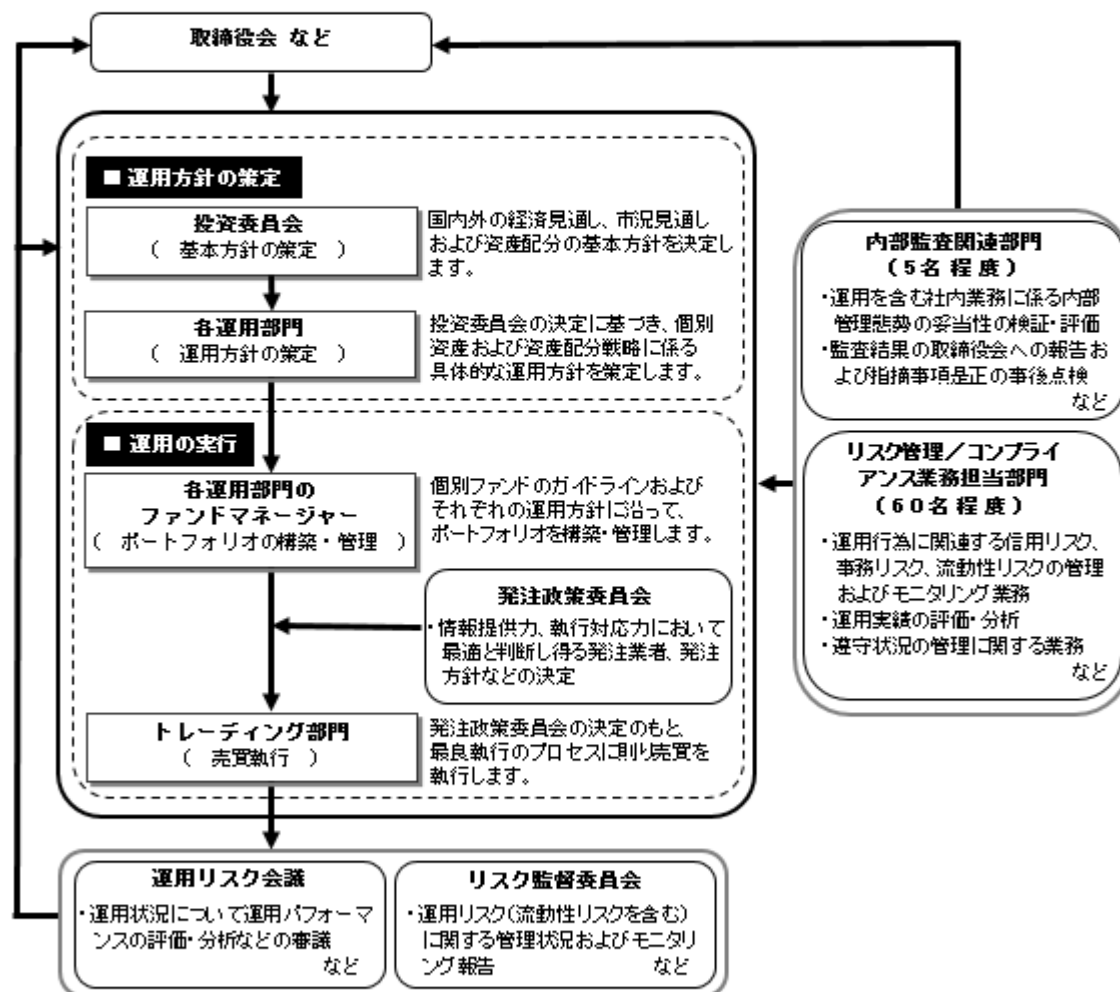
(3)【運用体制】

<委託会社における運用体制>

◆委託会社における運用体制は以下の通りです。



◆委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織などは以下の通りです。



委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

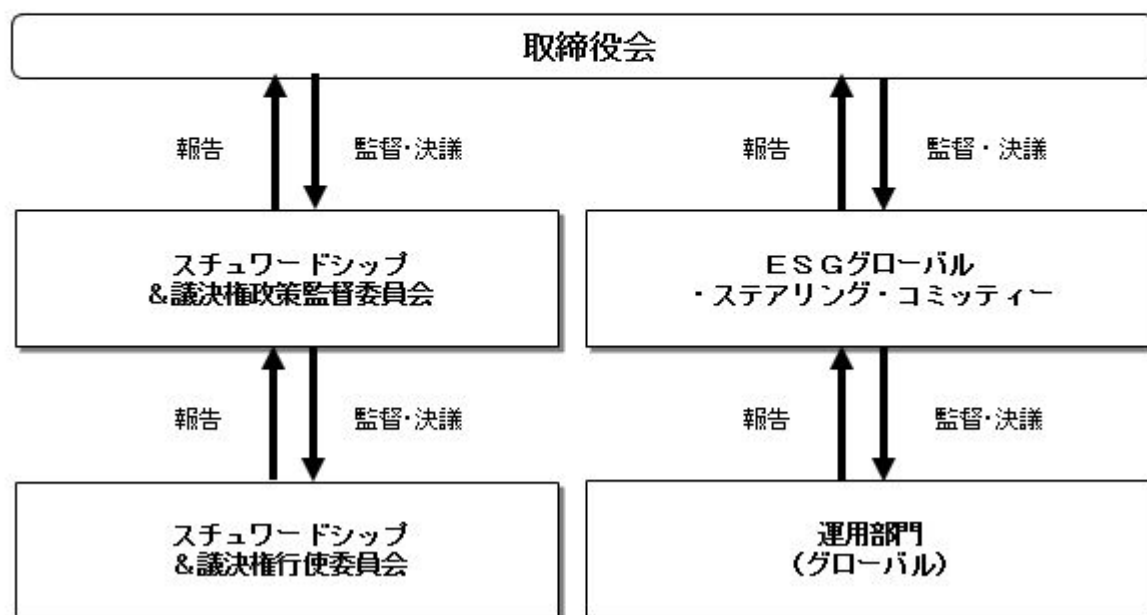
「受託会社」に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、独立した監査法人が所定の手続きで受託業務について監査を行っており、内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受け取っております。

「投資顧問会社」については、投資顧問会社の管理体制およびリスク管理状況のモニタリングをリスク管理業務担当部門にて行ないます。また、外部委託運用部門では外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行っております。

◆投資家としてのESG／フィデューシャリー・デューティー

ESG（環境、社会、企業統治）やフィデューシャリーは、当委託会社にとって最高位に位置する概念であるため、同原則に関連する決議、報告、議論は、当委託会社の取締役会にて行なうこととしています。

（スチュワードシップ&議決権政策監督委員会は、議長含め社外委員が過半数以上を占めるメンバーで構成されています）



※上記体制は2026年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

- ・当ファンドの運用は、委託会社であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社からファンドの運用の指図に関する権限の委託を受け、ピムコジャパンリミテッドが行ないます。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）の日本における拠点です。
 - ・投資対象である「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」および「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」は、PIMCOが運用します。
- < PIMCOにおける運用体制 >

< 優位性を発揮するPIMCOのエマージング債券運用プロセス >

PIMCOは、魅力的な投資機会を発掘するとともに、投資対象のデフォルト・リスクの回避をめざし、以下のような運用プロセスを構築しています。

ファンダメンタルズ分析

経済および金融市場のファンダメンタルズ、社会的政治的安定度、長期的な経済成長の可能性などの分析に基づいた長期予測を行ないます。

外部環境の評価

エマージング市場が先進国の経済成長および金利動向、商品市場などから受ける影響を予測します。

マーケットのテクニカル分析

流動性、エクスポージャーの集中、レバレッジ、投資家基盤の構造を含む市場ダイナミックスの分析を行ないます。

付加価値の源泉を多様化、ポートフォリオの最適化を行ないます。

※上記は 2025 年 12 月末現在のものです。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。

3) 留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

(5) 【投資制限】

① 約款に定める投資制限

- 1) 前記「投資対象」の投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

- 2) 有価証券先物取引等のデリバティブ取引ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れは行ないません。

- 3) 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

- 4) 外貨建資産への直接投資は行ないません。

- 5) 信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、解約に伴う支払資金の手当て（解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。資金借入額および借入期間は、次に掲げる要件を満たす範囲内とします。

イ) 解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

ロ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

ハ) 借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

ニ) 解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

ホ) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- 6) 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なう必要があります。

- ・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。
- ・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

① 価格変動リスク

- ・一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

② 流動性リスク

- ・市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて市場規模や取引量が少ないため、流動性リスクが高まる場合があります。

③ 信用リスク

- ・一般に公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。
- ・一般に新興国の債券は、先進国の債券に比べて利回りが高い反面、価格変動が大きく、デフォルトが生じるリスクが高まる場合があります。
- ・格付を有する債券については、当該格付の変更に伴ない価格が下落するリスクもあります。
- ・ファンドの資金をコール・ローン、譲渡性預金証書などの短期金融資産で運用することがありますが、買付け相手先の債務不履行により損失が発生することがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

④ 為替変動リスク

◆ ブラジルレアルコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、ブラジルレアル買いの為替取引を行なうため、ブラジルレアルの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がブラジルレアルに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはブラジルレアルと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、ブラジルレアルの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとブラジルレアルの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

◆ トルコリラコース

- ・投資対象とする外国投資信託の組入資産については、原則として米ドル売り、トルコリラ買いの為替取引を行なうため、トルコリラの対円での為替変動の影響を受けます。一般に外国為替相場がトルコリラに対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。なお、為替取引を完全に行なうことができるとは限らないため、場合によってはトルコリラと米ドルの2通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性や、米ドルの対円での為替変動の影響を受ける可能性があります。また、トルコリラの金利が米ドル金利より低い場合、米ドルとトルコリラの金利差相当分の為替取引によるコストが発生します。
- ・一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

⑤ カントリー・リスク

- ・投資対象国における非常事態など（金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- ・一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。

- ・ファンドの投資対象資産が上場または取引されている諸国の税制は各国によって異なります。また、それらの諸国における税制が一方的に変更されたり、新たな税制が適用されたりすることもあります。以上のような要因は、ファンドの信託財産の価値に影響を与える可能性があります。

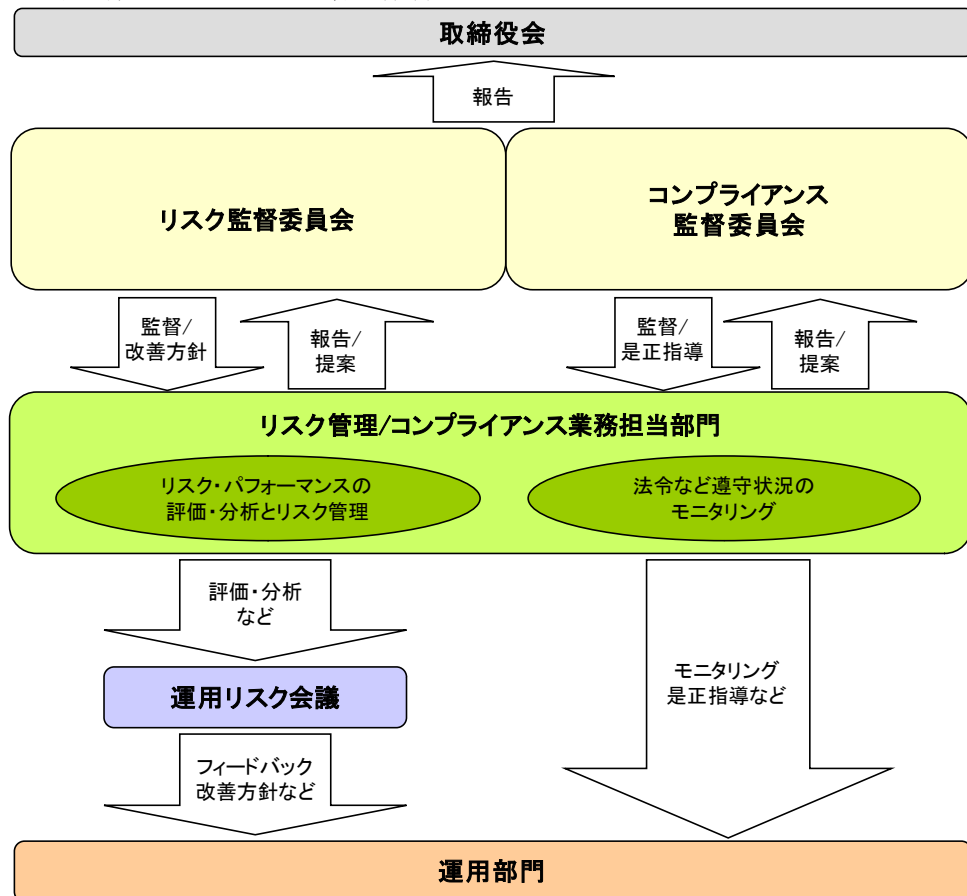
※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

<その他の留意事項>

- ・システムリスク・市場リスクなどに関する事項
証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により有価証券取引や為替取引などが一時的に停止されることがあります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができない場合があります。上記の状況が発生した場合や、その他の事由により基準価額の算出が困難となる状況が発生した場合などには、委託会社の判断により一時的に取得・換金の取り扱いを停止することもあります。
- ・投資対象とする投資信託証券に関する事項
◇諸事情により、投資対象とする投資信託証券にかかる投資や換金ができない場合があります。これにより、ファンドの投資方針に従った運用ができなくなる場合があります。また、一時的にファンドの取得・換金ができなくなることもあります。
◇ファンドが投資対象とする投資信託証券（マザーファンドを含みます。）と同じ投資信託証券に投資する他のファンドにおいて、解約・償還・設定などに伴う資金流入などがあり、その結果、当該投資信託証券において有価証券の売買などが生じた場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ・解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動に関する事項
一度に大量の解約があった場合に、解約資金の手当てをするため保有している有価証券を一度に大量に売却することがあります。その際は評価価格と実際の取引価格に差が生じるなどして、ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があります。
- ・基準価額の妥当性に疑義が生じた場合の取得・換金の停止に関する事項
ファンドの基準価額の算出に用いた評価価格と実際の取引価格に差が生じるなど、基準価額の妥当性に疑義が生じる場合は、委託会社の判断により、一時的に取得・換金の取扱いを停止する場合があります。
- ・運用制限や規制上の制限に関する事項
関係する法令規制上、または社内方針などにより取引が制限されることがあります。例えば、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が特定の銘柄の未公開情報を受領している場合には、当該銘柄の売買が制限されることがあります。また、委託会社もしくは運用委託先またはこれらの関連会社が行なう投資または他の運用業務に関連して、取引が制限されることもあります。したがって、これらの制限により当ファンドの運用実績に影響を及ぼす可能性があります。
- ・法令・税制・会計方針などの変更に関する事項
ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

(2) リスク管理体制

<委託会社におけるリスク管理体制>



■全社的リスク管理

当社では運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理／コンプライアンス業務担当部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。当社グループの法令などの遵守状況についてはコンプライアンス部門が事務局を務めるコンプライアンス監督委員会、リスク管理状況についてはリスク管理部門が事務局を務めるリスク監督委員会を通して経営陣に報告され、更に年一度以上取締役会に対して全体的な活動状況を報告しております。両委員会およびそれに関連する部門別会議においては、法令遵守状況や各種リスク（運用リスク（流動性リスクを含む）、市場リスク、カウンターパーティーリスク、オペレーショナルリスク（事務リスクを含む）など）に関するモニタリングとその報告に加えて、重要事故への対応と各種リスク対応、事故防止のための施策やその管理手法の構築などの支援に努めております。

■運用状況の評価・分析および運用リスク管理

ファンド財産について運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況をモニタリングします。運用パフォーマンスおよび運用リスクに係る評価と分析の結果については運用リスク会議に報告し、運用リスク（流動性リスクを含む）の管理状況についてはリスク監督委員会へ報告され、問題点の原因の究明や改善策の策定が図られます。加えて外部委託運用部門は、外部委託ファンドの運用管理を行ない、投資方針に沿った運用が行なわれているかなどのモニタリングを行なっています。

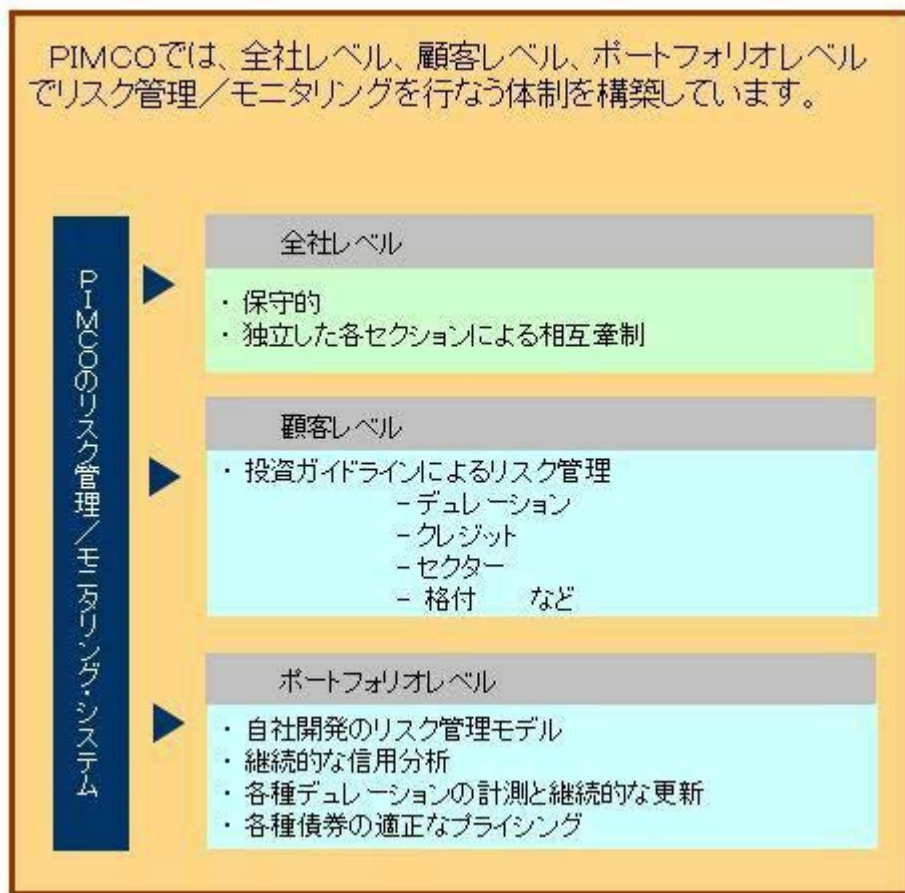
■法令など遵守状況のモニタリング

運用における法令・諸規則、信託約款などの遵守状況については、コンプライアンス業務担当部門が管理を行ないます。問題点についてはコンプライアンス関連の委員会に報告され、必要に応じ運用部門に対し是正指導が行なわれるなど、適切に管理・監督を行ないます。

※上記体制は2026年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<PIMCOにおけるリスク管理体制>

ポートフォリオのリスク管理体制について、PIMCOは、お客様のポートフォリオ運用において実効性のある管理を行なうためには、異なる機能を有するセクションが相互牽制を働かせ、多面的なリスク管理、モニタリングを行なうことが不可欠であると考えています。全てのポートフォリオと全ての取引はポートフォリオ・マネジメント、アカウント・マネジメント、コンプライアンス／リーガルの3つの独立した部門が互いに牽制しあう形で監視することにより、システムの信頼性を保っています。

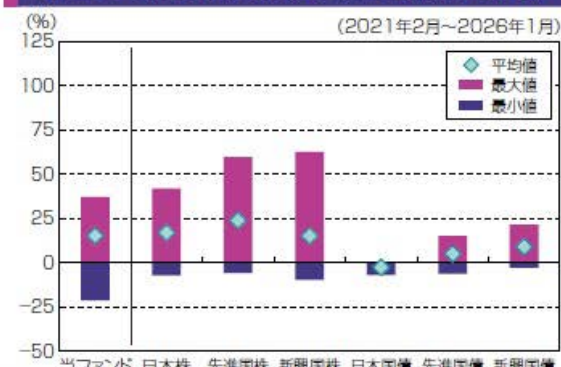


※上記は 2025 年 12 月末現在のものです。

(参考情報)

毎月分配型(ブラジルリアルコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



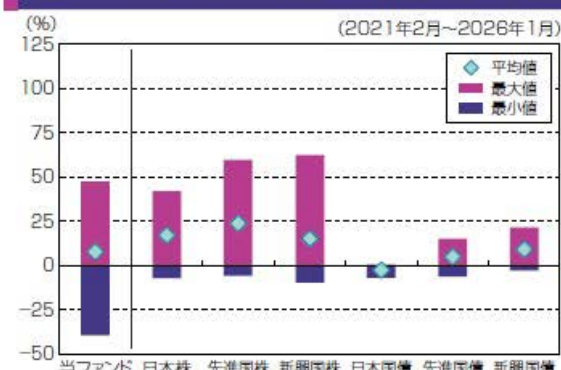
(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	15.2%	17.1%	23.9%	15.2%	-2.5%	5.1%	9.1%
最大値	37.3%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-21.1%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※上記は2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

毎月分配型(トルコリラコース)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	7.9%	17.1%	23.9%	15.2%	-2.5%	5.1%	9.1%
最大値	47.4%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-39.2%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 ※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
 ※上記は2021年2月から2026年1月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み
 先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株……MSCIエマージングマーケットインデックス(配当込み、円ベース)

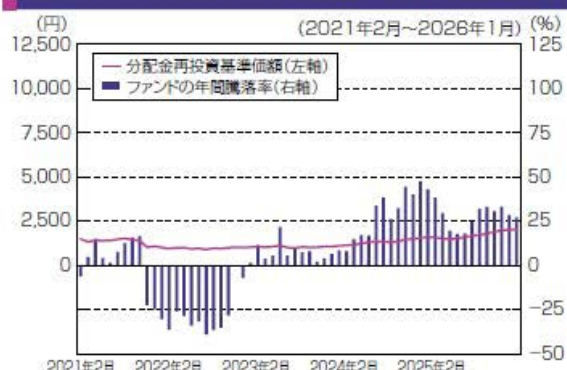
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。
 ※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2021年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2021年2月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

日本国債……NOMURA-BPI国債
 先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバルディバースIFIED(円ヘッジなし、円ベース)

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

TOPIX（東証株価指数）配当込み

当指数は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

当指数は、MSCI Inc. が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

NOMURA-BPI 国債

当指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下「NFRC」）が公表している指数で、その知的財産権は NFRC に帰属します。なお、NFRC は、対象インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、対象インデックスを用いて行われるアモーム・アセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

当指数は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。当指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。

JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイド（円ヘッジなし、円ベース）

当指数は、J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、当指数に関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLC に帰属します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・販売会社によっては、償還乗換、乗換優遇の適用を受けることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

(2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3) 【信託報酬等】

- ① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.76%（税抜1.6%）の率を乗じて得た額とします。
- ② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（年率）は、以下の通りとします。

販売会社毎の各ファンド毎の 純資産総額	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	1.60%	0.87%	0.70%	0.03%
100億円超300億円以下の部分		0.82%	0.75%	
300億円超1,000億円以下の部分		0.77%	0.80%	
1,000億円超の部分		0.72%	0.85%	

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

※投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける信託報酬の中から支払います。

- ③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

(4) 【その他の手数料等】

以下の諸費用およびそれに付随する消費税等相当額について、委託会社は、その支払いをファンドのために行ない、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限として、支

払金額の支弁を信託財産から受けることができます。(以下「実費方式」といいます。) また、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、その金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、見積額に基づいて見積率を算出し、かかる見積率を信託財産の純資産総額に乗じて得た額をかかるとする諸費用の合計額とみなして、信託財産から支弁を受けることができます。(以下「見積方式」といいます。) ただし、委託会社は、信託財産の規模などを考慮して、信託の設定時または期中に、かかる諸費用の見積率を見直し、年率 0.1%を上限として、これを変更することができます。委託会社は、実費方式または見積方式のいずれを用いるかについて、信託期間を通じて随時、見直すことができます。これら諸費用は、委託会社が定めた時期に、信託財産から支払います。

- ① 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用。
- ② 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用。
- ③ 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ④ 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑤ 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）。
- ⑥ ファンドの受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用。
- ⑦ 格付の取得に要する費用。
- ⑧ ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用。

信託財産に関する以下の費用およびそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

- ① 組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、解約に伴う支払資金の手当てなどを目的とした借入金の利息および受託会社の立て替えた立替金の利息。

<投資対象とする投資信託証券に係る費用>

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」

- ・有価証券売買時の売買委託手数料
- ・先物・オプション取引に要する費用 など

「マネー・オープン・マザーファンド」

- ・組入る有価証券の売買時の売買委託手数料
- ・信託事務の処理に要する諸費用
- ・信託財産に関する租税 など

※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

*売買委託手数料などは、保有期間や運用の状況などに応じて異なり、あらかじめ見積もることができないため、表示することができません。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

- ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。
- ・当ファンドは、NISA の対象ではありません。

① 個人受益者の場合

1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方

税5%)の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

② 法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

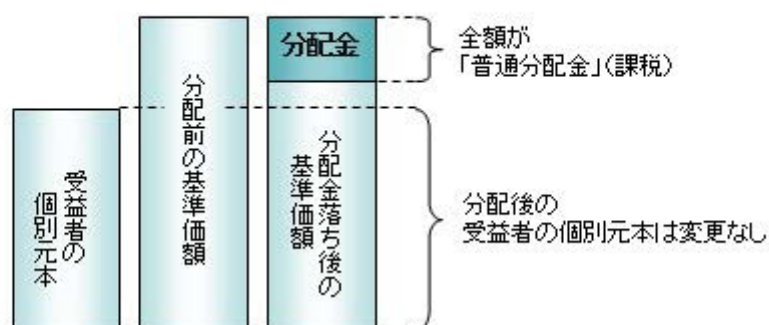
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

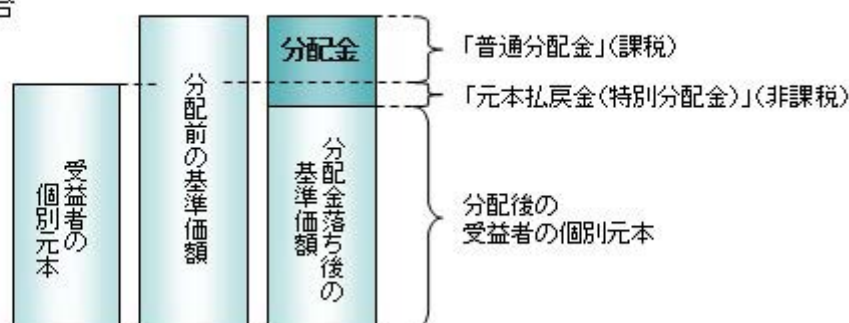
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2026 年 4 月 15 日現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

対象期間:2025年7月16日~2026年1月15日

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド 毎月分配型(ブラジルリアルコース)	2.27%	1.76%	0.51%
日興ビムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド 毎月分配型(トルコリラコース)	2.27%	1.76%	0.51%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）】

以下の運用状況は 2026 年 1 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	2,286,210,660	98.35
親投資信託受益証券	日本	2,314,820	0.10
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	36,112,820	1.55
合計（純資産総額）		2,324,638,300	100.00

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス	435,220	5,220.01	2,271,856,840	5,253	2,286,210,660	98.35
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	2,267,875	1.0205	2,314,376	1.0207	2,314,820	0.10

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.35
親投資信託受益証券	0.10
合 計	98.45

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 15 特定期間末	(2016 年 7 月 15 日)	10,586	10,663	0.4163	0.4193
第 16 特定期間末	(2017 年 1 月 16 日)	10,131	10,196	0.4669	0.4699
第 17 特定期間末	(2017 年 7 月 18 日)	8,992	9,047	0.4876	0.4906
第 18 特定期間末	(2018 年 1 月 15 日)	7,797	7,845	0.4888	0.4918
第 19 特定期間末	(2018 年 7 月 17 日)	5,543	5,585	0.3892	0.3922
第 20 特定期間末	(2019 年 1 月 15 日)	5,035	5,075	0.3783	0.3813
第 21 特定期間末	(2019 年 7 月 16 日)	5,177	5,217	0.3919	0.3949
第 22 特定期間末	(2020 年 1 月 15 日)	4,724	4,763	0.3591	0.3621
第 23 特定期間末	(2020 年 7 月 15 日)	2,874	2,910	0.2407	0.2437
第 24 特定期間末	(2021 年 1 月 15 日)	2,652	2,669	0.2408	0.2423
第 25 特定期間末	(2021 年 7 月 15 日)	2,700	2,715	0.2575	0.2590
第 26 特定期間末	(2022 年 1 月 17 日)	2,202	2,217	0.2305	0.2320
第 27 特定期間末	(2022 年 7 月 15 日)	2,156	2,170	0.2382	0.2397
第 28 特定期間末	(2023 年 1 月 16 日)	2,157	2,170	0.2541	0.2556
第 29 特定期間末	(2023 年 7 月 18 日)	2,190	2,201	0.2966	0.2981
第 30 特定期間末	(2024 年 1 月 15 日)	2,234	2,244	0.3218	0.3233
第 31 特定期間末	(2024 年 7 月 16 日)	2,095	2,105	0.3240	0.3255
第 32 特定期間末	(2025 年 1 月 15 日)	1,864	1,874	0.2960	0.2975
第 33 特定期間末	(2025 年 7 月 15 日)	1,948	1,957	0.3191	0.3206
第 34 特定期間末	(2026 年 1 月 15 日)	2,307	2,316	0.3876	0.3891
2025 年 1 月末日		1,906	—	0.3031	—
2 月末日		1,877	—	0.3025	—
3 月末日		1,879	—	0.3043	—
4 月末日		1,809	—	0.2944	—
5 月末日		1,847	—	0.3011	—
6 月末日		1,947	—	0.3176	—
7 月末日		1,980	—	0.3250	—
8 月末日		2,063	—	0.3391	—
9 月末日		2,141	—	0.3542	—
10 月末日		2,224	—	0.3706	—
11 月末日		2,294	—	0.3807	—
12 月末日		2,204	—	0.3694	—

2026 年 1 月末日	2,324	—	0.3898	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	0.0270
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0.0180
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	0.0180
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	0.0180
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	0.0180
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	0.0180
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	0.0180
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	0.0180
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	0.0180
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	0.0165
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0.0090
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	0.0090
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0.0090
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0.0090
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	0.0090
第 30 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	0.0090
第 31 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	0.0090
第 32 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	0.0090
第 33 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	0.0090
第 34 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	0.0090

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	29.09
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	16.48
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	8.29
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	3.94
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	△16.69
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	1.82
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	8.35
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	△3.78
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	△27.96
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	6.90
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	10.67
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	△6.99

第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	7.25
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	10.45
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	20.27
第 30 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	11.53
第 31 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	3.48
第 32 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	△5.86
第 33 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	10.84
第 34 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	24.29

(注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	2,122,683,599	7,985,231,468
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	2,589,155,520	6,317,631,765
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	2,038,682,680	5,297,801,462
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	1,221,128,617	3,710,057,835
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	510,868,912	2,220,593,350
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	744,713,160	1,677,504,194
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	1,008,284,016	1,106,612,377
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	1,204,875,939	1,262,197,911
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	665,090,117	1,880,160,791
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	671,168,802	1,595,689,527
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	352,988,433	882,313,606
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	451,878,454	1,380,268,265
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	1,280,671,944	1,783,324,380
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	374,518,246	940,483,913
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	756,753,176	1,861,840,815
第 30 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	183,745,901	625,450,086
第 31 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	89,511,604	564,140,541
第 32 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	95,279,017	263,018,153
第 33 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	69,336,106	264,475,895
第 34 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	159,205,938	311,200,296

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）】

以下の運用状況は 2026 年 1 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	バミューダ	12,672,730,968	98.65
親投資信託受益証券	日本	11,531,117	0.09
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）	—	162,160,591	1.26
合計（純資産総額）		12,846,422,676	100.00

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス	6,311,121	2,049	12,931,486,929	2,008	12,672,730,968	98.65
日本	親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	11,297,264	1.0205	11,528,857	1.0207	11,531,117	0.09

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	98.65
親投資信託受益証券	0.09
合 計	98.74

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別		純資産総額 (百万円)		1口当たり純資産額 (円)	
		分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第 15 特定期間末	(2016 年 7 月 15 日)	95,177	96,133	0.2489	0.2514
第 16 特定期間末	(2017 年 1 月 16 日)	61,267	62,014	0.2050	0.2075
第 17 特定期間末	(2017 年 7 月 18 日)	59,983	60,667	0.2191	0.2216
第 18 特定期間末	(2018 年 1 月 15 日)	61,916	62,663	0.2074	0.2099
第 19 特定期間末	(2018 年 7 月 17 日)	42,000	42,405	0.1556	0.1571
第 20 特定期間末	(2019 年 1 月 15 日)	34,168	34,290	0.1398	0.1403
第 21 特定期間末	(2019 年 7 月 16 日)	35,512	35,622	0.1604	0.1609
第 22 特定期間末	(2020 年 1 月 15 日)	34,275	34,375	0.1713	0.1718
第 23 特定期間末	(2020 年 7 月 15 日)	25,569	25,659	0.1418	0.1423
第 24 特定期間末	(2021 年 1 月 15 日)	22,973	23,054	0.1430	0.1435
第 25 特定期間末	(2021 年 7 月 15 日)	20,971	21,046	0.1400	0.1405
第 26 特定期間末	(2022 年 1 月 17 日)	12,675	12,743	0.0940	0.0945
第 27 特定期間末	(2022 年 7 月 15 日)	10,597	10,661	0.0826	0.0831
第 28 特定期間末	(2023 年 1 月 16 日)	10,807	10,868	0.0883	0.0888
第 29 特定期間末	(2023 年 7 月 18 日)	9,945	10,004	0.0842	0.0847
第 30 特定期間末	(2024 年 1 月 15 日)	9,954	10,010	0.0897	0.0902
第 31 特定期間末	(2024 年 7 月 16 日)	11,548	11,601	0.1094	0.1099
第 32 特定期間末	(2025 年 1 月 15 日)	12,344	12,394	0.1236	0.1241
第 33 特定期間末	(2025 年 7 月 15 日)	11,963	12,011	0.1251	0.1256
第 34 特定期間末	(2026 年 1 月 15 日)	13,217	13,260	0.1544	0.1549
2025 年 1 月末日		12,428	—	0.1247	—
2 月末日		12,228	—	0.1232	—
3 月末日		11,655	—	0.1181	—
4 月末日		11,179	—	0.1144	—
5 月末日		11,525	—	0.1187	—
6 月末日		11,795	—	0.1225	—
7 月末日		12,254	—	0.1288	—
8 月末日		12,312	—	0.1310	—
9 月末日		12,716	—	0.1359	—
10 月末日		13,276	—	0.1454	—
11 月末日		13,345	—	0.1493	—
12 月末日		13,052	—	0.1514	—

2026 年 1 月末日	12,846	—	0.1512	—

(注) 分配付きの金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

②【分配の推移】

期	期間	1 口当たりの分配金 (円)
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	0.0225
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	0.0150
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	0.0150
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	0.0150
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	0.0120
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	0.0050
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	0.0030
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	0.0030
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	0.0030
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	0.0030
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0.0030
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	0.0030
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	0.0030
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	0.0030
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	0.0030
第 30 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	0.0030
第 31 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	0.0030
第 32 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	0.0030
第 33 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	0.0030
第 34 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	0.0030

③【収益率の推移】

期	期間	収益率 (%)
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	10.59
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	△11.61
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	14.20
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	1.51
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	△19.19
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	△6.94
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	16.88
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	8.67
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	△15.47
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	2.96
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	0.00
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	△30.71

第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	△8.94
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	10.53
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	△1.25
第 30 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	10.10
第 31 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	25.31
第 32 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	15.72
第 33 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	3.64
第 34 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	25.82

(注) 各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（分配落ち）に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第 15 特定期間	2016 年 1 月 16 日～2016 年 7 月 15 日	11,054,830,444	172,421,491,402
第 16 特定期間	2016 年 7 月 16 日～2017 年 1 月 16 日	5,635,112,183	89,181,466,271
第 17 特定期間	2017 年 1 月 17 日～2017 年 7 月 18 日	18,929,571,411	43,964,886,151
第 18 特定期間	2017 年 7 月 19 日～2018 年 1 月 15 日	56,491,531,462	31,728,038,279
第 19 特定期間	2018 年 1 月 16 日～2018 年 7 月 17 日	13,700,167,005	42,263,247,559
第 20 特定期間	2018 年 7 月 18 日～2019 年 1 月 15 日	12,628,307,733	38,186,135,636
第 21 特定期間	2019 年 1 月 16 日～2019 年 7 月 16 日	9,747,761,622	32,835,779,866
第 22 特定期間	2019 年 7 月 17 日～2020 年 1 月 15 日	9,685,352,102	30,891,083,242
第 23 特定期間	2020 年 1 月 16 日～2020 年 7 月 15 日	2,021,956,055	21,857,170,877
第 24 特定期間	2020 年 7 月 16 日～2021 年 1 月 15 日	2,046,412,893	21,709,417,517
第 25 特定期間	2021 年 1 月 16 日～2021 年 7 月 15 日	2,202,112,460	13,012,852,367
第 26 特定期間	2021 年 7 月 16 日～2022 年 1 月 17 日	2,195,870,878	17,157,065,784
第 27 特定期間	2022 年 1 月 18 日～2022 年 7 月 15 日	2,224,628,849	8,827,785,072
第 28 特定期間	2022 年 7 月 16 日～2023 年 1 月 16 日	1,879,495,470	7,788,933,154
第 29 特定期間	2023 年 1 月 17 日～2023 年 7 月 18 日	1,991,943,920	6,206,765,193
第 30 特定期間	2023 年 7 月 19 日～2024 年 1 月 15 日	2,234,708,052	9,412,681,981
第 31 特定期間	2024 年 1 月 16 日～2024 年 7 月 16 日	2,533,177,258	7,891,428,373
第 32 特定期間	2024 年 7 月 17 日～2025 年 1 月 15 日	2,339,148,584	8,063,745,734
第 33 特定期間	2025 年 1 月 16 日～2025 年 7 月 15 日	1,754,748,119	6,035,715,346
第 34 特定期間	2025 年 7 月 16 日～2026 年 1 月 15 日	2,051,145,348	12,042,733,936

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

以下の運用状況は 2026 年 1 月 30 日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	299,848,541	123.24
コール・ローン等、その他資産 (負債控除後)	—	△56,537,957	△23.24
合計 (純資産総額)		243,310,584	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
日本	国債証券	第457回利付国債 (2年)	150,000,000	100.00	150,001,541	100.00	150,001,541	0.100	2026/2/1	61.65
日本	国債証券	第460回利付国債 (2年)	150,000,000	99.89	149,847,000	99.89	149,847,000	0.300	2026/5/1	61.59

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率 (%)
国債証券	123.24
合 計	123.24

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

運用実績(毎月分配型(ブラジルリアルコース))

2026年1月30日現在

基準価額・純資産の推移



基準価額 3,898円

純資産総額 23.24億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
 ※分配金再投資基準価額は、2016年1月末の基準価額を起点として指数化しています。
 ※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	直近1年間累計	設定以来累計
15円	15円	15円	15円	15円	180円	14,075円

主要な資産の状況

＜資産別構成比率＞

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス	98.3%
マネー・オープン・マザー・ファンド	0.1%
現金その他	1.6%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」の状況

＜債券ポートフォリオの概況＞

債券比率	70%
現金その他	30%
組入銘柄数	648
平均デュレーション	6.24年
平均最終利回り	7.34%
平均格付	BB+

＜国別投資比率(上位10カ国)＞

国	比率
1 メキシコ	5.0%
2 南アフリカ	4.7%
3 トルコ	4.4%
4 パナマ	3.6%
5 エジプト	3.6%
6 ナイジェリア	3.5%
7 コロンビア	3.4%
8 ハンガリー	3.2%
9 アルゼンチン	3.0%
10 ベルギー	2.9%

＜通貨別構成比率＞

通貨	比率
1 ブラジルリアル	100%
2 その他	0%

※債券比率には債券とその他の金融商品が含まれます。
 ※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。
 ※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。
 ※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。
 ※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

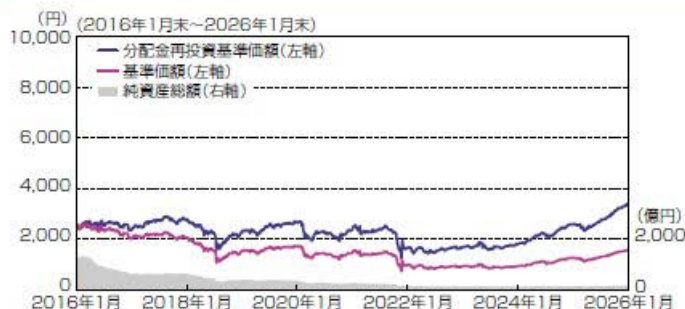
※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2026年は、2026年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額 1,512円

純資産総額 128.46億円

※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2016年1月末の基準価額を起点として指数化しています。

※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去10年間、分配実績があった場合に、当該分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月	2026年1月	直近1年間累計	設定以来累計
5円	5円	5円	5円	5円	60円	11,465円

主要な資産の状況

<資産別構成比率>

PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡトルコリラクラス	98.6%
マネー・オープン・マザーファンド	0.1%
現金その他	1.3%

「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡトルコリラクラス」の状況

<債券ポートフォリオの概況>

債券比率	70%
現金その他	30%
組入銘柄数	648
平均デュレーション	6.24年
平均最終利回り	7.34%
平均格付	BB+

<国別投資比率(上位10カ国)>

	国	比率
1	メキシコ	5.0%
2	南アフリカ	4.7%
3	トルコ	4.4%
4	パナマ	3.6%
5	エジプト	3.6%
6	ナイジェリア	3.5%
7	コロンビア	3.4%
8	ハンガリー	3.2%
9	アルゼンチン	3.0%
10	ペルー	2.9%

<通貨別構成比率>

	通貨	比率
1	トルコリラ	100%
2	その他	0%

※債券比率には債券とその他金融商品が含まれます。

※「国別投資比率」「通貨別構成比率」は、純資産総額に対する比率です。

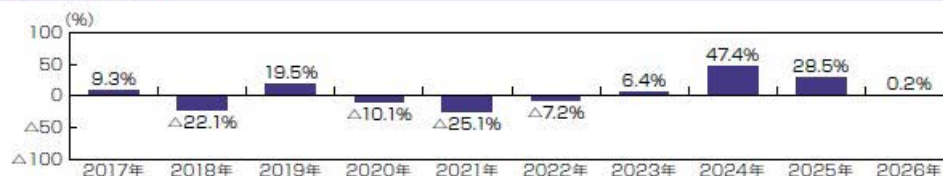
※格付は、S&P社、ムーディーズ社のものを原則としており、格付会社により格付が異なる場合は、高い方を採用しております。

※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

※「国別投資比率」は実質的に属する国に分類しています。

※上記は、PIMCOより提供された情報です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2026年は、2026年1月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

(2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

(3) スイッチング

・スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時に申込みいただきます。

・申込みの際に、スイッチングの旨をご指示ください。

・以下のファンド間でスイッチングを行なうことができます。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合や全部または一部のファンド間でスイッチングが行なえない場合があります。

※スイッチング対象ファンドの一方のファンドに関して、委託会社が約款に定める事由に該当したと判断したことにより、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消した場合には、もう一方のスイッチング対象ファンドに関しても、当該ファンドについて約款に定める中止・取消事由が生じているか否かにかかわらず、原則として、スイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けたスイッチングによる取得の申込み・解約請求の受付を取り消します。

※投資成果に大きく影響しますので、スイッチングは、十分ご検討の上、慎重にご判断ください。

※仮に、受益者がスイッチングによらず、一方のファンドの取得の申込み、および、他方のファンドの解約請求を個別に行なった場合には、中止・取消事由が生じたファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を中止、もしくは、既に受け付けた取得の申込み・解約請求の受付を取り消しますが、中止・取消事由が生じていないもう一方のファンドに関しては、取得の申込み・解約請求の受付を、通常通り取り扱います。

(4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(5) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

(8) 申込単位

販売会社の照会先にお問い合わせください。

(9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

(10) 受付の中止および取消

・委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所[※]における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング元となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が解約請求の実行を停止した場合で、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約請求の実行の停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に当該スイッチングの申込みを受け付けたものとして取り扱います。

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

(11) 償還乗換

- ・受益者は、証券投資信託の償還金額（手取額）の範囲内（単位型証券投資信託については、償還金額（手取額）とその元本額のいずれか大きい額とします。）で取得する口数に係る申込手数料を徴収されない措置の適用を受けることができる場合があります。この償還乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・この措置の適用を受ける受益者は、販売会社から、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求められることがあります。

(12) 乗換優遇

受益者は、信託期間終了日の1年前以内などの一定の要件を満たした証券投資信託を解約または買取請求により換金した際の代金をもって、換金を行なった販売会社において、取得申込みをする場合の手数料率が割引となる措置の適用を受けることができる場合があります。この乗換優遇措置を採用するか否かの選択は販売会社に任せられておりますので、販売会社により対応が異なります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2【換金（解約）手続等】

<解約請求による換金>

(1) 解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

(2) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(3) 解約請求不可日

販売会社の営業日であっても、解約請求日が下記のいずれかに該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日

- ・解約請求日から解約代金の支払開始日までの間（解約請求日および解約代金の支払開始日を除きます。）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合

(4) 解約制限

ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(5) 解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(6) 手取額

1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

(7) 解約単位

1口単位

※販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(8) 解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

(9) 受付の中止および取消

- ・委託会社は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。
- ・委託会社は、当ファンドのスイッチング先となる以下のファンド（当ファンドを除きます。）が取得の申込みの受付を行なわない措置を取ったときは、原則として当該スイッチングの受付を停止します。スイッチングの受付を停止した場合には、受益者は当該受付停止当日およびその前営業日のスイッチングの申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのスイッチングの申込みを撤回しない場合には、当該受付停止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）にスイッチングを受け付けたものとして取り扱います。
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）
日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）

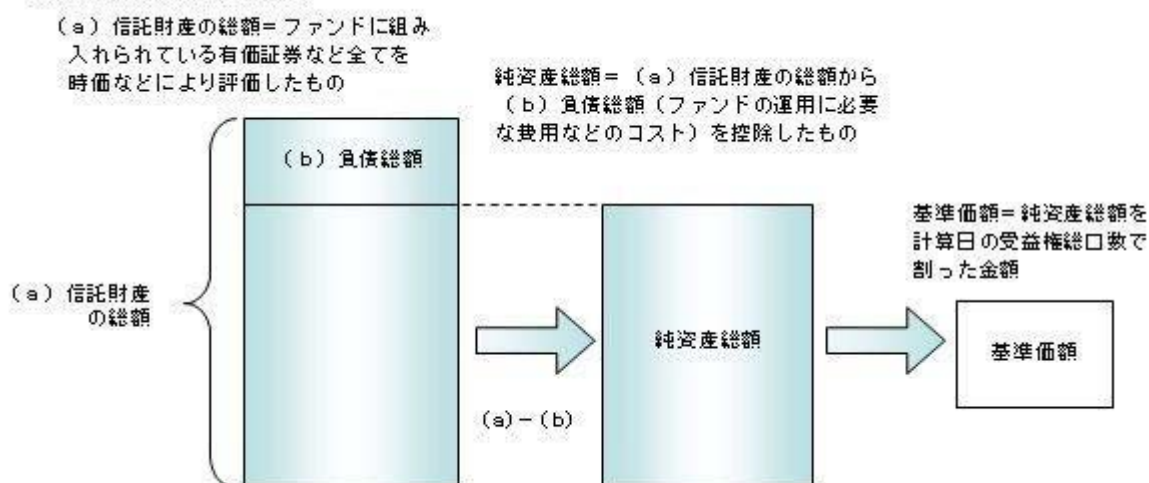
3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

◇投資信託証券（国内籍）

原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。

◇投資信託証券（外国籍）

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

＜委託会社の照会先＞

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

ホームページ アドレス www.amova-am.com

コールセンター 電話番号 0120-25-1404

午前9時～午後5時 土、日、祝・休日は除きます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2029年1月15日までとします(2009年7月10日設定)。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎月16日から翌月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了(繰上償還)

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ) 受益者の解約により各ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、委託会社は書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき(監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。)
 - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 4) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日まで)から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

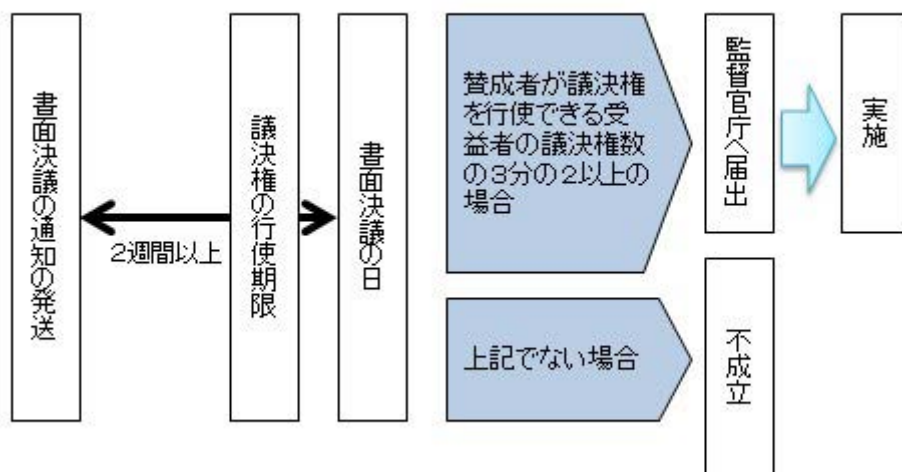
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合(以下「併合」といいます。)を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合(受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。)については、書面決議を行ないます。(後述の「書面決議」をご覧ください。)
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができするため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス www.amova-am.com

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、年2回（1月、7月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知っている受益者に対して提供されます。
- ・法令で定められた所要の要件^{※1}を満たすことにより、交付運用報告書は電磁的方法^{※2}により提供されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。

※1 あらかじめ、受益者からの承諾の取得または受益者への告知を行ないます。

※2 販売会社が受益者のために開設している取引専用ページ内で提供する方法やメールにて送信する方法などがあります。詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から交付請求があった場合には、書面にて交付します。

ホームページ アドレス www.amova-am.com

⑦ 関係法人との契約について

- ・販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- ・投資顧問会社との運用の指図に関する権限の委託契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、投資顧問会社、委託会社が重大な契約違反を行なったとき、その他契約を継続し難い重大な事由があるときは、相手方に通知をなすことにより契約を終了することができます。

⑧ 他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）>

<日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）>

- （1） 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （2） 当ファンドの計算期間は、6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月ごとに作成しております。
- （3） 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、2025 年 7 月 16 日から 2026 年 1 月 15 日までの特定期間の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2026年4月1日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榊原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）の2025年7月16日から2026年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）の2026年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込

まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	51,625,046	55,930,597
投資信託受益証券	1,907,754,870	2,263,037,040
親投資信託受益証券	1,902,841	2,213,052
未収利息	686	1,129
流動資産合計	1,961,283,443	2,321,181,818
資産合計	1,961,283,443	2,321,181,818
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,157,820	8,929,829
未払解約金	106,899	18,062
未払受託者報酬	51,128	62,907
未払委託者報酬	2,676,192	3,292,749
その他未払費用	887,793	1,134,443
流動負債合計	12,879,832	13,437,990
負債合計	12,879,832	13,437,990
純資産の部		
元本等		
元本	6,105,213,883	5,953,219,525
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,156,810,272	△3,645,475,697
（分配準備積立金）	31,956,138	35,246,697
元本等合計	1,948,403,611	2,307,743,828
純資産合計	1,948,403,611	2,307,743,828
負債純資産合計	1,961,283,443	2,321,181,818

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日	当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日
営業収益		
受取配当金	67,888,075	66,022,050
受取利息	70,820	94,817
有価証券売買等損益	147,933,151	420,767,217
営業収益合計	215,892,046	486,884,084
営業費用		
受託者報酬	305,734	358,417
委託者報酬	16,003,120	18,760,407
その他費用	921,697	292,812
営業費用合計	17,230,551	19,411,636
営業利益又は営業損失 (△)	198,661,495	467,472,448
経常利益又は経常損失 (△)	198,661,495	467,472,448
当期純利益又は当期純損失 (△)	198,661,495	467,472,448
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	1,341,357	934,266
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△4,435,497,637	△4,156,810,272
剰余金増加額又は欠損金減少額	185,277,725	200,825,731
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	185,277,725	200,825,731
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	48,552,289	101,825,633
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	48,552,289	101,825,633
分配金	55,358,209	54,203,705
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△4,156,810,272	△3,645,475,697

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
1.	期首元本額	6,300,353,672 円	6,105,213,883 円
	期中追加設定元本額	69,336,106 円	159,205,938 円
	期中一部解約元本額	264,475,895 円	311,200,296 円
2.	受益権の総数	6,105,213,883 口	5,953,219,525 口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	4,156,810,272 円	3,645,475,697 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日		当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	6,625,389 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	7,766,942 円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 2 月 17 日		自 2025 年 7 月 16 日 至 2025 年 8 月 15 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	11,091,579 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	10,932,572 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	719,916,092 円	C 信託約款に定める収益調整金	706,381,968 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	27,447,803 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	31,789,924 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	758,455,474 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	749,104,464 円
F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,221 円	F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,230 円
G 分配金額	9,310,240 円	G 分配金額	9,130,719 円
H 分配金額 (1 万口当たり)	15 円	H 分配金額 (1 万口当たり)	15 円
自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 3 月 17 日		自 2025 年 8 月 16 日 至 2025 年 9 月 16 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	8,737,070 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	10,656,108 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	717,033,805 円	C 信託約款に定める収益調整金	702,879,027 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	29,066,354 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	33,270,905 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	754,837,229 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	746,806,040 円
F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,221 円	F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,233 円
G 分配金額	9,272,389 円	G 分配金額	9,083,536 円
H 分配金額 (1 万口当たり)	15 円	H 分配金額 (1 万口当たり)	15 円
自 2025 年 3 月 18 日 至 2025 年 4 月 15 日		自 2025 年 9 月 17 日 至 2025 年 10 月 15 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	8,559,119 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	8,140,996 円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	713,082,654 円	C	信託約款に定める収益調整金	698,187,327 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	28,318,838 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	34,441,349 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	749,960,611 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	740,769,672 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,220 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,231 円
G	分配金額	9,220,612 円	G	分配金額	9,020,774 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	15 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	15 円
	自 2025 年 4 月 16 日 至 2025 年 5 月 15 日			自 2025 年 10 月 16 日 至 2025 年 11 月 17 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	11,071,673 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	10,764,578 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	711,514,195 円	C	信託約款に定める収益調整金	698,448,834 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	27,533,602 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	33,353,144 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	750,119,470 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	742,566,556 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,223 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,234 円
G	分配金額	9,199,548 円	G	分配金額	9,021,417 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	15 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	15 円
	自 2025 年 5 月 16 日 至 2025 年 6 月 16 日			自 2025 年 11 月 18 日 至 2025 年 12 月 15 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	10,391,882 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	8,319,409 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	711,422,214 円	C	信託約款に定める収益調整金	698,359,132 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	29,341,821 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	34,862,233 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	751,155,917 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	741,540,774 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,225 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,233 円
G	分配金額	9,197,600 円	G	分配金額	9,017,430 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	15 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	15 円
	自 2025 年 6 月 17 日 至 2025 年 7 月 15 日			自 2025 年 12 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	10,766,487 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	10,428,016 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	708,402,122 円	C	信託約款に定める収益調整金	691,658,625 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	30,347,471 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	33,748,510 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	749,516,080 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	735,835,151 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,227 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,236 円
G	分配金額	9,157,820 円	G	分配金額	8,929,829 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	15 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	15 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日	当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2025 年 7 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	66,123,588
親投資信託受益証券	749
合計	66,124,337

当期 (2026 年 1 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	73,266,908
親投資信託受益証券	1,300
合計	73,268,208

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2025 年 7 月 15 日現在		当期 2026 年 1 月 15 日現在	
1 口当たり純資産額	0.3191 円	1 口当たり純資産額	0.3876 円
(1 万口当たり純資産額)	(3,191 円)	(1 万口当たり純資産額)	(3,876 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス	433,532	2,263,037,040	
投資信託受益証券 合計		433,532	2,263,037,040	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	2,168,596	2,213,052	
親投資信託受益証券 合計		2,168,596	2,213,052	
合計		2,602,128	2,265,250,092	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は後述の「日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）」の参考情報として記載しております。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

独立監査人の監査報告書

2026年4月1日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 辻村 和之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 榎原 康太
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）の2025年7月16日から2026年1月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）の2026年1月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	222,842,277	226,845,408
投資信託受益証券	11,814,705,628	12,981,839,055
親投資信託受益証券	11,501,744	11,528,857
未収入金	-	83,511,093
未収利息	2,962	4,580
流動資産合計	12,049,052,611	13,303,728,993
資産合計	12,049,052,611	13,303,728,993
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	47,799,708	42,803,914
未払解約金	19,493,343	21,501,901
未払受託者報酬	310,722	368,528
未払委託者報酬	16,261,607	19,286,757
その他未払費用	1,348,050	2,067,724
流動負債合計	85,213,430	86,028,824
負債合計	85,213,430	86,028,824
純資産の部		
元本等		
元本	95,599,417,865	85,607,829,277
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△83,635,578,684	△72,390,129,108
元本等合計	11,963,839,181	13,217,700,169
純資産合計	11,963,839,181	13,217,700,169
負債純資産合計	12,049,052,611	13,303,728,993

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日	当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日
営業収益		
受取配当金	223, 575, 580	204, 933, 060
受取利息	296, 951	368, 025
有価証券売買等損益	306, 137, 807	2, 864, 205, 809
営業収益合計	530, 010, 338	3, 069, 506, 894
営業費用		
受託者報酬	1, 925, 841	2, 128, 833
委託者報酬	100, 788, 902	111, 412, 112
その他費用	1, 563, 358	995, 763
営業費用合計	104, 278, 101	114, 536, 708
営業利益又は営業損失 (△)	425, 732, 237	2, 954, 970, 186
経常利益又は経常損失 (△)	425, 732, 237	2, 954, 970, 186
当期純利益又は当期純損失 (△)	425, 732, 237	2, 954, 970, 186
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)	△759, 179	32, 470, 309
期首剰余金又は期首欠損金 (△)	△87, 536, 171, 469	△83, 635, 578, 684
剰余金増加額又は欠損金減少額	5, 309, 614, 472	10, 358, 302, 034
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5, 309, 614, 472	10, 358, 302, 034
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 542, 675, 004	1, 762, 979, 871
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1, 542, 675, 004	1, 762, 979, 871
分配金	292, 838, 099	272, 372, 464
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	△83, 635, 578, 684	△72, 390, 129, 108

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
1.	期首元本額	99,880,385,092 円	95,599,417,865 円
	期中追加設定元本額	1,754,748,119 円	2,051,145,348 円
	期中一部解約元本額	6,035,715,346 円	12,042,733,936 円
2.	受益権の総数	95,599,417,865 口	85,607,829,277 口
3.	元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	83,635,578,684 円	72,390,129,108 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日		当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日	
1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	41,050,413 円	1. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用	45,040,114 円
2. 分配金の計算過程		2. 分配金の計算過程	
自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 2 月 17 日		自 2025 年 7 月 16 日 至 2025 年 8 月 15 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	23,985,784 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	34,719,030 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	12,060,233,379 円	C 信託約款に定める収益調整金	11,446,475,389 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	79,512,307 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	0 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	12,163,731,470 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	11,481,194,419 円
F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,223 円	F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,212 円
G 分配金額	49,707,324 円	G 分配金額	47,350,017 円
H 分配金額 (1 万口当たり)	5 円	H 分配金額 (1 万口当たり)	5 円
自 2025 年 2 月 18 日 至 2025 年 3 月 17 日		自 2025 年 8 月 16 日 至 2025 年 9 月 16 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	21,420,119 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	33,748,713 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円	B 費用控除後、繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益	0 円
C 信託約款に定める収益調整金	11,990,694,906 円	C 信託約款に定める収益調整金	11,323,408,825 円
D 信託約款に定める分配準備積立 金	53,268,968 円	D 信託約款に定める分配準備積立 金	0 円
E 分配対象収益 (A+B+C+D)	12,065,383,993 円	E 分配対象収益 (A+B+C+D)	11,357,157,538 円
F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,220 円	F 分配対象収益 (1 万口当たり)	1,210 円
G 分配金額	49,419,848 円	G 分配金額	46,892,657 円
H 分配金額 (1 万口当たり)	5 円	H 分配金額 (1 万口当たり)	5 円
自 2025 年 3 月 18 日 至 2025 年 4 月 15 日		自 2025 年 9 月 17 日 至 2025 年 10 月 15 日	
A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	20,973,770 円	A 計算期末における費用控除後の 配当等収益	33,433,868 円

B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	11,865,013,477 円	C	信託約款に定める収益調整金	11,117,610,136 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	24,941,262 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	11,910,928,509 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	11,151,044,004 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,217 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,209 円
G	分配金額	48,901,554 円	G	分配金額	46,093,867 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	5 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	5 円
	自 2025 年 4 月 16 日 至 2025 年 5 月 15 日			自 2025 年 10 月 16 日 至 2025 年 11 月 17 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	36,247,864 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	32,891,823 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	11,799,488,918 円	C	信託約款に定める収益調整金	10,823,224,412 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	11,835,736,782 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	10,856,116,235 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,216 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,208 円
G	分配金額	48,643,715 円	G	分配金額	44,924,629 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	5 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	5 円
	自 2025 年 5 月 16 日 至 2025 年 6 月 16 日			自 2025 年 11 月 18 日 至 2025 年 12 月 15 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	33,465,602 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	31,701,414 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	11,719,778,919 円	C	信託約款に定める収益調整金	10,662,661,828 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	11,753,244,521 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	10,694,363,242 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,215 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,206 円
G	分配金額	48,365,950 円	G	分配金額	44,307,380 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	5 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	5 円
	自 2025 年 6 月 17 日 至 2025 年 7 月 15 日			自 2025 年 12 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日	
A	計算期末における費用控除後の配当等収益	35,119,558 円	A	計算期末における費用控除後の配当等収益	30,638,138 円
B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円	B	費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	0 円
C	信託約款に定める収益調整金	11,567,857,387 円	C	信託約款に定める収益調整金	10,288,624,335 円
D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円	D	信託約款に定める分配準備積立金	0 円
E	分配対象収益 (A+B+C+D)	11,602,976,945 円	E	分配対象収益 (A+B+C+D)	10,319,262,473 円
F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,213 円	F	分配対象収益 (1 万口当たり)	1,205 円
G	分配金額	47,799,708 円	G	分配金額	42,803,914 円
H	分配金額 (1 万口当たり)	5 円	H	分配金額 (1 万口当たり)	5 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	前期 自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日	当期 自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係	当ファンドが運用する主な有価証券は、	同左

るリスク	「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	前期 2025 年 7 月 15 日現在	当期 2026 年 1 月 15 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

前期 (2025 年 7 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	527, 829, 566
親投資信託受益証券	4, 519
合計	527, 834, 085

当期 (2026 年 1 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	443, 498, 650
親投資信託受益証券	5, 648
合計	443, 504, 298

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

前期 2025 年 7 月 15 日現在		当期 2026 年 1 月 15 日現在	
1口当たり純資産額	0.1251 円	1口当たり純資産額	0.1544 円
(1万口当たり純資産額)	(1,251 円)	(1万口当たり純資産額)	(1,544 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス	6,335,695	12,981,839,055	
投資信託受益証券 合計		6,335,695	12,981,839,055	
親投資信託受益証券	マネー・オープン・マザーファンド	11,297,264	11,528,857	
親投資信託受益証券 合計		11,297,264	11,528,857	
合計		17,632,959	12,993,367,912	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

当ファンドは、「PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は同投資信託です。なお、同投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

また、当ファンドは、「マネー・オープン・マザーファンド」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託です。なお、同親投資信託の状況は次の通りです。ただし、当該情報は監査の対象外であります。

P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ ブラジルリアルクラス

P I M C O エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ トルコリラクラス

同投資信託はバミューダ籍のオープン・エンド契約型円建外国投資信託であります。同投資信託は、計算期間（2024年6月1日から2025年5月31日まで）が終了し、現地において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務書類が作成され、独立の監査人による監査を受けております。

同投資信託の「資産・負債計算書」、「損益計算書」およびそれに続く「純資産変動計算書」などは、委託会社が同投資信託の投資顧問会社から入手した2025年5月31日現在の財務書類の原文の一部を翻訳したものであります。

資産・負債計算書

2025 年 5 月 31 日現在

P I M C O エマージ
ング・マーケット・
ボンド・ファンド II

(金額単位：受益証券 1 口当たり金額を除き、千円ドル)

資産：

投資（公正価値）

投資有価証券*	\$	9,501
親投資信託受益証券		81,662
金融デリバティブ商品		
店頭		1,671
現金		2
未収利息・配当金		2
		92,838

負債：

借入およびその他の金融取引

金融デリバティブ商品		
店頭		223
未払利息		2
取引相手先からの預かり金		1,220
		1,445

純資産	\$	91,393
投資有価証券（原価）	\$	9,501
親投資信託受益証券（原価）	\$	68,219
* 内レボ契約	\$	9,000

純資産：

J（BRL）	\$	12,420
J（TRY）		78,973

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

添付の注記参照

資産・負債計算書

2025 年 5 月 31 日現在

(金額単位：受益証券 1 口当たり金額を除き、千米ドル)

発行済受益証券数：

J (BRL) 452

J (TRY) 7,404

受益証券 1 口当たりの純資産価額および買戻価格：

J (BRL)

(機能通貨表示) \$ 27.47

(報告通貨表示) ¥ 3,963

J (TRY)

(機能通貨表示) \$ 10.67

(報告通貨表示) ¥ 1,539

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

添付の注記参照

PIMCOエマージ
ング・マーケット・
ボンド・ファンド II

資産・負債計算書

2025 年 5 月 31 日現在

(金額単位：受益証券 1 口当たり金額を除き、千米ドル)

PIMCOエ
マージング・
マーケット・
ボンド・ファ
ンド (M)

資産：

投資 (公正価値)

投資有価証券*	\$	199,569
親投資信託受益証券		0
金融デリバティブ商品		
上場または中央清算		82
店頭		689
現金		0
取引相手先預け金		2,304
外貨 (公正価値)		809
投資売却に係る未収金		755
TBA 投資売却に係る未収金		5,334
未収利息・配当金		3,076
		212,618

負債：

借入およびその他の金融取引

リバースレポ契約に係る未払金	\$	15,528
金融デリバティブ商品		
上場または中央清算		61
店頭		894
投資購入に係る未払金		1,385
TBA 投資購入に係る未払金		8,598
未払利息		1
取引相手先からの預かり金		130
保管会社からの当座借越		14
未払税金		13
		26,624

純資産	\$	185,994
投資有価証券 (原価)	\$	217,762
親投資信託受益証券 (原価)	\$	0
保有外国通貨 (原価)	\$	809
金融デリバティブ商品の取得原価または プレミアム (純額)	\$	(600)

純資産：		N/A
米ドル	\$	185,994
発行済受益証券数：		N/A
米ドル		9,126
受益証券 1 口当たりの純資産価額および 買戻価格：		
(機能通貨表示)		N/A
(純資産価額報告通貨表示)		N/A
米ドル		
(機能通貨表示)	\$	20.38

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

損益計算書

2025 年 5 月 31 日終了の会計年度

		P I M C O エマージ ング・マーケット・ ボンド・ファンド II	
(金額単位：千米ドル)			
投資収入：			
受取利息	\$	421	
収益合計		421	
費用：			
法律顧問費用		1	
支払利息		63	
費用合計		64	
純投資収入（費用）			357
実現純利益（損失）：			
親投資信託受益証券		1,851	
店頭金融デリバティブ商品		14,441	
外貨		6	
実現純利益（損失）		16,298	
未実現評価益（評価損）の純変動額：			
親投資信託受益証券		5,883	
店頭金融デリバティブ商品		(2,101)	
未実現評価損益の純変動額		3,782	
純利益（損失）		20,080	
運用による純資産の純増加（減少）額		\$	20,437

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

⁽¹⁾ 2025 年 3 月 18 日（設定日）から 2025 年 5 月 31 日までの期間

添付の注記参照

損益計算書

2025 年 5 月 31 日に終了した会計年度

PIMCOエ
マージング・
マーケット・
ボンド・ファ
ンド (M)

(金額単位：千米ドル)

投資収益：

受取利息(外国源泉税控除後*)	\$	14,589
その他収益		25
収益合計		14,614

費用：

支払利息		789
その他費用		1
費用合計		790

投資純利益（費用）		13,824

実現純利益（損失）：

投資有価証券	(6,115)
親投資信託受益証券	0
上場または中央清算金融デリバティブ商品	388
店頭金融デリバティブ商品	(157)
外貨	(170)
実現純利益（損失）	(6,054)

未実現評価益（評価損）の純変動額：

投資有価証券	10,128
親投資信託受益証券	0
上場または中央清算金融デリバティブ商品	185
店頭金融デリバティブ商品	1
外貨建資産および負債	1
未実現評価損の純変動額	10,315
純利益（損失）	4,261

運用による純資産の純増加（減少）額	\$	18,085

* 外国税	\$	7

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

純資産変動計算書

2025 年 5 月 31 日終了の会計年度

P I M C O エマージ
ング・マーケット・
ボンド・ファンド II

(金額単位：千米ドル)

純資産の増加（減少）の内訳：

運用：

純投資収入（費用）	\$	357
実現純利益（損失）		16,298
未実現評価損の純変動額		3,782
運用による純増加（減少）額		20,437

受益者への分配：

分配

J (BRL)	(930)
J (TRY)	(3,135)
分配金合計	(4,065)

ファンド受益証券取引：

ファンド受益証券取引による純増加額（減少額）＊	(10,509)

純資産の増加（減少）額合計	5,863

純資産：

期首残高	85,530
期末残高	\$ 91,393

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

＊ 財務書類に対する注記の注 12 を参照のこと。

⁽¹⁾ 2025 年 3 月 18 日（設定日）から 2025 年 5 月 31 日までの期間

添付の注記参照

純資産変動計算書

2025 年 5 月 31 日に終了した会計年度

PIMCOエ
マージング・
マーケット・
ボンド・ファ
ンド (M)

(金額単位：千米ドル)

純資産の増加（減少）の内訳：

運用：

投資純利益（費用）	\$	13,824
実現純利益（損失）		(6,054)
未実現評価損の純変動額		10,315
運用による純増加（減少）額		18,085

受益者への分配金：

分配金合計		N/A

ファンド受益証券取引：

ファンド受益証券取引による純増加（減少）額*		(13,806)

純資産の増加（減少）額合計		4,279

純資産：

期首残高		181,715
期末残高	\$	185,994

残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

* 財務書類に対する注記の注 12 を参照のこと。

添付の注記参照

投資明細表

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンドII

(金額は千単位*、ただし株式、契約、受益証券およびオンス (もしあれば) の数を除く)

2025年5月31日現在

	元本金額 (単位：千)	評価額 (単位：千)
投資有価証券 10.4%		
短期金融商品 10.4%		
レボ契約(b) 9.9%		
	\$	9,000
定期預金 0.5%		
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.		
3.830% due 06/02/2025	\$ 11	11
Bank of Nova Scotia		
3.830% due 06/02/2025	9	9
Brown Brothers Harriman & Co.		
3.830% due 06/02/2025	3	3
Citibank N.A.		
3.830% due 06/02/2025	75	75
DBS Bank Ltd.		
3.830% due 06/02/2025	42	42
DnB Bank ASA		
3.830% due 06/02/2025	268	268
JPMorgan Chase Bank N.A.		
3.830% due 06/02/2025	20	20
Royal Bank of Canada		
3.830% due 06/02/2025	10	10
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.		
3.830% due 06/02/2025	63	63
		501
短期金融商品合計 (取得原価 \$ 9,501)		9,501
投資有価証券合計 (取得原価 \$ 9,501)		9,501
	口数	
親投資信託受益証券 89.3%		
その他の投資会社(a) 89.3%		
PIMCO Emerging Markets Bond Fund (M)		
(取得原価 \$ 68,219)	4,006,960	81,662
親投資信託受益証券合計 (取得原価 \$ 68,219)		81,662
投資合計 99.7% (取得原価 \$ 77,720)	\$	91,163
金融デリバティブ商品(c) 1.6% (取得原価またはプレミアム (純額) \$ 0)		1,448
その他の資産および負債 (純額) (1.3%)		(1,218)
純資産 100.0%	\$	91,393

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

(a) 米ドルクラス受益証券

借入れおよびその他の金融取引

(b) レボ取引：

取引相手	貸付金利	決済日	満期日	元本金額	担保	受入担保 (評価額)	レボ契約 (評価額)	レボ契約 に係る未 収金 ⁽¹⁾
					U.S. Treasury Notes 4.375% due			
BOS	4.370%	05/30/2025	06/02/2025	\$ 9,000	05/15/2034	\$ (9,206)	\$ 9,000	\$ 9,003
レボ契約合計						\$ (9,206)	\$ 9,000	\$ 9,003

借入れおよびその他の金融取引要約

以下は、2025年5月31日現在の借入れおよびその他の金融取引ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

取引相手	レボ契約 に係る未 収金	リバース レボ契約 に係る未 払金	セール・バ イバック取 引に係る未 払金	空売りに 係る未払 金	借入れお よびその 他の金融 取引合計	差入（受 入）担保	ネット・ エクスポ ージャー ⁽²⁾
グローバル／ マスター・レ ボ契約							
BOS	\$ 9,003	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 9,003	\$ (9,206)	\$ (203)
借入れおよび その他の金融 取引合計	\$ 9,003	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 9,003		

⁽¹⁾ 未収利息を含む。

⁽²⁾ ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入れおよびその他の金融取引からのエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約に基づく取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記8、マスター・ネットティングの取決めに参照のこと。

(c) 金融デリバティブ商品：店頭

J (BRL) クラスの外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価（損）益		
				資産	負債	
BOA	06/2025	BRL	23,922	\$ 4,190	\$ 17	\$ 0
BOA	06/2025	\$	4,176	BRL 23,922	0	(2)
BPS	06/2025	BRL	22,476	\$ 3,968	47	0
BPS	06/2025	\$	3,937	BRL 22,476	0	(16)
BPS	07/2025		4,059	23,151	0	(47)
BRC	06/2025	BRL	44	\$ 8	0	0
BRC	06/2025	\$	8	BRL 44	0	0
BRC	07/2025	BRL	45	\$ 8	0	0
CBK	06/2025		24,774	4,359	37	0
CBK	06/2025	\$	4,340	BRL 24,774	0	(18)
CBK	07/2025		4,256	24,343	0	(37)
FAR	06/2025	BRL	24,171	\$ 4,256	39	0
FAR	06/2025	\$	4,234	BRL 24,171	0	(17)
FAR	07/2025		4,256	24,333	0	(39)

GLM	06/2025	BRL	52	\$	9	0	0
GLM	06/2025	\$	9	BRL	52	0	0
MBC	06/2025	BRL	23,872	\$	4,182	17	0
MBC	06/2025	\$	4,176	BRL	23,872	0	(11)
MYI	06/2025	BRL	23,192	\$	4,063	17	0
MYI	06/2025	\$	4,056	BRL	23,192	0	(10)
RYL	06/2025	BRL	430	\$	76	1	0
RYL	06/2025	\$	75	BRL	430	0	0
						\$	175
						\$	(197)

J (TRY) クラスの外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価（損）益	
				資産	負債
BOA	06/2025	TRY	26,959	\$	0
BPS	06/2025		23,568		0
BPS	06/2025		25,797		0
BPS	06/2025	\$	657	TRY	25,828
BPS	06/2025		657		25,791
BRC	06/2025	TRY	5,647	\$	141
BRC	06/2025		5,452		138
BRC	06/2025		12,590		314
BRC	06/2025		5,637		141
BRC	06/2025		5,832		145
BRC	06/2025	\$	28,024	TRY	1,104,469
BRC	06/2025		241		9,634
BRC	06/2025		26,084		1,072,022
JPM	06/2025	TRY	20,416	\$	521
JPM	07/2025	\$	25,160	TRY	1,036,200
MBC	06/2025		250		9,781
				\$	1,496
				\$	(26)
外国為替先渡契約合計				\$	1,671
				\$	(223)

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2025 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

金融デリバティブ資産					金融デリバティブ負債					店頭 デリ バテ ィブ の市 場価 格 (純 額)			差入 (受 取) 担保	ネッ ト・ エク スポ ー ジ ャー (1)
取引 相手	外国 為替 先渡 契約	買 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店頭 合計	外国 為替 先渡 契約	売 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店頭 合計						
BOA	\$ 17	\$ 0	\$ 0	\$ 17	\$ (14)	\$ 0	\$ 0	\$ (14)	\$ 3	\$ 0	\$ 3			
BPS	48	0	0	48	(70)	0	0	(70)	(22)	0	(22)			
BRC	1,057	0	0	1,057	(6)	0	0	(6)	1,051	(900)	151			
CBK	37	0	0	37	(55)	0	0	(55)	(18)	0	(18)			
FAR	39	0	0	39	(56)	0	0	(56)	(17)	0	(17)			
GLM	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
JPM	438	0	0	438	0	0	0	0	438	(320)	118			
MBC	17	0	0	17	(12)	0	0	(12)	5	0	5			
MYI	17	0	0	17	(10)	0	0	(10)	7	0	7			
RYL	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1			
店頭 合計	\$ 1,671	\$ 0	\$ 0	\$ 1,671	\$ (223)	\$ 0	\$ 0	\$ (223)						

⁽¹⁾ ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネットティングの取決めに参照のこと。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクに関しては財務書類に対する注記の注 7、主なおよびその他のリスクを参照のこと。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2025 年 5 月 31 日現在）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品 - 資産						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 1,671	\$ 0	\$ 1,671
金融デリバティブ商品 - 負債						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (223)	\$ 0	\$ (223)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2025 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ					
	コモディティ契約	クレジット契約	エクイティ契約	外国為替契約	金利契約	合計
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ 14,441	\$ 0	\$ 14,441
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額						
店頭						
外国為替先渡契約	\$ 0	\$ 0	\$ 0	\$ (2,101)	\$ 0	\$ (2,101)

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2025 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

カテゴリー	レベル 1	レベル 2	レベル 3	公正価値 (2025 年 5 月 31 日現在)
投資有価証券（公正価値）				
短期金融商品	\$ 0	\$ 9,501	\$ 0	\$ 9,501
親投資信託受益証券（公正価値）				
その他の投資会社	81,662	0	0	81,662
投資合計	\$ 81,662	\$ 9,501	\$ 0	\$ 91,163
金融デリバティブ商品 - 資産				
店頭	\$ 0	\$ 1,671	\$ 0	\$ 1,671
金融デリバティブ商品 - 負債				
店頭	\$ 0	\$ (223)	\$ 0	\$ (223)
合計	\$ 81,662	\$ 10,949	\$ 0	\$ 92,611

2025 年 5 月 31 日に終了した年度においてレベル 3 で重要な移動はなかった。

添付の注記参照

投資明細表

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

(金額は千単位*、ただし株式、契約、受益証券およびオンス (もしあれば) の数を除く)

2025 年 5 月 31 日現在

	元本金額 (単位：千)	評価額 (単位：千)
投資有価証券 107.3%		
アンゴラ 0.7%		
ソブリン債 0.7%		
Angolan Government International Bond		
8.000% due 11/26/2029	\$ 200	\$ 171
8.250% due 05/09/2028	200	181
8.750% due 04/14/2032	200	164
9.125% due 11/26/2049	400	288
9.375% due 05/08/2048	700	514
アンゴラ合計		1,318
(取得原価 \$ 1,584)		
アルゼンチン 2.7%		
ソブリン債 2.7%		
Argentina Government International Bond		
0.750% due 07/09/2030	801	629
1.000% due 07/09/2029	963	795
3.500% due 07/09/2041	1,065	664
4.125% due 07/09/2035 (i)	1,000	675
4.125% due 07/09/2046	1,349	884
5.000% due 01/09/2038 (i)	1,385	989
Provincia de Buenos Aires		
6.625% due 09/01/2037	94	68
Provincia de la Rioja		
8.500% due 02/24/2028	400	266
アルゼンチン合計		4,970
(取得原価 \$ 3,890)		
アルメニア 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Armenia Government International Bond		
3.600% due 02/02/2031	500	426
3.950% due 09/26/2029	300	271
アルメニア合計		697
(取得原価 \$ 790)		
アゼルバイジャン 0.5%		
社債等 0.5%		
Southern Gas Corridor CJSC		
6.875% due 03/24/2026	1,000	1,011
アゼルバイジャン合計		1,011
(取得原価 \$ 1,023)		
バーレーン 0.7%		
ソブリン債 0.7%		
Bahrain Government International Bond		
4.250% due 01/25/2028	800	766
5.625% due 09/30/2031	600	568
バーレーン合計		1,334
(取得原価 \$ 1,418)		

ベナン 0.1%			
ソブリン債 0.1%			
Benin Government International Bond			
7.960% due 02/13/2038		200	184
ベナン合計			184
(取得原価 \$ 194)			
バミューダ 0.2%			
社債等 0.2%			
Star Energy Geothermal Darajat II			
4.850% due 10/14/2038		500	464
バミューダ合計			464
(取得原価 \$ 500)			
ブラジル 2.4%			
社債等 1.0%			
Banco do Brasil S.A.			
8.500% due 07/29/2026	MXN	16,000	826
CSN Inova Ventures			
6.750% due 01/28/2028	\$	400	379
Unigel Luxembourg S.A. (a) (b)			
11.000% due 12/31/2028		305	94
13.500% due 12/31/2027		143	130
Vale Overseas Ltd.			
6.400% due 06/28/2054		500	479
			1,908
ソブリン債 1.0%			
Brazil Government International Bond			
4.750% due 01/14/2050		700	481
5.000% due 01/27/2045		400	296
6.125% due 01/22/2032		200	202
7.125% due 05/13/2054		200	186
Brazil Minas SPE via State of Minas Gerais			
5.333% due 02/15/2028		608	605
			1,770
仕組債 0.4%			
Vale S.A.			
1.955% due 03/31/2174 (c)	BRL	13,080	767
ブラジル合計			4,445
(取得原価 \$ 5,426)			
ブルガリア 0.9%			
ソブリン債 0.9%			
Bulgaria Government International Bond			
4.125% due 05/07/2038	EUR	400	463
4.250% due 09/05/2044		300	346
5.000% due 03/05/2037	\$	800	774
ブルガリア合計			1,583
(取得原価 \$ 1,560)			
カメルーン 0.4%			
ソブリン債 0.4%			
Republic of Cameroon International Bond			
5.950% due 07/07/2032	EUR	200	176

9.500% due 11/19/2025	\$	67	67
9.500% due 07/31/2031		500	461
カメルーン合計			704
(取得原価 \$ 782)			
カナダ 0.2%			
社債等 0.2%			
Ivanhoe Mines Ltd.			
7.875% due 01/23/2030		300	292
カナダ合計			292
(取得原価 \$ 300)			
ケイマン諸島 4.5%			
社債等 4.2%			
Bioceanico Sovereign Certificate Ltd.			
0.000% due 06/05/2034		1,584	1,253
FWD Group Holdings Ltd.			
7.635% due 07/02/2031		500	542
Gaci First Investment Co.			
5.000% due 10/13/2027		200	201
5.125% due 02/14/2053		800	666
Interoceanica V Finance Ltd.			
0.000% due 05/15/2030		1,107	901
7.860% due 05/15/2030		185	192
Kaisa Group Holdings Ltd. (a)			
9.375% due 06/30/2049		300	14
9.750% due 09/28/2049		300	14
11.250% due 04/09/2049		300	14
11.700% due 11/11/2025		200	9
Kingston Airport Revenue Finance Ltd.			
6.750% due 12/15/2036		200	198
Lima Metro Line 2 Finance Ltd.			
5.875% due 07/05/2034		477	481
MAF Sukuk Ltd.			
4.638% due 05/14/2029		800	792
Melco Resorts Finance Ltd.			
5.250% due 04/26/2026		200	199
Peru Enhanced Pass-Through Finance Ltd.			
0.000% due 06/02/2025		127	127
Poinsettia Finance Ltd.			
6.625% due 06/17/2031		680	622
QNB Finance Ltd.			
4.875% due 01/30/2029		500	504
SRC Sukuk Ltd.			
5.375% due 02/27/2035		500	503
Suci Second Investment Co.			
6.000% due 10/25/2028		450	467
Sunac China Holdings Ltd. (a)			
6.000% due 09/30/2025		124	15
6.250% due 09/30/2026		124	14
6.500% due 09/30/2027		249	29
6.750% due 09/30/2028		375	44
7.000% due 09/30/2029		376	44
7.250% due 09/30/2030		177	22
			7,867
ソブリン債 0.3%			

RAK Capital		
5.000% due 03/12/2035	500	506
ケイマン諸島合計		8,373
(取得原価 \$ 9,903)		
チリ 1.7%		
社債等 1.4%		
Banco del Estado de Chile		
7.950% due 05/02/2029 (c) (d)	300	310
Corp. Nacional del Cobre de Chile		
3.700% due 01/30/2050	300	198
6.300% due 09/08/2053	300	289
6.330% due 01/13/2035	300	307
6.440% due 01/26/2036 (i)	300	308
6.780% due 01/13/2055	300	296
Empresa de los Ferrocarriles del Estado		
3.068% due 08/18/2050	500	290
3.830% due 09/14/2061	400	251
Empresa Nacional del Petroleo		
6.150% due 05/10/2033	200	203
Engie Energia Chile S.A.		
6.375% due 04/17/2034	200	204
		2,656
ソブリン債 0.3%		
Chile Government International Bond		
3.250% due 09/21/2071	500	295
4.340% due 03/07/2042	200	170
		465
チリ合計		3,121
(取得原価 \$ 3,757)		
中国 0.0%		
社債等 0.0%		
Yango Justice International Ltd.		
7.500% due 04/15/2049 (a)	200	0
中国合計		0
(取得原価 \$ 200)		
コロンビア 3.0%		
社債等 0.5%		
Ecopetrol S.A.		
5.875% due 05/28/2045	100	67
7.750% due 02/01/2032	500	485
8.375% due 01/19/2036	400	381
		933
ソブリン債 2.5%		
Colombia Government International Bond		
3.250% due 04/22/2032	700	551
4.125% due 05/15/2051	600	337
5.200% due 05/15/2049	1,000	659
5.625% due 02/26/2044	700	511
7.375% due 09/18/2037	1,400	1,328
7.500% due 02/02/2034	300	297
8.000% due 11/14/2035	300	301
8.375% due 11/07/2054	300	280

8.750% due 11/14/2053		400	392
			<u>4,656</u>
コロンビア合計			<u>5,589</u>
(取得原価 \$ 6,687)			
コスタリカ 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Costa Rica Government International Bond			
7.300% due 11/13/2054		400	410
コスタリカ合計			<u>410</u>
(取得原価 \$ 379)			
チェコ共和国 0.2%			
社債等 0.2%			
EPH Financing International A/S			
5.875% due 11/30/2029	EUR	300	362
チェコ共和国合計			<u>362</u>
(取得原価 \$ 323)			
ドミニカ共和国 3.0%			
ソブリン債 3.0%			
Dominican Republic Central Bank Notes			
13.000% due 12/05/2025	DOP	34,000	576
13.000% due 01/30/2026		6,400	108
Dominican Republic International Bond			
5.875% due 01/30/2060	\$	700	576
6.400% due 06/05/2049		1,100	1,007
6.600% due 06/01/2036		150	150
6.850% due 01/27/2045		700	679
6.950% due 03/15/2037		400	402
7.050% due 02/03/2031		150	156
7.150% due 02/24/2055		400	393
8.625% due 04/20/2027		333	346
10.500% due 03/15/2037	DOP	8,000	134
10.750% due 06/01/2036		35,500	605
13.625% due 02/03/2033		18,100	351
13.625% due 02/10/2034		7,200	146
ドミニカ共和国合計			<u>5,629</u>
(取得原価 \$ 5,830)			
エクアドル 1.8%			
ソブリン債 1.8%			
Ecuador Government International Bond			
0.000% due 07/31/2030	\$	856	540
5.000% due 07/31/2040		1,692	913
5.500% due 07/31/2035		1,975	1,234
6.900% due 07/31/2030		791	615
エクアドル合計			<u>3,302</u>
(取得原価 \$ 3,393)			
エジプト 4.0%			
ソブリン債 4.0%			
Egypt Government Bond			
21.954% due 03/04/2028	EGP	88,300	1,778
Egypt Government International Bond			
4.750% due 04/16/2026	EUR	600	684
5.875% due 06/11/2025	\$	300	301

6.375% due 04/11/2031	EUR	2,200	2,249
7.500% due 02/16/2061	\$	200	138
7.903% due 02/21/2048		900	651
8.625% due 02/04/2030		400	397
8.875% due 05/29/2050		1,000	793
9.450% due 02/04/2033		400	388
エジプト合計			7,379

(取得原価 \$ 6,973)

エルサルバドル 0.9%

ソブリン債 0.9%

El Salvador Government International Bond

7.625% due 09/21/2034		1,000	965
8.250% due 04/10/2032		30	30
9.250% due 04/17/2030		500	525
9.650% due 11/21/2054		150	150

エルサルバドル合計

1,670

(取得原価 \$ 1,655)

フランス 0.1%

社債等 0.1%

New Immo Holding S.A.

2.750% due 11/26/2026	EUR	200	223

フランス合計

223

(取得原価 \$ 198)

ガボン 0.5%

ソブリン債 0.5%

Gabon Government International Bond

6.625% due 02/06/2031	\$	200	150
9.500% due 02/18/2029		800	722

ガボン合計

872

(取得原価 \$ 889)

ジョージア 0.1%

ソブリン債 0.1%

Georgia Government International Bond

2.750% due 04/22/2026		200	193

ジョージア合計

193

(取得原価 \$ 194)

ガーナ 0.9%

ソブリン債 0.9%

Republic of Ghana International Bond

0.000% due 07/03/2026		103	99
0.000% due 01/03/2030		230	188
1.500% due 01/03/2037		500	221
5.000% due 07/03/2029		1,085	994
5.000% due 07/03/2035		338	252

ガーナ合計

1,754

(取得原価 \$ 1,709)

グアテマラ 0.7%

ソブリン債 0.7%

Guatemala Government Bond

4.650% due 10/07/2041		300	235
6.125% due 06/01/2050		700	620

6.550% due 02/06/2037		300	301
6.600% due 06/13/2036		200	201
グアテマラ合計			1,357
(取得原価 \$ 1,500)			
ホンジュラス 0.1%			
ソブリン債 0.1%			
Honduras Government International Bond			
8.625% due 11/27/2034		200	203
ホンジュラス合計			203
(取得原価 \$ 200)			
香港 0.8%			
社債等 0.7%			
Fortune Star BVI Ltd.			
3.950% due 10/02/2026	EUR	100	110
5.000% due 05/18/2026	\$	200	195
5.050% due 01/27/2027		200	191
MTR Corp. Ltd.			
5.250% due 04/01/2055		700	674
			1,170
ソブリン債 0.1%			
Hong Kong Government International Bond			
3.750% due 06/07/2032	EUR	200	237
香港合計			1,407
(取得原価 \$ 1,360)			
ハンガリー 2.8%			
社債等 0.2%			
MVM Energetika Zrt			
7.500% due 06/09/2028	\$	400	419
ソブリン債 2.6%			
Hungary Government International Bond			
1.625% due 04/28/2032	EUR	100	97
1.750% due 06/05/2035		200	176
2.125% due 09/22/2031	\$	500	411
3.125% due 09/21/2051		200	117
4.000% due 07/25/2029	EUR	200	233
5.250% due 06/16/2029	\$	400	402
6.125% due 05/22/2028		200	206
6.750% due 09/25/2052 (i)		1,000	1,003
7.625% due 03/29/2041		100	111
Magyar Export-Import Bank Zrt			
6.000% due 05/16/2029	EUR	500	609
6.125% due 12/04/2027	\$	300	306
MFB Magyar Fejlesztési Bank Zrt			
6.500% due 06/29/2028		1,000	1,028
			4,699
ハンガリー合計			5,118
(取得原価 \$ 4,983)			
インド 0.4%			
社債等 0.4%			
Adani Transmission Step-One Ltd.			
4.250% due 05/21/2036 (i)		278	235

IIFL Finance Ltd.		
8.750% due 07/24/2028	300	294
Indian Railway Finance Corp. Ltd.		
3.950% due 02/13/2050	300	223
インド合計		752
(取得原価 \$ 878)		
インドネシア 2.4%		
社債等 1.9%		
Bank Mandiri Persero Tbk PT		
4.900% due 03/24/2028	500	501
Bank Negara Indonesia Persero Tbk PT		
5.280% due 04/05/2029	300	302
Freeport Indonesia PT		
5.315% due 04/14/2032	500	494
Pertamina Hulu Energi PT		
5.250% due 05/21/2030	500	502
Pertamina Persero PT		
6.450% due 05/30/2044	500	504
Perusahaan Perseroan Persero PT Perusahaan Listrik Negara		
4.000% due 06/30/2050	500	343
4.375% due 02/05/2050	500	370
5.250% due 05/15/2047	200	170
6.150% due 05/21/2048	500	476
		3,662
ソブリン債 0.5%		
Indonesia Government International Bond		
1.100% due 03/12/2033	EUR 200	186
3.875% due 01/15/2033	300	344
4.125% due 01/15/2037	300	336
		866
インドネシア合計		4,528
(取得原価 \$ 4,709)		
アイルランド 1.5%		
社債等 0.8%		
Alfa Bank A0 Via Alfa Bond Issuance PLC		
5.950% due 04/15/2030 (a) (d)	\$ 500	30
CIMA Finance DAC		
2.950% due 09/05/2029	284	257
Iridium Capital PLC		
9.250% due 06/18/2029	EUR 900	1,102
		1,389
ソブリン債 0.7%		
Avenir Issuer III Ireland DAC		
6.000% due 03/22/2027	\$ 517	495
Republic of Angola Via Avenir Issuer II Ireland DAC		
6.927% due 02/19/2027	914	862
		1,357
アイルランド合計		2,746
(取得原価 \$ 3,118)		
イスラエル 1.0%		

社債等 0.2%

ICL Group Ltd.

6.375% due 05/31/2038	200	200

Leviathan Bond Ltd.

6.125% due 06/30/2025	99	99
		299

ソブリン債 0.8%

Israel Government International Bond

5.000% due 10/30/2026	EUR	500	584
5.500% due 03/12/2034 (i)	\$	300	297
5.625% due 02/19/2035		500	495
5.750% due 03/12/2054 (i)		300	267
			1,643

イスラエル合計

(取得原価 \$ 1,886)		1,942

コートジボワール 0.9%

ソブリン債 0.9%

Ivory Coast Government International Bond

4.875% due 01/30/2032	EUR	150	150
5.250% due 03/22/2030		250	269
5.875% due 10/17/2031		200	211
6.625% due 03/22/2048		200	173
6.875% due 10/17/2040		200	186
7.625% due 01/30/2033	\$	400	388
8.075% due 04/01/2036		200	189
8.250% due 01/30/2037		200	189
			1,755

コートジボワール合計

(取得原価 \$ 1,853)		1,755

ジャマイカ 0.1%

社債等 0.1%

TransJamaican Highway Ltd.

5.750% due 10/10/2036	172	159

ジャマイカ合計

(取得原価 \$ 172)		159

ヨルダン 0.7%

ソブリン債 0.7%

Jordan Government International Bond

5.750% due 01/31/2027 (i)	750	747
5.850% due 07/07/2030	200	188
7.375% due 10/10/2047	400	345
		1,280

ヨルダン合計

(取得原価 \$ 1,376)		1,280

カザフスタン 1.5%

社債等 1.2%

KazMunayGas National Co. JSC

3.500% due 04/14/2033	400	337
5.750% due 04/19/2047	500	421
6.375% due 10/24/2048	400	356

Tengizchevroil Finance Co. International Ltd.

3.250% due 08/15/2030	200	175
4.000% due 08/15/2026	1,000	984
		2,273

ソブリン債 0.3%		
Development Bank of Kazakhstan JSC		
5.500% due 04/15/2027	500	503
カザフスタン合計		2,776
(取得原価 \$ 2,795)		
ケニア 1.0%		
ソブリン債 1.0%		
Republic of Kenya Government International Bond		
8.000% due 05/22/2032	500	458
9.500% due 03/05/2036	400	366
9.750% due 02/16/2031	1,000	999
ケニア合計		1,823
(取得原価 \$ 1,936)		
ラトビア 0.3%		
ソブリン債 0.3%		
Latvia Government International Bond		
5.125% due 07/30/2034	500	493
ラトビア合計		493
(取得原価 \$ 495)		
レバノン 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Lebanon Government International Bond (a)		
6.400% due 05/26/2049	900	158
8.250% due 05/17/2034	2,330	408
8.250% due 04/12/2049	600	105
レバノン合計		671
(取得原価 \$ 501)		
ルクセンブルク 1.7%		
社債等 1.7%		
Chile Electricity Lux Mpc II Sarl		
5.580% due 10/20/2035	391	389
5.672% due 10/20/2035	200	199
Chile Electricity Lux MPC Sarl		
6.010% due 01/20/2033	465	479
Greensaif Pipelines Bidco Sarl		
5.853% due 02/23/2036	300	301
6.103% due 08/23/2042	300	295
6.129% due 02/23/2038	200	203
6.510% due 02/23/2042	400	409
Guara Norte Sarl		
5.198% due 06/15/2034	160	150
Petrorio Luxembourg Holding Sarl		
6.125% due 06/09/2026	500	505
Saavi Energia Sarl		
8.875% due 02/10/2035	300	307
ルクセンブルク合計		3,237
(取得原価 \$ 3,213)		
マレーシア 1.4%		
社債等 1.4%		
Khazanah Capital Ltd.		
4.876% due 06/01/2033	400	392

Khazanah Global Sukuk Bhd		
4.687% due 06/01/2028	500	500
Petronas Capital Ltd.		
3.404% due 04/28/2061	1,500	944
5.848% due 04/03/2055	700	694
マレーシア合計		2,530
(取得原価 \$ 3,055)		
マーシャル諸島 0.0%		
社債等 0.0%		
Nakilat, Inc.		
6.267% due 12/31/2033	56	59
マーシャル諸島合計		59
(取得原価 \$ 63)		
メキシコ 3.6%		
社債等 1.5%		
Banco Nacional de Comercio Exterior SNC		
5.875% due 05/07/2030	300	302
BBVA Mexico S.A. Institucion de Banca Multiple		
Grupo Financiero BBVA Mexico		
7.625% due 02/11/2035 (d)	300	304
Petroleos Mexicanos		
6.625% due 06/15/2038	780	566
6.700% due 02/16/2032	195	174
6.950% due 01/28/2060	200	135
7.690% due 01/23/2050	1,717	1,264
		2,745
ソブリン債 2.1%		
Mexico Government International Bond		
2.750% due 11/27/2031 (e)	MXN	11,021
3.000% due 12/03/2026 (e)		24,886
4.000% due 11/30/2028 (e)		8,477
4.000% due 03/15/2115	EUR	200
5.000% due 04/27/2051	\$	200
5.750% due 10/12/2110		700
6.875% due 05/13/2037		700
7.375% due 05/13/2055		300
		4,017
メキシコ合計		6,762
(取得原価 \$ 8,110)		
モンゴル 0.5%		
ソブリン債 0.5%		
City of Ulaanbaatar Mongolia		
7.750% due 08/21/2027	400	400
Mongolia Government International Bond		
3.500% due 07/07/2027	400	373
7.875% due 06/05/2029	200	205
モンゴル合計		978
(取得原価 \$ 998)		
モロッコ 0.8%		
社債等 0.7%		
OCP S.A.		
3.750% due 06/23/2031	300	265

5.125% due 06/23/2051		1,200	880
6.700% due 03/01/2036		200	197
			<u>1,342</u>
ソブリン債 0.1%			
Morocco Government International Bond			
4.000% due 12/15/2050		300	198
モロッコ合計			<u>1,540</u>
(取得原価 \$ 1,874)			
ナミビア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
Namibia Government International Bond			
5.250% due 10/29/2025		600	594
ナミビア合計			<u>594</u>
(取得原価 \$ 600)			
オランダ 0.9%			
社債等 0.9%			
Metinvest BV			
8.500% due 04/23/2026		200	181
NE Property BV			
1.875% due 10/09/2026	EUR	600	673
Prosus NV			
1.539% due 08/03/2028		300	324
2.031% due 08/03/2032		100	99
Unigel Netherlands Holding Corp. BV			
15.000% due 12/31/2044 (a) (b)	\$	263	9
Yinson Boronia Production BV			
8.947% due 07/31/2042		297	310
オランダ合計			<u>1,596</u>
(取得原価 \$ 1,707)			
ナイジェリア 2.4%			
社債等 0.4%			
BOI Finance BV			
7.500% due 02/16/2027	EUR	700	800
ソブリン債 2.0%			
Nigeria Government International Bond			
6.125% due 09/28/2028	\$	300	280
6.500% due 11/28/2027		2,100	2,040
7.375% due 09/28/2033		500	426
8.250% due 09/28/2051		200	157
8.747% due 01/21/2031		300	290
9.625% due 06/09/2031		200	200
10.375% due 12/09/2034		300	301
			<u>3,694</u>
ナイジェリア合計			<u>4,494</u>
(取得原価 \$ 4,472)			
北マケドニア 0.3%			
ソブリン債 0.3%			
North Macedonia Government International Bond			
6.960% due 03/13/2027	EUR	500	594
北マケドニア合計			<u>594</u>
(取得原価 \$ 531)			

オマーン 1.3%			
ソブリン債 1.3%			
Oman Government International Bond			
5.625% due 01/17/2028	\$	700	708
6.750% due 01/17/2048		1,100	1,107
7.000% due 01/25/2051		500	516
オマーン合計			<u>2,331</u>
(取得原価 \$ 2,187)			

パキスタン 1.0%			
ソブリン債 1.0%			
Pakistan Government International Bond			
6.000% due 04/08/2026		400	391
6.875% due 12/05/2027		500	465
7.375% due 04/08/2031		400	342
8.250% due 09/30/2025		200	200
8.875% due 04/08/2051 (i)		400	314
Pakistan Water & Power Development Authority			
7.500% due 06/04/2031		200	155
パキスタン合計			<u>1,867</u>
(取得原価 \$ 1,571)			

パナマ 2.4%			
バンクローン債務 0.5%			
Panama Government International Bond			
4.103% due 03/07/2027	EUR	900	<u>1,021</u>
社債等 0.4%			
Aeropuerto Internacional de Tocumen S.A.			
5.125% due 08/11/2061		300	204
Banco General S.A.			
5.250% due 05/07/2031 (c)		700	613
			<u>817</u>

ソブリン債 1.5%			
Panama Government International Bond			
4.500% due 01/19/2063		200	121
6.400% due 02/14/2035		800	756
6.700% due 01/26/2036		800	774
6.853% due 03/28/2054		300	261
7.875% due 03/01/2057		500	488
8.000% due 03/01/2038		200	207
			<u>2,607</u>
パナマ合計			<u>4,445</u>
(取得原価 \$ 4,743)			

パラグアイ 0.7%			
ソブリン債 0.7%			
Paraguay Government International Bond			
4.700% due 03/27/2027		143	142
5.400% due 03/30/2050		300	253
5.850% due 08/21/2033		200	201
6.650% due 03/04/2055		200	195
8.500% due 03/04/2035	PYG	4,496,000	546
パラグアイ合計			<u>1,337</u>
(取得原価 \$ 1,470)			

ペルー 2.0%			
社債等 1.6%			
ALICORP SAA			
6.875% due 04/17/2027	PEN	2,400	663
Credicorp Capital Sociedad Titulizadora S.A.			
10.100% due 12/15/2043		1,600	474
InRetail Consumer			
3.250% due 03/22/2028	\$	400	376
Kallpa Generacion S.A.			
5.875% due 01/30/2032		200	202
Niagara Energy SAC			
5.746% due 10/03/2034		300	295
Petroleos del Peru S.A.			
4.750% due 06/19/2032		200	150
5.625% due 06/19/2047		1,300	793
			2,953
ソブリン債 0.4%			
Peru Government International Bond			
3.230% due 07/28/2121		150	79
5.375% due 02/08/2035 (i)		220	217
5.875% due 08/08/2054 (i)		370	350
6.900% due 08/12/2037	PEN	500	137
			783
ペルー合計			
(取得原価 \$ 4,374)			3,736
フィリピン 1.1%			
社債等 0.5%			
PLDT, Inc.			
3.450% due 06/23/2050	\$	800	536
San Miguel Global Power Holdings Corp.			
8.125% due 12/02/2029 (c)		400	394
			930
ソブリン債 0.6%			
Philippines Government International Bond			
2.650% due 12/10/2045		200	127
3.200% due 07/06/2046		600	415
5.000% due 07/17/2033		500	500
			1,042
フィリピン合計			
(取得原価 \$ 2,538)			1,972
ポーランド 2.1%			
社債等 0.1%			
ORLEN S.A.			
6.000% due 01/30/2035		200	203
ソブリン債 2.0%			
Bank Gospodarstwa Krajowego			
4.375% due 03/13/2039	EUR	400	453
5.750% due 07/09/2034	\$	400	405
6.250% due 07/09/2054		400	388
Poland Government International Bond			
4.125% due 01/11/2044	EUR	350	393

4.875% due 02/12/2030	\$	200	202
5.125% due 09/18/2034		300	297
5.375% due 02/12/2035		400	400
5.500% due 04/04/2053 (i)		650	593
5.500% due 03/18/2054		700	635

3,766

ポーランド合計

(取得原価 \$ 4,032)

3,969

カタール 1.4%

社債等 0.9%

Qatar Energy

3.125% due 07/12/2041		2,000	1,452
3.300% due 07/12/2051		300	197

Qatar Energy LNG S3

5.838% due 09/30/2027		141	143

1,792

ソブリン債 0.5%

Qatar Government International Bond

4.400% due 04/16/2050		300	251
4.875% due 02/27/2035		200	202
5.750% due 01/20/2042		400	422

875

カタール合計

(取得原価 \$ 2,944)

2,667

ルーマニア 1.9%

ソブリン債 1.9%

Romania Government International Bond

2.625% due 12/02/2040	EUR	400	280
2.750% due 04/14/2041		300	210
2.875% due 04/13/2042		400	281
3.375% due 01/28/2050		200	136
3.750% due 02/07/2034		300	286
4.625% due 04/03/2049		300	250
5.250% due 03/10/2030		300	342
5.625% due 05/30/2037 (i)		400	419
6.375% due 09/18/2033 (i)		700	805
7.625% due 01/17/2053	\$	600	581

3,590

ルーマニア合計

(取得原価 \$ 4,171)

サウジアラビア 1.9%

社債等 0.9%

Saudi Arabian Oil Co.

3.500% due 11/24/2070		1,300	760
5.875% due 07/17/2064		400	359
6.375% due 06/02/2055 (f)		500	491

1,610

ソブリン債 1.0%

Saudi Government International Bond

3.250% due 10/22/2030		200	186
5.000% due 01/16/2034 (i)		200	198
5.375% due 01/13/2031		500	515
5.625% due 01/13/2035 (i)		500	517

5.750% due 01/16/2054 (i)	500	466
		<u>1,882</u>
サウジアラビア合計		<u>3,492</u>
(取得原価 \$ 4,005)		
セネガル 0.9%		
ソブリン債 0.9%		
Senegal Government International Bond		
4.750% due 03/13/2028	EUR	900 877
5.375% due 06/08/2037		300 221
7.750% due 06/10/2031	\$	800 649
セネガル合計		<u>1,747</u>
(取得原価 \$ 2,226)		
セルビア 0.9%		
ソブリン債 0.9%		
Serbia Government International Bond		
1.650% due 03/03/2033	EUR	300 274
3.125% due 05/15/2027		400 450
6.000% due 06/12/2034	\$	400 397
6.250% due 05/26/2028		200 206
6.500% due 09/26/2033 (i)		300 310
セルビア合計		<u>1,637</u>
(取得原価 \$ 1,607)		
シンガポール 0.6%		
社債等 0.6%		
Cathaylife Singapore Pte Ltd.		
5.950% due 07/05/2034		400 409
Medco Bell Pte Ltd.		
6.375% due 01/30/2027		200 201
Singapore Airlines Ltd.		
3.375% due 01/19/2029		400 384
Yinson Production Financial Services Pte Ltd.		
9.625% due 05/03/2029		200 208
シンガポール合計		<u>1,202</u>
(取得原価 \$ 1,195)		
スロベニア 0.4%		
ソブリン債 0.4%		
Slovenia Government International Bond		
5.000% due 09/19/2033	700	705
スロベニア合計		<u>705</u>
(取得原価 \$ 695)		
南アフリカ 3.8%		
社債等 1.3%		
Eskom Holdings SOC Ltd.		
4.314% due 07/23/2027	800	774
6.350% due 08/10/2028	1,000	1,003
8.450% due 08/10/2028	400	415
Sasol Financing USA LLC		
8.750% due 05/03/2029	300	295
		<u>2,487</u>
ソブリン債 2.5%		
South Africa Government International Bond		

4.300% due 10/12/2028		200	192
4.850% due 09/30/2029 (i)		1,000	954
5.750% due 09/30/2049		1,300	944
5.875% due 04/20/2032		200	192
7.100% due 11/19/2036		300	291
7.300% due 04/20/2052		300	260
7.950% due 11/19/2054		300	276
8.500% due 01/31/2037	ZAR	3,800	180
8.875% due 02/28/2035		24,400	1,246

南アフリカ合計

(取得原価 \$ 7,509)

韓国 0.5%

社債等 0.3%

KODIT Global Co. Ltd.

4.954% due 05/25/2026

SK On Co. Ltd.

5.375% due 05/11/2026

\$

	200	200
	300	302
		<u>502</u>

ソブリン債 0.2%

Korea National Oil Corp.

4.875% due 04/03/2029

韓国合計

(取得原価 \$ 997)

スリランカ 1.0%

ソブリン債 1.0%

Sri Lanka Government International Bond

3.100% due 01/15/2030

3.350% due 03/15/2033

3.600% due 06/15/2035

3.600% due 05/15/2036

3.600% due 02/15/2038

4.000% due 04/15/2028

スリランカ合計

(取得原価 \$ 1,673)

トリニダードトバゴ 0.3%

社債等 0.1%

National Gas Co. of Trinidad & Tobago Ltd.

6.050% due 01/15/2036

ソブリン債 0.2%

Trinidad & Tobago Government International Bond

5.950% due 01/14/2031

トリニダードトバゴ合計

(取得原価 \$ 483)

トルコ 3.7%

バンクローン債務 1.0%

SOCAR Turkey Enerji A/S

5.931% due 08/11/2026

社債等 0.5%

Turkcell Iletisim Hizmetleri A/S

	1,600	1,811

7.450% due 01/24/2030	400	406
Turkiye Varlik Fonu Yonetimi A/S		
8.250% due 02/14/2029	500	518
		924

ソブリン債 2.2%

Turkey Government International Bond

4.875% due 04/16/2043	700	474
5.750% due 05/11/2047 (i)	1,100	791
6.500% due 01/03/2035	200	184
7.125% due 02/12/2032	500	492
7.125% due 07/17/2032	200	196
7.625% due 05/15/2034	800	801

Turkiye Government Bond

48.800% due 05/20/2026	TRY	1,400	36
48.800% due 08/19/2026		3,100	80
48.800% due 05/17/2028		30,000	753

Turkiye Ihracat Kredi Bankasi A/S

7.500% due 02/06/2028	\$	300	305

			4,112

			6,847

トルコ合計
(取得原価 \$ 7,052)

ウガンダ 0.1%

ソブリン債 0.1%

Republic of Uganda Government Bond

15.000% due 06/18/2043	UGX	644,300	147
15.800% due 06/23/2039		355,000	89

			236

ウガンダ合計
(取得原価 \$ 235)

ウクライナ 1.3%

ソブリン債 1.3%

Ukraine Government International Bond

0.000% due 02/01/2030 (g)	\$	142	69
0.000% due 02/01/2034 (g)		532	201
0.000% due 02/01/2035 (g)		340	166
0.000% due 08/01/2041		420	307
1.750% due 02/01/2029 (i)		781	480
1.750% due 02/01/2034		796	393
1.750% due 02/01/2035		792	385
1.750% due 02/01/2036		698	333

			2,334

ウクライナ合計
(取得原価 \$ 2,282)

アラブ首長国連邦 2.2%

社債等 2.1%

Abu Dhabi Developmental Holding Co. PJSC

5.250% due 10/02/2054	400	361
5.500% due 05/08/2034	200	206

Abu Dhabi National Energy Co. PJSC

4.696% due 04/24/2033	400	391

Adnoc Murban Rsc Ltd.

5.125% due 09/11/2054	1,000	893

DP World Ltd.

5.625% due 09/25/2048	500	458

Masdar Abu Dhabi Future Energy Co.

4.875% due 05/21/2030	200	201
4.875% due 07/25/2033	700	687
5.375% due 05/21/2035	300	301
MDGH GMTN RSC Ltd.		
5.875% due 05/01/2034	300	315
		3,813

ソブリン債 0.1%

Abu Dhabi Government International Bond

5.500% due 04/30/2054	200	195
アラブ首長国連邦合計		4,008

(取得原価 \$ 4,198)

英国 1.7%

社債等 1.5%

Antofagasta PLC

6.250% due 05/02/2034	200	204

Azule Energy Finance PLC

8.125% due 01/23/2030	300	293

NAK Naftogaz Ukraine via Kondor Finance PLC

7.125% due 07/19/2026 (b)	EUR 116	114

Panama Infrastructure Receivable Purchaser PLC

0.000% due 04/05/2032	\$ 1,300	912

Ukraine Railways Via Rail Capital Markets PLC

8.250% due 07/09/2026	946	808

Vedanta Resources Finance II PLC

9.475% due 07/24/2030	200	190

9.850% due 04/24/2033	200	190

2,711

モーゲージ担保証券 0.2%

Canada Square Funding 6 PLC

5.159% due 01/17/2059	GBP 142	192

Rochester Financing No.3 PLC

5.171% due 12/18/2044	127	171

Tower Bridge Funding PLC

5.104% due 12/20/2063	72	98

461

英国合計

(取得原価 \$ 3,182)		3,172

米国 13.6%

バンクローン債務 0.6%

Republic of Cote d'Ivoire

5.403% due 02/11/2034	\$ 1,000	1,133

社債等 0.7%

DAE Funding LLC

3.375% due 03/20/2028	200	192

Rio Oil Finance Trust Series 2014-3

9.750% due 01/06/2027	219	226

Rio Oil Finance Trust Series 2018-1

8.200% due 04/06/2028	473	482

Rutas 2 & 7 Finance Ltd.

0.000% due 09/30/2036	537	379

1,279

モーゲージ担保証券 1.6%

Adjustable Rate Mortgage Trust

4.050% due 01/25/2036 4 3

Alternative Loan Trust

4.922% due 11/25/2035 40 37

Banc of America Mortgage Trust

5.062% due 02/25/2036 6 6

Benchmark Mortgage Trust

3.666% due 01/15/2051 1,000 974

Chase Mortgage Finance Trust

4.737% due 03/25/2037 11 10

Citigroup Mortgage Loan Trust

5.616% due 07/25/2046 11 10

6.757% due 03/25/2034 2 2

Citigroup Mortgage Loan Trust, Inc.

4.254% due 12/25/2035 58 35

Countrywide Home Loan Mortgage Pass-Through Trust

4.862% due 09/25/2047 6 5

Credit Suisse Mortgage Capital Trust

2.000% due 01/25/2060 505 444

GSMPS Mortgage Loan Trust

4.789% due 01/25/2036 108 88

IndyMac INDX Mortgage Loan Trust

4.076% due 09/25/2035 43 35

4.579% due 06/25/2035 15 14

Luminent Mortgage Trust

4.799% due 12/25/2036 4 4

Merrill Lynch Mortgage-Backed Securities Trust

4.365% due 04/25/2037 17 15

Morgan Stanley Mortgage Loan Trust

6.212% due 06/25/2036 3 3

Sequoia Mortgage Trust

4.800% due 01/20/2047 6 4

SG Residential Mortgage Trust

5.353% due 08/25/2062 861 860

Structured Asset Mortgage Investments II Trust

4.739% due 02/25/2037 306 291

WaMu Mortgage Pass-Through Certificates

4.809% due 05/25/2034 48 45

WaMu Mortgage Pass-Through Certificates Trust

3.401% due 05/25/2037 20 16

3.754% due 04/25/2037 12 10

3.814% due 01/25/2037 17 15

4.300% due 12/25/2036 37 33

4.353% due 12/25/2036 11 10

4.825% due 09/25/2036 14 12

2,981

米国政府機関債 1.7%

Fannie Mae, TBA (f)

3.500% due 07/01/2055 1,300 1,152

4.000% due 07/01/2055 400 366

4.500% due 07/01/2055 400 377

5.000% due 07/01/2055 650 629

5.500% due 07/01/2055 750 742

3,266

米国財務省債務証券 9.0%

U. S. Treasury Bonds		
1.750% due 08/15/2041	2,200	1,430
2.000% due 11/15/2041 (i)	5,400	3,641
2.750% due 11/15/2042	900	672
2.875% due 05/15/2043	300	227
3.125% due 11/15/2041	1,500	1,206
3.250% due 05/15/2042	700	568
3.375% due 08/15/2042	900	741
U. S. Treasury Notes		
2.375% due 05/15/2029 (i) (k)	5,100	4,815
3.125% due 08/31/2029	3,700	3,584
		16,884
米国合計		25,543
(取得原価 \$ 29,028)		
ウルグアイ 0.9%		
ソブリン債 0.9%		
Uruguay Government International Bond		
4.975% due 04/20/2055 (i)	700	603
5.442% due 02/14/2037	200	201
7.625% due 03/21/2036	688	811
ウルグアイ合計		1,615
(取得原価 \$ 1,745)		
ウズベキスタン 0.9%		
社債等 0.4%		
Ipoteka-Bank ATIB		
5.500% due 11/19/2025	500	498
Uzbek Industrial & Construction Bank ATB		
8.950% due 07/24/2029	200	206
		704
ソブリン債 0.5%		
National Bank of Uzbekistan		
8.500% due 07/05/2029	500	517
Republic of Uzbekistan International Bond		
3.700% due 11/25/2030	200	171
Uzbekneftegaz JSC		
4.750% due 11/16/2028	400	362
		1,050
ウズベキスタン合計		1,754
(取得原価 \$ 1,701)		
ベネズエラ 0.8%		
社債等 0.4%		
Petroleos de Venezuela S.A. (a)		
5.375% due 04/12/2027	3,950	473
6.000% due 05/16/2034	810	98
8.500% due 10/27/2049	200	187
		758
ソブリン債 0.4%		
Venezuela Government International Bond (a)		
7.000% due 03/31/2038	2,430	406
7.650% due 04/21/2035	2,025	316
9.250% due 05/07/2028	60	10
11.950% due 08/05/2031	20	4

			736
ベネズエラ合計			1,494
(取得原価 \$ 5,449)			
ザンビア 0.2%			
ソブリン債 0.2%			
Zambia Government International Bond			
0.500% due 12/31/2053	206		126
5.750% due 06/30/2033	208		187
ザンビア合計			313
(取得原価 \$ 533)			
短期金融商品 1.1%			
仕組債 0.2%			
Pakistan Credit Linked Notes (Issuer Standard Chartered Bank) (h)			
22.242% due 12/01/2025	PKR	63,300	196
22.246% due 11/03/2025		55,500	173
			369
定期預金 0.9%			
Australia and New Zealand Banking Group Ltd.			
2.820% due 06/02/2025	AUD	65	42
3.830% due 06/02/2025	\$	27	27
Bank of Nova Scotia			
3.830% due 06/02/2025		22	22
BNP Paribas Bank			
1.320% due 06/02/2025	SEK	1	0
2.250% due 06/03/2025	NZD	2	1
2.820% due 06/02/2025	AUD	103	67
3.480% due 06/02/2025	NOK	6	1
5.700% due 06/02/2025	ZAR	1,453	80
Brown Brothers Harriman & Co.			
0.120% due 06/02/2025	¥	3	0
3.830% due 06/02/2025	\$	7	7
Citibank N.A.			
1.330% due 06/02/2025	EUR	26	29
3.420% due 06/02/2025	GBP	4	5
3.830% due 06/02/2025	\$	177	177
DBS Bank Ltd.			
3.830% due 06/02/2025		99	99
DnB Bank ASA			
1.320% due 06/02/2025	SEK	4	0
1.330% due 06/02/2025	EUR	9	10
2.820% due 06/02/2025	AUD	35	22
3.830% due 06/02/2025	\$	628	628
HSBC Bank			
0.890% due 06/02/2025	SGD	4	3
HSBC Bank PLC			
1.330% due 06/02/2025	EUR	24	27
3.420% due 06/02/2025	GBP	4	6
JPMorgan Chase Bank N.A.			
3.830% due 06/02/2025	\$	46	46
MUFG Bank Ltd.			
0.120% due 06/02/2025	¥	174	1
Royal Bank of Canada			

1.330% due 06/02/2025	EUR	92	104
3.420% due 06/02/2025	GBP	17	23
3.830% due 06/02/2025	\$	22	22
Sumitomo Mitsui Trust Bank Ltd.			
0.120% due 06/02/2025	¥	799	6
1.330% due 06/02/2025	EUR	1	1
3.420% due 06/02/2025	GBP	1	1
3.830% due 06/02/2025	\$	147	147
			1,604
短期金融商品合計			1,973
(取得原価 \$ 1,995)			
投資有価証券合計 107.3%		\$	199,569
(取得原価 \$ 217,762)			
金融デリバティブ商品 (j) (1) (0.1%)			(184)
(取得原価またはプレミアム (純額) \$ (600))			
その他の資産および負債 (純額) (7.2%)			(13,391)
純資産 100.0%		\$	185,994

投資明細表に対する注記：

* 残高ゼロには、実際の金額を四捨五入した結果千未満となったケースが含まれている。

- (a) 債務不履行証券
- (b) 現物配当証券
- (c) 永久債（記載日は次回の契約上の償還日）である。
- (d) 偶発転換社債
- (e) 当有価証券の元本金額は、インフレの状況に合わせて調整される。
- (f) 発行日取引証券
- (g) 本有価証券は将来の特定の日に利付証券となる。
- (h) 利率は最終利回りである。

借入れおよびその他の金融取引

リバース・レポ契約：

取引相手	借入金利 ⁽¹⁾	決済日	満期日	借入金額 ⁽¹⁾	リバース・レポ契約に係る未払金
BRC	1.750%	04/23/2025	TBD ⁽²⁾	\$ (290)	\$ (329)
BRC	4.150%	04/28/2025	TBD ⁽²⁾	(752)	(755)
BRC	4.150%	05/02/2025	TBD ⁽²⁾	(384)	(385)
BRC	4.200%	12/20/2024	TBD ⁽²⁾	(211)	(215)
BRC	4.500%	05/14/2025	TBD ⁽²⁾	(190)	(191)
JML	4.350%	01/17/2025	TBD ⁽²⁾	(475)	(483)
JPS	4.450%	05/14/2025	06/04/2025	(5,174)	(5,186)
MEI	3.700%	05/09/2025	06/23/2025	(223)	(224)
MEI	4.250%	05/14/2025	06/23/2025	(569)	(570)
MEI	4.290%	05/14/2025	06/23/2025	(520)	(521)
MEI	4.350%	05/09/2025	06/23/2025	(284)	(285)
MYI	3.250%	05/23/2025	TBD ⁽²⁾	(255)	(255)
MYI	4.100%	04/17/2025	TBD ⁽²⁾	(658)	(661)
MYI	4.350%	02/27/2025	TBD ⁽²⁾	(543)	(549)
MYI	4.400%	02/27/2025	TBD ⁽²⁾	(1,034)	(1,046)
MYI	4.450%	02/27/2025	TBD ⁽²⁾	(866)	(876)
SCX	2.150%	05/14/2025	TBD ⁽²⁾	(574)	(652)
SCX	4.200%	05/12/2025	TBD ⁽²⁾	(242)	(243)
SCX	4.250%	02/14/2025	TBD ⁽²⁾	(824)	(835)
SCX	4.500%	02/27/2025	TBD ⁽²⁾	(588)	(595)
SCX	4.650%	12/20/2024	TBD ⁽²⁾	(658)	(672)

担保付き借入れとして会計処理される特定の取引

	翌日物および継続	契約の残存期間			合計
		30 日以下	31-90 日	90 日以上	
リバース・レポ契約					
Non - U.S. Corporate Debt	\$ 0	\$ (509)	\$ 0	\$ 0	(509)
Non-U.S. Government Debt	0	(1,092)	0	(8,742)	(9,834)
U.S. Government Debt	0	(5,185)	0	0	(5,185)
リバース・レポ契約合計	\$ 0	\$ (6,786)	\$ 0	\$ (8,742)	\$ (15,528)
借入合計	\$ 0	\$ (6,786)	\$ 0	\$ (8,742)	\$ (15,528)
リバース・レポ契約に係る未払金				\$	(15,528)

借入れおよびその他の金融取引要約

以下は、2025 年 5 月 31 日現在の借入れおよびその他の金融取引ならびに差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

(i) 2025 年 5 月 31 日現在、下記マスター契約の条件に基づき市場価格合計 \$ 15,957 の有価証券および \$ 280 の現金が担保として差し入れられている。

取引相手	レポ契約に係る未収金	リバース・レポ契約に係る未払金	セール・バイバック取引に係る未払金	空売りに係る未払金	借入れおよびその他の金融取引合計	差入（受入）担保	ネット・エクスポージャー ⁽³⁾
グローバル／マスター・レポ契約							
BRC	\$ 0	\$ (1,875)	\$ 0	\$ 0	\$ (1,875)	\$ 1,839	\$ (36)
JML	0	(483)	0	0	(483)	517	34
JPS	0	(5,186)	0	0	(5,186)	5,142	(44)
MEI	0	(1,600)	0	0	(1,600)	1,713	113
MYI	0	(3,387)	0	0	(3,387)	3,721	334
SCX	0	(2,997)	0	0	(2,997)	3,305	308
借入れおよびその他の金融取引合計	\$ 0	\$ (15,528)	\$ 0	\$ 0	\$ (15,528)		

(1) 2025 年 5 月 31 日に終了した会計期間中の平均借入額は \$ 16,428 で、加重平均金利は 4.709%であった。セール・バイバック取引とリバース・レポ契約が会計期間中に保有されていた場合、平均借入額にはそれらが含まれる。

(2) 満期の定めのないリバース・レポ契約

(3) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。借入れおよびその他の金融取引のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引に限り相殺することができる。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネットティングの取決めに参照のこと。

(j) 金融デリバティブ商品：上場または中央清算

先物取引：

銘柄名	売買区分	消滅日	契約数	未実現評価 (損) 益	変動証拠金	
					資産	負債
Euro-BTP 10-Year Bond September Futures	買建	09/2025	2	\$ 0	\$ 0	0
Euro-Bund 10-Year Bond June Futures	売建	06/2025	2	1	0	(1)

Euro-OAT 10-Year Bond June Futures	売建	06/2025	2	0	0	0
U. S. Treasury 2-Year Note September Futures	買建	09/2025	15	4	1	0
U. S. Treasury 5-Year Note September Futures	買建	09/2025	101	67	9	0
U. S. Treasury 10-Year Note September Futures	買建	09/2025	278	289	17	0
U. S. Treasury Ultra 30-Year Bond September Futures	売建	09/2025	19	(43)	3	0
先物契約合計				\$ 318	\$ 30	\$ (1)

スワップ契約：

クレジット・インデックスのクレジット・デフォルト・スワップ - 買建プロテクション⁽¹⁾

インデックス/ト ランシェ	固定約定（支 払）レート	満期日	想定元 本 ⁽³⁾	市場価 格 ⁽⁴⁾	未実現評価 （損）益	変動証拠金	
						資産	負債
CDX. EM-38 Index	(1.000%)	12/20/2027	\$ 6,800	\$ 0	\$ (211)	\$ 3	\$ 0
CDX. EM-42 Index	(1.000%)	12/20/2029	800	15	(3)	0	0
				\$ 15	\$ (214)	\$ 3	\$ 0

クレジット・インデックスのクレジット・デフォルト・スワップ - 売建プロテクション⁽²⁾

インデックス/ト ランシェ	固定約定受取 レート	満期日	想定元 本 ⁽³⁾	市場価 格 ⁽⁴⁾	未実現評価 （損）益	変動証拠金	
						資産	負債
CDX. EM-40 Index	1.000%	12/20/2028	\$ 900	\$ (8)	\$ 15	\$ 0	\$ 0
CDX. EM-41 Index	1.000%	06/20/2029	1,300	(16)	29	0	(1)
CDX. EM-43 Index	1.000%	06/20/2030	300	(9)	2	0	0
				\$ (33)	\$ 46	\$ 0	\$ (1)

金利スワップ

変動金利支 払/受取	変動金利 インデックス	固定金 利	満期日	想定元本	市場価 格	未実現評 価（損） 益	変動証拠金	
							資産	負債
Pay	6-Month CZK- PRIBOR	4.250%	04/18/2029	CZK 12,000	\$ 21	\$ 6	\$ 1	\$ 0
Pay	6-Month CZK- PRIBOR	3.530%	07/15/2029	52,800	66	66	5	0
Pay	6-Month CZK- PRIBOR	3.080%	10/03/2029	32,000	10	10	3	0
Receive	6-Month CZK- PRIBOR	3.325%	05/09/2030	49,000	(2)	(2)	0	(6)
Receive ⁽⁵⁾	6-Month EURIBOR	2.000%	09/17/2027	EUR 2,300	(4)	(20)	0	0
Receive	6-Month EURIBOR	2.818%	06/26/2029	300	(15)	(7)	0	0
Receive ⁽⁵⁾	6-Month EURIBOR	2.250%	09/17/2030	7,700	(13)	(136)	0	(8)
Receive ⁽⁵⁾	6-Month EURIBOR	2.250%	09/17/2035	320	9	1	0	(1)
Receive	6-Month EURIBOR	2.250%	03/20/2044	100	8	2	0	0
Receive ⁽⁵⁾	6-Month EURIBOR	2.250%	09/17/2055	2,530	214	3	0	(2)
Pay	6-Month HUF- BUBOR	5.955%	05/08/2030	HUF 881,000	(17)	(17)	1	0
Pay	6-Month PLN- WIBOR	4.855%	02/10/2030	PLN 5,100	41	34	8	0
Receive	6-Month PLN- WIBOR	4.075%	04/11/2030	5,100	2	2	0	(8)
Receive	BRL-CDI- Compounded	14.470%	06/02/2025	BRL 101,600	1	1	0	0
Receive	BRL-CDI- Compounded	14.690%	07/01/2025	100,500	0	0	0	0
Pay	BRL-CDI- Compounded	9.842%	01/04/2027	22,000	(265)	(265)	0	(3)
Receive	BRL-CDI- Compounded	11.253%	01/04/2027	17,700	121	121	3	0
Pay	BRL-CDI- Compounded	11.550%	01/04/2027	1,200	(7)	(7)	0	0

Pay	BRL-CDI- Compounded	11.570%	01/04/2027		15,800	(89)	(89)	0	(3)
Receive	BRL-CDI- Compounded	13.055%	01/04/2027		8,500	(2)	(2)	2	0
Pay	BRL-CDI- Compounded	13.615%	01/02/2029		4,900	2	2	0	(2)
Receive	IBMEXID1	8.873%	11/23/2034	MXN	54,800	(136)	(136)	0	(2)
Pay	IBMEXID1	9.080%	11/23/2034		7,900	25	25	0	0
Pay	IBMEXID1	9.265%	11/23/2034		20,800	80	80	1	0
Pay	IBMEXID1	9.335%	11/23/2034		8,500	35	35	0	0
Pay	IBMEXID1	9.375%	11/23/2034		16,100	68	47	1	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.000%	06/20/2026	\$	5,600	(45)	(41)	1	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	4.000%	12/20/2026		6,400	(7)	5	0	(2)
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	06/20/2029		1,500	5	(3)	0	(1)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/18/2029		2,825	11	28	2	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.750%	12/18/2029		4,120	(17)	112	0	(3)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.000%	03/19/2030		1,700	(49)	38	1	0
Receive	Secured Overnight Financing Rate	3.500%	12/20/2030		8,700	89	(156)	0	(8)
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.730%	08/03/2033		200	(2)	(2)	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	3.735%	08/07/2033		200	(2)	(2)	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.165%	09/27/2033		400	10	10	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.155%	10/02/2033		400	10	10	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.170%	10/03/2033		600	16	16	1	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.030%	10/04/2033		200	3	3	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.175%	10/10/2033		600	16	16	1	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.150%	10/12/2033		400	10	10	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.220%	10/20/2033		700	22	22	1	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.230%	10/23/2033		100	3	3	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.255%	10/23/2033		100	3	3	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.393%	10/25/2033		200	9	9	0	0
Pay	Secured Overnight Financing Rate	4.450%	10/31/2033		300	15	15	0	0
Pay	Secured	3.500%	12/20/2033		730	(18)	22	1	0

	Overnight Financing Rate Secured											
Receive	Overnight Financing Rate Secured	4.250%	03/20/2034		2,900	(99)	24	0	(3)			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.750%	06/20/2034		2,800	40	(4)	0	(2)			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.750%	12/18/2034		300	3	(3)	0	0			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.250%	03/19/2035		1,300	66	(27)	0	(1)			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.750%	06/20/2036		400	9	10	0	0			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.750%	06/20/2039		100	4	(2)	0	0			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.750%	12/18/2039		500	17	19	0	0			
Pay	Overnight Financing Rate Secured	3.830%	10/12/2053		100	(4)	(4)	0	0			
Pay	Overnight Financing Rate Secured	3.880%	10/16/2053		100	(3)	(3)	0	0			
Pay	Overnight Financing Rate Secured	3.870%	10/17/2053		100	(3)	(3)	0	0			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.500%	06/20/2054		1,080	113	67	2	0			
Receive	Overnight Financing Rate Secured	3.500%	12/18/2054		2,200	212	205	3	0			
Receive	Overnight Financing Rate Sinacofi Chile Interbank Rate	3.250%	03/19/2055		200	28	0	0	0			
Receive	Average Sinacofi Chile Interbank Rate	5.511%	11/13/2033	CLP	670,200	(27)	(27)	0	(2)			
Pay	Average Sterling Overnight Interbank	4.855%	12/18/2033		600,000	(6)	(6)	2	0			
Receive	Average Rate Sterling Overnight Interbank	3.750%	03/19/2027	GBP	5,500	28	(10)	0	(2)			
Pay	Average Rate	3.500%	03/19/2030		3,400	(83)	10	9	0			
					\$	530	\$	118	\$	49	\$	(59)
スワップ契 約合計					\$	512	\$	(50)	\$	52	\$	(60)

金融デリバティブ商品：上場または中央清算要約

以下は、2025 年 5 月 31 日現在の市場または中央清算金融デリバティブ商品の市場価格および変動証拠金の要約である。

(k) 2025 年 5 月 31 日現在、上場および中央決済金融デリバティブ商品に関して市場価格合計 \$ 483 の有価証券および \$ 1,855 の現金が担保として差し入れられている。マスター・ネットティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注 8、マスター・ネットティングの取決めに参照のこと。

金融デリバティブ資産

金融デリバティブ負債

	市場価格				変動証拠金負債			
	買建オプション	先物	スワップ契約	合計	売建オプション	先物	スワップ契約	合計
上場または中央清算合計	\$ 0	\$ 30	\$ 52	\$ 82	\$ 0	\$ (1)	\$ (60)	\$ (61)

- (1) ファンドがプロテクションの買い手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい額を受け取り、参照債務を引き渡すかもしくは参照インデックスを構成する有価証券を引き渡す、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で受け取る。
- (2) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。
- (3) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。
- (4) クレジット・デフォルト・スワップ契約の価格およびその結果の価値は、当該クレジット・デリバティブに関して支払い/履行リスクの現状の指標としての役割を果たし、当該クレジット・デリバティブの想定元本が期末に清算/売却された場合に予想される負債(または利益)の可能性を表す。スワップの想定元本と比較した市場価額の絶対額の増加は、参照組織の信用の健全性の悪化を表し、デフォルトまたは当該契約の条件で定義されたその他の信用事由の発生の可能性またはリスクの増大を表す。
- (5) この金融商品の発効日は将来の特定の日に開始する。詳細に関しては財務書類に対する注記の注 2、有価証券取引および投資利益を参照のこと。

(1) 金融デリバティブ商品：店頭

外国為替先渡契約：

取引相手	決済月	引渡通貨	受取通貨	未実現評価 (損) 益	
				資産	負債
BOA	06/2025	DOP	4,632 \$	78 \$	0 \$
BOA	06/2025	\$	21,271 EUR	18,743	7
BOA	07/2025	DOP	3,286 \$	55	0
BOA	07/2025	EUR	18,615	21,166	0 (6)
BOA	10/2025	\$	28 PEN	102	0
BOA	02/2026	TRY	12,146 \$	254	10
BPS	06/2025	INR	25,832	304	3
BPS	06/2025	TRY	13,166	331	0 (4)
BPS	06/2025	\$	30 CAD	42	0
BPS	06/2025	703 INR	60,055	0	0 (2)
BPS	07/2025	THB	233 \$	7	0
BPS	07/2025	TRY	8,391	202	0 (4)
BPS	08/2025	CZK	224	10	0
BPS	05/2026	\$	47 KWD	14	0
BPS	06/2026	14	4	0	0
BPS	05/2029	KWD	57 \$	197	6
BPS	05/2029	57	197	6	0
BPS	05/2029	57	197	6	0
BPS	05/2029	40	136	4	0
BPS	07/2029	58	201	6	0

BRC	06/2025	ILS	103		29	0	0
BRC	06/2025	TRY	2,258		56	0	0
BRC	06/2025		1,459		37	0	0
BRC	06/2025		1,062		27	0	0
BRC	06/2025		994		25	0	0
BRC	06/2025	\$	185	MXN	3,789	10	0
BRC	06/2025		2	MYR	8	0	0
BRC	06/2025		22	PLN	85	1	0
BRC	06/2025		21	TRY	857	0	0
BRC	06/2025		44		1,776	0	0
BRC	07/2025		45		1,840	0	0
BRC	07/2025		539		24,494	61	0
BRC	08/2025	CZK	2,206	\$	99	0	(1)
BRC	02/2026	\$	254	TRY	12,159	0	(10)
BSS	06/2025	PEN	2,808	\$	768	0	(5)
BSS	06/2025	PLN	20		5	0	0
BSS	06/2025	\$	683	PEN	2,522	11	0
BSS	09/2025		768		2,814	5	0
BSS	11/2025		54		201	1	0
CBK	06/2025	EUR	649	\$	736	0	(1)
CBK	06/2025	GBP	352		469	0	(6)
CBK	06/2025	MXN	1,928		95	0	(4)
CBK	06/2025	\$	58	EGP	3,060	3	0
CBK	06/2025		653	EUR	577	1	0
CBK	06/2025		11	INR	919	0	0
CBK	06/2025		79	PEN	289	1	0
CBK	07/2025	PEN	847	\$	233	0	0
CBK	07/2025	TRY	15,985		395	3	0
CBK	09/2025	PEN	8,951		2,421	0	(38)
CBK	09/2025	\$	1	KZT	559	0	0
DUB	06/2025		12	EGP	647	1	0
DUB	06/2025		11	INR	978	0	0
DUB	06/2025		244	KZT	125,924	1	0
DUB	07/2025	KES	9,372	\$	71	0	(1)
DUB	09/2025	\$	1	KZT	401	0	0
DUB	09/2025		5		2,801	0	0
DUB	10/2025	EGP	1,348	\$	24	0	(2)
DUB	11/2025	PKR	20,331		69	0	(2)
DUB	11/2025	\$	60	NGN	116,756	9	0
DUB	12/2025	UGX	245,946	\$	66	1	0
DUB	12/2025	\$	55	KZT	29,481	0	(1)
FAR	06/2025	AUD	203	\$	129	0	(1)
FAR	06/2025	BRL	666		117	1	0
FAR	06/2025	PLN	58		15	0	0
FAR	06/2025		36		9	0	0
FAR	06/2025	\$	131	AUD	203	0	0
FAR	06/2025		117	BRL	666	0	0
FAR	06/2025		15	PLN	58	0	0
FAR	07/2025	AUD	203	\$	131	0	0
FAR	07/2025	\$	117	BRL	670	0	(1)
GLM	06/2025	PLN	34	\$	9	0	0
GLM	07/2025	DOP	49,406		834	8	0
GLM	08/2025	HUF	23,906		66	0	(1)
GLM	09/2025	DOP	449		7	0	0
GLM	09/2025		13,687		212	0	(13)
GLM	09/2025		15,262		238	0	(13)
GLM	09/2025	\$	300	DOP	19,358	19	0
GLM	09/2025		2	KZT	1,046	0	0
JPM	06/2025	EGP	1,961	\$	38	0	(2)
JPM	06/2025	ILS	294		83	0	(1)
JPM	06/2025		100		29	0	0
JPM	06/2025	INR	36,896		434	3	0
JPM	06/2025	MXN	77,166		3,788	0	(182)
JPM	06/2025	PLN	30		8	0	0
JPM	06/2025	TRY	773		19	0	0
JPM	06/2025	\$	0	EGP	2	0	0
JPM	06/2025		29	ILS	100	0	0
JPM	06/2025		632	MXN	12,925	33	0
JPM	06/2025		248	NGN	383,378	0	(7)
JPM	06/2025	ZAR	21,827	\$	1,132	0	(76)
JPM	11/2025	PKR	39,664		134	0	(4)
JPM	11/2025	\$	60	NGN	116,472	8	0

MBC	06/2025	CAD	42	\$	30	0	0
MBC	06/2025	\$	25	EGP	1,331	2	0
MBC	06/2025		1,179	EUR	1,060	24	0
MBC	07/2025		30	CAD	42	0	0
MBC	08/2025		20	EGP	1,123	1	0
MYI	06/2025	EGP	1,966	\$	37	0	(2)
SCX	06/2025	BRL	664		116	0	0
SCX	06/2025	EGP	2,430		46	0	(2)
SCX	06/2025	\$	112	BRL	664	4	0
SCX	06/2025		28	EGP	1,465	2	0
SCX	06/2025		0		0	0	0
SCX	06/2025		11	INR	965	0	0
SCX	06/2025		108	MXN	2,213	6	0
SCX	06/2025		61	NGN	104,806	5	0
SCX	06/2025		166		268,392	2	0
SCX	06/2025		133		215,525	1	0
SCX	11/2025		53		105,927	10	0
SCX	12/2025	UGX	245,950	\$	66	1	0
SCX	03/2026	\$	495	NGN	850,818	0	(22)
SOG	08/2025	HUF	1,128	\$	3	0	0
SSB	06/2025	\$	477	GBP	352	0	(2)
SSB	07/2025	GBP	352	\$	477	2	0
UAG	06/2025	\$	10	PLN	38	0	0
UAG	08/2025		63	TRY	2,797	3	0
UAG	11/2025		71		3,365	1	0
WST	06/2025	EUR	19,731	\$	22,462	62	0
外国為替先渡契 約合計						\$ 355	\$ (416)

売建オプション：

外国為替オプション

取引相手	銘柄名	行使価格	満期日	想定元本 ⁽¹⁾	プレミアム (受取)	市場価格
BOA	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	TRY 56.500	01/12/2026	1,497	\$ (60)	\$ (60)
BOA	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	56.750	02/03/2026	1,864	(67)	(84)
BOA	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	43.000	01/12/2026	3,340	(75)	(21)
UAG	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	51.750	08/11/2025	396	(9)	(4)
UAG	Call - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	56.900	11/12/2025	420	(12)	(10)
UAG	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	39.750	08/11/2025	396	(12)	0
UAG	Put - OTC U.S. dollar versus Turkish lira	41.600	11/12/2025	420	(16)	(1)
売建オプション 合計						\$ (251) \$ (180)

スワップ契約：

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ - 買建プロテクション⁽²⁾

				インプライド・クレジット・スプレッド (2025年5月31日現在) ⁽⁴⁾				スワップ契約 (公正価値)			
取引相手	参照組織	固定約定 (支払) レート	満期日	想定元本 ⁽⁵⁾	プレミアム支払額 (受取額)	未実現評価 (損益)	資産	負債	資産	負債	
BOA	Oman Government International Bond	(1.000%)	12/20/2027	0.644%	\$ 100	\$ 3	\$ (4)	\$ 0	\$ (1)		

BPS	Oman Government International Bond	(1.000%)	12/20/2027	0.644%	100	3	(4)	0	(1)
BRC	Saudi Government International Bond	(1.000%)	06/20/2034	1.065%	2,000	(22)	27	5	0
GST	Saudi Government International Bond	(1.000%)	06/20/2034	1.065%	700	(8)	10	2	0
MYC	Saudi Government International Bond	(1.000%)	06/20/2034	1.065%	1,200	(13)	17	4	0
						\$ (37)	\$ 46	\$ 11	\$ (2)

社債、ソブリン債、米国地方債に係るクレジット・デフォルト・スワップ — 売建プロテクション⁽³⁾

取引相手	参照組織	固定約定受取レート	満期日	インプライド・クレジット・スプレッド (2025年5月31日現在) ⁽⁴⁾	想定元本 ⁽⁶⁾	プレミアム支払額 (受取額)	スワップ契約 (公正価値)		
							未実現評価 (損) 益	資産	負債
BOA	Chile Government International Bond	1.000%	12/20/2027	0.324%	\$ 2,100	\$ (26)	\$ 65	\$ 39	\$ 0
BOA	Egypt Government International Bond	1.000%	06/20/2025	2.943%	300	(1)	1	0	0
BOA	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	300	1	2	3	0
BPS	Brazil Government International Bond	1.000%	06/20/2035	2.597%	100	(14)	2	0	(12)
BPS	Colombia Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.850%	300	(3)	4	1	0
BPS	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	300	1	2	3	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2025	0.349%	450	2	0	2	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.484%	200	0	2	2	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.579%	400	0	4	4	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2027	0.716%	400	1	3	4	0
BPS	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2028	0.776%	500	(1)	5	4	0
BPS	Romania Government International Bond	1.000%	12/20/2025	0.879%	900	2	1	3	0
BPS	Serbia Government International Bond	1.000%	12/20/2027	0.963%	200	(18)	18	0	0
BPS	Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2027	2.089%	600	(119)	107	0	(12)

BRC	Benin Government International Bond	1.000%	06/20/2026	2.135%	200	(7)	5	0	(2)
BRC	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	300	1	3	4	0
BRC	Ivory Coast Government International Bond	1.000%	06/20/2026	2.681%	100	(3)	2	0	(1)
BRC	Nigeria Government International Bond	1.000%	12/20/2029	5.696%	800	(120)	(17)	0	(137)
BRC	Saudi Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.722%	3,200	45	2	47	0
CBK	Benin Government International Bond	1.000%	06/20/2026	2.135%	25	(1)	1	0	0
CBK	Israel Government International Bond	1.000%	06/20/2025	0.488%	100	0	0	0	0
CBK	Ivory Coast Government International Bond	1.000%	06/20/2026	2.681%	150	(5)	3	0	(2)
CBK	Ivory Coast Government International Bond	1.000%	06/20/2030	4.257%	100	(13)	(1)	0	(14)
CBK	Panama Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.887%	1,600	20	(15)	5	0
CBK	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.351%	1,400	10	2	12	0
DUB	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	600	1	6	7	0
DUB	Nigeria Government International Bond	1.000%	12/20/2029	5.696%	200	(33)	(1)	0	(34)
DUB	Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2030	3.198%	700	(69)	5	0	(64)
GST	Chile Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.247%	1,700	18	5	23	0
GST	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	1,900	5	17	22	0
GST	Israel Government International Bond	1.000%	12/20/2025	0.519%	400	0	1	1	0
GST	Israel Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.578%	100	0	1	1	0
GST	Peru Government International Bond	1.000%	06/20/2026	0.351%	1,200	12	(1)	11	0
GST	Petroleos Mexicanos	3.750%	12/24/2025	---*	584	0	1	1	0
GST	Petroleos Mexicanos	4.850%	05/07/2026	---*	1,000	0	12	12	0
GST	Qatar Government International Bond	1.000%	12/20/2029	0.317%	1,300	36	4	40	0

GST	Saudi Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.722%	2,800	41	0	41	0
GST	Turkey Government International Bond	1.000%	06/20/2027	2.089%	400	(78)	70	0	(8)
JPM	Ivory Coast Government International Bond	1.000%	06/20/2030	4.257%	50	(6)	0	0	(6)
JPM	Poland Government International Bond	1.000%	06/20/2028	0.472%	100	0	2	2	0
MYC	China Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.514%	700	12	5	17	0
MYC	Indonesia Government International Bond	1.000%	06/20/2030	0.797%	200	0	2	2	0
MYC	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.579%	200	1	1	2	0
MYC	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2027	0.627%	100	0	1	1	0
MYC	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2028	0.776%	100	(2)	3	1	0
MYC	Mexico Government International Bond	1.000%	06/20/2029	0.972%	500	1	1	2	0
MYC	Mexico Government International Bond	1.000%	12/20/2029	1.097%	200	(2)	2	0	0
MYC	Nigeria Government International Bond	1.000%	06/20/2030	5.882%	20	(5)	1	0	(4)
MYC	Qatar Government International Bond	1.000%	12/20/2026	0.144%	300	4	0	4	0
MYC	Saudi Government International Bond	1.000%	06/20/2025	0.254%	150	0	0	0	0
						\$ (312)	\$ 339	\$ 323	\$ (296)
スワップ契約合計						\$ (349)	\$ 385	\$ 334	\$ (298)

金融デリバティブ商品：店頭要約

以下は、2025 年 5 月 31 日現在の店頭金融デリバティブ商品と差し入れた（受領した）担保の市場価格を取引相手別に分類して要約したものである。

2025 年 5 月 31 日現在、国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約に従い、金融デリバティブ商品について \$ 169 の現金が担保として差し入れられている。

金融デリバティブ資産					金融デリバティブ負債					店頭 デリ バテ ィブ の市 場 価 格 (純 額)	差入 (受 取) 担保	ネッ ト・ エク スポ ージ ャー (^⑥)
取引 相手	外国 為替 先渡 契約	買 建 オ プ シ ョ ン	ス ワ ッ プ 契 約	店 頭 合 計	外国 為替 先渡 契約	売 建 オ プ シ ョ ン	スワ ッ プ 契 約	店頭 合計				

BOA	\$	17	\$	0	\$	42	\$	59	\$	(6)	\$	(165)	\$	(1)	\$	(172)	\$	(113)	\$	0	\$	(113)
BPS		31		0		23		54		(10)		0		(25)		(35)		19		0		19
BRC		72		0		56		128		(11)		0		(140)		(151)		(23)		0		(23)
BSS		17		0		0		17		(5)		0		0		(5)		12		0		12
CBK		8		0		17		25		(49)		0		(16)		(65)		(40)		0		(40)
DUB		12		0		7		19		(6)		0		(98)		(104)		(85)		0		(85)
FAR		1		0		0		1		(2)		0		0		(2)		(1)		0		(1)
GLM		27		0		0		27		(27)		0		0		(27)		0		0		0
GST		0		0		154		154		0		0		(8)		(8)		146		0		146
JPM		44		0		2		46		(272)		0		(6)		(278)		(232)		169		(63)
MBC		27		0		0		27		0		0		0		0		27		0		27
MYC		0		0		33		33		0		0		(4)		(4)		29		0		29
MYI		0		0		0		0		(2)		0		0		(2)		(2)		(50)		(52)
SCX		31		0		0		31		(24)		0		0		(24)		7		0		7
SOG		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0
SSB		2		0		0		2		(2)		0		0		(2)		0		0		0
UAG		4		0		0		4		0		(15)		0		(15)		(11)		0		(11)
WST		62		0		0		62		0		0		0		0		62		(80)		(18)
店 頭 合 計	\$	355	\$	0	\$	334	\$	689	\$	(416)	\$	(180)	\$	(298)	\$	(894)						

- (1) 想定元本は契約件数を表す。
- (2) ファンドがプロテクションの買い手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの売り手からスワップの想定元本に等しい額を受け取り、参照債務を引き渡すかもしくは参照インデックスを構成する有価証券を引き渡す、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で受け取る。
- (3) ファンドがプロテクションの売り手で、特定のスワップ契約の条件で規定された信用事由が生じた場合、ファンドは (i) プロテクションの買い手にスワップの想定元本に等しい額を支払い、参照債務の引渡しを受けるかしくは参照インデックスを構成する有価証券の引渡しを受ける、または (ii) スワップの想定元本から参照債務の回収価値を減じた額もしくは参照インデックスを構成する有価証券の回収価値を減じた額に等しい純決済額を現金もしくは有価証券の形で支払う。
- (4) インプライド・クレジット・スプレッドは、絶対値で表示され、社債、米国地方債、またはソブリン債に係るクレジット・デフォルト・スワップの期末時点における市場価値を決定するために利用される。インプライド・クレジット・スプレッドは、支払／履行リスクの現在の状況の指標としての役割を果たし、クレジット・デリバティブのデフォルトの可能性やリスクを表す。特定の参照組織のインプライド・クレジット・スプレッドは、プロテクションの買建／売建のコストを反映するもので、これには、契約を締結するために要求される前払金が含まれることがある。クレジット・スプレッドの拡大は、参照組織の信用状態の悪化、および契約の条件で規定されているデフォルトやその他の信用事由の可能性やリスクの拡大を表す。
- (5) 特定のスワップ契約の条件で規定されている信用事由が生じた場合にファンドがクレジット・プロテクションの売り手として支払うことが要求される、または買い手として受け取る可能性がある最大額を示す。
- (6) ネット・エクスポージャーはデフォルト時の取引相手に対する未収金／未払金の純額を表す。店頭金融デリバティブ商品のエクスポージャーは同一の法主体との同一のマスター契約が適用される取引間でのみ相殺することができる。マスター・ネッティングの取決めの詳細に関しては財務書類に対する注記の注8、マスター・ネッティングの取決めに参照のこと。

* 公正価値評価において重要な観察不能なインプットが使用されているため、インプライド・クレジット・スプレッドは入手できない。

金融デリバティブ商品の公正価値

以下は、ファンドが保有するデリバティブ商品の公正価値をリスク・エクスポージャー別に分類して要約したものである。ファンドのリスクに関しては財務書類に対する注記の注 7、主なおよびその他のリスクを参照のこと。

資産・負債計算書上の金融デリバティブ商品の公正価値（2025 年 5 月 31 日現在）：

ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ										
	コモディティ 契約		クレジット 契約		エクイティ 契約		外国為替 契約		金利契約	合計
金融デリバティブ商品 – 資産										
上場または中央清算										
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	30
スワップ契約		0		3		0		0		49
	\$	0	\$	3	\$	0	\$	0	\$	79
店頭										
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	355	\$	0
スワップ契約		0		334		0		0		0
	\$	0	\$	334	\$	0	\$	355	\$	0
	\$	0	\$	337	\$	0	\$	355	\$	79
金融デリバティブ商品 – 負債										
上場または中央清算										
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(1)
スワップ契約		0		(1)		0		0		(59)
	\$	0	\$	(1)	\$	0	\$	0	\$	(60)
店頭										
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(416)	\$	0
スワップ契約		0		0		0		(180)		0
店頭		0		(298)		0		0		0
	\$	0	\$	(298)	\$	0	\$	(596)	\$	0
	\$	0	\$	(299)	\$	0	\$	(596)	\$	(60)

損益計算書に対する金融デリバティブ商品の影響（2025 年 5 月 31 日に終了した会計年度）：

	ヘッジ商品として計上されていないデリバティブ										
	コモディティ契約		クレジット契約		エクイティ契約		外国為替契約		金利契約		合計
金融デリバティブ商品に係る実現純利益（損失）											
上場または中央清算											
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(223)	\$ (223)
スワップ契約		0		14		0		0		597	611
	\$	0	\$	14	\$	0	\$	0	\$	374	\$ 388
店頭											
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(411)	\$	0	\$ (411)
売建オプション		0		0		0		53		0	53
スワップ契約		0		201		0		0		0	201
	\$	0	\$	201	\$	0	\$	(358)	\$	0	\$ (157)
	\$	0	\$	215	\$	0	\$	(358)	\$	374	\$ 231
金融デリバティブ商品に係る未実現評価（損）益の純変動額											
上場または中央清算											
先物	\$	0	\$	0	\$	0	\$	0	\$	322	\$ 322
スワップ契約		0		(43)		0		0		(94)	(137)
	\$	0	\$	(43)	\$	0	\$	0	\$	228	\$ 185
店頭											
外国為替先渡契約	\$	0	\$	0	\$	0	\$	(118)	\$	0	\$ (118)
売建オプション		0		0		0		71		0	71
スワップ契約		0		48		0		0		0	48
	\$	0	\$	48	\$	0	\$	(47)	\$	0	\$ 1
	\$	0	\$	5	\$	0	\$	(47)	\$	228	\$ 186

公正価値の測定

以下は、ファンドの資産と負債を評価するために使用された 2025 年 5 月 31 日現在の情報に基づいた公正価値の要約である。

				公正価値 (2025 年 5 月 31 日現在)				
カテゴリー	レベル 1		レベル 2		レベル 3			
投資有価証券（公正価値）								
アンゴラ								
ソブリン債	\$	0	\$	1,318	\$	0	\$	1,318
アルゼンチン								
ソブリン債		0		4,970		0		4,970
アルメニア								
ソブリン債		0		697		0		697
アゼルバイジャン								
社債等		0		1,011		0		1,011
バーレーン								
ソブリン債		0		1,334		0		1,334
ベナン								
ソブリン債		0		184		0		184
バミューダ								
社債等		0		464		0		464
ブラジル								
社債等		0		1,908		0		1,908
ソブリン債		0		1,770		0		1,770
仕組債		0		767		0		767
ブルガリア								
ソブリン債		0		1,583		0		1,583
カメルーン								
ソブリン債		0		704		0		704
カナダ								
社債等		0		292		0		292
ケイマン諸島								
社債等		0		7,867		0		7,867
ソブリン債		0		506		0		506
チリ								
社債等		0		2,656		0		2,656
ソブリン債		0		465		0		465
中国								
社債等		0		0		0		0
コロンビア								
社債等		0		933		0		933
ソブリン債		0		4,656		0		4,656
コスタリカ								
ソブリン債		0		410		0		410
チェコ共和国								
社債等		0		362		0		362
ドミニカ共和国								
ソブリン債		0		5,629		0		5,629
エクアドル								
ソブリン債		0		3,302		0		3,302
エジプト								
ソブリン債		0		7,379		0		7,379
エルサルバドル								
ソブリン債		0		1,670		0		1,670
フランス								
社債等		0		223		0		223
ガボン								
ソブリン債		0		872		0		872
ジョージア								
ソブリン債		0		193		0		193
ガーナ								
ソブリン債		0		1,754		0		1,754
グアテマラ								
ソブリン債		0		1,357		0		1,357
ホンジュラス								

ソブリン債	0	203	0	203
香港				
社債等	0	1,170	0	1,170
ソブリン債	0	237	0	237
ハンガリー				
社債等	0	419	0	419
ソブリン債	0	4,699	0	4,699
インド				
社債等	0	752	0	752
インドネシア				
社債等	0	3,662	0	3,662
ソブリン債	0	866	0	866
アイルランド				
社債等	0	1,359	30	1,389
ソブリン債	0	1,357	0	1,357
イスラエル				
社債等	0	299	0	299
ソブリン債	0	1,643	0	1,643
コートジボワール				
ソブリン債	0	1,755	0	1,755
ジャマイカ				
社債等	0	159	0	159
ヨルダン				
ソブリン債	0	1,280	0	1,280
カザフスタン				
社債等	0	2,273	0	2,273
ソブリン債	0	503	0	503
ケニア				
ソブリン債	0	1,823	0	1,823
ラトビア				
ソブリン債	0	493	0	493
レバノン				
ソブリン債	0	671	0	671
ルクセンブルク				
社債等	0	3,237	0	3,237
マレーシア				
社債等	0	2,530	0	2,530
マーシャル諸島				
社債等	0	59	0	59
メキシコ				
社債等	0	2,745	0	2,745
ソブリン債	0	4,017	0	4,017
モンゴル				
ソブリン債	0	978	0	978
モロッコ				
社債等	0	1,342	0	1,342
ソブリン債	0	198	0	198
ナミビア				
ソブリン債	0	594	0	594
オランダ				
社債等	0	1,596	0	1,596
ナイジェリア				
社債等	0	800	0	800
ソブリン債	0	3,694	0	3,694
北マケドニア				
ソブリン債	0	594	0	594
オマーン				
ソブリン債	0	2,331	0	2,331
パキスタン				
ソブリン債	0	1,867	0	1,867
パナマ				
バンクローン債務	0	0	1,021	1,021
社債等	0	817	0	817
ソブリン債	0	2,607	0	2,607
パラグアイ				
ソブリン債	0	1,337	0	1,337
ペルー				
社債等	0	2,953	0	2,953
ソブリン債	0	783	0	783
フィリピン				
社債等	0	930	0	930
ソブリン債	0	1,042	0	1,042

ポーランド								
社債等	0	203	0	203				
ソブリン債	0	3,766	0	3,766				
カタール								
社債等	0	1,792	0	1,792				
ソブリン債	0	875	0	875				
ルーマニア								
ソブリン債	0	3,590	0	3,590				
サウジアラビア								
社債等	0	1,610	0	1,610				
ソブリン債	0	1,882	0	1,882				
セネガル								
ソブリン債	0	1,747	0	1,747				
セルビア								
ソブリン債	0	1,637	0	1,637				
シンガポール								
社債等	0	1,202	0	1,202				
スロベニア								
ソブリン債	0	705	0	705				
南アフリカ								
社債等	0	2,487	0	2,487				
ソブリン債	0	4,535	0	4,535				
韓国								
社債等	0	502	0	502				
ソブリン債	0	506	0	506				
スリランカ								
ソブリン債	0	1,806	0	1,806				
トリニダードトバゴ								
社債等	0	182	0	182				
ソブリン債	0	292	0	292				
トルコ								
バンクローン債務	0	1,811	0	1,811				
社債等	0	924	0	924				
ソブリン債	0	4,112	0	4,112				
ウガンダ								
ソブリン債	147	89	0	236				
ウクライナ								
ソブリン債	0	2,334	0	2,334				
アラブ首長国連邦								
社債等	0	3,813	0	3,813				
ソブリン債	0	195	0	195				
英国								
社債等	0	2,711	0	2,711				
モーゲージ担保証券	0	461	0	461				
米国								
バンクローン債務	0	0	1,133	1,133				
社債等	0	1,279	0	1,279				
モーゲージ担保証券	0	2,981	0	2,981				
米国政府機関債	0	3,266	0	3,266				
米国財務省債務証券	0	16,884	0	16,884				
ウルグアイ								
ソブリン債	0	1,615	0	1,615				
ウズベキスタン								
社債等	0	704	0	704				
ソブリン債	0	1,050	0	1,050				
ベネズエラ								
社債等	0	758	0	758				
ソブリン債	0	736	0	736				
ザンビア								
ソブリン債	0	313	0	313				
短期金融商品	0	1,604	369	1,973				
投資合計	\$	147	\$	196,869	\$	2,553	\$	199,569
金融デリバティブ商品　－　資産								
上場または中央清算		0	82	0	82			
店頭		0	676	13	689			
	\$	0	\$	758	\$	13	\$	771
金融デリバティブ商品　－　負債								
上場または中央清算		(1)	(60)	0	(61)			
店頭		0	(894)	0	(894)			
	\$	(1)	\$	(954)	\$	0	\$	(955)
合計	\$	146	\$	196,673	\$	2,566	\$	199,385

以下は、2025 年 5 月 31 日に終了した年度において、ファンドのために重要な観察不能の情報(レベル 3)を使用した公正価値の購入、発行および振替の要約である。

カテゴリー	純購入額		発行		レベル 3 へ振替		レベル 3 から振替
投資有価証券（公正価値）							
ルクセンブルク							
社債等	\$	(197)	\$	0	\$	0	0
パナマ							
バンクローン債務		967		0		0	0
米国							
モーゲージ担保証券		0		0		0	(18)
短期金融商品		351		0		0	0
合計	\$	1,121	\$	0	\$	0	(18)

以下は、公正価値ヒエラルキーのレベル 3 に分類された資産と負債の公正価値評価に使用された重要な観察不能な情報の要約である。

カテゴリー	期末残高（2025 年 5 月 31 日現在）		評価手法	観察不能な情報	入力値（別段 の注記のない 限り%）
投資有価証券（公正価値）					
アイルランド					
社債等	\$	30	Third Party Vendor	Expected Recovery	6.00
パナマ					
			Discounted Cash		
バンクローン債務		1,021	Flow	Discount Rate	3.83
米国					
			Discounted Cash		
バンクローン債務		1,133	Flow	Discount Rate	5.79
			Other Valuation		
短期金融商品		369	Techniques ⁽¹⁾	-	-
金融デリバティブ商品 - 資産					
			Indicative Market		
店頭		13	Quotation	Broker Quote	0.08-0.90
合計	\$	2,566			

⁽¹⁾ 財務諸表に対する注記において定義されていない評価方法を含むが、これは、当該方法を使用して評価される有価証券は本ファンドにとって重要性が乏しいとみなされるからである。

添付の注記参照

財務諸表に対する注記

2025 年 5 月 31 日現在

重要な会計方針

以下は、ピムコ・バミューダ・トラスト（以下「トラスト」という）が米国において一般に公正妥当と認められる会計原則（以下「米国 GAAP」という）に準拠した財務諸表を作成するにあたって、継続して従っている重要な会計方針の要約である。各ファンドは米国 GAAP の報告規定（ASC 946 を含むが、これに限定されない）に該当する投資会社として扱われている。米国 GAAP に従い財務諸表を作成するにあたって、経営陣は、決算日現在の資産・負債の計上金額および偶発資産・債務の開示事項、ならびに決算期間中における運用による純資産の増加および減少の計上金額に影響を与える見積りおよび仮定を行う必要がある。実績は、これらの見積りとは異なる可能性もある。

(a) 被取得ファンド

受託会社およびマネージャーは、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（円ヘッジ）、および PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド II（これらは他のファンドに対する投資を行うもので、以下では、「ファンド・オブ・ファンズ」または「取得ファンド」という）の資産の全部または一部を、PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンド（M）（以下では、「被取得ファンド」という）に振り替えることができる。振り替えられた資産は、直接受領されたものと同様に保有される。資産がそのように振り替えられた場合、被取得ファンドは、対応する取得ファンドへの受益証券の発行を当該受益証券の 1 口当たりの発行価格で計上し、当該受益証券の買戻し時には、受益証券 1 口当たり買戻し価格で当該受益証券の買戻しを行う。

財務ハイライトに記載の比率は被取得ファンドの費用を含んでいない。ファンドの報酬に関しては財務諸表の注記を適宜参照のこと。

(b) 有価証券取引および投資収益

有価証券取引は、財務報告上、約定日基準で計上される。発行日取引または遅延引渡基準で売買された有価証券は、当該有価証券の約定日から標準決済期間を経過した後で決済されることがある。有価証券売却に係る実現損益は、個別原価法で計上されている。配当収入は、配当落ち日に計上される。ただし、外国有価証券からの配当で配当落ち日を過ぎたと思われる一部配当金については、ファンドが配当落ち日の通知を受領次第計上される。受取利息は、ディスカウントの増額およびプレミアムの償却が反映され、決済日から発生基準で計上される。ただし、先スタート発効日のある有価証券は例外で、その受取利息は発効日から発生基準で計上される。転換型証券の転換権に係るプレミアムは償却されない。特定の外国有価証券に係る見積税金債務は発生基準で計上され、損益計算書において場合に依じて受取利息の構成要素または投資に係る未実現評価益（評価損）の純変動額として反映される。かかる有価証券売却の結果実現する税金債務は損益計算書において投資に係る実現純損益の構成要素として反映される。モーゲージ関連証券およびその他の資産担保証証券の元本返済による損益は、損益計算書において受取利息の構成要素として計上される。

継続して適用している手続きに基づき利息の全部または一部の回収が疑わしくなった場合、債務証券は不良債権に分類することができ、関連する受取利息は経過利息の計上を停止し未収利息を償却することによって減額できる。発行体が利息の支払を再開した場合または利息の回収可能性が高まった場合は不良債権の分類から除かれる。債務証券は、一定の状況下で、契約後に支払日の履行が期待される利払いに関して契約または非契約上の支払猶予が認められる場合がある。

(c) 現金および外貨

各ファンドの財務諸表は、主たる営業の場所において使用されている通貨（以下「機能通貨」という）で表示されている。各ファンドの機能通貨は下記の表に記載されている。

外国有価証券、保有通貨ならびにその他の資産および負債の市場価格は、各営業日現在の為替レートに基づき各ファンドの機能通貨に換算される。外貨建ての有価証券の売買および収益費用項目は、取引日における実勢為替レートで各ファンドの機能通貨に換算される。ファンドは外国為替レートの変動の影響を保有有価証券の市場価格の変動と区別して報告していない。かかる変動は損益計算書において投資に係る実現純損益および未実現損益の純変動額に含まれている。ファンドは外貨建ての有価証券に投資することができ、かつ、取引時点の実勢為替レートでスポット（現金）ベースでも外国為替先渡契約によっても外貨取引を行うことができる。スポット外貨の売却から発生する実現外国為替損益、有価証券取引に係る取引日と決済日の間に実現した為替損益、ならびに配当金、利息および外国源泉徴収税の計上額と実際に受け取ったまたは支払った金額の機能通貨相当額との間の差額は損益計算書の外貨取引に係る実現純損益に含まれている。決算期間末に保有されている投資有価証券以外の外貨建て資産および負債に係る外国為替レートの変動に起因する未実現外国為替純損益は、損益計算書の外貨資産および負債に係る未実現評価損益の純変動額に含まれている。

特定のファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の純資産価額およびトータル・リターンは現在の目論見書で詳述されている通り純資産価額が報告される通貨（以下「報告通貨」という）で表示されている。純資産価額およびトータル・リターンの日本円による表示目的のため、期末純資産価額は期首と期末日それぞれの為替レートで換算され、分配額は分配日の為替レートで換算される。各ファンドの報告通貨は下表の通りである。

ファンド/クラス:	報告通貨	機能通貨
PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)		
・ USD	米ドル	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)	日本円	米ドル
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II		
・ J (BRL)	日本円	米ドル
・ J (TRY)	日本円	米ドル
PIMCOリアル・リターン・ファンド	米ドル	米ドル
PIMCOショート・ターム・ストラテジー		
・ AUD	豪ドル	米ドル
・ C (USD)	米ドル	米ドル
・ J (JPY)	日本円	米ドル
・ J (USD)	日本円	米ドル
・ JPY	日本円	米ドル
・ K (USD)	米ドル	米ドル
・ USD	米ドル	米ドル

(d) 複数のクラスによる運用

トラストにより提供されるファンドの各クラスは、該当する場合、そのファンドの資産に関して同一ファンドの他のクラスと同じ権利を保有する。ただし、通貨ヘッジ取引に関連して帰属クラスが特定されている資産ならびにキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスを除く。収益、クラス特有ではない費用、実現および未実現のキャピタル・ゲインおよびキャピタル・ロスは、該当する場合、それぞれのファンドの各クラスの純資産価額に応じて受益証券の各クラスに按分される。クラス特有の費用は、現在、運用報酬、投資顧問報酬、代理店報酬および販売報酬である。

(e) 配分方針

次の表は、各ファンドの予定分配頻度を表示している。各ファンドからの分配は、マネージャーにより承認された場合にのみ公表されかつ受益者に分配され、またマネージャーの裁量により承認が保留されることもある。

毎月分配:

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (円ヘッジ)
PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド II
PIMCOショート・ターム・ストラテジー
・ J (JPY)
・ J (USD)

四半期分配:

PIMCOバミューダ フォーリン・ロー・デュレーション・ファンド
PIMCOバミューダ U.S. ロー・デュレーション・ファンド
PIMCOショート・ターム・ストラテジー
・ K (USD)

毎年分配:

PIMCOリアル・リターン・ファンド
PIMCOショート・ターム・ストラテジー
・ AUD
・ C (USD)
・ JPY
・ USD

マネージャーは下記ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）について分配の公表を予定していない。ただし、その裁量でいつでも受益者に分配することができる。

PIMCOエマージング・マーケット・ボンド・ファンド (M)

分配（もしあれば）は、通常、関連したファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の投資純利益から行われる。また、マネージャーは、分配に使用可能な実現純キャピタル・ゲインの支払を認めることもある。追加分配は、マネージャーが適切と考えた場合に公表されることがある。あるファンド（あるいは、該当する場合はクラス）に関して分配が支払われた場合は、そのファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券 1 口当たり純資産価額が減少する。受益証券保有者はその裁量で、ファンド（あるいは、該当する場合はクラス）からの分配金をファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の受益証券に追加して再投資するか、あるいは現金で受領することができる。現金の支払は、ファンドの報告通貨で行われる。各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の妥当な分配水準を維持するために必要と考えた場合は、追加分配を公表することができる。目論見書により要求されているファンド（あるいは、該当する場合はクラス）の分配金を支払うのに十分な純利益および実現純キャピタル・ゲインがない場合、マネージャーは、そのファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の資本金の一部を分配金として支払うことができる。期日から 6 年を過ぎてなお受領されていない分配金は失効し、ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に帰属する。

(f) 受益証券の発行および買戻し

ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）が業務を開始後、マネージャーは各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の受益証券をそのファンドの受益証券の発行時の 1 口当たりの純資産価額で継続的に発行することができる。ただし、マネージャーまたはその指定代理人は、マネージャーの単独の裁量により当該発行を一時的に中止する権利を有するものとする。関連する目論見書に別段の記載がない限り、各ファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）に関して、当該受益証券の各受益証券 1 口当たり発行価格は、下記の「純資産価額の決定」に定められた通り各取引日に決定される受益証券 1 口当たり純資産価額である。ただし、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（ルクセンブルグ）S.C.A.（以下、「BBH」という）が受け入れ可能な形式の受益証券購入依頼書を正午 12:00（東部時間）より前に BBH が受領しなかった場合、関連するファンド（あるいは、該当する場合はそのクラス）の受益証券 1 口当たり発行価格は、翌取引日に決定される受益証券 1 口当たり純資産価額である。

日本での直接販売のために日本で登録された受益証券の購入の場合、当該受益証券の購入価格は現金で支払われるものとする。当該受益証券を現物で購入することはできない。日本での直接販売のために日本で登録されたトラストの中のファンドの受益証券の買戻しまたは終了の場合、当該ファンドの受益証券は受益者から現金で買い戻すものとする。当該ファンドにおいて現物による買戻しはできない。

関連する目論見書に別段の規定がない限り、買戻し価格の支払は、BBH によって買戻し価格が受領される、または受領されたとみなされる、取引日後通常四（4）営業日以内に受託会社またはその指定代理人が銀行送金で行うものとする。ただし、一定の状況下では、支払は当該取引日後最長八（8）営業日かかる場合がある。

関連する目論見書に別段の記載がない限り、ファンドに申込手数料も買戻し手数料もかからない。ただし、ファンドが販売される法域で指定された販売会社は、マネージャーと受託会社が合意した金額の申込手数料または買戻し手数料を徴収することができる。

(g) 新しい会計原則および規制アップデート

2022 年 6 月、財務会計基準審議会（以下、「FASB」という）は、会計基準更新書（以下、「ASU」という）2022-03「公正価値測定（トピック 820）」を発行した。これは、公正価値で測定した持分証券であって、契約上の売却制限が付された持分証券に対する投資を保有しているすべての事業体に影響を与える。持分証券に対する契約上の売却制限は、持分証券の別個の会計処理単位とみなすべきではなく、したがって、公正価値測定において考慮されないことを、ASU 2022-03 における修正は明確化している。修正はトピック 820 に従って公正価値測定される契約上の売却制限が付された持分証券に関する追加の開示も要求している。ASU 2022-03 の修正の発効日は、2024 年 12 月 15 日より後に開始する会計年度およびそれらの会計年度中の中間期である。経営陣は、同規則に関連する変更を実施し、ファンドの財務諸表に重大な影響は生じていないと判断した。

2023 年 12 月、FASB は ASU 2023-09 を発行した。これは、開示の一貫性を高め、法人所得税情報を管轄区域別に区分し、もはや有益ではない情報を削除するため、法人所得税の定量的・定性的な開示要件を修正するものである。この ASU は、2025 年 12 月 15 日後に開始する年度から有効で、早期適用も認められる。現在、経営陣は、当該変更が財務諸表に及ぼす影響について評価している。

(参考)

マネー・オープン・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2025 年 7 月 15 日現在	2026 年 1 月 15 日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,824,147	89,364,953
国債証券	149,980,012	149,979,776
未収利息	2,707	31,324
前払費用	1,828	39,040
流動資産合計	240,808,694	239,415,093
資産合計	240,808,694	239,415,093
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	6,338
流動負債合計	-	6,338
負債合計	-	6,338
純資産の部		
元本等		
元本	236,538,352	234,608,107
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	4,270,342	4,800,648
元本等合計	240,808,694	239,408,755
純資産合計	240,808,694	239,408,755
負債純資産合計	240,808,694	239,415,093

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。 (1) 金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 (2) 金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会等発表の店頭売買参考統計値（平均値）等、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 (3) 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

		2025 年 7 月 15 日現在	2026 年 1 月 15 日現在
1.	期首	2025 年 1 月 16 日	2025 年 7 月 16 日
	期首元本額	268,676,073 円	236,538,352 円
	期首からの追加設定元本額	3,233,074 円	3,286,669 円
	期首からの一部解約元本額	35,370,795 円	5,216,914 円
	元本の内訳 ※		
	上場インデックスファンド中国A株（パンダ）E F u n d C S I 3 0 0	198,295 円	198,295 円
	上場インデックスファンド海外債券（F T S E W G B I）毎月分配型	19,740 円	19,740 円
	高金利先進国債券オープン（毎月分配型）	4,461,861 円	4,376,147 円
	世界銀行債券ファンド（毎月分配型）	8,652,379 円	8,652,379 円
	高金利先進国債券オープン（資産成長型）	486,180 円	498,915 円
	資源ファンド（株式と通貨）ブラジルリアル・コース	5,520,841 円	5,520,841 円
	資源ファンド（株式と通貨）南アフリカランド・コース	2,135,869 円	2,851,504 円
	グローバル3倍3分法ファンド（1年決算型）	120,696,902 円	116,843,470 円
	グローバル3倍3分法ファンド（隔月分配型）	54,327,153 円	53,668,720 円
	グローバル3倍3分法（適格機関投資家専用）	5,192,792 円	4,999,195 円
	グローバル3倍3分法オープン（適格機関投資家専用）	405,184 円	405,184 円
	日興・G S 世界ソブリン・ファンド（毎月分配型）	5,617,532 円	5,887,667 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース）	13,567,542 円	15,194,026 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース）	1,680,007 円	1,616,365 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）	1,869,012 円	2,168,596 円
	日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）	11,297,264 円	11,297,264 円
	日興・世界ソブリン・ファンド V A（適格機関投資家転売制限付）	409,799 円	409,799 円
	計	236,538,352 円	234,608,107 円
2.	受益権の総数	236,538,352 口	234,608,107 口

※ 当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

	自 2025 年 1 月 16 日 至 2025 年 7 月 15 日	自 2025 年 7 月 16 日 至 2026 年 1 月 15 日
金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品の運用を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な有価証券は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券等であり、全て売買目的で保有しております。また、主なデリバティブ取引には、先物取引、オプション取引、スワップ取引等があり、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するために行うことができます。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
金融商品に係るリスク管理体制	運用部門、営業部門と独立した組織であるリスク管理部門を設置し、全社的なリスク管理活動のモニタリング、指導の一元化を図っております。	同左

II 金融商品の時価等に関する事項

	2025 年 7 月 15 日現在	2026 年 1 月 15 日現在
貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の時価を帳簿価額としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

(2025 年 7 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	122,512
合計	122,512

(2026 年 1 月 15 日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	110,276
合計	110,276

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までに対応する金額であります。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

2025 年 7 月 15 日現在		2026 年 1 月 15 日現在	
1口当たり純資産額	1.0181 円	1口当たり純資産額	1.0205 円
(1万口当たり純資産額)	(10,181 円)	(1万口当たり純資産額)	(10,205 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第4 5 7 回利付国債（2年）	150,000,000	149,979,776	
合計		150,000,000	149,979,776	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2026年1月30日現在です。

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	2,326,437,507円
II 負債総額	1,799,207円
III 純資産総額（I－II）	2,324,638,300円
IV 発行済口数	5,964,175,739口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.3898円

【日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）】

【純資産額計算書】

I 資産総額	12,890,647,755円
II 負債総額	44,225,079円
III 純資産総額（I－II）	12,846,422,676円
IV 発行済口数	84,948,942,731口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	0.1512円

（参考）

マネー・オープン・マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	393,200,507円
II 負債総額	149,889,923円
III 純資産総額（I－II）	243,310,584円
IV 発行済口数	238,376,626口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0207円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

2026年1月末現在	資本金	17,363,045,900 円
	発行可能株式総数	230,000,000 株
	発行済株式総数	197,012,500 株

●過去5年間における主な資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の意思決定機関（2026年1月末現在）

・株主総会

株主総会は、取締役の選任および定款変更に係る決議などの株式会社の基本的な方針や重要な事項の決定を行います。

当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、その権利を行使することができる株主とみなし、毎年3月31日（事業年度の終了）から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集します。

・取締役会

取締役会は、業務執行の決定を行い、取締役の職務の執行の監督をします。また、取締役会の決議によって重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができます。

当社の取締役会は10名以内の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び5名以内の監査等委員である取締役で構成され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役若干名を選定します。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、5名以内の監査等委員である取締役で構成され、監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。監査等委員会は、その決議をもって、監査等委員の中から、常勤の監査等委員を選定します。

(3) 運用の意思決定プロセス（2026年1月末現在）

1. 投資委員会にて、国内外の経済見通し、市況見通しおよび資産配分の基本方針を決定します。
2. 各運用部門は、投資委員会の決定に基づき、個別資産および資産配分戦略に係る具体的な運用方針を策定します。
3. 各運用部門のファンドマネージャーは、上記方針を受け、個別ファンドのガイドラインおよびそれぞれの運用方針に沿って、ポートフォリオを構築・管理します。
4. トレーディング部門は、社会的信用力、情報提供力、執行対応力において最適と判断し得る発注業者、発注方針などを決定します。その上で、トレーダーは、最良執行のプロセスに則り売買を執行します。
5. 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令など遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理／コンプライアンス業務担当部門が担当し、これを運用部門にフィードバックすることにより、適切な運用体制を維持できるように努めています。

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。
- ・委託会社の運用する、2026年1月末現在の投資信託などは次の通りです。

種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：億円)
投資信託総合計	743	376,277
株式投資信託	699	333,315
単位型	236	5,896
追加型	463	327,418
公社債投資信託	44	42,961
単位型	31	868
追加型	13	42,093

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」並びに同規則第 282 条及び第 306 条に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 66 期事業年度（2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 67 期中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

日興アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている日興アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注

記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

2025 年 12 月 5 日

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋 宗 勝 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 上 和 彦
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社（旧社名日興アセットマネジメント株式会社）の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの第 67 期事業年度の中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の 2025 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検

討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(1)【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		31,198		26,334
金銭の信託		3,899		17,070
有価証券		1		-
前払費用		814		822
未収入金		179		358
未収委託者報酬		21,592		22,244
未収収益	※ 3	647	※ 3	900
立替金		1,089		1,214
その他	※ 2	2,011	※ 2	3,024
流動資産合計		61,434		71,969
固定資産				
有形固定資産				
建物	※ 1	233	※ 1	187
器具備品	※ 1	134	※ 1	108
有形固定資産合計		368		295
無形固定資産				
ソフトウェア		438		478
無形固定資産合計		438		478
投資その他の資産				
投資有価証券		28,465		18,012
関係会社株式		37,647		45,007
長期差入保証金		285		725
繰延税金資産		-		496
その他投資		-		765
投資その他の資産合計		66,398		65,006
固定資産合計		67,205		65,781
資産合計		128,640		137,750

(単位：百万円)

	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
預り金	451	1,631
未払金	9,211	9,544
未払収益分配金	7	7
未払償還金	71	71
未払手数料	8,330	8,462
その他未払金	803	1,002
未払費用 ※ 3	4,082	4,202
未払法人税等	1,644	3,378
未払消費税等 ※ 4	620	693
関係会社短期借入金	-	6,690
賞与引当金	2,619	2,881
役員賞与引当金	232	225
その他	683	44
流動負債合計	19,547	29,291
固定負債		
退職給付引当金	1,448	1,455
賞与引当金	565	529
役員賞与引当金	56	121
繰延税金負債	295	-
その他	251	231
固定負債合計	2,617	2,337
負債合計	22,165	31,629
純資産の部		
株主資本		
資本金	17,363	17,363
資本剰余金		
資本準備金	5,220	5,220
資本剰余金合計	5,220	5,220
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	82,591	83,753
利益剰余金合計	82,591	83,753
自己株式	△2,067	△2,067
株主資本合計	103,107	104,269
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,523	2,466
繰延ヘッジ損益	△1,155	△ 615
評価・換算差額等合計	3,367	1,851
純資産合計	106,475	106,120
負債純資産合計	128,640	137,750

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第 65 期		第 66 期	
	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業収益				
委託者報酬		75,874		83,264
その他営業収益	※1	3,714	※1	4,604
営業収益合計		79,588		87,869
営業費用				
支払手数料		32,917		37,898
広告宣伝費		711		645
公告費		3		5
調査費		17,736		18,976
調査費		1,266		1,433
委託調査費		16,445		17,516
図書費		23		26
委託計算費		610		617
営業雑経費		881		867
通信費		135		136
印刷費		308		278
協会費		48		50
諸会費		11		18
その他		375		382
営業費用計		52,860		59,011
一般管理費				
給料		10,550		11,085
役員報酬		459		592
役員賞与引当金繰入額		273		289
給料・手当		6,791		7,151
賞与		277		216
賞与引当金繰入額		2,747		2,835
交際費		71		49
寄付金		22		22
旅費交通費		260		273
租税公課		389		646
不動産賃借料		906		836
退職給付費用		388		403
退職金		36		38
固定資産減価償却費		199		193
福利費		1,208		1,187
諸経費		4,661		4,821
一般管理費計		18,694		19,559
営業利益		8,033		9,298

(単位：百万円)

	第 65 期		第 66 期	
	(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
営業外収益				
受取利息		4		10
受取配当金	※2	4,946	※2	4,356
デリバティブ収益		-		193
有価証券評価益	※3	1,113	※3	3,063
金銭の信託運用益		399		170
時効成立分配金・償還金		2		2
為替差益		-		162
その他		50		81
営業外収益合計		6,517		8,039
営業外費用				
支払利息		569	※2	907
デリバティブ費用		3,494		-
時効成立後支払分配金・償還金		1		2
為替差損		165		-
その他		0		9
営業外費用合計		4,231		919
経常利益		10,319		16,418
特別利益				
投資有価証券売却益		815		210
特別利益合計		815		210
特別損失				
投資有価証券売却損		174		81
固定資産処分損		52		10
損害賠償損失		167		-
特別損失合計		394		91
税引前当期純利益		10,740		16,537
法人税、住民税及び事業税		2,415		4,349
法人税等調整額		△51		△ 157
法人税等合計		2,364		4,192
当期純利益		8,376		12,345

(3) 【株主資本等変動計算書】

第 65 期（自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	79,307	79,307	△2,067	99,823
当期変動額							
剰余金の配当				△5,092	△5,092		△5,092
当期純利益				8,376	8,376		8,376
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	—	—	3,284	3,284	—	3,284
当期末残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	2,056	△488	1,567	101,391
当期変動額				
剰余金の配当				△5,092
当期純利益				8,376
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,467	△666	1,800	1,800
当期変動額合計	2,467	△666	1,800	5,084
当期末残高	4,523	△1,155	3,367	106,475

第 66 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	82,591	82,591	△2,067	103,107
当期変動額							
剰余金の配当				△11,183	△11,183		△11,183
当期純利益				12,345	12,345		12,345
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	1,162	1,162	－	1,162
当期末残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△2,067	104,269

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・ 換算差額 等合計	
当期首残高	4,523	△1,155	3,367	106,475
当期変動額				
剰余金の配当				△11,183
当期純利益				12,345
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△2,056	539	△1,516	△1,516
当期変動額合計	△2,056	539	△1,516	△354
当期末残高	2,466	△615	1,851	106,120

[注記事項]

(重要な会計方針)

項目	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)				
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ① 子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ② その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法				
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table border="0"> <tr> <td>建物</td><td>3 年～15 年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>3 年～20 年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。	建物	3 年～15 年	器具備品	3 年～20 年
建物	3 年～15 年				
器具備品	3 年～20 年				
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき、当事業年度の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。				
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算され、日次で収益を認識しております。 (2) 投資顧問業務 当社は、投資顧問契約に基づき機関投資家に投資顧問サービスを提供し、ファンドの AUM に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資顧問報酬は、一般的に各ファンドの AUM に投資顧問契約で定められた固定料率を乗じて毎月計算され、月次で収益を認識しております。				

5 ヘッジ会計の方法	(3) 成功報酬 当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資信託契約または投資顧問契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いことが判明した時点で収益を認識しております。 (1) ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。 (2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。 (3) ヘッジ方針 ヘッジ取引規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。 (4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間における相場変動によるヘッジ手段及びヘッジ対象資産に係る損益の累計を比較し有効性を評価しております。
6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・ 「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日)
- ・ 「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日) 等

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるものの。

(2) 適用予定日

2028 年 3 月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が財務諸表に及ぼす影響は、現時点で評価中であります。

(重要な会計上の見積り)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,482 百万円 器具備品 920 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 248 百万円 (流動負債) 未払費用 1,873 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 493 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。	※ 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1,484 百万円 器具備品 872 百万円 ※ 2 信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客 分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に 信託しております。 ※ 3 関係会社に対する資産及び負債は次のとおりで あります。 (流動資産) 未収収益 282 百万円 (流動負債) 未払費用 1,921 百万円 ※ 4 消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、 「未払消費税等」として表示しております。 ※ 5 保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピ ーティーワイ・リミテッド(旧社名「日興AMエク イティーズ・オーストラリア・ピーティーワイ・リ ミテッド」)が発行する買戻し条件付株式の買戻請 求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネ ジメント・リミテッドは最大 469 百万円(5 百万豪 ドル)を提供する義務を負っています。当社はヤ ラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う 当該資金提供義務を保証しております。

(損益計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
※ 1 営業収益合計には、成功報酬 212 百万円が含まれ ております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,889 百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額 1,113 百万円を営業外収益に計上して おります。	※ 1 営業収益合計には、成功報酬 354 百万円が含まれ ております。 ※ 2 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 次のとおりであります。 受取配当金 4,048 百万円 支払利息 286 百万円 ※ 3 有価証券評価益 保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の 変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に 振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替 時の評価差額 3,063 百万円を営業外収益に計上して おります。

(株主資本等変動計算書関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	217, 000	—	96, 000	121, 000	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	752, 000	—	406, 000	346, 000	—
合計		969, 000	—	502, 000	467, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2016 年度ストックオプション(2)121,000 株及び 2017 年度ストックオプション(1)346,000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023 年 5 月 26 日 取締役会	普通株式	5, 092	26. 23	2023 年 3 月 31 日	2023 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	11, 183	57. 60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

第 66 期（自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式(株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年 度末残高 (百万円)
		当事業年度 期首	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業 年度末	
2016 年度 ストックオプション(2)	普通株式	121, 000	—	121, 000	—	—
2017 年度 ストックオプション(1)	普通株式	346, 000	—	154, 000	192, 000	—
合計		467, 000	—	275, 000	192, 000	—

(注) 1 当事業年度の減少は、新株予約権の失効等によるものであります。

2 2017 年度ストックオプション(1)192, 000 株は、当事業年度末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	11, 183	57. 60	2024 年 3 月 31 日	2024 年 6 月 25 日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	利益剰余金	7, 486	38. 56	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 27 日

(リース取引関係)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)	
オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料		オペレーティング・リース取引 解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	891 百万円	1 年内	916 百万円
1 年超	2, 613 百万円	1 年超	6, 829 百万円
合計	3, 505 百万円	合計	7, 745 百万円

(金融商品関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュー・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての貸付金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	3,899	—	3,899
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	7,785	18,141	—	25,927
資産計	7,785	22,041	—	29,827
デリバティブ取引(*1)				
株式関連(*2)	△309	—	—	△309
通貨関連(*3)	—	△367	—	△367
デリバティブ取引計	△309	△367	—	△677

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の△309百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の△367百万円は、貸借対照表上流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,540
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	31,198			
未収委託者報酬	21,592			
未収収益	647			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	1	169	2,483	—
合計	53,440	169	2,483	—

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を有価証券及び投資有価証券として保有しております。当社が行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、有価証券及び投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

また、資金運用については金銭の信託及び短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金に関しては 10 数行に分散して預入れしておりますが、これら金融機関の破綻及び債務不履行等による信用リスクに晒されております。営業債権である未収委託者報酬及び未収収益に関しては、それらの源泉である預り純資産を数行の信託銀行に分散して委託しておりますが、信託銀行はその受託資産を自己勘定と分別して管理しているため、仮に信託銀行が破綻又は債務不履行等となった場合でも、これら営業債権が信用リスクに晒されることは無いと考えております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されます。有価証券及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引により、リスクをヘッジしております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針「5 ヘッジ会計の方法」」をご参照下さい。

営業債務である未払金（未払手数料）、未払費用に関しては、すべてが 1 年以内の支払期日であります。未払金（未払手数料）については、債権（未収委託者報酬）を資金回収した後に、販売会社へ当該債務を支払うフローとなっているため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。また未払費用のうち運用再委託先への顧問料支払に係るものについてもほとんどのものが、未払金同様のフローのため、流動性リスクに晒されることは無いと考えております。それ以外の営業費用及び一般管理費に係る未払費用に関しては、流動性リスクに晒されており、一部は外貨建て債務があるため、為替の変動リスクにも晒されております。

外貨建ての関係会社短期借入金に関しましては、為替変動リスクに晒されておりますが、為替予約によりリスクをヘッジしております。

上記以外の外貨建ての債権及び債務に関しては、為替変動リスクに晒されておりますが、一部為替予約によりリスクをヘッジしております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、預金の預入れやデリバティブ取引を行う金融機関の選定に関しては、相手方の財政状態及び経営成績、又は必要に応じて格付等を考慮した上で決定しております。また既に取引が行われている相手方に関しても、定期的に継続したモニタリングを行うことで、相手方の財務状況の悪化等による信用リスクを早期に把握することで、リスクの軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や価格等の変動リスク）の管理

当社は、原則、有価証券及び投資有価証券以外の為替変動や価格変動に係るリスクに対して、ヘッジ取引を行っておりません。外貨建ての営業債権債務について、月次ベースで為替変動リスクを測定し、モニタリングを実施しております。また、有価証券及び投資有価証券に関しては、一部について、為替変動リスクや価格変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。毎月末にそれぞれの時価を算出し、評価損益（ヘッジ対象の有価証券及び投資有価証券は、ヘッジ損益考慮後の評価損益）を把握しております。また、市場の変動等に基づき、今後の一定期間において特定の確率で、金融商品に生じ得る損失額の推計値を把握するため、バリュエーション・アット・リスクを用いた市場リスク管理を週次ベースで実施しております。さらに、外貨建ての関係会社短期借入金に関しては、為替変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っております。

③ 流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、日々資金残高管理を行っております。また、適時に資金繰予定表を作成・更新するとともに、手許流動性（最低限必要な運転資金）を状況に応じて見直し・維持すること等により、流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託 有価証券 その他有価証券 投資信託	2,418	14,651	—	17,070
資産計	6,516	25,994	—	32,510
デリバティブ取引(*1) 株式関連 (*2)	159	—	—	159
通貨関連 (*3)	—	341	—	341
デリバティブ取引計	159	341	—	501

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引の159百万円は、貸借対照表上流動資産のその他に含まれております。

(※3) 通貨関連のデリバティブ取引の341百万円は、貸借対照表上流動資産及び流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、関係会社短期借入金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株価指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,571
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	26,334			
未収委託者報酬	22,244			
未収収益	900			
有価証券及び投資有価証券 投資信託	—	803	1,176	110
合計	49,479	803	1,176	110

(有価証券関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	19,011
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	24,313	17,701	6,611
	小計	24,313	17,701	6,611
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	1,613	1,769	△156
	小計	1,613	1,769	△156
合計		25,927	19,471	6,455

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,540 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	8,145	1,057	△167
合計	8,145	1,057	△167

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
子会社株式	26,371
関連会社株式	18,635

(注) 子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であるため、時価を記載しておりません。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	12,903	9,123	3,780
	小計	12,903	9,123	3,780
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	2,536	2,809	△273
	小計	2,536	2,809	△273
合計		15,440	11,933	3,506

(注) 1 減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%～50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

2 非上場株式等（貸借対照表計上額 2,571 百万円）については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
投資信託	5,849	764	△45
合計	5,849	764	△45

4 保有目的を変更した有価証券

注記事項「(損益計算書関係) ※3 有価証券評価益」をご参照ください。

(金銭の信託関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	3, 899	399

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた 評価差額
運用目的の金銭の信託	17, 070	170

(デリバティブ取引関係)

第 65 期(2024 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	15, 077	—	△ 309	△ 309
合計		15, 077	—	△ 309	△ 309

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,465	—	△268
	豪ドル		84	—	△2
	香港ドル		542	—	△17
	人民元		2,979	—	△17
	ユーロ		2,172	—	△60
合計			12,243	—	△367

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

第 66 期(2025 年 3 月 31 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	17,846	—	159	159
合計		17,846	—	159	159

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

金融商品取引所が定める清算指数によっております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,696	—	△39	△39
合計		6,696	—	△39	△39

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等 のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理 方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		6,651	—	326
	豪ドル		180	—	1
	ユーロ		2,796	—	△2
	香港ドル		1,067	—	38
	人民元		1,473	—	18
合計			12,167	—	381

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(持分法損益等)

第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 5,342 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 17,691 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,474	関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等 (単位：百万円) (1) 関連会社に対する投資の金額 5,341 (2) 持分法を適用した場合の投資の金額 18,436 (3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額 2,427

(退職給付関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランズプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,366
勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の発生額	9
退職給付の支払額	△110
退職給付債務の期末残高	1,407

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,407
未積立退職給付債務	1,407
未認識数理計算上の差異	40
貸借対照表に計上された負債の額	1,448
退職給付引当金	1,448
貸借対照表に計上された負債の額	1,448

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134
利息費用	8
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	134

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率

0.7%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、253 百万円でありました。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型企業年金制度及びキャッシュバランスプラン型退職金制度を設けております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)
退職給付債務の期首残高	1,407
勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の発生額	△34
退職給付の支払額	△133
退職給付債務の期末残高	1,387

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,387
未積立退職給付債務	1,387
未認識数理計算上の差異	67
貸借対照表に計上された負債の額	1,455
退職給付引当金	1,455
貸借対照表に計上された負債の額	1,455

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	138
利息費用	9
数理計算上の差異の費用処理額	△7
確定給付制度に係る退職給付費用	140

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 1.5%

3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、262 百万円でありました。

(ストックオプション等関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 スtockオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) スtockオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4,409,000 株	普通株式 4,422,000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtockオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① スtockオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	217,000	752,000
付与	0	0
失効	96,000	406,000
権利確定	0	0
権利未確定残	121,000	346,000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 ストックオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 104 百万円

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 ストックオプション(新株予約権)の内容、規模及びその変動状況

(1) ストックオプション(新株予約権)の内容

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与対象者の区分及び人数	当社及び関係会社の 取締役・従業員 31 名	当社及び関係会社の 取締役・従業員 36 名
株式の種類別のストックオプション の付与数 (注)	普通株式 4, 409, 000 株	普通株式 4, 422, 000 株
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定条件	2019 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。	2020 年 4 月 27 日 (以下「権利行使 可能初日」といいます。)、当該権利 行使可能初日から 1 年経過した日の 翌日、及び当該権利行使可能初日か ら 2 年経過した日の翌日まで原則と して従業員等の地位にあることを要 し、それぞれ保有する新株予約権の 3 分の 1、3 分の 1、3 分の 1 ずつ 権利確定する。ただし、本新株予約 権の行使時において、当社が株式公 開していることを要する。
対象勤務期間	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで	付与日から、権利行使可能初日から 2 年を経過した日まで
権利行使期間	2019 年 4 月 27 日から 2027 年 4 月 30 日まで	2020 年 4 月 27 日から 2028 年 4 月 30 日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストックオプション(新株予約権)の規模及びその変動状況

① ストックオプション(新株予約権)の数

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利確定前(株)		
期首	121, 000	346, 000
付与	0	0
失効	121, 000	154, 000
権利確定	0	0
権利未確定残	0	192, 000
権利確定後(株)		
期首	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
権利未行使残	—	—

(注) 株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	2016 年度ストックオプション(2)	2017 年度ストックオプション(1)
付与日	2017 年 4 月 27 日	2018 年 4 月 27 日
権利行使価格(円)	553	694
付与日における公正な評価単価 (円) (注) 1	0	0

(注) 1 公正な評価単価に代え、本源的価値（評価額と行使価格との差額）の見積りによっております。

2 スtockオプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の本源的価値の合計額
当事業年度末における本源的価値の合計額 58 百万円

(税効果会計関係)

第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)		第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)	
1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)	1	繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：百万円)
2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	2	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳
3	法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正	3	法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

(関連当事者情報)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポ ール国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の返済 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	3,318 (SGD 33,000 千)	関係会社 短期 貸付金	—
							貸付金利息 (シンガポール ドル貸建) (注 1)	22 (SGD 223 千)	未収収益	—
							関係会社株式 の取得 (注 2)	13,412	—	—
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 3)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	2,950 (USD 20,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	3,378	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 4)	1,828	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 55 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しておりました。
2. Nikko Asset Management International Limited が保有する関連会社 AHAM Asset Management Berhad の 20%の株式を、2023 年 4 月 19 日に 13,412 百万円で取得しました。
3. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
4. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 1,828,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2023 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	41,322 百万円
負債合計	8,314 百万円
純資産合計	33,008 百万円

営業収益	18,682 百万円
税引前当期純利益	6,005 百万円
当期純利益	4,538 百万円

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

重要な該当事項はありません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連 当事者 との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Nikko Asset Management International Limited	シンガポ ール国	232,369 (SGD 千)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	資金の借入 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	6,690 (SGD 60,000 千)	関係会社 短期 借入金	6,690 (SGD 60,000 千)
							借入金利息 (シンガポール ドル貨建) (注 1)	286 (SGD 2,532 千)	未払費用	286 (SGD 2,532 千)
子会社	Nikko AM Americas Holding Co., Inc.	米国	131,079 (USD 千) (注 2)	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	配当の受取	2,641 (USD 18,000 千)	—	—
子会社	Nikko AM Global Holdings Limited	英国	10,738	アセット マネジメン ト業	直接 100.00	—	増資の引受 (注 3)	7,360	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 融資枠 70 百万シンガポールドル、返済期間 1 年間のリボルビング・ローンで、金利は市場金利を勘案して決定しております。
2. Nikko AM Americas Holding Co., Inc. の資本金は、資本金及び資本剰余金の合計額を記載しております。
3. Nikko AM Global Holdings Limited の行った 7,360,000,000 株の新株発行増資を、1 株につき 1 円で当社が引受けたものであります。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所等に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

当事業年度において、重要な関連会社は融通(ロントン)基金管理有限公司であり、その要約財務情報は以下のとおりであります。なお、下記数値は 2024 年 12 月 31 日に終了した年度の財務諸表を当日の直物為替相場で円貨に換算したものであります。

資産合計	46,582 百万円
負債合計	7,834 百万円
純資産合計	38,748 百万円

営業収益	18,712 百万円
税引前当期純利益	6,127 百万円
当期純利益	4,588 百万円

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

第 65 期(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

第 66 期(自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 収益の計上基準」に記載のとおりです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
1株当たり純資産額	548 円 41 銭	546 円 58 銭
1株当たり当期純利益金額	43 円 14 銭	63 円 58 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (自 2024 年 4 月 1 日 至 2025 年 3 月 31 日)
当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (百万円)	8,376	12,345
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	2016 年度ストックオプション (2) 121,000 株、 2017 年度ストックオプション (1) 346,000 株	2017 年度ストックオプション (1) 192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 65 期 (2024 年 3 月 31 日)	第 66 期 (2025 年 3 月 31 日)
純資産の部の合計額 (百万円)	106,475	106,120
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	106,475	106,120
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (千株)	194,152	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間
(2025 年 9 月 30 日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		22,067
金銭の信託		21,408
有価証券		9
未収委託者報酬		19,210
未収収益		1,242
その他	※ 2	5,000
流動資産合計		68,938
固定資産		
有形固定資産	※ 1	292
無形固定資産		526
投資その他の資産		
投資有価証券		17,477
関係会社株式		44,701
長期差入保証金		685
繰延税金資産		665
投資その他の資産合計		63,529
固定資産合計		64,348
資産合計		133,286

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間
(2025 年 9 月 30 日)

負債の部

流動負債

未払金	9,717
未払費用	3,334
未払法人税等	2,614
未払消費税等	※ 3 511
関係会社短期借入金	6,917
賞与引当金	1,652
役員賞与引当金	180
その他	827
流動負債合計	25,756

固定負債

退職給付引当金	1,476
賞与引当金	373
役員賞与引当金	113
その他	216
固定負債合計	2,179

負債合計

27,935

純資産の部

株主資本

資本金	17,363
資本剰余金	
資本準備金	5,220
資本剰余金合計	5,220
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	83,350
利益剰余金合計	83,350
自己株式	△2,067
株主資本合計	103,866

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	1,728
繰延ヘッジ損益	△244
評価・換算差額等合計	1,484

純資産合計

105,351

負債純資産合計

133,286

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)		
営業収益		
委託者報酬		42,808
その他営業収益		2,243
営業収益合計		45,051
営業費用及び一般管理費	※ 1	40,760
営業利益		4,291
営業外収益	※ 2	7,437
営業外費用	※ 3	3,012
経常利益		8,717
特別利益	※ 4	937
特別損失	※ 5	51
税引前中間純利益		9,602
法人税等	※ 6	2,519
中間純利益		7,083

(3) 中間株主資本等変動計算書

第 67 期中間会計期間（自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	17,363	5,220	5,220	83,753	83,753	△ 2,067	104,269
当中間期変動額							
剰余金の配当				△ 7,486	△ 7,486		△ 7,486
中間純利益				7,083	7,083		7,083
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	△ 403	△ 403	—	△ 403
当中間期末残高	17,363	5,220	5,220	83,350	83,350	△ 2,067	103,866

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,466	△ 615	1,851	106,120
当中間期変動額				
剰余金の配当				△ 7,486
中間純利益				7,083
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△ 738	371	△ 366	△ 366
当中間期変動額合計	△ 738	371	△ 366	△ 769
当中間期末残高	1,728	△ 244	1,484	105,351

注記事項

(重要な会計方針)

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 ①子会社株式及び関連会社株式 総平均法による原価法 ②その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定) 市場価格のない株式等 総平均法による原価法 (2) 金銭の信託 時価法 (3) デリバティブ 時価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法により償却しております。ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5 年)に基づく定額法によっております。
3 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払に充てるため、支払見込額に基づき当中間会計期間負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
4 収益の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行业務の内容及び当該履行业務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。 (1) 投資信託委託業務 当社は、投資信託契約に基づき投資信託商品に関する投信委託サービスを提供し、商品の運用資産残高(以下「AUM」)に応じて手数料を受領しております。サービスの提供を通じて得られる投資信託報酬は、各ファンドの AUM に固定料率を乗じて毎日計算さ

(中間貸借対照表関係)

第 67 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 2,394 百万円
※ 2	信託資産 流動資産のその他のうち 2 百万円は、「直販顧客分別金信託契約」により、野村信託銀行株式会社に信託しております。
※ 3	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。
※ 4	保証債務 ティンダルエクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド（旧社名「日興 AM エクイティーズ・オーストラリア・ピーティールワイ・リミテッド」）が発行する買戻し条件付株式の買戻請求に関する債務について、ヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドは最大 489 百万円（5 百万豪ドル）を提供する義務を負っています。当社はヤラ・キャピタル・マネジメント・リミテッドが負う当該資金提供義務を保証しております。

(中間損益計算書関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 43 百万円 無形固定資産 61 百万円
※ 2	営業外収益のうち主要なもの 金銭の信託運用益 3,837 百万円 受取配当金 2,598 百万円 有価証券評価益 953 百万円 有価証券評価益について、保有している一部の有価証券の区分を、運用方針の変更のためその他有価証券から売買目的有価証券に振り替え、金銭の信託に移管したことに伴い、振替時の評価差額を営業外収益に計上しております。
※ 3	営業外費用のうち主要なもの デリバティブ費用 2,675 百万円 支払利息 174 百万円 為替差損 147 百万円
※ 4	特別利益のうち主要なもの 投資有価証券売却益 713 百万円 関係会社株式売却益 223 百万円
※ 5	特別損失のうち主要なもの 投資有価証券売却損 51 百万円
※ 6	中間会計期間における税金費用につきましては、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は「法人税等」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	197, 012, 500	—	—	197, 012, 500

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
普通株式 (株)	2, 860, 000	—	—	2, 860, 000

3 新株予約権等に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間会 計期間末 残高 (百万円)
		当事業 年度期首	当中間 会計期間 増加	当中間 会計期間 減少	当中間 会計期間末	
2017 年度 ストックオプション (1)	普通株式	192, 000	—	—	192, 000	—
合計		192, 000	—	—	192, 000	—

(注) 1 2017 年度ストックオプション(1) 192,000 株は、当中間会計期間末現在、権利行使期間の初日が到来しておりますが、他の条件が満たされていないため新株予約権を行使することができません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025 年 5 月 29 日 取締役会	普通株式	7, 486	38. 56	2025 年 3 月 31 日	2025 年 6 月 27 日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
オペレーティング・リース取引	
解約不能のものに係る未経過リース料	
1 年内	983 百万円
1 年超	6, 295 百万円
合計	7, 279 百万円

(金融商品関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下 3 つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル 1 のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
金銭の信託	3,407	18,001	—	21,408
有価証券				
その他有価証券				
投資信託	2,259	11,805	—	14,064
資産計	5,666	29,806	—	35,473
デリバティブ取引(※1、2)				
株式関連	△122	—	—	△122
通貨関連	—	△189	—	△189
デリバティブ取引計	△122	△189	—	△311

(※1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で示しております。

(※2) 株式関連のデリバティブ取引のうち 2 百万円は、中間貸借対照表上流動資産のその他に、△124 百万円は、流動負債のその他に含まれております。また通貨関連のデリバティブ取引のうち△189 百万円は、流動負債のその他に含まれております。

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、未収収益、未払金、未払費用及び関係会社短期借入金は、短期間（1 年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注 1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル 2 の時価に分類しております。

有価証券

上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル 1 の時価に分類しております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買取請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限が無い場合には基準価額等を時価としており、レベル 2 の時価に分類しております。

デリバティブ取引

株式関連

株式指数先物取引は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。

通貨関連

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	中間貸借対照表計上額
非上場株式	3,422
子会社株式	26,065
関連会社株式	18,635

(有価証券関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

1 子会社株式及び関連会社株式

(注)子会社株式及び関連会社株式は市場価格のない株式等であり、(金融商品関係)金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項(注2)に記載のとおりであります。

2 その他有価証券

(単位：百万円)

	種類	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	11,774	9,262	2,512
	小計	11,774	9,262	2,512
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	2,290	2,457	△167
	小計	2,290	2,457	△167
合計		14,064	11,720	2,344

(注)1 減損処理にあたっては、中間期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%~50%程度下落した場合には、当該金額の重要性、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。当中間会計期間については、該当ございません。

2 非上場株式(中間貸借対照表計上額3,422百万円)については、市場価格のない株式等であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(金銭の信託関係)

第67期中間会計期間(2025年9月30日)

運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	21,408	3,837

(デリバティブ取引関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 株式関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引	株価指数先物取引 売建	18,941	—	△122	△122
合計		18,941	—	△122	△122

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連

種類		契約額等 (百万円)	契約額等 のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 買建 シンガポールドル	6,929	—	△26	△26
合計		6,929	—	△26	△26

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益は損益計算書に計上しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的 処理方法	為替予約取引 売建	投資有価証券			
	米ドル		5,877	—	△98
	豪ドル		146	—	△3
	ユーロ		3,242	—	△50
	香港ドル		495	—	△10
合計			9,761	—	△162

(持分法損益等)

第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)	
関連会社に持分法を適用した場合の投資損益等	
(1) 関連会社に対する投資の金額	5,345 百万円
(2) 持分法を適用した場合の投資の金額	18,450 百万円
(3) 持分法を適用した場合の投資利益の金額	1,313 百万円

(収益認識関係)

第 67 期中間会計期間(2025 年 9 月 30 日)

1 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針 4. 収益の計上基準」に記載の通りです。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストックオプション等関係)

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

セグメント情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

当社はアセットマネジメント業の単一セグメントであるため、記載しておりません。

関連情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービスはアセットマネジメント業として単一であるため、記載しておりません。

2 地域ごとの情報

(1) 営業収益

国内の外部顧客への営業収益に分類した額が営業収益の 90%超であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

国外に所在している有形固定資産が無いため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

営業収益の 10%以上を占める単一の外部顧客が無いため、記載しておりません。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

第 67 期中間会計期間(自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
1株当たり純資産額	542 円 62 銭
1株当たり中間純利益金額	36 円 48 銭

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、新株予約権等の残高はありますが、当社株式が非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、希薄化効果を算定できないため記載しておりません。

2 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 (自 2025 年 4 月 1 日 至 2025 年 9 月 30 日)
中間純利益 (百万円)	7,083
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間純利益 (百万円)	7,083
普通株式の期中平均株式数 (千株)	194,152
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額の算定に含まなかった潜在株式の概要	2017 年度ストックオプション(1)192,000 株

3 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第 67 期中間会計期間 (2025 年 9 月 30 日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額 (百万円)	105,351
純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円)	—
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額 (百万円)	105,351
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数 (千株)	194,152

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

以下の変更について、2024年9月26日の臨時株主総会で決議されており、2025年9月1日付で定款の変更を行ないました。

- ・商号の変更（アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に変更）

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

<約 款>

運用の基本方針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基本方針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運用方法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
ブラジルリアルクラス 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運用制限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(5)一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収益分配方針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とし、

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金47億2,766万7,849円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受け、

② 委託者は、受託者と合意の上、金5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については47億2,766万7,849口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係

る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第33条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第33条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、

当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。
- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
 2. 金銭債権
 3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第22条、第23条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券およびアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを

目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
ブラジルリアルクラス
2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。

- ② 前項の取扱い、第22条から第24条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。

- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。

- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等および第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

第18条 委託者は、運用の指図(第15条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。)に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第30条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

- 第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託

証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内

2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内

③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年7月10日から2009年7月15日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 格付の取得に要する費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第27条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第33条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第35条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
 - 1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第33条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第37条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口

数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款に係る知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第43条 この信託は、委託者が第35条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第44条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.amova-am.com

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用状況に係る情報の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2009年 7 月10日

委託者 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託者 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第35条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

<追加型証券投資信託 日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース）>

運 用 の 基 本 方 針

約款第17条の規定に基づき、委託者が別に定める運用の基本方針は次のものとします。

基 本 方 針

この投資信託は、投資信託証券を中心に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長をはかることを目標として運用を行ないます。

運 用 方 法

(1)投資対象

投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

(2)投資態度

以下の投資信託証券に投資を行ない、インカム収益の確保と信託財産の成長を目指し運用を行ないます。

バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
トルコリラクラス 円建受益証券

証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド 受益証券

各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して、決定します。

なお、各投資信託証券への投資比率には制限を設けません。

ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

運 用 制 限

(1)上記投資信託証券、短期社債等（社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。

(2)有価証券先物取引等のデリバティブ取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行ないません。

(3)投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

(4)外貨建資産への直接投資は行ないません。

(5)一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

収 益 分 配 方 針

第1計算期は収益分配を行ないません。第2計算期以降、毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行ないます。

①分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことを目指します。

③留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益（無分配期の利益を含みます。）については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 約款

（信託の種類、委託者および受託者）

第1条 この信託は証券投資信託であり、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

（信託の目的、金額および追加信託の限度額）

第2条 委託者は、金4,417万1,600円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

② 委託者は、受託者と合意の上、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

③ 委託者は、受託者と合意の上、前項の限度額を変更することができます。

（信託期間）

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から2029年1月15日までとします。

（受益権の取得申込の勧誘の種類）

第4条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

（当初の受益者）

第5条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

（受益権の分割および再分割）

第6条 委託者は、第2条第1項による受益権については4,417万1,600口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議の上、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）

第7条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

（追加日時の異なる受益権の内容）

第8条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（受益権の帰属と受益証券の不発行）

第9条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

③ 委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第10条 受託者は、第2条第1項の規定による受益権については信託契約締結日に、また、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係

る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第11条 委託者は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。なお、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、受益権の取得申込者がその申込をしようとする場合において、委託者に対し、当該取得の申込に係る受益権について、第33条第3項に規定する収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことを申し出たときは、委託者が定める単位をもって、当該受益権の取得の申込に応ずることができるものとします。

② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。以下同じ。）および委託者の指定する登録金融機関（委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が定める単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。ただし、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関と別に定める自動けいぞく投資契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。

③ 前2項の取得申込者は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。）、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、受益権の取得の申込に応じないものとします。ただし、第33条第2項および第3項に規定する収益分配金の再投資に係る場合を除きます。

⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

⑥ 前項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関がそれぞれ独自に定めるものとします。

⑦ 第5項の規定にかかわらず、受益者が第33条第3項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第27条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 証券投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。以下本条において同じ。）を信託終了時まで保有した受益者（信託期間を延長した証券投資信託（追加型証券投資信託にあつては、延長前の信託終了日（以下「当初の信託終了日」といいます。）以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわないものをいいます。以下本項において同じ。）にあつては、当初の信託終了日まで当該信託の受益証券を保有した受益者をいいます。以下本項において同じ。）が、その償還金（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金を含みます。以下本項において同じ。）をもって、当該信託終了日（信託期間を延長した証券投資信託にあつては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。）の属する月の翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の1口当たりの受益権の価額は、当該償還金額の範囲内（単位型証券投資信託にあつては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額）で取得する口数について取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

なお、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関は、

当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

- ⑨ 追加型証券投資信託の受益証券を保有する者が、当該信託の信託終了日の1年前の日以降に開始する委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が別に定める期間内に、当該信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約金をもって、当該売却代金または一部解約金の支払いを受けた委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関でこの信託に係る受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、取得申込を行なう委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑩ 第5項、第8項および第9項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の一部解約の実行を停止した場合で受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、別に定める各信託の一部解約金の手取金をもってするこの信託の取得の申込を、別に定める各信託について委託者が一部解約の実行の停止を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第4項に規定する取得の申込に応じない日であるときは、この計算日以降の最初の取得の申込に応ずることができる日とします。）を取得申込日とする取得の申込とみなします。
- ⑪ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込の受付を取消することができます。

（受益権の譲渡に係る記載または記録）

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（受益権の譲渡の対抗要件）

第13条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

（投資の対象とする資産の種類）

第14条 この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
 2. 金銭債権
 3. 約束手形
- ② この信託においては、前項各号に掲げる資産のほか、次に掲げる資産を投資の対象とします。
1. 為替手形

（運用の指図範囲）

第15条 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。以下、第17条、第22条、第23条および第25条について同じ。）は、信託金を、主として次の外国投資信託の受益証券およびアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された次のマザーファンド（その受益権を他の証券投資信託の信託財産に取得させることを

目的とした証券投資信託であり、以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

1. バミューダ籍外国投資信託 PIMCO エマージング・マーケット・ボンド・ファンドⅡ
トルコリラクラス
 2. 証券投資信託 マネー・オープン・マザーファンド
 3. 短期社債等(社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。)およびコマーシャル・ペーパー
 4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ② 前項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することの指図ができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形

(利害関係人等との取引等)

- 第16条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者(第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行なうものを含みます。)および受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、第3項および第19条において同じ。)、第19条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資を行なうことができます。
- ② 前項の取扱い、第22条から第24条までにおける委託者の指図による取引についても同様とします。
- ③ 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。
- ④ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等(金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。)または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第14条ならびに第15条第1項および第2項に定める資産への投資等および第22条から第24条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。
- ⑤ 前4項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

(運用の基本方針)

- 第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

(運用指図権限の委託)

- 第18条 委託者は、運用の指図(第15条第1項第1号に掲げる受益証券の運用指図に限ります。)に関する権限を次の者に委託します。

名 称：ピムコ ジャパン リミテッド

所在地：東京都港区虎ノ門2丁目6番1号 虎ノ門ヒルズステーションタワー19階

- ② 前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第30条に規定する信託報酬のうち委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に年10,000分の65以内の率を乗じて得た金額とします。

- ③ 前項の報酬は、信託期間中の毎年1月15日および7月15日（各々、休業日の場合は翌営業日とします。）または信託終了時に、第1項により委託を受けた者に支払います。なお、第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約が終了する場合は、当該委託契約終了時に支払います。
- ④ 第1項の規定に関わらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- ⑤ 委託者と第1項により委託を受けた者との間の運用指図権限の委託に関する契約がやむを得ず終了することとなった場合、委託者は、必要な手続きを経て、新たに委託を受ける者を選任し、運用指図権限を委託するものとします。ただし、新たに委託を受ける者の選任ができず、第1項の規定に基づく運用指図権限の委託が終了した場合には、委託者は自ら運用の指図を行なうものとします。

（信託業務の委託等）

第19条 受託者は、委託者と協議の上、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者（第18条に規定する委託者から運用指図権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（混蔵寄託）

第20条 金融機関または金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

（信託財産の登記等および記載等の留保等）

第21条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（一部解約の請求および有価証券の売却等の指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する投資信託証券またはマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第23条 委託者は、前条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、投資信託

証券に係る収益分配金、有価証券等に係る利子等ならびにその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
 2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 3. 借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の範囲内
- ③ 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- ④ 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- ⑤ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日までとすることを原則とします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、第1計算期間は2009年7月10日から2009年7月15日までとし、最終計算期間の終了日は第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告等)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

(信託事務等の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息（第2項各号に掲げる諸費用を含め、以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 前項に定める諸費用のほか、以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
1. 振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
 2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
 3. 目論見書および仮目論見書（これらの訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 4. 信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 6. この信託の受益者に対して行なう公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 7. 格付の取得に要する費用
 8. この信託の監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- ③ 委託者は、前項に定める諸費用の支払いを信託財産のために行ない、支払金額の支弁を信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。
- ④ 前項に基づいて実際に支払った金額の支弁を受ける代わりに、委託者は、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際の費用額にかかわらず、合理的な見積率により計算した金額を諸費用とみなして、その支弁を信託財産から受けることもできます。この場合、委託者は、かかる見積率に上限を付することとし、その上限の範囲内で、かかる見積率を何時にても見直すことができるものとします。
- ⑤ 前項の場合において、第2項に定める諸費用としてみなす額は、信託財産の純資産総額に見積率（前項に規定する見積率の上限は、年万分の10とします。）を乗じて得た額とし、第27条に規定する計算期間を通じて毎日計上され、委託者が定めた時期に信託財産中から支弁するものとします。

（信託報酬等の額）

第30条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第27条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の160の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

（収益分配）

第31条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。ただし、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

1. 分配金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責）

第32条 受託者は、収益分配金については、原則として毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日までに、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第33条第4項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第33条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金

を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第33条 収益分配金は、第1計算期を除く毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日（第1計算期を除きます。）の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関に支払われます。この場合、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受け付けた受益権に帰属する収益分配金を除きます。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込に応じたものとしします。当該取得により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。ただし、第35条第4項により信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

④ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者（第33条の2に規定する委託者の指定する口座管理機関を含みます。））、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

⑤ 一部解約金は、第35条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から当該受益者に支払います。

⑥ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関の営業所等において行なうものとしします。ただし、委託者の自らの勧誘に係る受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとしします。

⑦ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

(委託者の自らの勧誘に係る受益権の口座管理機関)

第33条の2 委託者は、委託者の自らの勧誘に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金および償還金の時効)

第34条 受益者が、収益分配金については第33条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第33条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(一部解約)

第35条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ② 受益者が前項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者または委託者の指定する登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、受益権の一部解約の実行を受け付けないものとします。
 - 1. 一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日
 - 2. 一部解約の実行の請求日から当該請求日に係る第33条第4項に規定する一部解約金の支払開始日までの期間中（一部解約の実行の請求日および一部解約金の支払開始日を除きます。）の全日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合
- ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
- ⑤ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 第4項の規定にかかわらず、別に定める各信託（この信託を除きます。以下この項において同じ。）について、委託者がその翌々営業日の追加信託を行なわない措置を取ったときは、委託者は、この信託契約の一部解約金の手取金をもってする別に定める各信託の取得申込に係る一部解約の実行を停止することができます。当該一部解約の実行が停止されたときは、受益者は当該一部解約の実行停止当日およびその前営業日を解約請求日とする一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、別に定める各信託について委託者が追加信託を行なわない措置を解除した後のこの信託の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑦ 委託者は、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。
- ⑧ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日およびその前営業日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第3項に規定する一部解約の請求を受け付けられない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）を一部解約の実行の請求日として、第5項の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、純資産総額が10億円を下ることとなった場合には、第37条の規定に従ってこの信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

（質権口記載または記録の受益権の取り扱い）

第36条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第37条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。

- ② 委託者は、第1項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口

数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合ならびに、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第38条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第42条の規定に従うものとします。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第39条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第42条第4項に該当する場合には、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第40条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第41条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第42条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第42条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意の上、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合にあつては、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第29条の2に規定する「軽微な併合」を除きます。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、この信託約款に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当

該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対者の買取請求の不適用)

第43条 この信託は、委託者が第35条第1項の一部解約の請求を受け付けた場合にこの信託契約の一部を解約する委託者指図型投資信託に該当するため、第37条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合に、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者であっても、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することはできません。

(信託期間の延長)

第44条 委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協議の上、信託期間を延長することができます。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第45条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第46条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行ない、次のアドレスに掲載します。

www.amova-am.com

- ② 前項の規定に関わらず、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。

(運用状況に係る情報の提供)

第46条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行なうものとします。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第47条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

附 則

- 第1条 この約款において、「自動けいぞく投資契約」とは、この信託について受益権取得申込者と委託者の指定する第一種金融商品取引業者および委託者の指定する登録金融機関が締結する「自動けいぞく投資契約」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、「自動けいぞく投資契約」は当該別の名称に読み替えるものとします。
- 第2条 第33条第7項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 2009年7月10日

委託者 アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社

受託者 野村信託銀行株式会社

(1)別に定める各信託

約款第11条第10項および第35条第6項に規定する「別に定める各信託」とは、次のものをいいます。

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（米ドルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（円ヘッジコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（ブラジルリアルコース） 受益証券

追加型証券投資信託

日興ピムコ・ハイインカム・ソブリン・ファンド毎月分配型（トルコリラコース） 受益証券

